

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成26年 3月 7日(金)

社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課／地域生活支援推進室
／障害児・発達障害者支援室

目 次

【障害福祉課】

1	強度行動障害を有する者に対する支援について……………	1
2	介護職員等による喀痰吸引等の実施等について……………	4
3	福島県相双地域等への介護職員等の応援について……………	5
4	生活介護における医師配置の取扱について……………	6
5	消費税引き上げに係る障害福祉サービス等報酬の取扱について……………	8
6	障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査及び 障害福祉サービス等経営実態調査について……………	1 0
7	その他の報酬に関する事項について……………	1 3
8	障害福祉関係施設等の整備について……………	2 3
9	障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について……………	3 8
10	規制緩和について……………	4 3
11	障害者の就労支援の推進等について……………	4 7
12	障害者優先調達推進法について……………	7 1
13	訪問系サービスについて……………	7 8

【地域生活支援推進室／障害児・発達障害者支援室】

14	障害児支援について……………	9	1
15	発達障害支援施策について……………	1	0 7
16	障害者の地域生活への移行等について……………	1	1 6
17	計画相談支援・障害児相談支援の推進について……………	1	8 4
18	障害者虐待防止対策について……………	2	0 0

1 強度行動障害を有する者に対する支援について

(1) 地域における強度行動障害を有する者に対する体制の強化について

平成 26 年 4 月から、重度訪問介護の対象拡大により、在宅の行動障害を有する者が利用できる障害福祉サービスに重度訪問介護が加わることとなる。これにより、在宅の行動障害を有する者の支援に携わる相談支援、行動援護、重度訪問介護等の事業所間の連携や発達障害者支援センターによるこれらの事業者に対するコンサルテーション等も重要となることから、都道府県及び指定都市におかれては、発達障害者支援体制整備における発達障害者地域支援マネジャーを活用するなど、地域支援体制の強化にご留意いただきたい。

(2) 強度行動障害支援者養成研修について

強度行動障害を有する者に対する支援については、平成 25 年度に、支援者に対する研修として、強度行動障害支援者養成研修事業（以下「基礎研修」という。）を都道府県地域生活支援事業のメニュー項目に盛り込んだところである。この基礎研修の指導者を養成するための研修を独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）において実施しているところであるので、活用を図られたい。

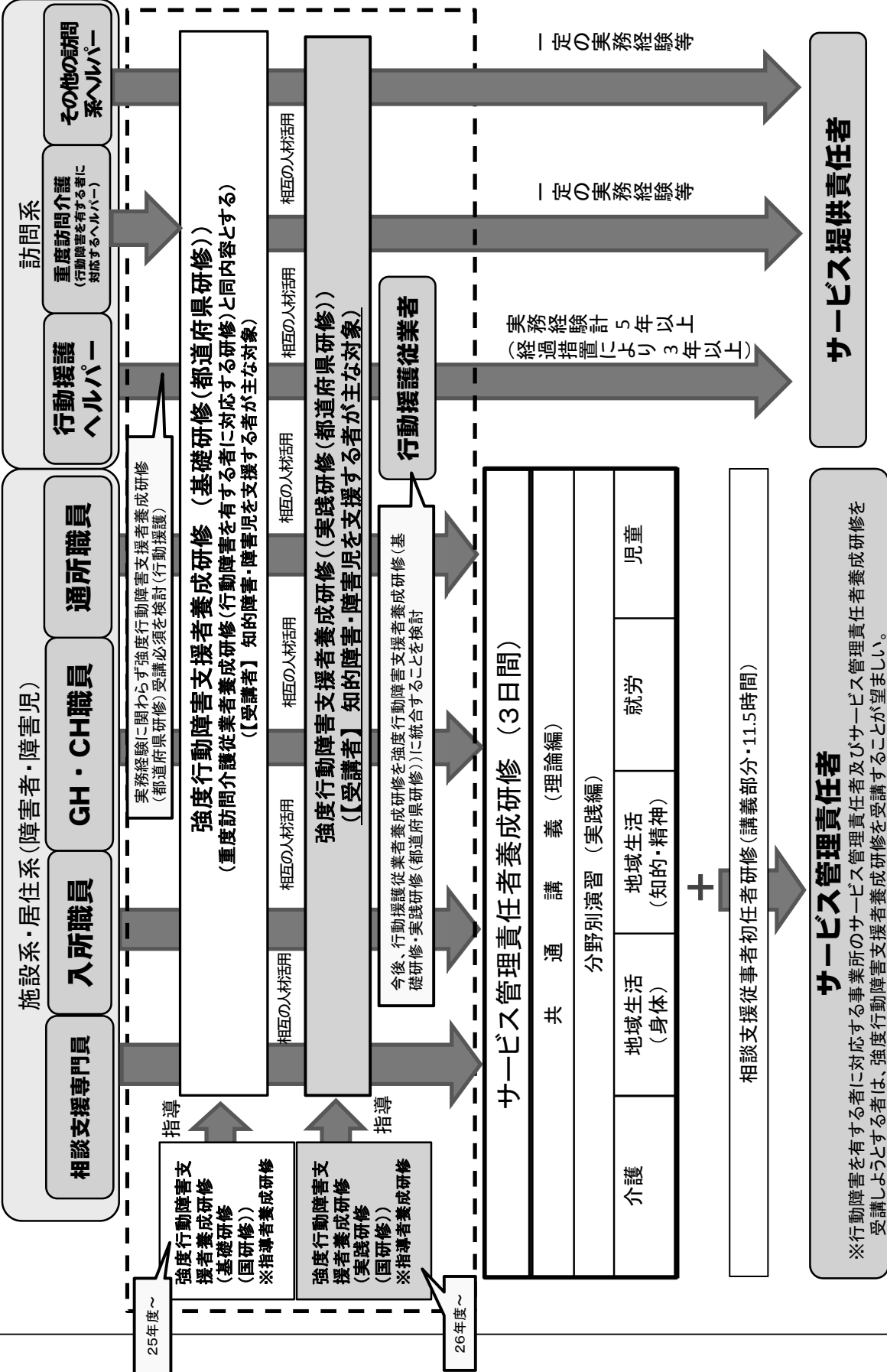
また、各事業所での適切な支援のために、適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とし、サービス管理責任者等に対するさらに上位の研修（以下「実践研修」という。）を実施するため、平成 26 年度予算案において、各都道府県の支援者に対する実践研修を都道府県地域生活支援事業のメニュー項目に盛り込んだところである。実践研修についても、平成 26 年度より、指導者を養成するための研修をのぞみの園で実施する予定であるので、積極的な取組に努められたい。

なお、実践研修に関する詳細については、別途周知することとするので、ご承知おき願いたい。

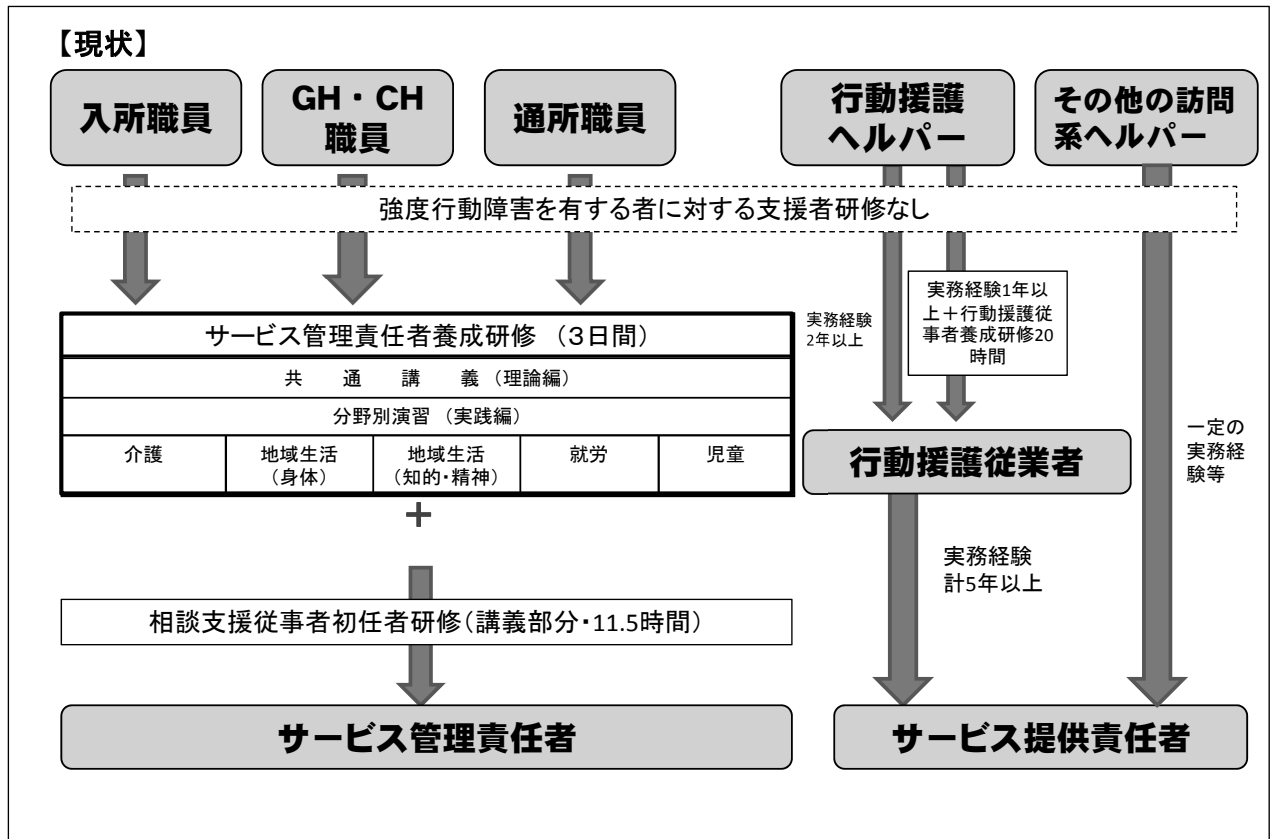
（関連資料：強度行動障害に対応する職員の人材育成について（ポンチ絵）（2 頁～））

強度行動障害に対応する職員の人材育成の充実について

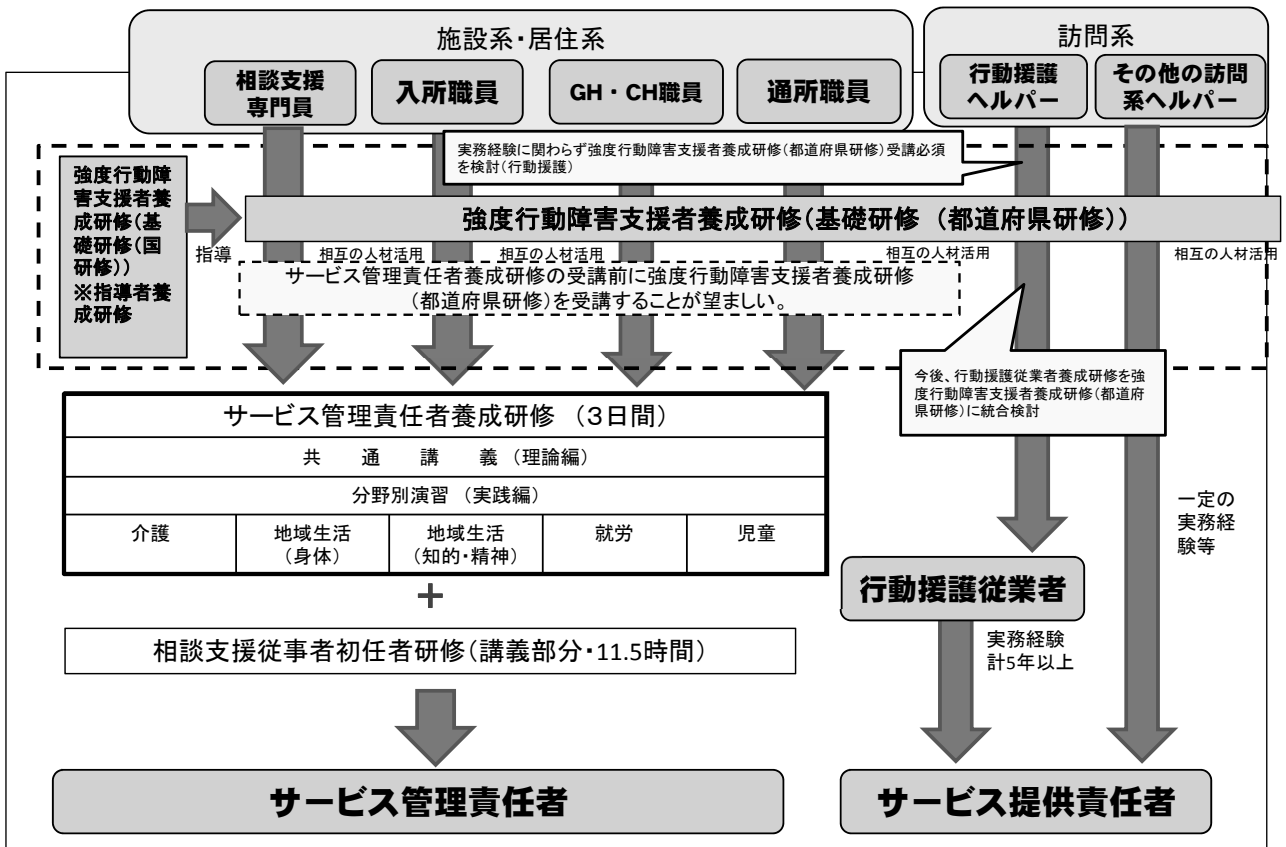
※内容は現時点で案のため、今後変更の可能性あり。



【参考(平成24年度)】



【参考(平成25年度)】



2 介護職員等による喀痰吸引等の実施等について

事業所等が、自らの事業の一環として喀痰吸引等を行うために都道府県知事に登録を行った障害福祉サービス事業者の数（登録特定行為事業者数）は、全国で 10,569 か所（平成 25 年 4 月 1 日現在）となっている。そのうち、障害児者関係では 1,963 か所となっており、前年度（平成 24 年 7 月 1 日現在（全国 3,355 か所、障害児者関係 614 か所）と比較し約 3 倍以上の増加となっている。

（参考 URL：喀痰吸引等制度の実施状況）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tannok_yuuin/01_seido_02.html

しかしながら、地域によっては喀痰吸引等を行う事業所が身近にないなどの声も聞かれることから、各都道府県におかれては、管内市町村とも連携し、医療的ニーズがある障害者等が引き続き住み慣れた場所で適切な障害福祉サービスが受けられるよう、登録特定行為事業者の登録を促すなどご配意願いたい。

また、介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修事業のうち、平成 25 年度の特定の者対象の都道府県研修（第 3 号研修）については、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正に伴い、社会・援護局においてセーフティネット支援対策等事業費補助金により実施してきたところであるが、平成 26 年度についても引き続き実施できるよう、来年度予算案に盛り込んだところである。

このため、都道府県においては、平成 26 年度においても関係部局等と連携を図り、「喀痰吸引等研修」の実施について、都道府県及び登録研修機関の必要な研修実施体制の構築及び継続に努めていただくとともに、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」についても引き続き対応可能となっていることから、同補助金の活用について検討していただき、医療的なニーズがある障害者等が地域において喀痰吸引等を受けられるよう、研修の実施体制の整備等をお願いしたい。

なお、社会福祉士及び介護福祉士法について、改正法の施行を平成 27 年 4 月から 1 年間延期（平成 28 年 4 月から）する案を本国会で審議していることに伴い、平成 27 年 4 月 1 日からの施行となっている介護福祉士が行う介護（社会福祉士及び介護福祉士法第 2 条第 2 項）に「喀痰吸引等」を加える規定等についても 1 年延期するとともに、平成 27 年度の介護福祉士国家試験に「医療的ケア」を出題しないこととされたところであるので、ご了知願いたい。

平成 24 年度における各都道府県の喀痰吸引等研修（第 3 号研修）の実施状況調査について、各都道府県の協力の下実施させていただいたところであるが、調査結果については今年度中に厚生労働省ホームページでお示しする予定である。本調査については、平成 25 年度も引き続き実施予定であり、今年度中に調査票を送付する予定であるのでご協力方お願いする。

3 福島県相双地域等への介護職員等の応援について

東京電力福島第一原子力発電所事故による福島県相双地域等における障害者支援施設等の職員不足の解消を検討することを目的として、「福島県相双地域等人材確保対策会議」が設置され、平成 24 年 6 月 4 日付け事務連絡「福島県相双地域等への介護職員等の応援について（協力依頼）」及び平成 24 年 12 月 25 日付け事務連絡「福島県相双地域等への応援事業の延長等について」によりお知らせしているとおり、障害者支援施設等の支援職員の応援事業を実施しているところである。

このうち、障害者支援施設等については、障害者関係団体や応援施設等のご理解とご協力により、平成 25 年 1 月から同年 3 月まで応援事業が実施され、これまでに 12 法人、13 施設、15 人の応援をいただいたところであり、応援施設並びに関係者に感謝申し上げる。

今般、福島県相双地域等福祉等福祉人材確保会議において、応援事業を平成 27 年 3 月末まで延長することされたところである。

このため、都道府県においては応援事業の期間延長について管内市町村、事業者等に周知するとともに、引き続き相双地域等の施設に対する介護職員等の応援についてご協力をお願いしたい。

4 生活介護における医師配置の取扱いについて

障害福祉サービスのうち、生活介護を実施する施設においては、指定基準等により、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数の医師を配置することとなっているところである。

(参考) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (抄)

※ 障害者支援施設 (生活介護を実施する施設) においても、同様の規定あり。

第七十八条 指定生活介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

しかしながら、一部の入所施設等においては配置医師による継続的な関わりを要する利用者が必ずしも多くない一方で、必要とする医療が多様化しているとの指摘があることを踏まえ、平成 26 年 4 月より、生活介護を実施する施設のうち、利用者の状態像を勘案し必ずしも日常生活上の健康管理及び療養上の指導を必要としない施設については、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することを条件として、指定基準上医師配置をしないことができることとし、その場合、本体報酬において減算を行う取扱いとすることとしている。

これに伴い、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 (案) は別添のとおりとするが、平成 26 年 4 月以降も従前とおり医師を配置する事業所については、本届出書の提出がなくても、届出書に「あり」と記載したこととみなすこととして差し支えないこととする。

この届出書については、本年 4 月中に届出が受理された場合に限り、4 月 1 日に遡って適用とする取扱いとなるので、各都道府県におかれては、管内施設において 4 月中までに滞りなく提出していただくよう周知されたい。

また、指定基準 (案) において、医師を配置しない取扱いとする場合、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等を実施することとされていることから、各都道府県等においては、必要に応じて助言及び指導をお願いしたい。

【参考】体制の届出（変更案）

施設区分	1. 一般	2. 小規模多機能
定員超過	1. なし	2. あり
職員欠如	1. なし	2. あり
大規模事業所	1. なし	2. 定員81人以上
医師配置	1. なし	2. あり
人員配置体制	1. なし	2. あり
福祉専門職員配置等	1. なし	2. I 3. II
視覚・聴覚等支援体制	1. なし	2. あり
リハビリテーション加算	1. なし	2. あり
食事提供体制	1. なし	2. あり
延長支援体制	1. なし	2. あり
送迎体制	1. なし	2. あり
送迎体制（重度）	1. なし	2. あり
福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし	2. あり
福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし	2. あり
キャリアパス区分（※4）	1. I（キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たす） 2. III（キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たさない） 3. II（キャリアパス要件を満たさない） 4. II（定量的要件を満たさない）	
主たる事業所サービス種類1（※6）	サービス種類コード（ ）	

※これに伴い、システム上も項目を追加する必要有り（予算編成時に対応）

5 消費税率引上げに係る障害福祉サービス等報酬の取扱について

平成 26 年 4 月に消費税率が、現行の 5 %から 8 %に引上げられることに伴い、医療・介護との並びを踏まえつつ、障害福祉サービス等報酬に係る基本報酬の単位数について、影響相当分の引上げを行うこととしている。

引上げについては、経営実態調査の結果等により、サービス毎の支出に占める課税割合を適切に把握した上で、サービス毎に消費税率引上げの影響する相当分について行うこととしており、障害福祉サービス等報酬全体の平均引上げ率は約 0.69%程度を予定している。

サービス毎の詳細な新報酬単位数については、先般実施したパブリックコメントにおけるご意見等も踏まえて、報酬告示の改正を行い、関係通知の発出等によりお知らせする予定であるため、管内市町村及び事業者等への周知をお願いする。

また、障害者総合支援法に係る平成 26 年 4 月施行分として見直しが行われる「ケアホーム・グループホームの一元化」と「生活介護における医師配置の取扱い」に関する加算等の届出について、本来は前月 15 日までに届出をしなければ翌月から算定できないところであるが、今回は、4 月中に届出が受理された場合に限り、4 月 1 日に遡って加算等の算定の対象とするので、管内事業所等に対して 4 月中までに滞りなく提出していただくよう周知されたい。

なお、基本報酬の単位数が引き上げられることに連動して、国庫負担基準額についても、消費税率引上げの影響する相当分の引上げを行う予定である。(関連資料(9頁))

障害福祉サービス等報酬における消費税引上げ対応について

<報酬本体の改定>

- 平成26年4月に消費税率が現行の5%から8%に引き上げられることに伴い、障害福祉サービス等報酬等においても、各サービス毎に影響する相当分について改定を行う。
- 具体的な算出に当たっては、直近データの「平成23年度障害福祉サービス等経営実態調査」の結果等により、サービス毎の支出に占める課税割合を適切に把握した上で、消費税率引上げに伴う影響分について必要な手当てを行う。

消費税引上げに伴う障害福祉サービス等報酬全体の平均改定率 0.69%

<報酬改定による国庫負担基準額の対応>

- 市町村に対する国庫負担基準については、報酬単価に連動して見直しを行う。

<報酬改定の方法について>

■ 基本報酬単位への上乗せ

消費税影響分を適切に手当てするため、各サービスの給付費対象費用から人件費その他の非課税品目を除いた課税費用率を算出し、これに税率引上げ分を乗じて基本報酬単位数へ上乗せする。

■ 加算の取扱い

各加算については、加算内容に占める課税割合が軽微である、又はもとの単位数が小さく上乗せが1単位に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せする。

新報酬単位数

$$= \{ [\text{基本報酬単位上乗せ率}] + [\text{加算に係る上乗せ率}] \} \times \text{現行報酬単位数}$$

(関連資料)

6 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査及び障害福祉サービス等経営実態調査について

障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査（以下、「処遇状況調査」という。）は、平成 24 年 4 月の障害福祉サービス等報酬改定が障害福祉サービス等従事者の処遇改善にどの程度反映されているかを調査・分析し、報酬改定の事後的検証を行うことを目的として、平成 24 年 10 月、平成 25 年 10 月の 2 回にわたり実施してきたところである。

各都道府県におかれては、調査実施に当たっての法人名簿作成や調査票が未回答の管内事業所等への連絡などにご協力いただき、感謝申し上げます。平成 24 年度処遇状況調査では、平成 24 年 9 月における福祉・介護職員の平均給与額が、対前年同月比で平均で約 7,000 円増の結果を得たところである。平成 25 年の調査結果については、3 月末までにホームページ等で公表する予定である。（関連資料①（11 頁））

なお、平成 25 年度の処遇状況調査の都道府県別の回答率について、全国平均回答率は約 66.7%となっているが、都道府県別に見るとバラつきが見受けられる現状である。（関連資料②（12 頁））

また、平成 27 年 4 月は 3 年に一度の障害福祉サービス等報酬改定を予定しているところであるが、障害福祉サービス事業所等の経営実態と制度の実施状況の把握を調査目的とし、改定の議論を行う際の基礎資料の一つでもある平成 26 年障害福祉サービス等経営実態調査については、今後、平成 26 年 3 月末から各施設・事業所に調査票を配布し、6 月上旬を回答期限として調査を実施する予定としているところである。今回の調査においては平成 25 年度の処遇状況調査の法人名簿を使用するため、新たに名簿の作成をお願いする予定はないが、法人名称の変更など名簿内容に変更が生じた場合は、事後的に個別に確認をお願いすることもあるので、その際はご協力願いたい。

また、今回の平成 26 年障害福祉サービス等経営実態調査においても、各都道府県に対して、回答率向上のため事業者への働きかけをお願いすることになるので、特段のご配慮をお願いする。

平成24年度処遇状況調査結果(抜粋)より

○ 福祉・介護職員の平均給与額の状況

平成24年に福祉・介護職員処遇改善加算の届出をした事業所における処遇改善加算対象職員の平均給与額をみると、全体では257,549円、常勤の者では289,237円、非常勤の者では161,759円となっている。

平成23年度と平成24年度を比較すると、全体では6,889円の増、常勤の者では8,252円、非常勤の者では2,768円の増となっている。

	平成24年 9月	平成23年 9月	差 (平成24年－平成23年)
処遇改善加算対象職員	257,549円	250,660円	6,889円
常勤の者	289,237円	280,984円	8,252円
非常勤の者	161,759円	158,991円	2,768円

注1) 処遇改善加算対象職員は、ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員。

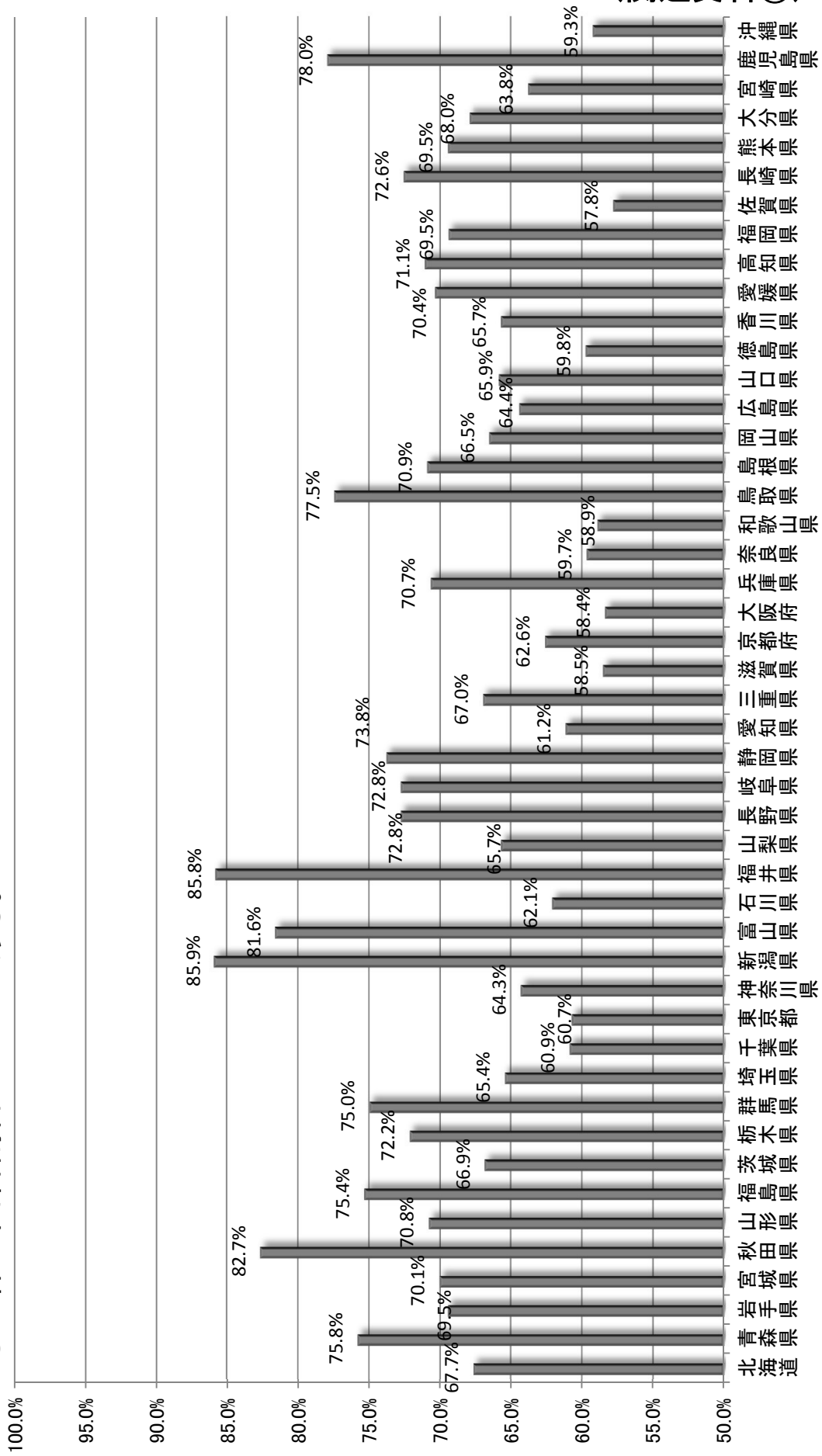
注2) 平成23年と平成24年ともに在籍し、かつ、雇用形態(常勤・非常勤)が変わっていない者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は、基本給＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)を常勤換算により算出。

平成25年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査 回答状況

○各道府県内の調査票送付対象事業所のうち、実際に回答した事業所の割合である。

○全体の回答割合は66.7%である。



7 その他の報酬に関する事項について

(1) 公立減算の解釈について

公立減算とは、障害福祉サービス等報酬を算定するに当たり、地方公共団体が設置する事業所等に対してはその性質上人件費や建物等の維持費等に公金が投入されている点を踏まえ、民間事業者との収支バランスを考慮し、基本報酬から減算（965/1000）をするというものである。

本減算については、対象要件が報酬告示（平成 18 年告示 523 号他）上の記載のみであること（※）、事業に対する自治体の関与の在り方が多様化していること等の理由により、自治体毎に減算の対象となる事業所等の解釈にばらつきが生じているところである。公的な関与が比較的大きい指定管理者制度については、基本的には本減算の対象となる場合が多いと考えられるが、指定管理者制度にも多様な運営形態があることから、当該制度を含め、事業に対する自治体の関与の実態などを把握し、次期報酬改定の検討を経た上で、平成 27 年 4 月に取扱いについて示していく予定である。

※公立減算の告示上の記載

例：療養介護事業の場合

「～ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。」

(2) 地域区分の見直しについて

障害福祉サービス等報酬に係る地域区分については、平成 24 年 4 月の障害福祉サービス等の報酬改定に併せて見直しを行っているところである。

この見直しにより上乗せ割合が変動する地域については、平成 24 年度から平成 26 年度までの間、激変緩和のための経過措置を設けているところである。

については、関連資料の平成 26 年度の地域区分別単価一覧表等を、管内の障害福祉サービス事業所等に対して改めて周知いただくとともに、算定に係る必要な届出に遺漏なきよう、適正な指導をお願いします。（関連資料（14 頁））

【参考】平成 24 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要＜抜粋＞

(平成24年 1 月31日 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム)

(6) 地域区分の見直し

- 地域区分については、これまで準拠していた国家公務員の調整手当が地域手当へと完全移行したことや、これを受けた診療報酬や介護報酬における対応の動向を踏まえ、新たに国家公務員の地域手当の地域区分（7 区分）を採用する。
- その際、対象地域や地域別の上乗せ割合については、国家公務員の地域手当の支給地域や上乗せ割合（18％、15％、12％、10％、6％、3％及び0％）を採用し、官署が所在しない地域等のうち対象となる地域やその上乗せ割合については、診療報酬における考え方（*）を採用する。なお、地域区分を適用する市町村の区域については、直近の市町村合併を反映させる。
- * 国家公務員の地域手当の対象となっている地域に囲まれている地域や対象となっている複数の地域に隣接している地域については、隣接する対象地域の区分のうち低い区分と同様とするという考え方。
- 地域区分の見直しは、障害福祉サービス報酬の 1 単位単価を通じて事業所の経営や地方自治体の財政にも大きな影響を与えるものであることから、上乗せ割合が変動する地域については、激変緩和のための経過措置を設ける。具体的には、見直しの完全施行は平成 27 年度からとし、平成 24 年度から平成 26 年度までの間は毎年度段階的に上乗せ割合を引き上げ又は引き下げる。
- なお、障害児の地域区分については、平成 18 年度から国家公務員の地域手当の地域区分を段階的に導入し、平成 22 年度までの 5 年間で既に完成しており、また、児童福祉施設などのその他の児童福祉施設の地域区分が国家公務員の地域手当の地域区分を基本にしていることとの整合性を図る必要があることから、見直しを行わない。

→「地域区分の見直しについて」（別紙 3）参照

地域区分の見直しについて

地域区分の見直しの全体像

＜現行＞

地域割り		5 区分				
上乗せ割合	特別区	特甲地	甲地	乙地	丙地	
		12%	10%	6%	3%	0%
対象地域	官署所在地	国家公務員の調整手当支給地域				
	官署が所在しない地域等	・ 上記の対象地域に三方以上囲まれている地域（首都圏、近畿圏内で、市に限る）（※上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定） ・ 以前官署が存在した地域（※上乗せ割合は、従前の区分と同様）				
	対象とする市町村の区域の時期	平成 15 年 4 月 1 日				

＜見直し後＞ * 区分名称は仮称

7 区分						
1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	その他
18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
国家公務員の地域手当支給地域						
上記の ・ 対象地域に囲まれている地域 ・ 対象となっている複数の地域に隣接している地域 ※上乗せ割合は、隣接する対象地域の区分のうち、低い区分と同様						
平成 24 年 4 月 1 日						
* 上乗せ割合が変動する地域については、平成 24 年度～26 年度にかけて、引き上がる（下がる）分の上乗せ割合を、毎年度「1／4」ずつ段階的に引き上げ（下げ）、平成 27 年度から完全施行。 * 児童デイサービスから児童発達支援等への移行に係る上乗せ割合の変動についても、同様の経過措置を講じる。 * 障害児の地域区分については見直しを行わない。						

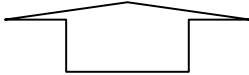
障害者の地域区分

●地域区分の見直しによる障害福祉サービス報酬 1 単位単価の見直し

〔見直し後の 1 単位単価〕【現行と平成 27 年度以降】

＜現行＞ 5 区分

	特別区	特甲地	甲地	乙地	丙地
	12%	10%	6%	3%	0%
居宅介護	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
同行援護	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
行動援護	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
療養介護	10円				
生活介護	10.73円	10.61円	10.36円	10.18円	10円
短期入所	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
施設入所支援	10.79円	10.66円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練（機能訓練）	10.70円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練（生活訓練）	10.70円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援A型	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援B型	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
共同生活援助	10.97円	10.80円	10.48円	10.23円	10円



＜平成 27 年度以降＞ 見直し後の最終的な 7 区分

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
	18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
居宅介護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
同行援護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
行動援護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
療養介護	10円						
生活介護	11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
短期入所	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
施設入所支援	11.19円	10.99円	10.79円	10.66円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練（機能訓練）	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練（生活訓練）	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援A型	11.03円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援B型	11.03円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
共同生活援助	11.44円	11.20円	10.96円	10.80円	10.48円	10.24円	10円
計画相談支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
地域相談支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

〔 1 単位単価の見直しに当たっての経過措置〕

＜平成 26 年度＞ 20 区分

	特別区→1級地	特甲地→2級地	乙地→2級地	特甲地→3級地	丙地→3級地	甲地→2級地	甲地→3級地	特甲地→4級地	乙地→3級地	甲地→4級地	丙地→4級地	特甲地→5級地	甲地→5級地	丙地→5級地	乙地→5級地	丙地→6級地	乙地→6級地	甲地→6級地	乙地→6級地	丙地→6級地	乙地→その他	丙地→その他
	16.5%	13.75%	12%	11.5%	11.25%	10.5%	10%	9.75%	9%	8.25%	7.5%	7%	6%	5.25%	4.5%	3.75%	3%	2.25%	0.75%	0%		
居宅介護	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10.05円	10円	10円
重度訪問介護	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10.05円	10円	10円
同行援護	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10.05円	10円	10円
行動援護	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10.05円	10円	10円
療養介護	10円																					
生活介護	11.01円	10.84円	10.73円	10.70円	10.69円	10.64円	10.61円	10.59円	10.55円	10.50円	10.46円	10.43円	10.37円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10.05円	10円	10円
短期入所	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10.05円	10円	10円
重度障害者等包括支援	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10.05円	10円	10円
施設入所支援	11.09円	10.91円	10.79円	10.76円	10.74円	10.69円	10.66円	10.64円	10.59円	10.54円	10.50円	10.46円	10.40円	10.35円	10.30円	10.25円	10.20円	10.15円	10.05円	10.05円	10円	10円
自立訓練(機能訓練)	10.97円	10.81円	10.71円	10.68円	10.66円	10.62円	10.59円	10.58円	10.53円	10.49円	10.44円	10.41円	10.35円	10.31円	10.27円	10.22円	10.18円	10.13円	10.04円	10.04円	10円	10円
自立訓練(生活訓練)	10.97円	10.81円	10.71円	10.68円	10.66円	10.62円	10.59円	10.58円	10.53円	10.49円	10.44円	10.41円	10.35円	10.31円	10.27円	10.22円	10.18円	10.13円	10.04円	10.04円	10円	10円
就労移行支援	10.97円	10.81円	10.71円	10.68円	10.66円	10.62円	10.59円	10.58円	10.53円	10.49円	10.44円	10.41円	10.35円	10.31円	10.27円	10.22円	10.18円	10.13円	10.04円	10.04円	10円	10円
就労継続支援A型	10.94円	10.78円	10.68円	10.66円	10.64円	10.60円	10.57円	10.56円	10.51円	10.47円	10.43円	10.40円	10.34円	10.30円	10.26円	10.21円	10.17円	10.13円	10.04円	10.04円	10円	10円
就労継続支援B型	10.94円	10.78円	10.68円	10.66円	10.64円	10.60円	10.57円	10.56円	10.51円	10.47円	10.43円	10.40円	10.34円	10.30円	10.26円	10.21円	10.17円	10.13円	10.04円	10.04円	10円	10円
共同生活援助	11.32円	11.10円	10.96円	10.92円	10.90円	10.84円	10.80円	10.78円	10.72円	10.66円	10.60円	10.56円	10.48円	10.42円	10.36円	10.30円	10.24円	10.18円	10.06円	10.06円	10円	10円
計画相談支援	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10.05円	10円	10円
地域相談支援	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10.05円	10円	10円

* 表の見方

次頁と 2 頁後の表を見て、「現行の地域区分」〔見直し後の最終的な地域区分〕

丙地（0％） → 6 級地（3％）

の市町村の場合、「丙地→6 級地」の欄が、当該年度の各障害福祉サービス報酬の 1 単位単価。

●現行の地域区分と見直し後の最終的な地域区分を適用する対象地域の比較

〔官署所在地〕

[illegible]

* 地域区分を適用する市町村の区域については、平成15年4月2日から24年4月1日の間に、市町村合併により、A市にB町が編入してA市になった場合や、A市とB市の合併によりC市を新設した場合等は、平成24年4月1日時点の合併後の市町村の区域を基準として表を見る。

* 市町村合併等を踏まえ、今後変更があり得る。

〔官署が所在しない地域等〕

県直し後の最終的な地域区分						
	1級地 (18%)	2級地 (15%)	3級地 (12%)	4級地 (10%)	5級地 (6%)	6級地 (3%)
特別区 (12%)						
特甲地 (10%)				東京都 小金井市	神奈川県 逗子市 大阪府 志田町	
甲地 (6%)						
乙地 (3%)				千葉県 習志野市 東京都 東久留米市 神奈川県 藤岡市、綾瀬市 大阪府 堺市、大東市 広島県 府中町	埼玉県 富士見市、新座市、三芳町、狭山市、ふじみ野市 千葉県 八千代市 神奈川県 伊勢原市、寒川町 大阪府 松原市 兵庫県 川西市	東京都 東大和市 東京都 京都市 奈良県 生駒市 福岡県 飯塚市
丙地 (0%)				茨城県 石岡市 東京都 羽村市、日の出町、檜原村 神奈川県 茅川町 大阪府 島本町 奈良県 川西町	茨城県 那珂市、東海村、阿見町、大洗町 埼玉県 羽生市 千葉県 我孫子市、鎌ヶ谷市、長狭町、葛飾市 東京都 奥多摩町 神奈川県 清川村、山北町 愛知県 尾張旭市、長久手町 滋賀県 野洲市 京都府 南丹市、久御山町、八幡市、城陽市、宇治田原町 大阪府 豊能町、千早赤阪村、大阪狭山市 兵庫県 篠山町 奈良県 御所市	宮城県 利府町、七ヶ浜町、村田町 茨城県 稲敷市、河内町、利根町、つくばみらい市、常総市、坂東市、埴川市、下妻市、八千代町、稲城市、杉川市、下妻市、栃木市、真田市、野木町 千葉県 伊勢崎市、玉村町、大泉町、千代田町、流山市、鎌倉市、流川市、幸手市、宮代町、白岡町、蓮田町、松伏町、吉川市、八潮市、川島町、吉見町、日高市、毛呂山町、越生町、ときがふ町、深谷市、稲川市 千葉県 大網白里町、山武市、富里市 東京都 瑞穂町、中井町、大井町、二宮町、新堀町 神奈川県 南郷町、富士河口湖町 山梨県 身延町、筑北村、上田市、下諏訪町、岡谷市、飯田市、伊那市 岐阜県 可児市、土岐市、各務原市、笠原町、関市、海津市、瑞穂市、高山市、岐南町 静岡県 小山町、裾野市、島田市、草泉町、清水町、川根本町、藤枝市、森町、湖西市、西園町 愛知県 扶桑町、大口町、岩倉市、北名古屋市、清須市、あま市、熱江町、日進市、東郷町、東浦町、阿久比町、常滑市、新城市、豊川市、幸田町、高浜市、蒲郡市、飛島村 三重県 いなべ市、東員町、朝日町、川越町、亀山市、木曽岬町 滋賀県 米原市、多賀町、高島市、甲賀市 京都府 井手町、精華町、笠置町、南山城村 大阪府 岬町、河南町 兵庫県 加西市、加東市、小野市、高砂市、稲美町、播磨町 奈良県 山添村、河合町、上牧町、広陵町、田原市、葛城市、明日香村、吉野町、曽爾村、平群町、三郷町、五條市 和歌山県 かつらぎ町、紀の川市、湊出市 広島県 安芸太田町、熊野町、呉市 山口県 岩国市 福岡県 志免町、須恵町、大野城市、那珂川町、久山町 佐賀県 佐賀市
すべての都道府県の1級地から6級地以外の地域						

* 地域区分を適用する市町村の区域については、平成15年4月2日から24年4月1日の間に、市町村合併により、A市にB町が編入してA市になった場合や、A市とB市の合併によりC市を新設した場合等は、平成24年4月1日時点の合併後の市町村の区域を基準として表を見る（ただし、山口県下関市と合併した旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町及び旧豊北町並びに福岡県久留米市と合併した旧田主丸町、旧北野町、旧城島町及び旧三潨町については、平成27年4月1日から下関市又は久留米市の区域として取り扱うこととし、平成24年度から26年度までの経過措置期間中の上乗せ割合は0%とする）。

* 市町村合併等を踏まえ、今後変更があり得る。

障害児の地域区分

●障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の施行による障害児支援の報酬の1単位単価の見直し

＜現行＞

[illegible]

＜見直し後＞

	1級地 18%	2級地 15%	3級地 12%	4級地 10%	5級地 8%	6級地 6%	7級地 3%	その他 0%
児童発達支援センターの場合	11,12円	10,93円	10,74円	10,62円	10,50円	10,37円	10,19円	10円
児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,48円	10,36円	10,18円	10円
主たる対象が重症心身障害の場合	11,37円	11,14円	10,91円	10,78円	10,61円	10,46円	10,23円	10円
10円								
医療型児童発達支援(含：指定医療機関)								
放課後等デイサービス	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,48円	10,36円	10,18円	10円
主たる対象が重症心身障害の場合	11,37円	11,14円	10,91円	10,78円	10,61円	10,46円	10,23円	10円
保育所等訪問支援	11,12円	10,93円	10,74円	10,62円	10,50円	10,37円	10,19円	10円
福祉型 障害児入所支援	知的障害の場合	11,00円	10,84円	10,67円	10,56円	10,45円	10,33円	10,17円
	当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11,12円	10,93円	10,74円	10,62円	10,50円	10,37円	10,19円
	自閉症の場合	11,10円	10,92円	10,73円	10,61円	10,49円	10,37円	10,18円
	盲ろうあ等の場合	10,99円	10,83円	10,66円	10,55円	10,44円	10,33円	10,17円
	当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11,11円	10,93円	10,74円	10,62円	10,49円	10,37円	10,19円
福祉型 障害児入所支援	当該施設が主たる施設の場合	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,48円	10,36円	10,18円
	当該施設が単独施設の場合	11,11円	10,93円	10,74円	10,62円	10,49円	10,37円	10,19円
	併設する施設が主たる施設の場合	11,16円	10,97円	10,77円	10,64円	10,52円	10,39円	10,19円
肢体不自由の場合		11,10円	10,92円	10,73円	10,61円	10,49円	10,37円	10,18円
10円								
医療型(含：指定医療機関)								
肢体不自由の場合								
重症心身障害の場合								
障害児相談支援	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,48円	10,36円	10,18円	10円

●児童デイサービスから児童発達支援等への移行に係る児童発達支援等の報酬の1単位単価の経過措置

＜現行＞ 5区分

	特別区	特甲地	甲地	乙地	丙地
	12%	10%	6%	3%	0%
児童デイサービス	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円



＜平成24年度＞ 18区分

	特別区→1級地	特甲地→2級地	特甲地→3級地	特甲地→4級地	特甲地→5級地	甲地→3級地	甲地→4級地	乙地→3級地	乙地→4級地	乙地→5級地	乙地→6級地	乙地→7級地	丙地→3級地	丙地→4級地	乙地→その他	丙地→6級地	丙地→7級地	丙地→その他
	13.5%	11.25%	10.5%	10%	9%	7.5%	7%	6%	5.25%	4.75%	4.25%	3.75%	3%	2.5%	2.25%	1.5%	0.75%	0%
児童発達支援センター以外の 指定児童発達支援事業所 の場合の児童発達支援・放 課後等デイサービス(主たる 対象が重症心身障害以外の 障害の場合)	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.26円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円



＜平成25年度＞ 15区分

	特別区→1級地	特甲地→2級地	特甲地→3級地	特甲地→4級地	特甲地→5級地	特甲地→6級地	乙地→3級地	乙地→4級地	乙地→5級地	乙地→6級地	乙地→7級地	丙地→3級地	丙地→4級地	乙地→その他
	15%	12.5%	11%	10%	9%	8%	7.5%	6.5%	5.5%	5%	4.5%	3%	1.5%	0%
児童発達支援センター以外の 指定児童発達支援事業所 の場合の児童発達支援・放 課後等デイサービス(主たる 対象が重症心身障害以外の 障害の場合)	10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.39円	10.33円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10円



＜平成26年度＞ 21区分

	特別区→1級地	特甲地→2級地	乙地→2級地	特甲地→3級地	丙地→2級地	甲地→3級地	特甲地→4級地	乙地→3級地	甲地→4級地	乙地→4級地	丙地→4級地	特甲地→5級地	乙地→5級地	甲地→6級地	乙地→6級地	丙地→6級地	甲地→7級地	乙地→7級地	丙地→7級地	乙地→その他	丙地→その他
	16.5%	13.75%	12%	11.5%	11.25%	10.5%	10%	9.75%	9%	8.25%	7.5%	7%	6.75%	6%	5.25%	4.5%	3.75%	3%	2.25%	0.75%	0%
児童発達支援センター以外の 指定児童発達支援事業所 の場合の児童発達支援・放 課後等デイサービス(主たる 対象が重症心身障害以外の 障害の場合)	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.41円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10円



＜平成27年度以降＞ 見直し後の最終的な8区分

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%
児童発達支援センター以外の 指定児童発達支援事業所 の場合の児童発達支援・放 課後等デイサービス(主たる 対象が重症心身障害以外の 障害の場合)	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円

* 平成24年度から26年度までの表の見方

次頁の表を見て、「現行の障害者の地域区分」〔障害児の地域区分〕
丙地（0%） → 7級地（3%）
の市町村の場合、「丙地→7級地」の欄が、当該年度の児童発達支援等
の報酬の1単位単価。

●現行の障害者の地域区分と障害児の地域区分を適用する対象地域の比較〔官署所在地・官署が所在しない地域等〕

* 下線は官署が所在しない地域等

[illegible]

* 地域区分を適用する市町村の区域については、平成18年4月1日。

* 平成15年4月2日から18年4月1日の間に、市町村合併により、A市にB町が編入してA市になった場合や、A市とB市の合併によりC市を新設した場合等は、平成18年4月1日時点の合併後の市町村の区域を基準として表を見る（ただし、児童サービスから児童発達支援等への移行に係る上乗せ割合の変動については、山口県下関市と合併した旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町及び旧豊北町、福岡県久留米市と合併した旧田主丸町、旧城島町及び旧三潅町並びに福岡県飯塚市と合併した旧筑穂町、旧穂波町、旧庄内町及び旧頼田町については、平成27年4月1日から下関市、久留米市又は飯塚市の区域として取り扱うこととし、平成24年度から26年度までの経過措置期間中の上乗せ割合は0%とする）。

* 市町村合併等を踏まえ、今後変更があり得る。

8 障害福祉関係施設等の整備について

(1) 平成 26 年度社会福祉施設整備費の予算案等について

① 平成 26 年度社会福祉施設整備費の予算案について

社会福祉施設整備費については、好循環実現のための経済対策の一環として障害者施設等の防災対策等の推進を図るため、25 年度補正予算で計上された 148 億円と一体で執行することとし、26 年度当初予算案としては 30 億円を計上したところである。

26 年度当初予算案の具体的な内容としては、

- ・ 障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するための就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系事業所やグループホーム等の整備
 - ・ 障害児支援の充実を図るための児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備
- 等の推進を引き続き行うこととしている。

25 年度補正予算及び 26 年度当初予算案を合わせた 178 億円により、地方公共団体の整備計画に対し、切れ目のない財政支援を行うこととしているので、ご理解願いたい。（関連資料 1（28 頁））

② 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の施行

25 年臨時国会において「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が議員立法により成立し、25 年 11 月 29 日に公布、同年 12 月 27 日に施行されたところである。（関連資料 2（29 頁））

障害者関係施設等の高台移転整備については、これまでも、24 年度補正予算における社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金への障害者や障害児の入所施設の高台移転整備のメニュー化、独立行政法人福祉医療機構による入所施設の高台移転整備の優遇融資の創設等により対応してきたところである。

同法の施行を踏まえ、26 年度予算案において、同法に基づき関係市町村長が作成する津波避難対策緊急事業計画に掲げる社会福祉施設の高台移転整備については、通所施設等についても国庫補助単価の引上げや独立行政法人福祉医療機構の優遇融資（無利子、融資率 95%に引上げ、二重ローン対策）を実施する予定である。

関係都府県・指定都市・中核市におかれては、同法の円滑な施行を図るため、管内市町村や事業者等に対し、同法や助成制度の周知及び必要な助言等をお願いする。

(2) 平成 25 年度社会福祉施設整備費補正予算の執行について

大規模災害等に備え、自力避難が困難な障害者等が多数入所する障害者支援施設等の防災・安全対策を図るための整備を早急に実施する必要がある。

また、障害者総合支援法により、障害者及び障害児の地域生活を支援していくための一層の施策の展開が求められている中、必要とされる障害福祉サービス等が障害者及び障害児に確実に提供されるよう基盤整備を図る必要がある。

このため、社会福祉施設整備費における 25 年度補正予算として、

- ① 防災上倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備の推進
- ② 火災発生時に自力で避難することが困難な者が多く入所する施設等のスプリンクラー整備の推進
- ③ 障害者が住み慣れた地域で暮らすための基盤整備を図ること等を目的としたグループホーム等の整備の促進

等について、総額 148 億円を計上したところである。

なお、社会福祉施設の防災・安全対策については、従来より、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金等により対応しているところである。当該基金については、基金残額を活用し、26 年度着手事業まで延長して整備が可能となっており、それを超える整備需要への対応として 25 年度補正予算において措置したものであることから、基金残額がある都道府県においては、当該基金を最大限活用いただきたい。(関連資料 3 (30 頁))

また、スプリンクラーの整備については、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金と同様の補助基準とする(延べ面積 1,000 ㎡未満施設は 18,000 円、1,000 ㎡以上施設は 34,000 円(いずれも 1 ㎡当たりの総事業費ベース))とともに、スプリンクラー設備等を設置するに当たり、水道口径や水圧が不十分である場合等にパッケージ型の消化ポンプユニット等を設置する場合には、1 施設当たり 300 万円(総事業費ベース)を加算することとしたところである。(関係通知については後日改正予定。)

25 年度補正予算における 25 年度執行分については 2 月上旬に既に内示済みである。26 年度に予算を繰り越して執行するものについては、今後、関係機関との協議が整い次第、早期に内示を行いたいと考えている。

(3) 平成 26 年度社会福祉施設整備費の執行について

① 平成 26 年度国庫補助協議について

社会福祉施設整備費の 26 年度予算案は、前述のとおり 30 億円となっているところであり、具体の案件に係る国庫補助協議に際しては、各都道府県等の整備計画等を踏まえ、優先順位を勘案の上、真に緊急性及び必要性の高い案件に厳選して協議されたい。

特に、耐震化や津波対策としての高台移転、スプリンクラー整備等の社会福祉施設の防災対策の強化については、従来より社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金等により対応しているところである。当該基金については、26年度着手事業まで延長の上、基金残額を活用した整備が可能となっていることから、基金残額がある都道府県においては、当該基金を最大限活用いただきたい。

また、社会福祉施設整備費においては、18年度より公立施設分の整備について一般財源化が図られていることに鑑み、公立施設を民間に移譲等する際に必要となる施設整備については、地方負担により対応いただくよう努められたい。

なお、農林水産省の26年度予算案においては、都市農村共生・対流総合対策交付金(2,100百万円)、「農」のある暮らしづくり交付金(580百万円)、農村漁村活性化プロジェクト支援交付金(6,540百万円)により、『「農」と福祉の連携プロジェクト』が推進されているところであるため、これらの交付金についても活用を図っていただきたい。(関連資料4(31頁))

25年度補正予算の成立に伴い、26年2月の閣議において、総理大臣及び財務大臣等より各省大臣に対し、早期の実施が要請されているところであり、26年度分についても「好循環実現のための経済対策」の趣旨を踏まえた同様の対応が求められることから、今後の国庫補助協議については以下のスケジュールで実施したいと考えているのでご協力願いたい。

なお、26年度分の国庫補助協議における採択方針等については、別途詳細をお示しすることとしているので、ご留意願いたい。

(国庫補助協議のスケジュール)

- | | |
|----------------------------|---------------|
| ・厚生労働本省から地方自治体に対する事前の協議額調査 | 3月上旬 |
| ・地方厚生(支)局における都道府県、市ヒアリング | 3月下旬 |
| ・国庫補助協議書の地方厚生(支)局への提出 | 4月上旬
～4月中旬 |

② 平成26年度社会福祉施設整備費国庫補助基準単価について

26年度における社会福祉施設整備費の国庫補助基準単価については、資材費及び労務費の動向や本年4月より導入される消費税増税を踏まえた単価改定を行う予定としており、追ってお示しすることとしているのでご承知おき願いたい。

なお、25年度補正予算において、本年度中に執行したものについては改定後の単価を適用しないが、26年度への本省繰越を行う場合は、26年度の執行となるため、改定後の単価を適用することとしている。

③ 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金等に係る会計実地検査の指摘について

24年度に、会計検査院より、社会福祉施設等施設整備費補助金等で整備した社会福祉施設等において提供するサービスの一部が休止していたり、利用が低調であるなどの指摘を受けたところである。

これを踏まえ、当該補助金の適正執行に関し、25年5月15日付けで課長通知を発出したところであるので、内容にご留意の上、今後とも当該補助金の適正な執行に努められたい。(関連資料5(34頁))

(4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

① 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト(石綿)対策については、26年1月22日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)使用実態調査に係るフォローアップ調査結果」を公表したところであるが、依然として未措置状態にある施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導等をお願いしたい。

また、石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから、経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査の第4回フォローアップ調査結果の公表等について(平成26年1月22日雇児発0122第1号、社援発0122第1号、障発0122第2号、老発0122第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)

② 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金等の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、17年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置(融資率の引上げ、貸付利率の引下げ)について、26年度も引き続き実施することとしている。

(5) 社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等

における木材利用の推進について」(平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具など備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

社会福祉施設等施設整備費補助金

平成26年度予算(案)
平成25年度補正予算

30億円
148億円

(関連資料1)

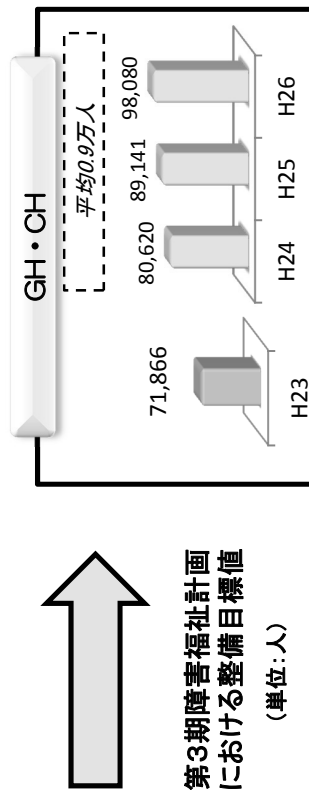
178億円

- 障害者総合支援法に基づき、地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう、平成25年度の補正予算案を含めた切れ目のない財政支援を行い、障害者及び障害児に必要な障害福祉サービスの基盤整備を図る。

(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

地域生活支援の推進

- 障害者の地域生活支援を更に推進するため、グループホーム等の整備を推進する。

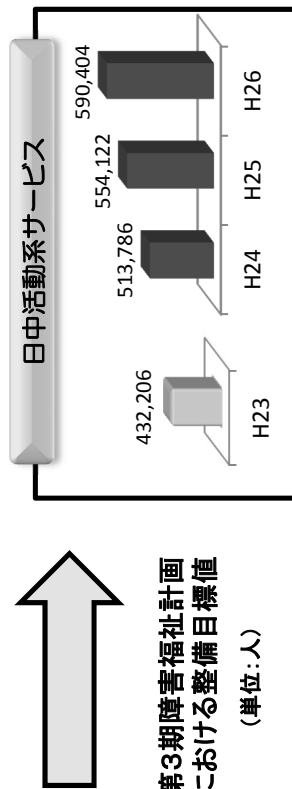


第3期障害福祉計画
における整備目標値

(単位:人)

日中活動サービス等の充実

- 障害児・者の就労支援や地域生活支援の充実を図るための日中活動サービス等の施設整備を着実に推進する。



第3期障害福祉計画
における整備目標値

(単位:人)

障害児支援の充実

- 障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。



耐震化・防災対策の推進

- 障害者施設等のスプリングラー整備等の防火対策を推進し、防火安全対策の強化を行う。
- また、倒壊の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転又は補強を推進する。



南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 概要

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、科学的に想定し得る最大規模の地震を想定し、内閣総理大臣が指定

基本計画の作成

中央防災会議が作成

国の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針及び基本的な施策、施策の具体的な目標及びその達成期間、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針等を定める

推進計画の作成

指定行政機関の長及び指定公共機関は、防災業務計画において、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、国、地方公共団体その他の関係者の連携協力の確保に関する事項等を定める（推進計画）とともに、津波避難対策施設整備の目標及び達成期間を定める

地方防災会議等（都府県及び市町村）は地域防災計画において、上記の事項を定めるよう努め、市町村防災会議はこれらの事項に加え、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる

対策計画の作成

推進地域内の医療機関、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の管理者等は、推進地域の指定から六月以内に、津波からの円滑な避難の確保に関する計画を作成し、都府県知事に届け出る

南海トラフ地震防災対策推進協議会

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定

推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（特別強化地域）として、内閣総理大臣が指定

津波避難対策緊急事業計画の作成

市町村長は、都府県知事の意見を聴き、内閣総理大臣の同意を得て、以下の施設の整備（津波避難対策緊急事業）に関する計画を作成するとともに、当該津波避難対策緊急事業の目標及び達成期間を定める

- 津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所
- 避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路
- 集団移転促進事業及び集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒等の要配慮者が利用する政令で定める施設

津波避難対策緊急事業に係る 国の負担又は補助の特例等

- 津波避難対策緊急事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合の特例
- 集団移転促進事業関連の施設移転に対する財政上の配慮等

津波避難対策緊急事業計画に基づく 集団移転促進事業に係る特例措置

- 農地法の特例（農地転用の許可要件の緩和）
- 集団移転促進法の特例
（住宅団地の用地の取得等に要する経費の補助）
- 国土利用計画法等による協議等についての配慮
- 地方財政法の特例（施設の除却に地方債を充当）

※東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正により措置

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の26年度の姿

【平成25年度】

社会福祉施設等耐震化等臨時
特例基金
(平成21年度～)

【対象】

- ① 障害児者や児童の入所施設の
・耐震化整備
・津波対策としての高台移転整備
・スプリングクレーン整備
- ② 被災地の共生型福祉施設整備

【平成26年度】

〔補助金・交付金で対応〕

※引き続き、基金の補助単価や融資の
優遇措置は継続

基金残
なし

社会福祉施設等施設整備費補助金

次世代育成支援対策施設整備費交付金

〔引き続き基金残を活用〕

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金
(～平成26年度着手事業まで)

基金残
あり

都市農村共生・対流総合対策交付金

【平成26年度予算額：2,100（1,950）百万円】

- 農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷。一方、消費者・都市住民においては、付加価値の高い観光、教育、福祉等に対するニーズが増大。このため、集落が市町村、NPO等多様な主体と連携する集落連合体による地域の手づくり活動を支援。
- 重点対策として、各省連携プロジェクトを実施し、福祉・教育・観光等と連携した都市と農山漁村の共生・対流等を推進。

農山漁村の現状

- ・人口の減少・高齢化、集落機能の低下
- ・農業所得の減少
- ・社会インフラの老朽化
- ・廃校等遊休資源の増加
- ・美しい農村資源の保全・継承が困難化
- ・都市との交流に関心



消費者・都市住民のニーズ

- ・農山漁村へ訪問することへの関心
- ・農山漁村での子ども体験学習への関心
- ・農業園芸活動の心身へのリハビリ効果
- ・団塊世代等の農山漁村への定住希望
- ・若者の農業への関心
- ・美しい農村景観から得られるやすらぎ

重点対策としての各省連携プロジェクト

子ども農山漁村交流プロジェクト

- 小学5年生を中心とした農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を推進
- ・農山漁村における宿泊体験施設・教育農園、受入体制の整備等

各省との連携

- 総務省 ・送り手・受入側の地方自治体への特別交付税措置等
- 文部科学省 ・送り手側(学校)への宿泊体験活動支援等

「農」と福祉の連携プロジェクト

- 高齢者や障害者を対象とした福祉農園の拡大・定着を図られるよう厚労省と連携して支援
- ・福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催、農業専門家の派遣等、福祉農園の開設・整備

各省との連携

- 厚生労働省 ・高齢者・障害者の活動の拠点となる福祉施設の整備、農家等と福祉施設の連携を支援

空き家・廃校活用交流プロジェクト

- 農山漁村の空き家・廃校等地域資源を、田舎暮らし希望者の受け皿や多機能な施設等として活用し、住みよい環境づくりを推進
- ・滞在型交流農園等の整備や、田舎暮らし希望者への農地等の掘り起こし、あっせん等を支援

各省との連携

- 総務省 ・過疎地域の活性化への取組支援
- 文部科学省 ・校情報提供等
- 国土交通省 ・「小さな拠点」形成のプランづくり等
- 厚生労働省 ・廃校等を活用した高齢者関係施設、児童福祉施設等の整備
- 経済産業省 ・商店街空き店舗への店舗誘致等を支援

都市農村共生・対流総合対策交付金

集落連携推進対策

(旧小学校区単位)

- ・地域活性化や暮らしの安心の活動に必要な集落連合体による体制整備、自立的活動の後押し

- 実施主体：地域協議会、農業法人、NPO 等
- 実施期間：上限2年
- 補助率：上限800万円/地区
中山間地域等の小規模・高齢化集落を含む地区 上限900万円/地区

人材活用対策

- ・外部人材・都市の若者の長期受入と活動の支援、実践研修の実施

- 実施主体：地域協議会、農業法人、NPO 等
- 実施期間：上限3年
- 補助率：定額 (上限250万円/地区)

施設等整備対策

- ・空き家、廃校等の補修等

- 実施主体：地域協議会、農業法人、地域協議会の構成員(市町村等) 等
- 実施期間：上限2年
- 補助率：1/2等 (上限2,000万円/地区 等)

広域ネットワーク推進対策

(全国・都道府県単位)

- ・地域を越えた人材の活用、優良事例の情報発信

- 実施主体：民間団体、NPO、都道府県等
- 実施期間：5年間
- 補助率：定額

「農」のある暮らしづくり交付金

【平成26年度予算額：580（550）百万円】

- 社会の高齢化・成熟化が進み国民の意識が多様化する中、都市で暮らす人々の中では、「農」のある暮らしを楽しみたいとの要望が拡大。また、高齢者や障害者の介護・福祉等を目的とした福祉農園に対するニーズも拡大。
- このような要請に応えるため、都市及びその近接地域を対象として、ソフト・ハードの両面から事業メニューを整備。関係省庁との連携プロジェクトを通じ、交流農園や福祉農園の整備を重点的に推進。

「農」のある暮らしづくり推進対策 【原則1～2年】

- 都市の住民が「農」と触れあう機会を増やしていくため、住民、NPO、農業者等が取り組む多様な活動や付随する簡易な施設の整備を支援



遊水機能の備わった水田の保全活動



学童の農業体験を通じた食育の推進



福祉農園の開設準備



既存施設を利用した学童農園の立ち上げ

- ◇ 補助率：定額（1地区当たり上限400万円）
- ◇ 実施主体：民間団体、NPO、市町村 等

「農」のある暮らしづくり整備対策 【原則1年】

- 「農」を楽しめる暮らしづくりに必要な以下の施設の整備を支援

- ① 市民が多様な目的で「農」と関わるための施設
- ② 地元農産物の生産・加工・流通を促進するための施設
- ③ 「農」の持つ公益的機能を持・増進する施設



(例) 交流農園、福祉農園、教育農園の整備



(例) 販売強化促進施設の整備



(例) 防災兼用井戸の整備

- ◇ 補助率：1/2以内
- ◇ 実施主体：農園開設予定者、NPO、特例子会社、社会福祉法人、農業者・農業法人、市町村等

「農」のある暮らしづくり支援対策 【原則1～2年】

- 「農」のある暮らしづくりに向けた全国の活動を支援

- ・ 専門家の各地への派遣
- ・ 農業関係者・福祉関係者を対象とした福祉農園に関する講習会の開催
- ・ 都市農業に関する情報の整備 等
- ◇ 補助率：定額（上限1,000万円）
- ◇ 実施主体：民間団体、NPO等



専門家等の派遣活動

各省連携プロジェクト

「農」を楽しめるまちづくりプロジェクト

- 都市の住民が日常生活の中で「農」を楽しめるまちづくりを進めるため、国土交通省と連携して支援

■ 農林水産省

- ・ 地方自治体における、円卓会議等での住民参加による計画策定を支援
- ・ 交流農園、農産物直売所等の整備を支援



交流農園の整備



建物の除去引き継ぎ本交付金により市民農園等を整備

■ 国土交通省

- ・ 生産緑地の買取りによる農業公園の整備を支援
- ・ 都市機能の集約に伴う郊外部での建物の除去を支援

「農」と福祉の連携プロジェクト

- 高齢者や障害者を対象とした福祉農園の拡大・定着を図られるよう、厚生労働省と連携して支援

■ 農林水産省

- ・ 福祉農園の開設・整備を支援
- ・ 福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催、農業専門家の派遣等を支援



高齢者生きがい農園の整備



活動拠点施設の整備

■ 厚生労働省

- ・ 高齢者・障害者の活動の拠点となる福祉施設の整備を支援
- ・ 農家等と福祉施設の連携を支援

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金【平成26年度予算額：6,540（6,233）百万円】

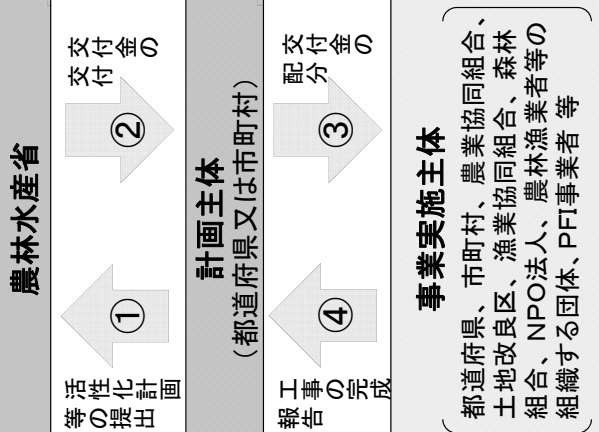
- 農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な施設整備を中心とした総合的な取組を支援
- 重点対策として、各省連携プロジェクトを実施し、福祉・教育・観光等と連携した都市と農山漁村の共生・対流等を推進

交付金の特徴

- 地域の創意工夫等による活性化計画の策定・提出
- 計画主体に対して、交付対象施設整備費の概ね1/2以内で交付
- 地域の実情に応じて複数年（5年以内）の計画策定が可能
- 地域独自の提案メニューも支援

交付金の流れ

【補助率：定額（定額、1/2等）】



重点対策としての各省連携プロジェクト

子ども農山漁村交流プロジェクト

- 小学5年生を中心とした農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を推進
- ・受入側の宿泊体験施設・教育農園等の充実・整備



各省との連携

- 総務省：送り手・受入側の地方自治体への特別交付税措置等
- 文部科学省：送り手側（学校）への宿泊体験活動等

「農」と福祉の連携プロジェクト

- 高齢者等を対象とした福祉農園の拡大・定着
- ・高齢者の生きがい等を目的とする農園等の整備



各省との連携

- 厚生労働省：活動の拠点となる福祉施設の整備、農家等と福祉施設の連携を支援

空き家・廃校活用交流プロジェクト

- 農山漁村の空き家・廃校等地域資源を活用し、田舎暮らし希望者の受け皿や多機能な施設として住みよい環境づくりを推進
- ・既存施設の再編等を組み合わせた多機能な集落拠点強化施設等の整備



各省との連携

- 総務省：過疎地域の活性化への取組支援
- 文部科学省：廃校に係る情報提供等
- 国土交通省：「小さな拠点」形成のプランづくり等
- 厚生労働省：廃校等を活用した高齢者関係施設、児童福祉施設等の整備

交付金対象施設

生産基盤及び施設

農林漁業の振興を図る生産基盤・生産施設の整備を支援



農林水産物集出荷貯蔵施設
区画整理、農業用排水路、育苗施設、農林水産物処理加工・集出荷貯蔵施設 等

生活環境施設

良好な生活の場である農山漁村の生活環境整備を支援



簡易給水施設
簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設 等

地域間交流拠点

都市住民の一時的・短期的滞在の交流拠点の整備を支援



地域連携販売力強化施設
廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業体験施設、地域連携販売力強化施設 等

資源の有効利用等

資源の有効利用を確保するための施設の整備を支援



地域資源循環活用施設
遊休農地解消支援、地域資源循環活用施設、新規需要米生産製造連携施設、集落拠点強化施設 等

障障発 0515 第 1 号
平成 25 年 5 月 15 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長



社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）の適正執行について

障害福祉行政の推進について、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成 17 年 10 月 5 日付厚生労働省発社援第 1005003 号厚生労働事務次官通知）により取扱いが定められているところですが、今般、会計検査院から、社会福祉施設等施設整備費補助金等により整備した社会福祉施設等が提供する障害福祉サービスについて、一部廃止や休止となっているものや利用が低調であるものがある等、サービスが障害者等に十分利用されていない事態が生じ、事業効果が十分に発現しているとは認められない状況となっていることから、是正改善を行うべきとの指摘を受けたところです。

このため、今回の会計検査院からの指摘を踏まえ、下記の事項に留意の上、適正な処理に当たられるようお願いするとともに、管内事業者等に対し、必要な指導・助言を行われますようお願いいたします。

記

1 会計検査院からの指摘等の概要

社会福祉施設等施設整備費補助金は、社会福祉法人等が行う障害福祉サービス事業所の施設の整備事業に対して、都道府県又は指定都市若しくは中核市（以下「都道府県等」という。）が行う補助事業を交付の対象として、その補助に要する費用の 3 分の 2 相当額を、都道府県等を通じて当該社会福祉法人等に補助しているものである。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金その他、厚生労働省としては、障害者就労訓練設備等整備事業による設備整備等に要する経費の一部（1 施設 50 万円以上のもので上限 500 万円等）を補助する制度や、独立行政法人福祉医療機構による福祉貸付事業により、社会福祉法人等の障害福祉サービス事業所の整備を支援しているところである。

（以下、これらを総称して「整備費補助金等」という。）

一方、都道府県等が、これら整備費補助金等の国庫補助協議の対象とする事業所の選

定に当たっては、単に待機者数の把握にとどまらず、施設の必要性の調査など実態を的確に把握し中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ施設整備の目的、計画等が具体的であることなどを審査することが必要とされているとともに、施設を設置する適格性について、地方厚生（支）局等においてもヒアリングを実施するなどして審査を行っている。

会計検査院において、整備費補助金等により施設整備等が行われた事業所について、いわゆる新体系への移行を行った後、障害福祉サービスの利用の移行が順調に推移し、障害福祉サービスが十分に利用され、補助金等の効果が十分発現しているかなどに着眼して検査が行われた。

検査の対象は、平成 17 年度（平成 18 年度繰越のみ）から平成 22 年度（平成 23 年度繰越分を除く。）までの間の整備費補助金等による整備を行った 23 都道府県（注 1）に所在する 795 事業者の 914 事業所（整備費補助金の国庫補助額計 248 億 3916 万余円）であり、施設整備等が終了した平成 23 年度の障害福祉サービスの利用状況、休廃止の状況等について実地検査が行われた。

その結果、施設整備費補助金等により施設整備等が行われた事業所における利用率（注 2）について、検査対象事業所 914 中、101 事業所が 50 %未満であり、41 事業所が施設整備等を行った後に利用定員を減じていたことが確認された。また、16 事業所が全部又は一部のサービス提供を休止する等していたことが確認された。

このため、会計検査院としては、これらの事業所に対する施設整備費補助金等については、サービスの利用者が整備計画を大きく下回るものとなっており、事業効果が十分に発現しているとは認められない状況となっていた、と結論付けている。

（注 1）北海道、秋田県、茨城県、群馬県、埼玉県、東京都、新潟県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

（注 2）利用率：当該障害福祉サービスに係る事業所の開所日数に利用定員を乗じた定員利用の延べ人数に対する利用延べ人数の割合

また、会計検査院は、かかる事態に至った要因として、サービス需要の把握に関する調査が十分に行われていなかったことを挙げている。実際に、事業者、市町村又は都道府県において、整備費補助金等の申請等の際に、整備費補助金等により整備される障害福祉サービスに対する利用者の需要の有無について、具体的な調査を行っているか検査したところ、検査対象の障害福祉サービス 1357 のうち、何らかの調査を行っていたのは 3 割弱（27.2%）に過ぎない 370 であり、このうち費用負担等の条件を具体的に提示して利用契約締結の意向まで調査を行っていたものは 1 割にも満たない（7.2%）98 にとどまっていたとしている。

よって、国庫補助金等の交付申請の審査等に当たり、厚生労働省、地方厚生（支）局及び都道府県等においては、各障害福祉サービスの特徴等を踏まえ、具体的な需要の有無等の状況を十分確認することが必要であり、事業者においては、各障害福祉サービス

の特徴等を十分理解するとともに、具体的な需要の有無を十分把握すること及び提供する障害福祉サービスについて、障害者等に対して十分に周知を行うことが必要であるとしている。

このような検査結果から、厚生労働省に対して、次のとおり改善処置が求められたところである。

- (1) 厚生労働本省の担当部局、地方厚生（支）局及び都道府県等において、国庫補助金等の交付申請等の審査に当たり、当該事業所で提供されることとなる障害福祉サービスの需要の有無を具体的に把握した上で整備計画の妥当性について、必要に応じて福祉医療機構等の関係機関と連携をとるなどして、審査を行うよう指導、助言すること
- (2) 国庫補助金等の交付申請の際には、提供されることとなる障害福祉サービスの需要の有無を具体的に把握するよう事業者には指導、助言することを、事業所が所在する市町村に対して、都道府県等を通じて指導、助言すること
- (3) 事業所が所在する市町村に対して、当該事業所が提供する障害福祉サービスの利用状況を関係者と連携をとって十分把握した上で、提供する障害者等に対する周知の重要性を含め各種の助言を行うことにより、事業所の利用が図られるよう、都道府県等を通じて指導、助言すること

2 改善に向けた取り組み

上記1の指摘を踏まえ、以下の取り組みを実施することが必要であると考えているので、各都道府県等におかれては、遺漏なきよう取り扱われたい。

(1) 厚生労働省（地方厚生（支）局）における対応

厚生労働省は、国庫補助金等の交付申請の際には、提供されることとなる障害福祉サービスの需要の有無を具体的に把握するよう事業者には指導、助言することを、事業所が所在する市町村に対して、都道府県等を通じて指導、助言するものとする。

このため、「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成17年10月5日付厚生労働省発社援第1005003号、厚生労働事務次官通知）を改正することとし、国庫補助金の申請に必要な添付書類の一部を次のとおり見直すので、施設整備費等の交付を受けて整備する障害福祉サービスにおける需要の有無について適切に把握するよう努められたい。

ア 社会福祉施設等整備費協議通知の改正

毎年度、都道府県等に対して、社会福祉施設等国庫補助金の協議要領を「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」（以下「協議通知と言う。」）によりお示ししているところである。

都道府県等が、地方厚生（支）局を通じて厚生労働本省に提出する国庫補助協議書の添付資料について、施設等の創設及び移転改築の場合にあつては、当該障害福

祉サービスに係る需要の把握に関する調査を行った上で、その整備計画の必要性を記載した市町村長の意見書を必ず添付することとする。

イ 地方厚生（支）局で用いる「社会福祉施設等整備計画ヒアリング要領」の改正
都道府県等が、厚生労働本省に対し、社会福祉施設等施設整備費補助金に係る国庫補助協議書を提出するに際し、各地方厚生（支）局においてヒアリングを実施している。

そのヒアリングの内容を定めた「社会福祉施設等整備計画ヒアリング要領」中「7 障害福祉圏域の状況」の確認事項として、「当該障害福祉圏域において、今回新たに整備する障害福祉サービスにつき障害者等のニーズ調査を実施しているかどうか」を新たに盛り込むこととする。

なお、ヒアリングの視点として、「整備計画が、当該障害福祉圏域の状況を踏まえて作成されたものになっているかどうかを確認すること。具体的には、当該事業の整備計画の策定に当たり、事業者が当該障害福祉圏域における障害者等のニーズ調査等を行っているかどうかを確認し、かつ、各自治体の意見書において、事業者等が実施したニーズ調査を踏まえて、当該整備計画が妥当である旨の記述があるかどうかを確認すること。なお、ニーズ調査等が行われていない場合には、国庫補助協議書の提出を見送るように調整を図ること。」を加えることとする。

（２）都道府県、政令指定都市及び中核市における対応

都道府県は、事業所が所在する管内市町村（政令指定都市及び中核市を含む。）に対して、事業者が国庫補助金の交付申請を行う際に、新体系における各サービスの特徴等を十分に理解して、提供することとなるサービスに対する具体的な需要の有無を把握するよう、事業者に助言等を行うよう指導すること。

都道府県、政令指定都市及び中核市は、国庫補助金等の交付申請等の審査に当たり、当該事業所で提供されることとなる障害福祉サービスの需要の有無を具体的に把握した上で、整備計画の妥当性について、必要に応じて機構等の関係機関と連携をとるなどして確認を行うこと。

（３）事業所に対する指導、助言

都道府県は、管内市町村（政令指定都市及び中核市を含む。）を通じ、事業所に対して、当該事業所が提供する障害福祉サービスの利用状況を関係者と連携をとって十分把握した上で、提供するサービスの障害者等に対する周知の重要性を含め各種の助言を行うことにより、事業所の利用が図られるよう指導、助言すること。

9 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

(1) 短期入所サービスの整備促進について

短期入所については、第3期障害福祉計画における平成25年度整備目標が4.3万人であるのに対し、平成25年9月の利用者数は3.7万人であり、今後さらなる整備が必要である。

このうち、医療ニーズの高い重度の障害児者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取るための短期入所サービスの充実を図っていくことは極めて重要である。

このため、医療機関においても、医療型短期入所として短期入所サービスの実施を可能としており、平成24年度より、法人格を有さない医療機関についても短期入所の指定を受けることができる仕組みを整えているとともに、超（準）重症心身障害児・者等の重度者を受け入れた場合における加算を設け実施しているところである。

こうした取組により、平成25年10月における医療型短期入所の事業所数は、平成23年10月と比べ約20%の増加となっているが、最近はほぼ横ばいとなっている。

依然として医療型短期入所はニーズが高いサービスであることから、各都道府県等においては、引き続き地域における実情等を適切に把握し、その実情等を踏まえ、医療ニーズの高い障害児者に対して適切な支援が行われるよう、医療機関の協力を得ながら、必要な短期入所サービスの整備に努められたい。

（参考）医療型短期入所の事業所数（障害保健福祉部障害福祉課調べ）

時点	23年10月	24年4月	24年10月	25年4月	25年10月
箇所数	278	319	328	331	327

また、短期入所のうち単独型短期入所は、通い慣れた生活介護事業所等の日中活動事業所や、身近な地域の事業所において短期入所サービスを利用することができるという利点があり、平成24年度報酬改定における単独型加算の引上げ等を通じて事業の整備促進に取り組んできたところである。

さらに、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、介護職員等が喀痰吸引等の研修を受講することで、喀痰吸引等の医療的ニーズのある障害児者について、単独型短期入所を始めとする福祉型短期入所サービス事業所による受入れが可能となることから、今後の整備において、単独型短期入所の整備促進について特に積極的な取組を進められたい。

(2) 今冬のインフルエンザ対策について

季節性のインフルエンザ等は毎年冬期に流行を繰り返しており、社会福祉施設等においては、集団感染等に対する十分な注意が必要とされている。

このため、都道府県等におかれては、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成 25 年 11 月 20 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

（３）障害者自立支援給付費負担金の適正な執行について

障害者自立支援給付費負担金の執行に関し、平成 25 年 11 月に国会へ提出された平成 24 年度決算検査報告において、

- ・対象経費を二重に計上する
 - ・「定員超過減算」を行うべきところ、減算をせずに算定を行う
- などにより、本負担金の経理が不当と認められるとの報告がなされたことは、誠に遺憾である。

については、各都道府県におかれては、管内市町村に対して適正な事務処理を指導するなど、本負担金の適正な執行に努められたい。

（参考）

会計検査院ＨＰ：

（障害者自立支援給付費負担金）

http://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary24/pdf/fy24_futo_031.pdf

http://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary24/pdf/fy24_futo_039.pdf

（４）障害者施設等の防災対策等について

①防災対策について

障害者支援施設等の入居者の多くは自力避難が困難な者であることから、都道府県におかれては、次の事項にご留意の上、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内の障害者支援施設等に対して指導するとともに、特に指導監査等に当たって重点的な指導を行うようお願いしたい。

- ア 火災発生の未然防止
- イ 火災発生時の早期通報・連絡
- ウ 初期消火対策
- エ 夜間防火管理体制
- オ 避難対策

カ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
キ 各種の補償保険制度の活用

(参考)

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」
(昭和 62 年 9 月 18 日社施第 107 号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知)
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」
(平成 10 年 8 月 31 日社援第 2153 号、厚生省社会・援護局長通知)

②社会福祉施設の土砂災害対策の徹底について

社会福祉施設等の土砂災害対策の推進については、「災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策における連携の強化について」(平成22年7月27日付け社援総発0727第1号 国河砂第57号 厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省河川局砂防部砂防計画課長連名通知)により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしているところであるが、昨年度、総務省行政評価局が社会福祉施設を始めとする災害時要援護者関連施設の土砂災害防止対策の実態把握を行った結果、以下の課題が認められたところである。

各都道府県におかれては、以下の課題及び対応を踏まえ、改めて砂防部局や管内市町村と連携体制の強化をお願いする。

【総務省行政評価局による実態把握結果による課題と対応】

- 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の的確な把握
土砂災害のおそれのある箇所立地する災害時要援護者関連施設の把握漏れなどが4県で39施設あり。
→ 土砂災害のおそれのある箇所及び災害時要援護者関連施設に関する情報についての都道府県民生部局と都道府県砂防部局との情報共有を徹底し、両部局において土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設を的確に把握しているかチェックすること。
- 土砂災害警戒区域における災害時要援護者関連施設の新設への適切な対応
土砂災害警戒区域内に新規立地されている例が4県で60施設、これらのうち施設の新設計画者への情報提供等が実施されていない例あり。
→ 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の新設に対し適切に対応するため、以下について徹底すること。
 - ① 都道府県民生部局は、申請書の提出を受けた時点にとどまらず、早期に災害時要援護者関連施設(市町村管轄施設を含む。)の新設計画に係る情報の入手に努めることとし、市町村が同情報を入手した時点で、当該情報を都道府県民生部局に提供するよう市町村に依頼すること。
 - ② 上記①により情報を入手した際には、都道府県民生部局、都道府県砂防部局及び市町村が連携し、土砂災害警戒区域に係る情報を同施設の新設計画者に提供し、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検討を促すこと。

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生のおそれがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、
ク 施設所在地の市区町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への通知

ケ 施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立

コ 入所者の外出等の状況の常時把握及び避難及び避難後の円滑な援護

サ 消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保
等防災対策に万全を期すようお願いしたい。

(参考)

- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」

(平成 11 年 1 月 29 日文施指第 53 号、社援第 212 号、11 林野治第 172 号、建設省河砂発第 6 号、消防災第 8 号、文部省大臣官房長、厚生省社会・援護局長、林野庁長官、建設省河川局長、自治省消防庁次長連名通知)

③大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、市町村、消防署等関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的な参画をお願いしたい。

また、障害者支援施設等は、災害時において地域の防災拠点として重要な役割を有していることから、社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した避難スペースの整備を進めるなどにより、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただきたい。

④障害者施設等の耐震化について

障害児者関係施設等の耐震化の状況については、25 年 9 月に公表された「社会福祉施設等の耐震化状況調査」では、24 年 4 月時点の耐震化率は 78.9%となっており、社会福祉施設等全体(84.3%)を下回っている状況である。障害児者関係施設等は自力で避難することが困難な者が多く利用している施設であることから、全ての施設等において耐震化が図られることが望ましい。

このため、耐震化率の低い状況となっている都道府県・指定都市・中核市にあっては、引き続き、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金(関連資料③)の基金残高の活用を図るなどの上、計画的に耐震化整備が図られるよう社会福祉法人等に対してご指導をお願いしたい。

耐震化整備を行う際、設置者負担の費用等の準備が出来ないため整備が進まない社会福祉法人等にあつては、独立行政法人福祉医療機構において、社会福祉事業施設の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置（融資率の引上げ、貸付利率の引下げ）を26年度も引き続き実施することとしていることから、その活用についての周知も併せてお願いしたい。

また、耐震診断費用については、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する補助制度「住宅・建築物安全ストック形成事業（社会資本整備総合交付金において実施）」（国土交通省1/3、地方公共団体1/3、民間事業者1/3）があるので、必要に応じて事業者に対する情報提供等をお願いする。

（５）東日本大震災からの復旧・復興等について

①自治体負担分に対する財政支援の延長について

東日本大震災により被災した障害福祉サービス等の利用者負担の免除措置の取扱いについては、財政支援の期間を下記のとおり延長することとしたので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようご配慮願いたい。

○対象者：東京電力福島第一原子力発電所事故により設定された避難指示区域等（※１）及び旧緊急時避難準備区域等（※２）の住民（震災発生後、他市町村に避難のため転出した住民を含む。）

（※１）帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）

（※２）旧緊急時避難準備区域、既に指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット）

○対象となるサービス：介護給付費、訓練等給付費、障害児入所給付費等、障害児通所給付費等、補装具費等、障害児入所措置費、やむを得ない事由による措置費

○実施期間：平成27年2月末（サービス提供分）まで

なお、平成26年10月以降は財政支援の対象範囲を縮小し、旧緊急時避難準備区域等の上位所得層の住民を対象としない予定であるが、対象となる上位所得層の住民に関する詳細については決まり次第別途お示しすることとしているので、管内自治体への周知をお願いしたい。

10 規制緩和について

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害者の受入事業について [構造改革特区関係]

平成 18 年 5 月より、構造改革特別区域法に基づく特例措置として、地方公共団体が、構造改革特別区域計画の認定を受けた場合には、当該区域内の介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業所において障害者を受け入れる「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害者の受入事業」を実施している。

各地方公共団体におかれては、地域の実情を踏まえ、必要に応じて活用されたい。

① 事業の概要について

居間及び食堂並びに宿泊室の面積、職員数について指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たすこと、指定小規模多機能型居宅介護事業者が障害者関係施設から技術的支援を受けること、また、必要な研修を受けた者が個別支援計画を策定することが、地方公共団体の構造改革特別区域計画中に定められていることを条件として、小規模多機能型居宅介護を障害者が利用した際に、基準該当自立訓練（機能訓練）又は基準該当自立訓練（生活訓練）として報酬を算定するものである。

なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所における生活介護の実施については平成 22 年 6 月に、短期入所については平成 23 年 6 月に、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては平成 25 年 10 月に全国展開をしたところである。

② 今後について

平成 24 年 4 月 9 日付け構造改革特別区域推進本部決定により、「個別支援計画の策定が要件とされた平成 23 年 6 月以降、サービス利用実績のある事業所が累積で 5 か所になった時点で、弊害が生じていなければ評価を経ることなく全国展開し、弊害が生じていれば改めて評価を行う。」とされている。

これに対し、平成 25 年 6 月 1 日時点の累積事業所数を調べたところ、サービス利用実績のある事業所数は累積 2 であり、現時点では弊害の有無を判断できるだけの実績が挙がっていない状況である。

したがって、来年度以降も引き続き特区として継続し、事業所数が累積で 5 か所になった時点で改めて弊害の有無について調査を行う予定である。

（２）サービス管理責任者資格要件弾力化事業について[構造改革特区関係]

平成 22 年 9 月より、構造改革特別区域法に基づく特例措置として、地方公共団体が、構造改革特別区域計画の認定を受けた場合には、当該区域内の事業所におけるサービス管理責任者の資格要件を緩和する「サービス管理責任者資格要件弾力化事業」を実施している。

各地方公共団体におかれては、地域の実情を踏まえ、必要に応じて活用されたい。

①事業の概要について

地方公共団体が、サービス管理責任者の確保が困難であるため、障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合（当該構造改革特別区域の属する都道府県の知事が、当該構造改革特別区域内の事業所において、サービス管理責任者の確保が困難であるため、障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合に限る。）に、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）において定めているサービス管理責任者の実務経験年数の要件のうち、通算 5 年以上と規定されているものについて通算 3 年以上に、通算 10 年以上と規定されているものについて通算 5 年以上にそれぞれ緩和するものである。

②今後について

平成 25 年 5 月 17 日付け構造改革特別区域推進本部決定により、「関係府省庁において、サービス管理責任者養成研修のあり方について検討を加え、当該見直しによる効果が発現すると見込まれる平成 27 年度に改めて評価を行うこと。」とされている。

したがって、来年度以降も引き続き特区として継続し、平成 27 年度に改めて評価を行う予定である。

（３）児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業について[構造改革特区関係]

平成 24 年 4 月より、構造改革特別区域法に基づく特例措置として、地方公共団体が、構造改革特別区域計画の認定を受けた場合には、当該区域内にある一定の要件を満たす児童発達支援センターにおいて、障害児に対する給食の外部搬入を認める「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業」を実施している。

各地方公共団体におかれては、地域の実情を踏まえ、必要に応じて活用されたい。

①事業の概要について

児童発達支援センターについてその運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入を可能とするものである。

- ・ 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること
- ・ 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること
- ・ 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること
- ・ 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するように努めること

② 今後について

本事業は、現在、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、特例措置の全国展開を行った場合に発生する弊害と効果について評価を行っているところである。

最終的には、同委員会からの評価意見を受け、今後予定されている構造改革特別区域推進本部における決定により政府としての方針が決まることとなる。

（４）社会福祉法人の資産要件について

① 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けることができる通所施設の範囲について

「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成 12 年 9 月 8 日障第 670 号・社援第 2029 号・老発第 628 号・児発第 732 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、既設の社会福祉法人が、施設の用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けることができる通所施設を列举している。現在、障害児通所支援を行う施設は児童発達支援センターのみとしているところであるが、これを全ての障害児通所支援事業所まで拡大することとする。

② 宅介護等事業の経営を目的として設立された社会福祉法人が行うことができる事業の範囲について

「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成 12 年 9 月 8 日障第 671 号・社援第 2030 号・老発第 629 号・児発第 733 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、居宅介

護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合については、1,000 万以上に相当する資産を基本財産とすることで足りるものとして
いる。さらに、この要件を満たすものとして設立された社会福祉法人が
併せて行うことができる事業を列挙しているところ、現在障害児通所支
援事業（児童発達支援（児童発達支援センターで行う場合を除く。）又
は放課後等デイサービスに限る。）が掲げられているところであるが、
これを全ての障害児通所支援事業まで拡大することとする。

1 1 障害者の就労支援の推進等について

(1) 障害者の就労支援の推進について

障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方にはできるだけ一般就労していただけるよう、また、一般就労が困難な方には賃金や工賃の水準が向上するよう支援を行っていくことが必要である。

そのため、以下の点に留意しつつ、積極的な取組をお願いしたい。

① 一般就労への移行の促進について

ア 雇用施策との連携について

福祉から一般就労への移行を促進するためには、福祉施策と雇用施策の連携が非常に重要である。

障害者の就労支援については、平成 19 年に、職業安定局長から各都道府県労働局長宛に雇用・福祉・教育施策との連携に係る通達が発出されているが、昨年度末に改めて「障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について」という通知が発出されたところである。

当該通知に基づき、各労働局においては、①就労支援セミナーの実施等による企業理解の促進、②関係機関が連携したチーム支援の実施、③ネットワークの構築・強化等に取り組むこととなっているので、各都道府県におかれては、管内市町村及び管内事業所にも周知を図っていただき、労働局やハローワークとの連携の促進に努めていただきたい。

特に、福祉から雇用への移行の促進や、就職した障害者の職場定着の促進を図るためには、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等が連携して支援を行うことが欠かせないので、より一層の連携体制の構築に取り組んでいただきたい。(関連資料①(52 頁))

イ 就労移行支援事業所の就労支援機能の強化について

平成 24 年 10 月から、一般就労への移行実績がない就労移行支援事業所については報酬の減算を行うこととしたところであるが、平成 25 年 9 月においては、104 事業所(3.9%)が減算の対象となっている(平成 24 年 10 月実績は、110 事業所(4.3%))。減算の対象となった事業所を所管する自治体においては、当該事業所から状況を聴取するなど、適切に現状を把握していただきたい。(関連資料②(53 頁))

また、平成 25 年度障害者総合福祉推進事業において、就労移行支援事業所の底上げを目的とした研修プログラム及び教材の作成を行っているところであり、報告書がまとまり次第、ホームページに掲載される予定であるので、一般就労への移行実績が低い就労移行支援事業所等の底上

げに向けた研修等に活用していただきたい。(関連資料③(54頁))

加えて、平成26年度地域生活支援事業(都道府県事業)においては、障害者就業・生活支援センターに就労移行支援事業所の就労支援機能の強化を図るための就労指導員を配置するための事業をメニューとして追加しているので、各都道府県におかれては、地域の実情を勘案し積極的な活用をご検討いただきたい。(関連資料④(55頁))

ウ 第4期障害福祉計画に係る基本指針について

平成27年度からの第4期障害福祉計画に係る基本指針については、1月24日の社会保障審議会障害者部会で案をお示ししたところである。同案においては、第3期計画に引き続き、「就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進める」旨を記載することとしている。

また、一般就労への移行に係る成果目標として、「平成29年度の福祉施設から一般就労への移行者数を平成24年度の2倍とする」との目標値を設定するほか、就労移行支援事業の利用量に関する目標(就労移行支援事業の利用者数の増加)及び就労移行支援事業の支援の質に関する目標(事業所ごとの就労移行率の増加)を設定することとしている。

さらに、労働施策と福祉施策が連携した支援がどの程度行われているかを確認するための活動指標として、労働部局との連携に係る指標を引き続き設定することとしているので、各都道府県におかれては従来にも増して積極的に連携を促進し、取組を進めていただきたい。(関連資料⑤(57頁))

エ 障害者就業・生活支援センターモデル事業について

障害者就業・生活支援センターモデル事業については、平成25年度は、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所が利用者のアセスメントを行う際に活用できるマニュアルを作成することとしているが、平成26年度においては、①精神・発達障害に対応できるアセスメントツールの作成、②障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所、B型事業所、企業、教育機関が連携したアセスメント及び就労支援モデルの検証、③自立訓練(生活訓練)等を活用した支援モデルの実践研究、を行う予定である。

全国4か所で実施できるよう予算を確保しているので、各都道府県におかれては、モデル事業の実施について積極的にはご検討いただき、実施の希望がある場合は前広にご相談いただきたい。(関連資料⑥(60頁))

② 就労継続支援A型事業について

平成24年10月から、就労継続支援A型事業について、短時間利用者にかかる報酬の減算を導入したところであるが、平成25年9月時点では、

107 事業所（5.9％）が減算の対象となっているところである（平成 24 年 10 月実績は、141 事業所（10.2％））。

各都道府県においては、障害者に就労の機会を提供するという就労継続支援 A 型事業の趣旨に沿った運営が行われるよう、不適切な事案の解消に向けた、より積極的な指導をお願いしたい。（関連資料⑦（62 頁））

③ 就労継続支援 B 型事業における工賃向上の取組について

ア 平成 24 年度平均工賃の公表について

平成 24 年度の就労継続支援 B 型事業所の利用者の全国の平均工賃月額は 14,190 円、対前年度比 604 円増（4.4％増）となっており、平成 18 年度以降、増加額、率ともに、最大の伸びとなっている。

また、平成 18 年度と比較すると 1,968 円増（16.1％増）であるが、平成 18 年度から継続して工賃倍増 5 か年計画、工賃向上計画の対象となっている事業所については、平成 24 年度の平均工賃が、15,602 円（平成 18 年度 12,515 円）、平成 18 年度より 3,087 円増（24.7％増）となっており、より一層の工賃の向上が見られるところである。

各事業所や各地方自治体のご尽力により、B 型事業所利用者の平均工賃は着実に増加しているが、就労継続支援 B 型利用者が地域において自立した生活が送れるよう、継続的な工賃の向上のための支援が必要であると考えているので、各都道府県、市町村においては、各事業所が積極的な取組をされるよう、引き続きご支援をお願いしたい。（関連資料⑧（63 頁））

イ 平成 26 年度工賃向上計画支援事業について

工賃向上計画支援事業については、平成 25 年度における行政事業レビュー（公開プロセス）及び自民党無駄撲滅 P T において、支援効果の高いメニューに特化して重点的に取り組むよう指摘を受けたところである。

このため、平成 26 年度においては、これまで事業を実施する中で、比較的支援効果の高かった「共同受注窓口」の立上げ支援に重点化して必要な予算を確保している。共同受注窓口の体制整備は着実に進んでいるところであるが、未だ未整備の県におかれては、平成 26 年度において優先的に採択する方針であるので、積極的に活用いただくようご検討いただきたい。

なお、10/10 事業における研修事業、好事例発表会のメニューは廃止する方向で検討しているので、ご留意いただきたい。（関連資料⑨（66 頁））

（２）障害者就労支援施設と各分野との連携について

① 農業分野との連携について

障害福祉分野と農業分野の連携は、農業における人手不足の解消とともに、障害者にとっても就労の機会の確保や障害者の情緒安定などのメリッ

トがある。これまでも厚生労働省と農林水産省において、事例発表会の開催、福祉・農業分野の関係団体等による「『農』と福祉の連携プロジェクト連絡議会」を設置するなど、障害福祉分野と農業分野との連携を深めているところである。

農林水産省では、農業分野での障害者就労の推進に向け、平成 25 年度に地方農政局等を中心に行政も交えた地域における障害福祉関係者と農業関係者のネットワークを設置したほか、平成 26 年度には、都道府県レベルで関係者を集めた情報交換会の開催やNPO・社会福祉法人等に対する農業の専門家派遣や介護・福祉農園等の開設・運営、整備を支援することとしているところである（「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「『農』のある暮らしづくり交付金」等）。

なお、「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「『農』のある暮らしづくり交付金」の平成 26 年度事業の公募は既に終了しているが、「『農』と福祉の連携プロジェクト」として、社会福祉施設等施設整備費補助金の活用や事業所が定める工賃向上計画に農業への取組を明記している事業所については、採択にあたり優先配慮することとされたところである。

また、厚生労働省と農林水産省では、今年 2 月にパンフレット「福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～（Vol.2）」を新たに作成したところであり、この中には、農業分野における障害者就労に関する各種情報等が記載されるなど、今後、農業分野への参入を考えている障害福祉関係者にとって参考になることから、各都道府県におかれては管内市町村及び事業所に対し広く周知いただき、ご活用いただきたい。（関連資料⑩（67 頁））

※農林水産省ホームページ「農業分野における障害者就労」URL

<<http://www.maff.go.jp/j/keiei/kourei/syougai/top.html>>

【農林水産省の担当部署】

（ネットワーク関係：農林水産省 経営局 就農・女性課 女性・高齢者活動推進室）

（各交付金関係：農林水産省 農村振興局 都市農村交流課）

② その他の分野における連携について

農業分野以外の分野、例えば高齢者福祉分野や環境分野等においても、地域において先進的な取組を行っている事業所が多数見られるところである。

こういった連携事例については、平成 25 年度障害者総合福祉推進事業「就労系障害福祉サービスにおける地域連携のモデル事例収集と成功要因の分析について」において、各地域における事例の収集を行っているところであり、当該調査研究を実施している「全国就業支援ネットワーク」のホームページにおいて報告書が公表される予定となっている。公表され次第、各都道府県に情報提供する予定であるので、管内市町村や事業所に

も周知を図っていただきたい。

また、平成 26 年度地域生活支援事業（都道府県事業）においては、地域連携を促進するためのコーディネーターの配置に係る事業をメニューとして追加しているので、各都道府県におかれては、地域の実情を勘案し積極的な活用をご検討いただきたい。（関連資料 4（55 頁））

障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について (平成25年3月29日付 職業安定局長通達)

企業、障害者、関係機関等の企業就労への理解促進

【企業理解の促進】

- ・ 就労支援セミナー
- ・ 事業所見学会
- ・ 障害者就労アドバイザーからの助言

【職場実習の推進】

- ・ 職場実習受入候補事業所の情報提供
- ・ 職場実習実施事業所に対する支援
- ・ 職場実習のための合同面接会の実施

企業が障害者を継続して雇用するための支援の実施

- 雇入れから定着過程の段階において、安定所が中心となって関係機関と連携し、就職の準備段階から職場定着までの一連の支援を実施（チーム支援）
- 職場定着後の段階においては、障害者就業・生活支援センターが中心となって、安定所や関係機関等による適切な役割分担の下、継続した職場定着の支援を実施

ネットワークの構築・強化

- 労働局や安定所は、協議会や就労支援部会等に積極的に参画するとともに、地方自治体と連携して、障害者就業・生活支援センターや地域の特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所、事業主団体の参画を勧奨
- 労働局及び安定所は、都道府県と連携を図り、管轄地域内の就労移行支援事業所の設置状況や活動状況を把握するとともに、一般雇用への移行や定着支援に向けた連携体制を構築
- 安定所は、直ちに就職することは困難であるが、企業就労を希望している障害者に対して、就労移行支援事業所の利用を勧奨するなどを支援
- 安定所は、事業開始後間もない事業者等、障害者の就労に関する知識やノウハウが不足している就労継続支援A型事業所に対して、必要に応じ、地域センターが実施する「就業支援基礎研修」等の取組を情報提供するなどを支援

就労移行支援事業に係る報酬の適正化の適用状況
(平成24年10月分／平成25年9月分の比較)

一般就労への移行実績がない就労移行支援事業所の報酬を適正化(平成24年10月施行分)

		平成24年10月	平成25年9月
全国	事業所数	2,566	2,671
	(うち適用あり)	110 (4.3%)	104 (3.9%)
北海道	事業所数	157	156
	(うち適用あり)	10 (6.4%)	9 (5.8%)
青森県	事業所数	50	50
	(うち適用あり)	6 (12.0%)	7 (14.0%)
岩手県	事業所数	26	27
	(うち適用あり)	1 (3.8%)	0 (0.0%)
宮城県	事業所数	63	63
	(うち適用あり)	1 (1.6%)	1 (1.6%)
秋田県	事業所数	21	16
	(うち適用あり)	1 (4.8%)	0 (0.0%)
山形県	事業所数	22	26
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	1 (3.8%)
福島県	事業所数	17	21
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
茨城県	事業所数	111	122
	(うち適用あり)	7 (6.3%)	10 (8.2%)
栃木県	事業所数	56	54
	(うち適用あり)	3 (5.4%)	2 (3.7%)
群馬県	事業所数	39	39
	(うち適用あり)	1 (2.6%)	2 (5.1%)
埼玉県	事業所数	96	102
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	1 (1.0%)
千葉県	事業所数	84	91
	(うち適用あり)	2 (2.4%)	0 (0.0%)
東京都	事業所数	197	204
	(うち適用あり)	6 (3.0%)	8 (3.9%)
神奈川県	事業所数	84	91
	(うち適用あり)	2 (2.4%)	2 (2.2%)
新潟県	事業所数	71	76
	(うち適用あり)	3 (4.2%)	1 (1.3%)
富山県	事業所数	22	23
	(うち適用あり)	1 (4.5%)	1 (4.3%)
石川県	事業所数	30	30
	(うち適用あり)	1 (3.3%)	0 (0.0%)
福井県	事業所数	39	39
	(うち適用あり)	5 (12.8%)	6 (15.4%)
山梨県	事業所数	36	38
	(うち適用あり)	2 (5.6%)	2 (5.3%)
長野県	事業所数	66	67
	(うち適用あり)	3 (4.5%)	4 (6.0%)
岐阜県	事業所数	26	30
	(うち適用あり)	1 (3.8%)	1 (3.3%)
静岡県	事業所数	70	75
	(うち適用あり)	3 (4.3%)	0 (0.0%)
愛知県	事業所数	108	110
	(うち適用あり)	1 (0.9%)	2 (1.8%)

※ 国保連データにおいて特別集計した実績(事業所数)

		平成24年10月	平成25年9月
三重県	事業所数	15	14
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
滋賀県	事業所数	26	27
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
京都府	事業所数	41	42
	(うち適用あり)	1 (2.4%)	1 (2.4%)
大阪府	事業所数	159	166
	(うち適用あり)	4 (2.5%)	2 (1.2%)
兵庫県	事業所数	71	80
	(うち適用あり)	3 (4.2%)	2 (2.5%)
奈良県	事業所数	23	21
	(うち適用あり)	2 (8.7%)	1 (4.8%)
和歌山県	事業所数	24	24
	(うち適用あり)	1 (4.2%)	1 (4.2%)
鳥取県	事業所数	16	19
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
島根県	事業所数	21	19
	(うち適用あり)	2 (9.5%)	1 (5.3%)
岡山県	事業所数	30	26
	(うち適用あり)	2 (6.7%)	1 (3.8%)
広島県	事業所数	61	64
	(うち適用あり)	5 (8.2%)	2 (3.1%)
山口県	事業所数	32	32
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	1 (3.1%)
徳島県	事業所数	20	21
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
香川県	事業所数	14	14
	(うち適用あり)	1 (7.1%)	0 (0.0%)
愛媛県	事業所数	43	39
	(うち適用あり)	4 (9.3%)	3 (7.7%)
高知県	事業所数	16	14
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
福岡県	事業所数	133	143
	(うち適用あり)	6 (4.5%)	4 (2.8%)
佐賀県	事業所数	22	26
	(うち適用あり)	2 (9.1%)	1 (3.8%)
長崎県	事業所数	53	55
	(うち適用あり)	3 (5.7%)	5 (9.1%)
熊本県	事業所数	60	69
	(うち適用あり)	5 (8.3%)	7 (10.1%)
大分県	事業所数	35	37
	(うち適用あり)	1 (2.9%)	0 (0.0%)
宮崎県	事業所数	39	41
	(うち適用あり)	3 (7.7%)	3 (7.3%)
鹿児島県	事業所数	47	50
	(うち適用あり)	4 (8.5%)	6 (12.0%)
沖縄県	事業所数	74	78
	(うち適用あり)	1 (1.4%)	3 (3.8%)

就労移行支援事業所における発達障害者・精神障害者の就労支援プログラムの実施時における課題検討

発達障害者の就労移行支援のニーズが高まっているなか、障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関では長期の通所訓練を行うことはできないため、求職期間中に長期間の在宅生活を余儀なくされ、「行き場」を無くす発達障害者は多く、就労移行支援事業所での就労準備訓練の実施は、地域において喫緊の課題となっている。

就労移行支援事業所への研修により発達障害者支援プログラムの導入を実施

横浜市発達障害者支援センターが推進事業を採択

地域型啓発研修

発達障害者就労支援普及啓発研修

- ・全国を4つのエリアに分け、それぞれに、発達障害者の就労支援に係る研修を実施。
- ・研修の内容は、「就労移行支援事業所のための発達障害者就労支援マニュアル」を参考とした内容とする。
- ・参加者は今回の強化対象事業所以外でも可。主に就労移行支援とするが、それ以外の機関の参加も可。

個別型専門研修

事業所別の支援開始にかかる研修

- ・ネットワークの構築（ハローワーク・就労支援機関・医療機関・発達障害者支援センター等との連携体制の構築方法助言）。
- ・既の実績のある就労移行支援事業所より支援に関する個別相談の実施。
- ・就労支援セミナー等、各労働局の研修制度を積極活用。

研修実施実績

平成25年11月14日・15日（福島県 郡山セミナー実施）
平成25年12月19日・20日（石川県 金沢セミナー実施）

平成25年11月25日・26日（埼玉県 さいたまセミナー実施）
平成26年2月15日・16日（愛媛県 松山セミナー実施）

(関連資料④)

別紙2

都道府県事業のうち、

【就業・就労支援】関係部分のみ抜粋

地域生活支援事業実施要綱 新旧対照表 (案)

(下線部が改正部分)

改正案		現行
別紙 1	地域生活支援事業実施要綱 (別記 19) 任意事業 必須事業のほか、都道府県の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。 ○ 事業内容の例 【就業・就労支援】 (1) 盲人ホームの運営 (同右) (2) 重度障害者在宅就労促進 (バーチャル工房支援) ア～イ (同右) (3) 一般就労移行等促進 ア 目的 (同右) イ 事業内容 (ア) 働く障害者のための交流拠点支援 就労移行支援事業者等が、既に就労している障害者に対して、就業後や休日集まって交流できる場を用意し、生活面の相談支援もあわせて実施する。	別紙 1 地域生活支援事業実施要綱 (別記 19) 任意事業 必須事業のほか、都道府県の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。 ○ 事業内容の例 【就業・就労支援】 (1) 盲人ホームの運営 (略) (2) 重度障害者在宅就労促進 (バーチャル工房支援) ア～イ (略) (3) 一般就労移行等促進 ア 目的 (略) イ 事業内容 (ア) 障害者一般就労・定着促進支援 就労移行支援事業者等が、既に就労している障害者に対して、勤務終了後に自主交流会を実施するなど、就労定着に資する支援を実施する。

別紙2

(イ) 職場見学促進 (同右) (ウ) 離職・再チャレンジ支援助成 (同右) (エ) 地域連携の促進 各都道府県に地域連携を促進するためのコーディネーターを配置し、地域の農業団体、商工団体、民生委員等と連携し、障害福祉サービス事業所と地域の農家、企業、商業施設、介護事業所、高齢者世帯等と結びつけるための取組を支援する。 (4) 障害者就業・生活支援センター体制強化等 ア 目的 地域の实情に応じて、障害者就業・生活支援センターの体制強化や地域における就労移行支援事業所の強化を図ることを目的とする。 イ 事業内容 障害者就業・生活支援センターの体制強化を図るため、必置職員以外の職員（非常勤職員等）を配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。 また、就労移行支援事業所等に対して支援ノウハウの付与や研修、ネットワーク構築を促進するための支援を行う「就労移行支援事業所指導員」を障害者就業・生活支援センターに配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。 (5) その他就業・就労支援 (同右)	(イ) 職場見学促進 (略) (ウ) 離職・再チャレンジ支援助成 (略) (4) 障害者就業・生活支援センター体制強化 ア 目的 地域の实情に応じて、障害者就業・生活支援センターの体制強化を図ることを目的とする。 イ 事業内容 障害者就業・生活支援センターの体制強化を図るため、必置職員以外の職員（非常勤職員等）を配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。 (5) その他就業・就労支援 (略)
--	--

平成 26 年 1 月 24 日開催 社会保障審議会障害者部会(第 55 回)資料

④ 福祉施設から一般就労への移行：基本指針への記述のポイント（案）

- * 現行指針では、福祉施設から一般就労への移行に関しては、福祉施設の利用者のうち就労移行支援事業を利用する者の割合の増加、就労継続支援事業の利用者のうち A 型を利用する者の割合の増加等を目標に定めている。新しい指針では、具体的な成果目標について直近の状況等を踏まえて見直しを行う等の改正を行うこととしたい。

1. 第一「基本的事項」において記載する事項

- 福祉施設から一般就労への移行については、従前から、基本指針第一の二の 4 において「就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大する」と記載されており、新たな基本指針でも踏襲する。

2. 福祉施設から一般就労への移行の方向性等として記載する事項

(1) 成果目標について

- 現在の基本指針では、
- ・ 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成 26 年度中に一般就労に移行する者が、平成 17 年度の一般就労への移行実績の 4 倍以上とすることが望ましいこと
 - ・ 平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち 2 割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成 26 年度末における就労継続支援事業の利用者のうち 3 割以上の者が就労継続支援（A 型）事業を利用することを目指すこと

とされている（*福祉施設利用者数については、施設入所者からの地域生活への移行と同様に、障害児入所施設への入所者のうち 18 歳以上になっている者（継続入所者）を除く）。新しい基本指針では、直近の状況等を踏まえて次のとおり見直しを行うこととしたい。

※ 当該目標に係る「福祉施設」の範囲

就労移行支援事業、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）

① 福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者の増加割合

- 平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とすることが望ましいものとする。

(考え方)

福祉施設から一般就労への移行実績における直近の伸びを考慮して、平成 24 年度以降、毎年 2 千人増加するものとして推計すると、平成 29 年度は 18,501 人（平成 24 年度は 8,501 人）となり、平成 24 年度から平成 29 年度の伸びは約 2 倍となる見込み。よって、自治体の第 4 期障害福祉計画策定時点で把握可能な平成 24 年度実績から 2 倍以上とすることを目指すもの。

② 就労移行支援事業の利用者の増加

- 平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末の利用者数から 6 割以上増加させることが望ましいものとする。

(考え方)

平成 24 年度末実績(26,426 人)から過去 5 年実績による平均増加率は約 14% 増となっており、平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者の推計は、49,885 人となるため、自治体の障害福祉計画策定時点で把握可能な平成 25 年度末の利用者数と比較して 6 割以上増加することを目指すもの。

③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加

- 平成 29 年度末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることが望ましいものとする。

(考え方)

就労移行率が 3 割以上の事業所の平成 23 年度実績（27.1%）から過去 5 年実績による平均増加率は 2.6% 増となっており、平成 29 年度の就労移行率の推計は 42.7% となるため、一般就労が進んでいる事業所が全体の 5 割以上となることを目指すもの。

(2) 活動指標について

- 従来、目標として設定していた事項については、整理した上で、成果目標を達成するための活動指標を次のとおり設定する。

- ① 就労移行支援事業の利用者数
- ② 就労移行支援事業等からの就労移行者数
(就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型)
- ③ 公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設の利用者の支援件数
- ④ 障害者の多様な委託訓練事業の受講者数
- ⑤ 障害者試行雇用事業の開始者数
- ⑥ 職場適応援助者による支援の対象者数
- ⑦ 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

※ 就労移行支援事業の利用者数については、成果目標として設定しているが、障害福祉サービスの1つとして定期的な分析・評価が可能であることから、活動指標の1つとしても扱うものとする。

※ 福祉施設からの就労移行者数については、事業別に把握していくことも必要であるため、活動指標の一つとして扱うものとする。

※ 公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数は、平成24年度実績（7,406人）が第3期障害福祉計画の目標値の95.3%の水準にあり、連携は進んでいると考えられるため、③の目標に変更する。

※ 就労継続支援A型事業の利用者数に係る目標について、平成26年度推計では、全体の目標を達成する見込みであるため、新しい指針では成果目標とはしないが、自治体間でバラツキもあることから、日中活動系サービス確保の一環としても、活動指標としての見込量の設定に当たって地域の雇用情勢等も勘案して必要なサービス量を見込むことを定める。

（第3期障害福祉計画における推計）

平成26年度の目標が全体で14.5%に対し、平成26年度推計では15.0%の見込み。都道府県別に見ても、30自治体で県自らが定める目標を達成する見込みである。

○ 以下に掲げる活動指標の利用者数や利用量を見込む際には、当該成果目標を踏まえて設定すること。また、中間評価等においては、上記活動指標を含めた活動指標ごとの実績を把握し、成果目標の達成状況の評価・分析を行うこと。

考慮すべき事項 類型	現に利用している者の数	障害者等のニーズ	平均的な一人当たり利用量	施設入所者の地域生活への移行（成果目標）	入院中の精神障害者の地域生活への移行うち地域生活への移行後に当該サービスの利用が見込まれる者の数	福祉施設利用者の一般就労への移行者数（成果目標）
就労移行支援の利用者数、利用日数	○	○※1	○	○	○	○

※1：特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数を含む

障害者就業・生活支援センターにおけるモデル事業について

	1年目 (平成24年度)	2年目 (平成25年度)	3年目(案) (平成26年度)
アセスメント	○ <u>アセスメント票案の作成</u> ○ 評価案の作成と相談支援事業所との調整・課題抽出・整理 ○ アセスメント結果で一般就労の可能な者の就労支援体制の調整	○ アセスメント票案による実証 ○ アセスメント票の改善・質の向上 → <u>アセスメント票の完成</u> ○ <u>アセスメント手法の確立</u> ○ <u>マニュアル作成</u> ○ 全国への普及	① 精神・発達障害にも対応できるアセスメントツール、基本となる支援カリキュラムの作成 ② 障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所、就労継続支援事業所、就労移行支援事業所、企業等の連携による就労支援モデルの検証
一般就労後のフォローアップ	○ 要継続的フォローアップ対象者の属性整理・要因分析 ○ 継続的フォローアップに係る支援の試行、課題抽出・整理 ○ 相談支援事業所との役割分担の検討	○ <u>継続的フォローアップを必要とする者への支援体制検討</u> ○ <u>マニュアル作成</u> ○ 全国への普及	③ 精神・発達障害者等に対する障害福祉サービス事業所における就労定着を図るための支援方法を検証 ➡ <u>自立訓練(生活訓練)等を活用した支援モデルの実践研究 など</u>

(関連資料⑥)

平成26年度 障害者就業・生活支援センターモデル事業

精神・発達障害者の 就労アセスメント

課題

精神障害者の雇用義務化を踏まえ、精神・発達障害者の就労を一層促進するために必要な、それぞれの特性に応じた適切な支援を行うためのアセスメント方法の確立が求められている。

平成25年度に作成したアセスメントマニュアルを改良し、精神・発達障害者により適切に対応できるアセスメントツールを作成。

関係機関の連携

課題

①一般就労している障害者が加齢・職場不応等により就労継続が難しくなった場合、②就労継続支援事業所等の利用者が一般就労を目指す場合の連携体制の構築が必要。

障害者のニーズや障害の情態の変化を踏まえた継続的な就労支援を行うための各機関(※)の連携体制のあり方を検討する。

(※)障害者就業・生活支援センター、
相談支援事業所、就労継続
支援事業所、就労移行支援
事業所、企業等

生活支援が必要な 障害者の就労定着支援

課題

知的・精神・発達障害者の就労定着を図るためには、服薬等の健康管理や食事・衛生・金銭等の生活面の自己管理能力を向上させることが必要。

自立訓練(生活訓練・宿泊訓練)、地域定着支援等を活用した就労定着のための生活訓練の支援技法やプログラムモデルの検討を行う。

就労継続支援A型事業に係る報酬の適正化の適用状況
(平成24年10月分／平成25年9月分の比較)

短時間の利用者の割合の高い就労継続支援A型事業所の報酬の適正化(平成24年10月施行分)

		平成24年10月	平成25年9月
全国	事業所数	1,385	1,829
	(うち適用あり)	141 (10.2%)	107 (5.9%)
北海道	事業所数	121	155
	(うち適用あり)	37 (30.6%)	36 (23.2%)
青森県	事業所数	34	37
	(うち適用あり)	6 (17.6%)	4 (10.8%)
岩手県	事業所数	28	33
	(うち適用あり)	2 (7.1%)	0 (0.0%)
宮城県	事業所数	24	29
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	1 (3.4%)
秋田県	事業所数	7	10
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
山形県	事業所数	13	16
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
福島県	事業所数	15	18
	(うち適用あり)	1 (6.7%)	2 (11.1%)
茨城県	事業所数	11	16
	(うち適用あり)	1 (9.1%)	0 (0.0%)
栃木県	事業所数	14	20
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
群馬県	事業所数	5	6
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
埼玉県	事業所数	16	24
	(うち適用あり)	2 (12.5%)	0 (0.0%)
千葉県	事業所数	19	24
	(うち適用あり)	2 (10.5%)	2 (8.3%)
東京都	事業所数	39	58
	(うち適用あり)	8 (20.5%)	8 (13.8%)
神奈川県	事業所数	30	43
	(うち適用あり)	3 (10.0%)	5 (11.6%)
新潟県	事業所数	14	17
	(うち適用あり)	5 (35.7%)	4 (23.5%)
富山県	事業所数	16	22
	(うち適用あり)	2 (12.5%)	0 (0.0%)
石川県	事業所数	22	33
	(うち適用あり)	1 (4.5%)	0 (0.0%)
福井県	事業所数	39	46
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
山梨県	事業所数	8	9
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
長野県	事業所数	26	28
	(うち適用あり)	1 (3.8%)	1 (3.6%)
岐阜県	事業所数	41	60
	(うち適用あり)	1 (2.4%)	1 (1.7%)
静岡県	事業所数	49	61
	(うち適用あり)	1 (2.0%)	0 (0.0%)
愛知県	事業所数	110	145
	(うち適用あり)	11 (10.0%)	5 (3.4%)

		平成24年10月	平成25年9月
三重県	事業所数	29	43
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	1 (2.3%)
滋賀県	事業所数	13	13
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
京都府	事業所数	25	34
	(うち適用あり)	1 (4.0%)	1 (2.9%)
大阪府	事業所数	33	59
	(うち適用あり)	4 (12.1%)	4 (6.8%)
兵庫県	事業所数	40	58
	(うち適用あり)	2 (5.0%)	1 (1.7%)
奈良県	事業所数	13	13
	(うち適用あり)	1 (7.7%)	1 (7.7%)
和歌山県	事業所数	27	32
	(うち適用あり)	1 (3.7%)	0 (0.0%)
鳥取県	事業所数	24	26
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
島根県	事業所数	18	22
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	1 (4.5%)
岡山県	事業所数	74	97
	(うち適用あり)	3 (4.1%)	4 (4.1%)
広島県	事業所数	30	40
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
山口県	事業所数	8	12
	(うち適用あり)	1 (12.5%)	1 (8.3%)
徳島県	事業所数	5	8
	(うち適用あり)	1 (20.0%)	0 (0.0%)
香川県	事業所数	5	9
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
愛媛県	事業所数	31	44
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	1 (2.3%)
高知県	事業所数	19	21
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
福岡県	事業所数	71	103
	(うち適用あり)	8 (11.3%)	5 (4.9%)
佐賀県	事業所数	12	19
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
長崎県	事業所数	33	36
	(うち適用あり)	3 (9.1%)	2 (5.6%)
熊本県	事業所数	87	105
	(うち適用あり)	22 (25.3%)	11 (10.5%)
大分県	事業所数	21	27
	(うち適用あり)	1 (4.8%)	0 (0.0%)
宮崎県	事業所数	13	19
	(うち適用あり)	5 (38.5%)	2 (10.5%)
鹿児島県	事業所数	17	26
	(うち適用あり)	4 (23.5%)	3 (11.5%)
沖縄県	事業所数	36	53
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

※ 国保連データにおいて特別集計した実績(事業所数)

平成24年度工賃（賃金）の実績について

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

障害者の経済的自立のため工賃水準の引上げに向けて支援を行った「工賃倍増5か年計画（平成19年度～平成23年度）」「工賃向上計画（平成24年度～）」の効果を検証するとともに、就労継続支援事業所の利用者の工賃の現状を把握することを目的とする。

(2) 調査対象施設

就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所

(3) 回収状況

9,492事業所

(4) 工賃（賃金）の範囲

工賃、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が利用者に支払う全て

2. 調査結果

平成24年度平均工賃（賃金）

施設種別	平均工賃(賃金)		施設数 (箇所)	(参考) 平成23年度 平均工賃(賃金)
	月額	時間額		
就労継続支援B型事業所 (対前年比)	14,190 円 (104.4%)	176 円	7,938	13,586 円
就労継続支援A型事業所 (対前年比)	68,691 円 (96.1%)	724 円	1,554	71,513 円
就労継続支援事業平均	21,175 円 (109.6%)	258 円	9,492	19,315 円

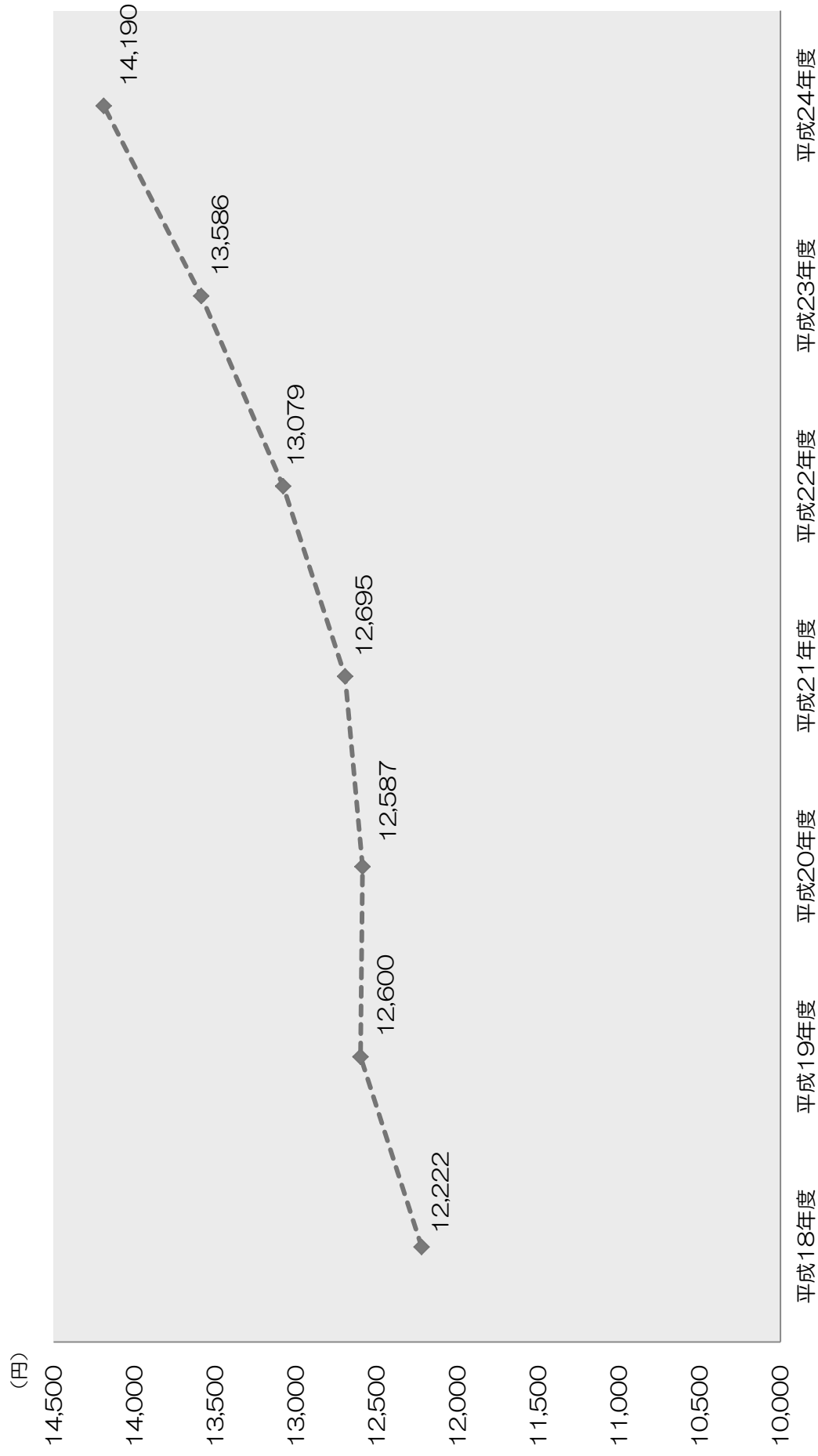
※「時間額」は平成24年度から調査開始

○ 平成18年度と平成24年度の比較

対象事業所	平均工賃（賃金）〈増減率〉
工賃向上計画の対象施設(※)の平均工賃 ※ 平成18年度は就労継続支援B型事業所、入所・通所授産施設、小規模通所授産施設	(平成18年度) (平成24年度) 12,222 円 → 14,190 円 〈116.1%〉
就労継続支援B型事業所（平成24年度末時点）で、平成18年度から継続して工賃倍増5か年計画・工賃向上計画の対象となっている施設の平均工賃	(平成18年度) (平成24年度) 12,515 円 → 15,602 円 〈124.7%〉

平均工賃の推移

(※) 就労継続支援B型事業所、授産施設、小規模通所授産施設



平成18・24年度平均工賃（都道府県別）

（円／月額）

都道府県	平成18年度 平均工賃	平成24年度 平均工賃
北海道	15,305	18,958
青森県	9,310	11,294
岩手県	15,225	17,903
宮城県	13,061	17,173
秋田県	12,580	13,612
山形県	10,283	11,364
福島県	9,540	12,056
茨城県	9,241	11,165
栃木県	12,563	14,485
群馬県	11,116	15,973
埼玉県	11,778	12,907
千葉県	12,024	12,819
東京都	14,488	14,485
神奈川県	12,367	12,817
新潟県	10,441	13,317
富山県	11,933	13,040
石川県	15,179	14,927
福井県	15,493	19,548
山梨県	10,736	15,413
長野県	10,548	13,686
岐阜県	10,068	11,708
静岡県	13,661	13,953
愛知県	14,447	15,200
三重県	10,407	12,412

都道府県	平成18年度 平均工賃	平成24年度 平均工賃
滋賀県	15,566	17,120
京都府	12,999	15,498
大阪府	7,990	10,072
兵庫県	10,190	12,754
奈良県	9,861	13,305
和歌山県	12,046	15,377
鳥取県	13,366	16,686
島根県	12,549	17,155
岡山県	10,750	11,829
広島県	12,419	15,668
山口県	12,632	15,577
徳島県	14,636	18,827
香川県	11,172	13,306
愛媛県	11,710	14,211
高知県	16,013	17,730
福岡県	11,664	13,078
佐賀県	15,396	16,081
長崎県	11,181	13,846
熊本県	12,836	13,563
大分県	13,489	15,765
宮崎県	11,018	14,574
鹿児島県	12,809	13,843
沖縄県	13,552	13,738

（※）平成18年度対象施設（就労継続支援B型事業所＋授産施設＋小規模通所授産施設）

平成24年度対象施設（就労継続支援B型事業所）

工賃向上計画支援事業の概要（26年度予算案）

一般就労が困難な障害者の地域での自立した生活を支援する観点から、経営改善や商品開発、市場開拓等に対する支援を行うことにより、就労継続支援B型事業所の利用者の工賃向上を図る。

平成26年度においては、特に支援効果が高く、さらに障害者優先調達推進法の促進にも資する共同受注窓口の体制整備を重点的に実施する。

平成26年度 予算案	約3.1億円
基本事業 (1/2)	①経営力育成（工賃向上計画の作成、管理者の意識向上等） ②経営コンサルタント派遣 ③専門家派遣による技術向上 ④事業所職員の人材育成のための研修 等
特別事業 (10/10)	①共同受注窓口の立ち上げ支援 （補助対象期間：上限2年間）

農林水産省 提供資料 1

「農」と福祉の連携プロジェクト

対策のポイント

高齢者・障害者のための福祉農園の全国展開を加速。

<背景／課題>

- ・福祉分野においては、農業・園芸活動を通じて得られる心身のリハビリテーション効果や、共同作業による社会参加促進効果が改めて評価されています。また、高齢者の健康づくりや、障害者の就労訓練・雇用の場として、農作業を取り入れたいと考える福祉施設が増加しています。
- ・このようなニーズに応えるため、厚生労働省と連携して、高齢者や障害者を対象とした福祉農園の整備を推進するとともに、福祉分野における「農」への取組を支援します。

政策目標

平成30年までに、福祉農園の利用者数を新たに1万人拡大

<主な内容>

1. 福祉農園等の整備（ハード）

- ・高齢者の生きがい及び障害者の就労・雇用を目的とする福祉農園等の開設・整備

2. 研修会の開催や人材派遣（ソフト）

- ・福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催、福祉施設への農業専門家の派遣等を支援

都市農村共生・対流総合対策交付金	2, 100 (1, 950) 百万円の内数
	補助率：定額（上限800万円等）、1/2等
	事業実施主体：地域協議会、NPO、農業法人等
「農」のある暮らしづくり交付金	580 (550) 百万円の内数
	補助率（推進対策）：定額（上限400万円）
	（整備対策）：1/2（上限なし）
	実施主体：NPO、特例子会社、社会福祉法人等
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	6, 540 (6, 233) 百万円の内数
	補助率：定額（定額、1/2等）
	事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等

<各省との連携>

- 厚生労働省：活動の拠点となる福祉施設の整備、農家等との福祉施設の連携を支援

お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課（03-3501-3729）
農村振興局農村整備官（03-3501-0814）

「農」のある暮らしづくりアドバイザー派遣事業

農業者や都市住民の皆様からのご依頼を募集中です。

(一財)都市農地活用支援センター



〒101-0032
東京都千代田区岩本町3-9-13
岩本町寿共同ビル4F
電話 03-5823-4830
FAX 03-5823-4831
E-mail tosinouti@tosinouti.or.jp

センターホームページ
<http://www.tosinouti.or.jp/>

関係協力団体

- NPO全国農業体験農園協会
- NPO千葉県市民農園協会
- NPO日本園芸福祉普及協会
- NPO日本セルフセンター
- (一財)高齢者住宅財団
- (一社)JA共済総合研究所
高齢社会・福祉研究グループ

社会の高齢化・成熟化が進み、国民の意識が多様化する中、都市で暮らす人々の中では「農」のある暮らしを楽しみたいというニーズが大変高まっています。
全国で広がる農業者や都市住民等の皆さんによる「農」ある暮らしづくりの取組を支援するため、ご依頼に応じ、都市農業、福祉・コミュニティ、教育、防災、まちづくり等の専門家を派遣し、必要な助言・指導を行います。

【テーマの例】

- 農業体験農園の開設
- 高齢者施設への園芸療法の導入
- 水田を利用した市民イベント
- 農家と学校が連携した食育の取り組み
- 空き農地を活用したデイサービス
- 地域交流機能を取り入れた直売場整備
- マンションの空地を利用した菜園作り
- 農を楽しむサービス付き高齢者住宅
- 団地周辺の空き農地を活用した生きがい就労 等々

当センター又は関係協力団体のホームページ上の共通バナー(右図)からアクセスして下さい。

平成25年8月23日(金)～平成26年2月28日(金)

本事業は、農林水産省の交付金により「農」のある暮らしづくり支援対策として実施しています。

「農」のある暮らしづくり
アドバイザー派遣事業
新たにスタート
農業、福祉、まちづくり等の専門家を派遣します。

※25年度～26年度、農林水産省の
「農」のある暮らしづくり交付金の活用
支援事業として実施します。

CLICK

「農」のある暮らしづくりアドバイザー派遣事業

1. 派遣の対象となる団体等

本事業による専門家派遣の対象となる団体等は、農業者やその団体、地域で活動している住民、企業従業員やその団体、社会福祉法人、NPO、学校、自治体等です。

※自治体やJA等は、当センターの都市農地活用・保全アドバイザー制度を活用することもできます。

2. 申込方法

専門家派遣を希望する派遣対象団体等は、当センター又は関係協力団体のホームページの「『農』のある暮らしづくりアドバイザー派遣事業」のバナーからメール又はFAX（申請書をダウンロード）で当センター相談部宛てに専門家派遣を申し込んで下さい。

3. 派遣方法等

- ・派遣対象団体等から専門家派遣依頼の申込があった時、内容等を踏まえて派遣の可否を判断し、都市農業、福祉・コミュニティ、教育、防災、地域まちづくり等の専門家（当センターに登録している専門家及び協力団体の推薦を得て選定した専門家）をアドバイザーとして現地に派遣します。
- ・派遣できない場合はその理由を付してご連絡いたします。
- ・アドバイザー派遣は、原則として1依頼者（団体）当たり1回とします。

4. 依頼者にしていただくこと

- ・講演、現地指導等を行う会場の手配、準備（PC、プロジェクター等を含む。）をしていただきます。
- ・派遣が決定したアドバイザーとの打合わせ（当日準備する資料等）をしていただきます。
- ・派遣終了後に実績報告書を提出していただきます。

5. 費用

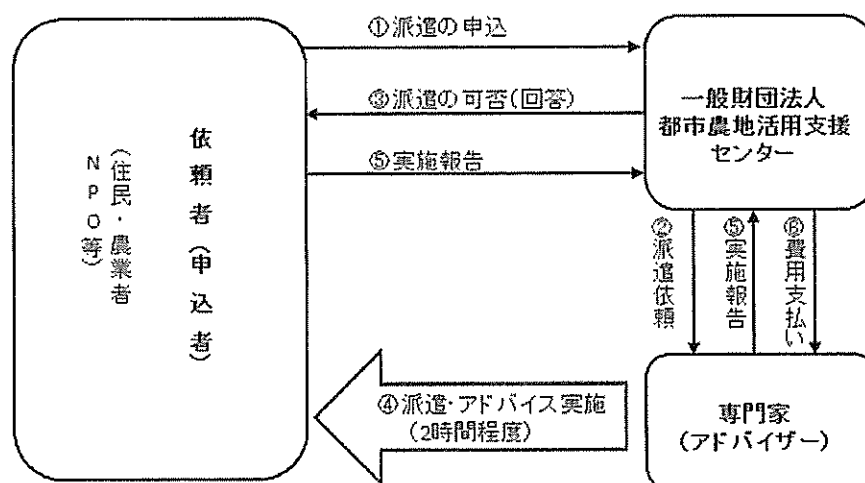
アドバイザー派遣に要する経費（謝金・旅費）は当センターが全額負担します。

（派遣実施確認後、当センターからアドバイザーへ直接支払います。）

6. 募集期間

平成 25 年 8 月 23 日（金）～平成 26 年 2 月 28 日（金）

7. 手続きの流れ



お問い合わせ先

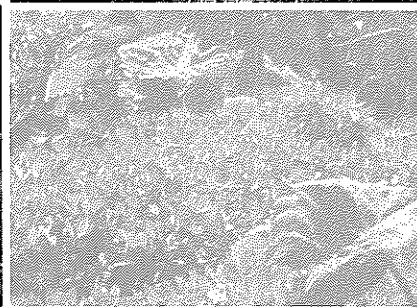
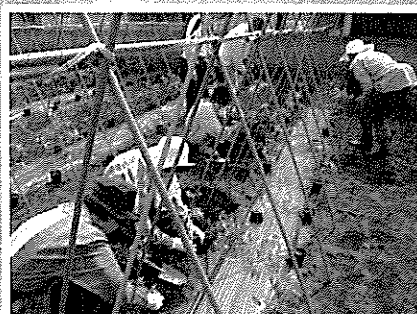
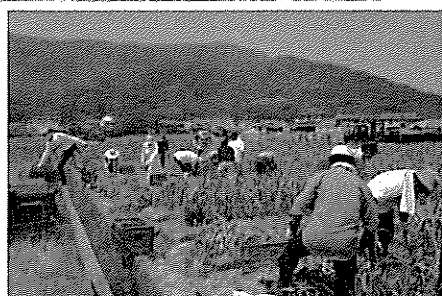
一般財団法人都市農地活用支援センター 相談部

電話：03-5823-4830、FAX：03-5823-4831

E_mail：tosinouti@tosinouti.or.jp URL：http://www.tosinouti.or.jp/

住所：〒101-0032 東京都千代田区岩本町 3-9-13 岩本町寿共同ビル 4F

福祉分野に農作業を ～支援制度などのご案内～



近年、福祉施設等において健康目的、生きがい目的として農作業を活用する取組が全国で見られます。また、職業として農業分野に就労する障害者の方も増えてきています。

このパンフレットでは、こうした取組を更に拡大するために活用できる主な支援策を紹介します。



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare



農林水産省

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

1 2 障害者優先調達推進法について

障害者優先調達推進法については、昨年 4 月に施行されたところであるが、自治体によってその取組に大きな差が見られるところである。

各都道府県におかれては、より積極的に取り組んでいただくとともに、管内市町村、地方独立行政法人に対しても、積極的な取組を働きかけていただきたい。

(1) 調達方針の策定等について

① 調達方針の策定について

都道府県や市町村、地方独立行政法人については、障害者優先調達推進法第 9 条第 1 項において、調達方針を毎年度策定することが義務付けられている。しかしながら、平成 26 年 1 月時点においても、一部の県において調達方針が策定されていないほか、市町村及び地方独立行政法人における策定が進んでいない状況が見られるところであり、未作成の地方公共団体等に対し、直ちに策定されるよう、強く促していただきたい。さらに、調達方針の策定の有無等について把握していくので、ご留意いただきたい。

また、平成 26 年度の調達方針についても、今年度の調達状況を見込んだ上で、今年度中に策定されることが望ましいので、各都道府県においては自ら積極的な対応をいただくとともに、管内市町村等に対する周知徹底をお願いしたい。(関連資料① (74 頁))

② 調達実績の公表について (平成 25 年度分)

同法第 9 条第 5 項において、各地方公共団体等は、障害者就労施設等からの調達実績を毎年度とりまとめ、公表することとされている。平成 25 年度分の調達実績については、可能な限り早期にとりまとめ、6 月中を目途に公表していただくようお願いしたい。公表に際しては、物品・役務の別や調達先の内訳など、少なくとも別添資料のような項目が公表されていることが望ましいので、ご参照の上、公表内容が分かりやすいものとなるよう努めていただきたい。

また、厚生労働省においても、各地方公共団体等における調達実績について把握することとしており、各都道府県における調達実績や調達事例等のほか、管内市町村等の調達実績等についても、各都道府県を通じて調査をお願いする予定であるので、ご協力をお願いしたい。(関連資料② (75 頁))

※ 平成 26 年度当初に調査を依頼し、本年 6 月末〆切を予定している。

(2) 障害者就労施設からの調達の促進について

① 全庁的な取組の推進について

地方公共団体における物品等の調達は様々な分野で行われるため、障害者就労施設からの調達の促進を図るためには、福祉部局だけでなく、契約主体となり得る全ての部局において積極的に発注に取り組むことが必要

であるが、未だ、同法の周知が調達を行う全ての部局に行き渡っていないところもあると聞いている。

各都道府県におかれては、出先機関等も含めて全庁的に調達の促進に取り組むことができるよう、調達推進体制の整備や調達事例の提供などに積極的に取り組んでいただくとともに、管内市町村等に対しても、全庁的な取組が行われるよう周知いただきたい。

② 共同受注窓口の設置・活用について

障害者優先調達推進法の基本方針においては、共同受注窓口については、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等からの調達となっている場合は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこととされている。

共同受注窓口は、量や質の担保のみならず、好事例の共有など、各事業所の質の向上にも資するものであるもので、未設置の県におかれては、積極的に体制整備を図っていただきたい。平成 26 年度の工賃向上計画支援事業費補助金においても、引き続き、新規での共同受注窓口の立上げ支援に係る経費を優先的に採択する方針であるので、未設置の県におかれては、活用をご検討いただきたい。

なお、いくつかの自治体においては、共同受注窓口や特例子会社等について、地方自治法施行令第 167 条の 2 及び地方自治法施行規則第 12 条の 2 の 3 の規定に基づき、随意契約の対象とする認定の手続きをとっているもので、参考にしていきたい。

③ 障害者就労施設の発注可能品目等に関する情報の提供について

各都道府県には、管内の障害者就労支援施設及び当該施設が受注可能な品目に関する情報をホームページ等に掲載していただくこととしているところであるが、未だその情報提供がなされていない県が見られるので、早期にリストを作成の上、情報提供をお願いしたい。

調達の促進を図るためには、調達を行う各部局に対し、発注先や発注可能品目に関する情報提供を行うことが有効であることから、事業所リスト及び発注可能品目リストを作成・更新することや当該リストに官公庁との契約実績を加えるなど、さらなる充実に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、これらの情報の把握については、共同受注窓口をはじめ、各地域における障害者団体等との意見交換なども大変有効であるので、ぜひとも実施をご検討いただきたい。

④ 官公庁における発注の参考事例について

官公庁からの発注事例としては、報告書・冊子・ポスター等の印刷や、庁舎の雑草駆除等の役務に加え、公園管理等の業務委託、イベント等で使用する備品や防災用品の購入などが挙げられる。

全国の発注事例について、平成 25 年度障害者総合福祉推進事業において収集しているところであり、取りまとめ次第公表することとしているが、各都道府県、市町村等におかれても、庁内における発注事例を収集し、各部局に情報提供するなどの取組をお願いしたい。

（３）その他

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 22 条においては、身体障害者の就業を支援する趣旨から国及び地方公共団体が設置する公共的施設等において設置の許可に努めることとされている。近年、売店に代わり自動販売機を設置する場合も多いと思われるが、その場合についても、身体障害者の就業を支援する同条の趣旨に反しない限りにおいて、設置が許されるべきものであるので、こちらの規定についても、他の取組と併せて御活用頂きたい。

（参考）身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）（抄）

（売店の設置）

第二十二條 国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は、身体障害者からの申請があつたときは、その公共的施設内において、新聞、書籍、たばこ、事務用品、食料品その他の物品を販売するために、売店を設置することを許すように努めなければならない。

2 前項の規定により公共的施設内に売店を設置することを許したときは、当該施設の管理者は、その売店の運営について必要な規則を定めて、これを監督することができる。

3 第一項の規定により、売店を設置することを許された身体障害者は、病気その他正当な理由がある場合の外は、自らその業務に従事しなければならない。

(関連資料①)

障害者優先調達推進法に基づく市町村の調達方針策定状況(都道府県別)
(平成26年1月6日時点)

	対象市町村	策定済み	策定割合
全国計	1,741	531	30.5%
北海道	178	24	13.5%
青森県	40	7	17.5%
岩手県	33	10	30.3%
宮城県	35	1	2.9%
秋田県	25	4	16.0%
山形県	35	1	2.9%
福島県	59	6	10.2%
茨城県	44	18	40.9%
栃木県	26	13	50.0%
群馬県	35	10	28.6%
埼玉県	63	32	50.8%
千葉県	54	25	46.3%
東京都	62	27	43.5%
神奈川県	33	13	39.4%
新潟県	30	4	13.3%
富山県	15	13	86.7%
石川県	19	2	10.5%
福井県	17	15	88.2%
山梨県	27	4	14.8%
長野県	77	27	35.1%
岐阜県	42	16	38.1%
静岡県	35	17	48.6%
愛知県	54	18	33.3%

	対象市町村	策定済み	策定割合
三重県	29	9	31.0%
滋賀県	19	10	52.6%
京都府	26	9	34.6%
大阪府	43	13	30.2%
兵庫県	41	16	39.0%
奈良県	39	6	15.4%
和歌山県	30	2	6.7%
鳥取県	19	12	63.2%
島根県	19	12	63.2%
岡山県	27	10	37.0%
広島県	23	7	30.4%
山口県	19	7	36.8%
徳島県	24	13	54.2%
香川県	17	4	23.5%
愛媛県	20	7	35.0%
高知県	34	2	5.9%
福岡県	60	17	28.3%
佐賀県	20	4	20.0%
長崎県	21	11	52.4%
熊本県	45	11	24.4%
大分県	18	15	83.3%
宮崎県	26	18	69.2%
鹿児島県	43	6	14.0%
沖縄県	41	3	7.3%

※ 障害福祉課調べ(各都道府県を通じて集計)

公表フォーマット(参考例)

平成25年度 〇〇県(〇〇市)(地方独立行政法人〇〇)における障害者就労施設等からの物品等の調達実績

調 達 先	物 品										役 務										合 計 (物品＋役務)		うち 随意 契約									
	① 事務用品 書籍	② 食料品・飲料		③ 小物雑貨		④ その他の 物品		物品計		① 印刷		② クリーニング		③ 清掃・ 施設管理		④ 情報処理 テープ起こし		⑤ 飲食店等 の運営		⑥ その他の役務		役務計		金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数			
		金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数									
就労継続支援入型 就労継続支援B型 生活介護 障害者支援施設 地域活動支援センター 小規模作業所								0														0										
共同受注窓口								0															0									
特例子会社 重度多数雇用事業所 在宅就業障害者 在宅就業支援団体								0															0									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 物品・役務の品目分類については、別紙の品目分類例を参照の上作成。

障害者就労施設等からの物品等の調達実績の報告様式(案)

(別紙)

【都道府県名】

都道府県名、市町村名 及び 地方独立行政法人	調 達 先	物 品										役 務										合 計 (物品＋役務)			うち 随意 契約		
		① 事務用品 書籍		② 食料品・飲料		③ 小物雑貨		④ その他の 物品		物品計		① 印刷		② クリーニング		③ 清掃・ 施設管理		④ 情報処理 テープ起こし		⑤ 飲食店等 の運営		⑥ その他の役務		役務計			
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数		金額(円)	件数
□□県	a									0		0											0		0		
	b									0		0											0		0		
	c									0		0											0		0		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
□□市	a									0													0		0		
	b									0													0		0		
	c									0													0		0		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
□□町	a									0													0		0		
	b									0													0		0		
	c									0													0		0		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村合計	a									0													0		0		
	b									0													0		0		
	c									0													0		0		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立 行政法人名	a									0													0		0		
	b									0													0		0		
	c									0													0		0		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立 行政法人名	a									0													0		0		
	b									0													0		0		
	c									0													0		0		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政 法人合計	a									0													0		0		
	b									0													0		0		
	c									0													0		0		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計 (都道府県＋市町村＋地 方独立行政法人)	a									0													0		0		
	b									0													0		0		
	c									0													0		0		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※物品・役務の品目分類例、調達先の分類については、分類例を参照してください。
※市町村、地方独立行政法人の記入欄については必要に応じて行を追加してください。

分類例

【物品・役務の品目分類例】

	品目	具体例
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	②食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、ブレンダー、車いす、杖、点字ブロック、照明器具等上記以外の物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設。（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

1 3 訪問系サービスについて

(1) 重度訪問介護の対象拡大について

① 重度訪問介護従業者の研修について

重度訪問介護の対象拡大の施行に伴い、平成 26 年度より重度訪問介護従業者養成研修を見直し、主として行動障害を有する者を支援する重度訪問介護の研修として「行動障害支援課程（仮称）」を新たに設けることとしている。重度訪問介護に従事する者については、従来の肢体不自由者に対応する「基礎課程」「応用課程」「統合過程」又は行動障害を有する者に対応する「行動障害支援課程（仮称）」のいずれかを受講していればその要件を満たすこととなる。したがって、既に重度訪問介護に従事しているヘルパーは改めて研修を受講することなく行動障害を有する者の支援に従事することが可能であるが、利用者の状態に即した研修の課程を修了していることが望ましいことから、その旨を報酬告示の留意事項通知に盛り込む予定としている。

重度訪問介護従業者養成研修は、「居宅介護職員初任者研修等について（平成 19 年 1 月 30 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」に基づき、各都道府県において行っているところであるが、新たに設ける「行動障害支援課程（仮称）」についても、従前のおり同通知に基づき研修を実施する者の指定等を行っていただくこととなるので、ご了解願いたい。

また、本課程の内容は、平成 25 年度より実施している強度行動障害支援者養成研修と同様のものとするとしているので、都道府県におかれては、強度行動障害支援者養成研修の実施機関を含め、行動援護従業者養成研修の実施機関、その他適切に研修が実施できる機関を重度訪問介護従業者養成研修の実施機関に指定するなどご配慮願いたい。（関連資料①（85 頁））

なお、既に重度訪問介護従業者養成研修を実施する機関として指定を受けている事業者が新たに「行動障害支援課程（仮称）」も実施する場合は、改めて指定する必要はないが、都道府県に対してカリキュラム等の追加・変更の届出を行う必要があるため、その旨を周知いただきたい。

② 行動障害を有する者に対する重度訪問介護の支給決定について

行動障害を有する者に対する重度訪問介護の支給決定に際しては、行動障害に専門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントを踏まえて障害特性や環境調整の必要性などが盛り込まれたサービス等利用計画が作成されていることが必要であり、そのために相談支援事業者を中心とした連携の下で、サービス担当者会議等において支援方法等を共有していただく必要があるため、その旨管内市町村及び相談支援事業者に周

知いただきたい。(関連資料②(86頁))

また、行動障害を有する者に対する重度訪問介護の報酬算定に当たっては、上記の取扱いを経た上で重度訪問介護を行った場合に所定単位数を算定できる扱いとするので、ご留意願いたい。

アセスメントの基本的な考え方については、関連資料③(87頁)に示すとおりであるが、平成25年度障害者総合福祉推進事業(実施団体:独立行政法人国立重度障害者総合施設のぞみの園)において作成された研修テキスト(近日中にのぞみの園のホームページに掲載予定)の中で標準的なアセスメント例が示されているところであるのでご活用願いたい。(関連資料④(88頁))

なお、アセスメントの基本的な考え方をお示しした通知を別途発出する予定であるので、ご了承ください。

③ 重度訪問介護の対象拡大に伴う行動援護の利用について

行動障害を有する者が重度訪問介護を利用するに当たっては、行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整を経る必要がある。

行動援護については、従来は外出時の支援を基本としていたところであるが、上記のアセスメント等のために必要であることがサービス等利用計画などから確認できる場合には、必要な期間内において、居宅内での行動援護の利用を可能とする取扱いとすることとしているので、このような支給決定が円滑に行われるよう、ご配慮願いたい。

(2) 同行援護の従業者要件に係る経過措置について

居宅介護職員初任者研修修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者については、同行援護従業者養成研修一般課程を修了したものとみなす取扱いとしているところであるが、当該措置は平成26年9月30日までが期限となっている。

このため、各都道府県におかれては、この旨を管内の事業者にも周知するとともに、計画的に同行援護従業者養成研修を実施することにより、同行援護従業者の確保を図られたい。

なお、同行援護従業者の研修受講状況に関する調査を今後行う予定であるので、ご協力願いたい。

(3) 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務について

① 支給決定事務における留意事項について

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」(平成19年4月13日付事務連絡)において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めてご留意の上、適切に対応していただきたい。

ア 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ

支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくこと

イ 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること

ウ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害程度区分のみならず、全ての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じるおそれがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を聴取する等し、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい。

② 障害者総合支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用について

65 歳以上の障害者については、介護保険法が優先的に適用される一方で、サービスの支給量・内容が介護保険制度では十分に確保されない場合には、障害者自立支援法において、その支給量・内容に上乗せしてサービスを受けられる仕組みとなっている。

障害者の中には、ALS（筋萎縮性側索硬化症）や全身性障害などで介護保険制度が想定するサービス量を超える重度の障害を持つ方々もいるため、このような方々が十分なサービスを受けられるよう、利用される方々の意向を丁寧に聴取するなど、個々の実態を十分に把握した上で、「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成 19 年 3 月 28 日障企発第 0328002 号・障障発第 0328002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）を踏まえ、介護保険法によるサービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、障害者自立支援法において、その支給量・内容に上乗せしてサービスを受けられるようにするなど、適切な運用に努められたい。

なお、このような重度の事例においても、状態の変化によりサービスの必要量が増減する場合があるが、介護保険利用前に必要とされていたサービスが、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい。

③ 重度訪問介護等の適切な支給決定について

重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」（平成 19 年 2 月 16 日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて

ご留意の上、対応していただきたい。

ア 平成 21 年 4 月より、重度訪問介護の報酬単価について、サービス提供時間の区分を 30 分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであり、重度訪問介護の想定している「同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが 1 日に複数回行われる場合の 1 回当たりのサービスについて 30 分単位等の短時間で行うことを想定しているものではないこと。

イ これまでに、利用者から「短時間かつ 1 日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、適切なサービスの提供がされない。」といった声が寄せられているところである。短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを 1 日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

ウ 「見守りを含めたサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない」といった声も寄せられているところである。重度訪問介護は、比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供されるものであり、これが 1 日に複数回提供される場合であっても 1 回当たりのサービスについては基本的には見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給量の設定を行うこと。

④ 居宅介護におけるサービス 1 回当たりの利用可能時間数について

居宅介護は、身体介護や家事援助などの支援を短時間に集中して行う業務形態を想定しており、必要に応じて、1 日に短時間の訪問を複数回行うなど、利用者の生活パターンに合わせた支援を行っているところである。

このため、支給決定事務等に係る事務連絡において、支給決定を行った障害者等に交付する受給者証に、居宅介護についてはサービス 1 回当たりの利用可能時間数を記載することとしており、また、目安として、サービス 1 回当たりの標準利用可能時間数を「身体介護 3 時間まで、家事援助 1.5 時間まで」と示しているところである。

支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うことが必要であり、居宅介護のサービス 1 回当たりの利用可能時間数についても、標準利用可能時間数を一律に適用するのではなく、必要な場合は、標準利用可能時間数を超える時間数を設定するなど、一人ひとりの事情を踏まえた支給決定をすることが必要であることに留意されたい。

また、平成 24 年 4 月より、利用者のニーズに応じた家事援助サービスが提供され、より多くの利用者が家事援助を利用することができるよう、

居宅介護の家事援助の時間区分を30分間隔の区分けから15分間隔の区分けへと見直し、実態に応じたきめ細やかな評価を行うこととしたところであるが、支給決定に当たっては、これまでどおり一人ひとりの事情を踏まえた支給決定をすることが必要であることに変わりはないものである。

(4) 国庫負担基準の適切な適用について

国庫負担基準については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、各サービスの障害程度区分ごとに利用人数に応じて算定することとしているところであるが、重度障害者等包括支援の対象となる者については、重度障害者等包括支援を利用していない場合であっても以下の単位数が適用できることとなっている。

重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、同行援護、行動援護又は重度訪問介護を利用する者の国庫負担基準	
区分6	63,400単位
介護保険対象者	32,060単位

国庫負担基準の算定に当たっては、利用者の個別の状態を把握した上で、適切な単位の適用をしていただくよう、管内市町村に周知いただきたい。

なお、平成26年度からは、障害支援区分における行動関連項目等の点数がシステム上で表示される仕様となるので、ご活用願いたい。

(5) その他

① 難病患者等の居宅介護等の利用について

平成25年度より、難病患者等については、障害者総合支援法の対象とされたところである。従来の難病患者等ホームヘルプサービス事業を実施していた市町村においては障害福祉サービスでの居宅介護の利用が見込まれるところであるが、難病患者等ホームヘルプサービス事業を実施していなかった市町村においても、居宅介護のニーズを把握するとともに、各都道府県におかれては、衛生部局とも連携の上、管内市町村及び医療機関等の関係機関に対しても周知を図るなどの配慮をお願いする。

② 障害支援区分への見直しに伴う行動援護の基準の変更について

障害支援区分への見直しに伴い、行動援護及び重度障害者等包括支援の行動関連項目に関する基準を、従来の項目を踏襲した12項目とし、基準点は10点以上とすることとしている。これに伴い、生活介護の人員配置体制加算等の対象者となる基準についても変更となるのでご留意願いたい。(関連資料⑤(89頁))

なお、「介護給付費等の支給決定等について（平成 19 年 3 月 23 日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」において、障害程度区分認定の有効期間を 3 年を基本とする取扱いは従前のおりであるが、従来の障害程度区分認定において行動援護等の基準に該当すると認められた者については、当該程度区分が有効である期間中は、これらの基準に該当するものとして取り扱うものであり、改めて区分認定を行う必要はないので、ご留意願いたい。

③ 行動援護従業者養成研修の見直しについて

行動援護従業者養成研修については、強度行動障害支援者養成研修の内容も活用しつつ見直しを検討することとしているが、具体的な見直しは平成 27 年度以降になることから、平成 26 年度においては従来のカリキュラムにより行動援護従業者養成研修を実施されたい。

「重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程(仮称)」
及び「強度行動障害支援者養成研修」のカリキュラム

科目名	時間数	内容	
【講義】	6		
1 強度行動障害がある者の基本的理解	2.5	①強度行動障害とは	・ 本研修の対象となる行動障害 ・ 強度行動障害の定義 ・ 強度行動障害支援の歴史的な流れ ・ 知的障害／自閉症／精神障害とは ・ 行動障害と家族の生活の理解 ・ 危機管理・緊急時の対応
		②強度行動障害と医療	・ 強度行動障害と精神科の診断 ・ 強度行動障害と医療的アプローチ ・ 福祉と医療の連携
2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基本的な知識	3.5	③強度行動障害と制度	・ 自立支援給付と行動障害 / 他 (例) 支援区分と行動関連項目・重度訪問介護の対象拡大・発達障害者支援体制整備・強度行動障害支援者養成研修
		④構造化	・ 構造化の考え方 ・ 構造化の基本と手法 ・ 構造化に基づく支援のアイディア
		⑤支援の基本的な枠組みと記録	・ 支援の基本的な枠組み ・ 支援の基本的なプロセス ・ アセスメント票と支援の手順書の理解 ・ 記録方法とチームプレイで仕事をする大切さ
		⑥虐待防止と身体拘束	・ 虐待防止法と身体拘束について ・ 強度行動障害と虐待
		⑦実践報告	・ 児童期における支援の実際 ・ 成人期における支援の実際
【演習】	6	内容	
1 基本的な情報収集と記録等の共有	1	①情報収集とチームプレイの基本	・ 情報の入手とその方法 ・ 記録とそのまとめ方と情報共有 ・ アセスメントとは
2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	2.5	②固有のコミュニケーション	・ 様々なコミュニケーション方法 ・ コミュニケーションの理解と表出 ・ グループ討議／まとめ
3 行動障害の背景にある特性の理解	2.5	③行動障害の背景にあるもの	・ 感覚・知覚の特異性と障害特性 ・ 行動障害を理解する氷山モデル ・ グループ討議／まとめ
合計	12		

重度訪問介護の対象拡大後における行動障害を有する者への支援について

行動障害を有する者に対する支援のイメージは、具体的には以下のとおりとなる。

- ・ 相談支援事業者を中心とした連携体制の下で、
- ・ 行動援護事業者等が一定期間、問題行動のアセスメント(※)や居宅内環境調整等を行いつつ、
- ・ 居宅介護や他のサービスによる支援を行いながら、
- ・ サービス担当者会議等における連携により支援方法等の共有を進め、
- ・ 支援方法等が共有された段階で、サービス等利用計画の変更を行い、重度訪問介護等の利用を開始する。

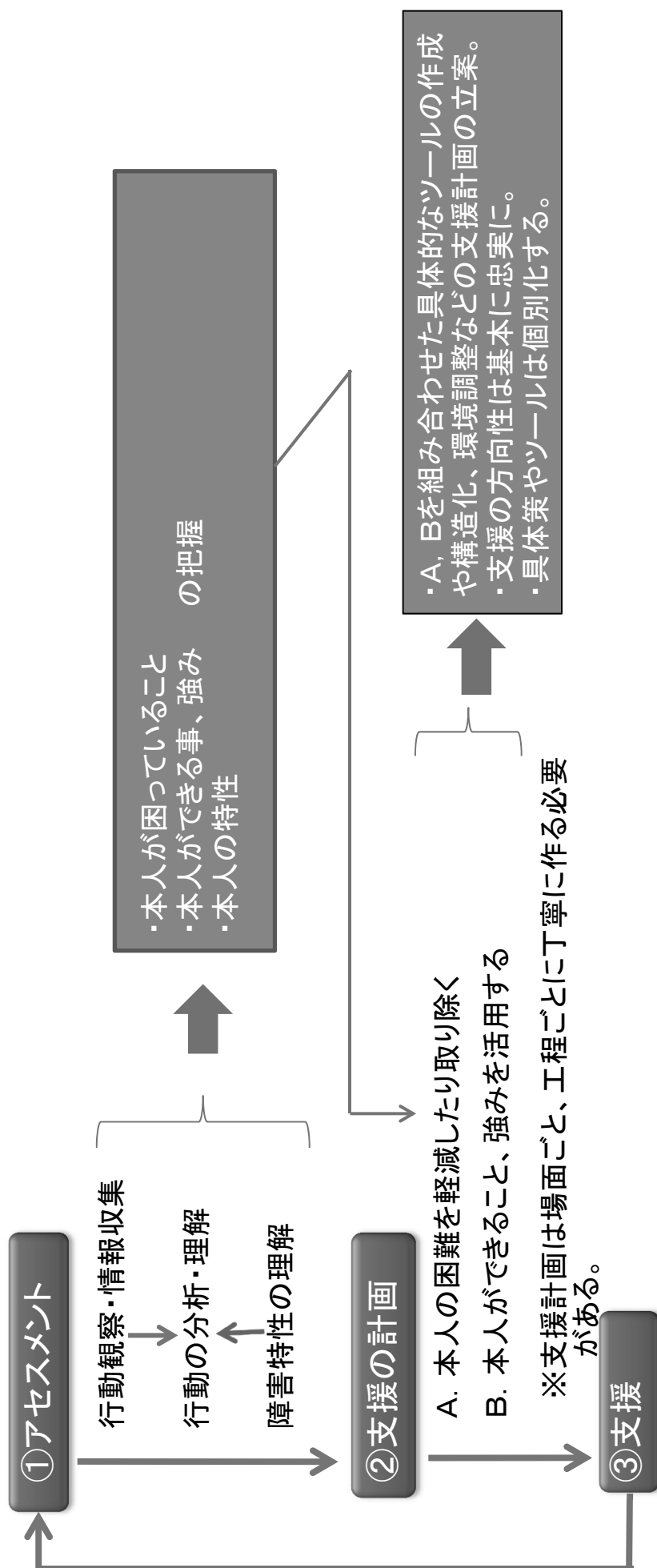
支援の流れ(イメージ)



※ 地域において行動援護事業者の確保が困難な場合等であって市町村が認める場合には、発達障害者支援センター・障害福祉サービス事業・施設等の職員、或いは臨床心理士などの専門家であって、行動障害に関する専門知識や経験を有する者によるアセスメント等を行うことも想定。

行動障害がある者に対するアセスメントから支援までのプロセス

- ・問題行動のアセスメントや居宅内環境調整等については、以下のプロセスにより行う。
- ・この支援計画に基づき、すべての事業者が支援方針や支援方法を共有する。



支援計画シート 氏名(高崎のぞむ) 支援計画者(〇〇〇〇)			
インテーク (情報の収集・整理) (見たこと、聞いたこと、資料などから)		アセスメント (評価)	
情報		理解・解釈・仮説 (わかったこと、推測したこと)	支援課題 (支援の必要なこと)
		生物的なこと (疾患や障害、気質など)	対応・方針 (やろうと思うこと)
● 26歳男性 自閉症 重度知的障害 ● 身長172センチ 体重105キロ ● 高等部卒業後8年間で45キロ体重増加 ● 高血圧 (100 - 160) ● 14歳の時に近所のコンビニで2歳の子を突き飛ばし怪我をさせている ● その後も学校や施設の外出中に幼児の方に向かっていく場面を数回制止している ● 子どもの泣き声はテレビから聞こえても不機嫌 ● 外出は、施設の送迎と父親がドライブに連れていく以外に外出経験なし		● 中学生から強度行動障害の状態が続いている重度の知的障害のある自閉症 ● 生活習慣病の対策が必要 ● 健康・衛生に配慮した詳細な援助は行っていない ● とっさに乳幼児を突き飛ばすリスクあり ● 女性や子どもの甲高い声は嫌い ● 混乱し興奮すると数時間単位で不穏状態が続く、場合によっては周囲の人が怪我をするリスクあり	○ 屋食に満腹感を与える低カロリーメニュー ○ 日中活動に毎日散歩の時間を組み入れる(時間や歩行距離は計画的に増やす) ○ 休憩時間に個別に深呼吸の練習
		● DVDカセットのセット作業や洗濯ばさみの袋詰作業など、単純な工程の仕事が可能 ● 書類やチラシの封入等、手先の巧緻性が求められる作業は手順の学習は可能だが製品としての完成は難しい ● 個別化された作業環境だと、一度に20分くらいによっては1時間近く継続して作業に取り組むことが可能 ● 休憩時間は他の利用者や職員の動きが見える環境だと落ち着かなくなるため、静養室のソファで横になっている場合が多い ● 静養室での活動は特になく、長時間休憩が続くと不穏状態になり、頻繁に静養室を出入りし、床を強く叩きはじめる ● 写真を使った指示で活動がいくつかが理解できている ● ときどき笑顔を見せ、支援員に近寄ってくることもあるが、しばらくしてから混乱状態になる場合もある ● 入浴や歯磨(うがい)きが1時間以上たっても終わらないことが多々見られる ● 2か月前、歯磨きの中止を指示した父親に、コップを投げつけ、目の大けがを負う(その後休日のドライブが行けていない)	○ 相談支援事業と行動援護利用の調整(早急のサービス開始に向けて) ○ 行動援護事業所と具体的な支援方法の確認(支援員が複数同行予定)
		● 一人で行う作業や自立課題は20分程度集中して取り組む ● とっさに何らかの慣れ親しんだ行動を取ろうとする時に静止すると混乱することが多い(大声・床を叩く・頭突き等に表れる) ● 周囲の人のとっさの動きに反応し混乱することがある ● 刺激が少ない場所で、一人でいることを好むが、30分以上続くと混乱することがある ● 笑顔や人とのかわりを求める行動がかならずしも快適な状況の表現とは限らない ● 歯磨きや入浴といった活動の終了が理解できない	○ 1日に作業1種類、自立課題6種類を準備 ○ 1日単位の個別のスケジュールを当面固定 ○ スケジュールの伝達方法を調整 ・スケジュールの提示場所は静養室 ・3つ程度の活動を写真・カードで提示 ・静養室の休憩時間の終わりはタイマー ○ スケジュール変更時に家庭に連絡 ・家庭での影響を確認
		● 両親は愛情をもって接しているが、今後も長期この生活が続けることの困難さを感じている ● 家庭以外での外泊経験は15年以上経験していない ● 2年を目処に複数箇所のケアホームの設置が検討されている(行動障害対応が可能か不確定)	○ 月に2回(各1泊)生活介護事業所併設のショートステイを活用(要調整) ・曜日の固定 ・他の利用者との調整 ・宿泊時に必要なものを確認 ・夜間・早朝のスケジュール確認 ・最初の実施日

障害支援区分への見直しに伴う行動援護に関する基準の見直しの概要

1. 現行の基準
○ 行動関連項目：認定調査項目のうち行動に関する11項目＋てんかん(12項目) ○ 基準点：各項目ごとに0～2点の重みづけを行い、合計点8点以上
2. 見直しの内容

- (1)障害支援区分への見直しの影響
 - ① 認定調査における行動障害の評価の変更
 - 「現在の環境で行動上の障害が現れたかどうかに基づき判断」
 - 「行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断」
 - ② 調査票の選択肢の変更
 - 「大声・奇声を出す」、「突発的な行動」の2項目において、「日に頻回」が削除され、「ほぼ毎日」が最上位となる。
- (2)影響度合い

障害支援区分のモデル事業と同様の調査手法で収集したデータ（平成25年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害支援初任者養成研修プログラム」及びテキストの開発について）（独立行政法人国立のぞみの園）における調査データ）222件を分析したところ次の通り。

【現行の8点以上の者(124件)の評価の平均】

(現行)12.6点 → (見直し後)14.5点 [+1.9点]

※うち、現行8点～10点の者については平均 [+2.9点]

(3)見直し内容

項目については、従来の項目を踏襲した12項目とし、基準点は10点以上とする。

①コミュニケーション ②説明の理解 ③異食行動 ④多動・行動の停止 ⑤不安定な行動 ⑥自らを傷つける行為	⑦他人を傷つける行為 ⑧不適切な行為 ⑨大声・奇声を出す ⑩突発的な行動 ⑪過食・反すう等 ⑫てんかん
--	---

基準点：8点以上→10点以上

- (4)その他
 - ① 現行の障害程度区分の認定に基づき行動援護の基準を満たすものとされた者については、別途経過措置を講ずるものとする。
 - ② 行動援護以外で同様に行動関連項目の基準を引用している場合についても同様の取扱いとする。
 - ③ 平成26年度に障害支援区分施行後の行動関連項目の基準点に関する影響度合いを確認する。

厚生労働省告示第543号別表第二の改正案

行動関連項目	0点			1点		2点	
	1. 日常生活に支障がない			2. 特定の者であればコミュニケーションできる 3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる		4. 独自の方法でコミュニケーションできる 5. コミュニケーションできない	
説明の理解	1. 理解できる			2. 理解できない		3. 理解できているか判断できない	
大声・奇声を出す	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要		
異食行動	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要		
多動・行動停止	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要		
不安定な行動	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要		
自らを傷つける行為	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要		
他人を傷つける行為	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要		
不適切な行為	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要		
突発的な行動	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要		
過食・反すう等	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要		
てんかん	1. 年に1回以上			2. 月に1回以上		3. 週に1回以上	

1 4 障害児支援について

(1) 平成 26 年度予算案における障害児支援関連事項（多子軽減措置等）について

平成 26 年度予算案における障害児施設措置費・給付費については、障害児支援の利用が大幅に伸びていることや、消費税増税に伴う影響を踏まえ、全体として 897 億円（対前年度予算額 226 億円増、伸び率 33.7%）を計上したところである。

また、平成 26 年 4 月から、障害児通所支援を利用している児童と同一世帯に保育所等に通い又は障害児通所支援を利用する児童がいる場合、利用者負担を軽減する措置（多子軽減措置）を導入する予定としている。具体的な手続等は「就学前の障害児通所支援に係る利用者負担の多子軽減措置について」（平成 26 年 1 月 10 日付事務連絡）でお示ししているので、準備に遺漏の無いようお願いしたい。（関連資料①（95 頁））

このほか、平成 25 年度に国家公務員給与の削減措置に準じて減額していた障害児施設措置費における公立施設の事務費保護単価について、平成 26 年度には減額の終了に伴い交付要綱の改正を行う予定としている。

(2) 重症心身障害児者の地域生活支援について

平成 24 年度より、在宅の重症心身障害児者に対する地域支援の向上を図る重症心身障害児者の地域生活モデル事業を実施し、重症心身障害児者及びその家族が安心、安全に地域でいきいきと暮らせるよう、効果的なサービスの利用や医療、保健、福祉、教育等の関係施設・機関の連携の在り方等について先進的な取組を行う団体等に対する助成等を行い、重症心身障害児者の地域支援の向上を図っているところである。

平成 25 年度は 5 団体により事業を実施しており、各団体から今年度中に提出される報告を踏まえ、有識者等の検討委員会による報告書を取りまとめ、公表する予定としている。（関連資料②（96 頁））

報告書については、各地における在宅重症心身障害児者の地域生活支援に幅広く活用されるよう、具体的なノウハウをわかりやすく、ポイントを提示しながらまとめる方向で検討している。各地方公共団体においては、平成 24 年度の報告書と併せてその内容を参考としていただくとともに、管内の関係機関や関係団体等に周知していただき、在宅の重症心身障害児者の地域生活支援のために活用していただきたい。

なお、平成 26 年度は、「発達障害者支援開発事業」と統合し、「発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業」として実施することとしているが、引き続き 5 団体を公募により選定の上、実施していただくこととしており、公募に関する詳細な内容については追ってお示しすることとしている。

（３）障害児支援の在り方に関する検討会等について

障害児支援については、平成 24 年 4 月に施行された改正児童福祉法等により、障害種別ごとに分かれていた障害児支援の体系を再編・一元化するとともに、障害児通所支援の実施主体を市町村へと移行することで、障害児が身近な地域で支援を受けられる仕組みとしたところであるが、施行からほぼ 2 年が経過し、種々の課題も指摘されているところである。

このため、平成 26 年 1 月 31 日より、関係団体や有識者等からなる「障害児支援の在り方に関する検討会」を開催しており、「児童発達支援センターの地域支援機能」の在り方、「その他の障害児通所支援」「障害児入所支援」など、今後の障害児支援の在り方について検討を進めることとしている。

今後、今年の夏頃を目途に議論のとりまとめを行っていただく予定である。（関連資料③（99 頁））

また、これまでの障害福祉計画に係る基本指針における障害児支援に関する計画については、第 3 期計画（平成 24 年度～平成 26 年度）の指針において、策定することが望ましいとしていたが、具体的な内容に関しては定めていなかったところである。今般、子ども・子育て支援法が制定され、今後、これに基づいて都道府県・市町村の計画が作成されることとなり、その中で障害児支援についても言及されること等を踏まえ、第 4 期計画（平成 27 年度～平成 29 年度）に係る基本指針では、障害児支援についても具体的に言及し、可能な限り障害福祉サービスに係るものと同様に、必要量の見込や体制整備の検討等を行っていただくこととしている。各自治体においては、障害児から障害者への切れ目の無い支援体制の構築を図るために、障害児支援の体制の整備に係る計画の積極的な作成をお願いする。（関連資料④（101 頁））

（４）障害児入所施設の移行状況等について

障害児入所施設の移行予定状況等については、平成 24 年 12 月 1 日時点における状況を調査し、昨年 2 月の障害保健福祉関係主管課長会議においてお示したところであるが、改めて平成 25 年 12 月 1 日時点における状況を調査したところ、大部分の施設は方向性を決定しているが、福祉型で 45 か所、医療型で 22 か所の施設が未定となっている。また、方向性が決定してる施設についても、実際に移行が完了したところの一部にとどまっている。

また、併せて障害児入所施設及び障害児通所支援事業所の利用状況について調査を実施したところ、以下のとおりとなった。（関連資料⑤（104 頁））

①障害児入所施設の移行予定状況等について（H25.12.1 現在）

・福祉型障害児入所施設（括弧書きは移行が完了したもの）

総 数	283 か所（62 か所）
（ア）障害児入所施設として継続	176 か所（43 か所）
（イ）障害児支援施設に転換	9 か所（1 か所）

(ウ)障害児及び障害者施設を併設	53 か所 (18 か所)
(エ)未定のもの	45 か所

・医療型障害児入所施設（括弧書きは移行が完了したもの）

総 数	255 か所 (87 か所)
(ア)障害児入所施設として継続	52 か所 (21 か所)
(イ)障害児支援施設に転換	0 か所 (0 か所)
(ウ)障害児及び障害者施設を併設	181 か所 (66 か所)
(エ)未定のもの	22 か所

②障害児入所施設等の利用状況（H25.12.1時点）

総人数（児者併設施設（※）を含む） 27,133 人

・うち、児童 9,373 人

・うち、18歳以上20歳未満の特例による障害児入所施設利用 1,381 人

・うち、児者併設施設（※）において障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護） 16,281 人

・うち、その他 98 人
（内訳）

○福祉型障害児入所施設（児者併設施設（※）含む）利用者数

8,666 人

・うち、児童 5,763 人

・うち、18歳以上20歳未満の特例による障害児入所施設利用者 915 人

・うち、児者併設施設（※）において障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護） 1,969 人

・うち、その他 19 人

○医療型障害児入所施設（児者併設施設（※）含む）利用者数

11,894 人

・うち、児童 2,538 人

・うち、18歳以上20歳未満の特例による障害児入所施設利用者 345 人

・うち、児者併設施設（※）において障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護） 8,963 人

・うち、その他 48 人

○指定医療機関（児者併設施設（※）含む）利用者数 6,573 人

・うち、児童 1,072 人

・うち、18歳以上20歳未満の特例による障害児入所施設利用者 121 人

・うち、児者併設施設（※）において障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護） 5,349 人

・うち、その他

31 人

※：障害児入所施設の基準を満たすことをもって、障害福祉サービスの基準を満たしているものとみなされている障害児入所施設と障害者支援施設を併設している施設

③障害児通所支援事業所の利用状況（H25.12.1時点）

	か所数	利用者数
総 数	7,719 か所	83,379 人
・福祉型児童発達支援センター	411 か所	14,133 人
・児童発達支援事業所	2,589 か所	20,499 人
・医療型児童発達支援センター	103 か所	1,944 人
・放課後等デイサービス	4,149 か所	45,874 人
・保育所等訪問支援	467 か所	929 人

児童発達支援センター等における利用者負担の多子軽減措置について

- 平成26年度予算案において、兄・姉が保育所、幼稚園等に通っている児童発達支援センター等の利用者の負担軽減措置（多子軽減措置）に係る費用を計上。

* 現行制度の概要

（保育所）兄・姉が就学前（保育所、幼稚園等に通っている）の場合には、徴収金が第2子目は半額、第3子目はゼロ。

（幼稚園）利用世帯については費用徴収額の設定ではなく利用費助成の形で構成。

兄・姉が就学前の場合には、第2子目は所得層によっては半額、第3子は全階層でゼロ。

（* 幼稚園の場合には、兄・姉が小学校3年までの場合も所得層によっては軽減あり。）

- 想定している仕組みの概要は、次のとおり。

- （1）児童発達支援センター等を利用して障害児の利用者負担についても、保育所と同様に第2子目半額、第3子目以降ゼロとする。
- （2）実施時期は平成26年4月。当面は償還払いによる対応を想定しているが、システム改修を経た上で、システムを介して事業所に支払う形とする予定。

⇒ 各都道府県・市町村においては、軽減対象となる児童数の把握等の準備に遺漏のないようお願いしたい。

平成25年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業 実施団体名簿

法人名	施設名	所在地	特徴
社会福祉法人 北海道療育園	北海道療育園	北海道 旭川市	過疎遠隔地支援など
社会福祉法人 愛徳福祉会	大阪発達総合療育セン ターフェニックス	大阪府 大阪市	長期NICU入院児に対する後 方支援システム構築など
社会福祉法人 びわこ学園	びわこ学園障害者支援セ ンター	滋賀県 野洲市	ケアホームにおける重症児の 生活支援など
社会福祉法人 旭川荘	南愛媛療育センター	愛媛県 北宇和 郡	基礎自治体での支援体制の充 実など
社会福祉法人 三篠会	重症児・者福祉医療施設 鈴が峰	広島県 広島市	実態調査とチームアプローチ構 築など

(関連資料②)

平成25年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業検討委員会について

目 的

重症心身障害児者及びその家族が地域で安心・安全に生活できるようにするため、総合的な地域支援体制を整備し、地域生活支援の向上を図ることを目的として実施される「平成25年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業」について、課題及び先駆的な取組を評価し、全国展開をする上での具体的方策を検討する。

構 成

地域における重症心身障害児（者）支援に携わる関係団体等から構成

事 務

- ・モデル事業の適切な遂行に資するための指導・助言に関すること
- ・モデル事業の事業実績の評価及びモデル事業の成果を踏まえた全国展開に関すること 等

開催回数

年3回程度を予定

委 員

氏 名	所 属	氏 名	所 属
岩城 節子	全国重症心身障害児（者）を守る会 理事	中川 義信	国立病院機構 香川小児病院 院長
大塚 晃	上智大学 総合人間科学部社会福祉学科 教授	福岡 寿	日本相談支援専門員協会 副代表
杉野 学	全国特別支援学校肢体不自由教育校長会 会長	松葉佐 正	日本重症心身障害福祉協会 理事
田中 道子	訪問看護財団立あすか山訪問看護ステーション 所長	宮田 広善	全国児童発達支援協議会 副会長
田村 和宏	全国重症心身障害児者通園事業施設協議会 幹事長	米山 明	心身障害児総合医療療育センター 外来療育部長
田村 正徳	埼玉医科大学総合医療センター小児科 教授		

平成24年度 重症心身障害児者の地域生活モデル事業結果報告書（概要）

- 重症心身障害児者及びその家族が地域で安心・安全に生活できるようにするため、医療型障害児入所施設等を中核として関係する分野との協働による支援体制を構築すること等による総合的な地域生活支援の実現を目指し、モデル事業を実施。
- 平成24年度に採択された5団体が取り組んだ実例の報告をもとに、重症心身障害児者の地域生活を支援する体制をつくる上で特に留意すべき点が下記のとおりまとめられている。

現状等の共有

① 地域の現状と課題の把握

- ・地域の重症心身障害児者の実情を把握
- ・利用できる地域資源の把握

→ 課題の明確化

幅広い分野にわたる協働体制の構築

② 協議の場の設定

- ・目的に沿って有効な支援を図ることができるような構成員を選定（当事者、行政、医療、福祉、教育等関係機関等）
- ・検討内容は、実情把握、地域資源の評価、必要な支援体制の構築、運営、評価、改善
- ・各分野の共通理解・協働→効果的支援につながる

③ 地域生活を支援するためのコーディネートの方

- ・協議の場とコーディネートする者の役割の明確化
- ・福祉と医療に知見のある者を配置（相談支援専門員と看護師がペアを組む等）の対応も
- ・②の協議の場の活用も有効
- ・課題にそって業務を具体化

④ 協働体制を強化する工夫

- ・支援の届かない地域の施設等との相互交換研修や、医療職を派遣しての研修実施
- ・②の協議の場における構成員の役割分担化と連携
- ・職員の資質向上（実技研修が有効）

⑤ 地域住民啓発

- ・講演会、施設見学 等

具体的な支援の取組：好事例集

⑥ 重症心身障害児者や家族に対する支援

- ・「アセスメント」「計画支援」「モニタリング」 ★ツール1
- ・インフォーマルな支援環境の整備<例：テレビ電話等の利用（北海道療育園）、ひよこの会（下志津病院）、きょうだいキャンプ（全国重症心身障害児（者）を守る会）>
- ・ライフステージに応じた支援（必要とする支援の変化に対応）
乳幼児期（退院時）→乳児期→学齢期（小学校入学頃）→学齢期（高校卒業頃）→青年期→壮年期 ★ツール2

⑦ 病院から退院して在宅移行する重症心身障害児とその家族への支援

- ・病院からの退院支援 ★ツール3
 - <退院後の生活に関する病院と家族の意識の違いを埋める>
- ・病院退院後のニーズと支援
 - <退院後の訪問看護等ニーズに対応>
- ・相談支援事業所、訪問看護、短期入所、日中一時支援、児童発達支援等の支援と連携

モデル事業団体の報告書に添付されているツールの例

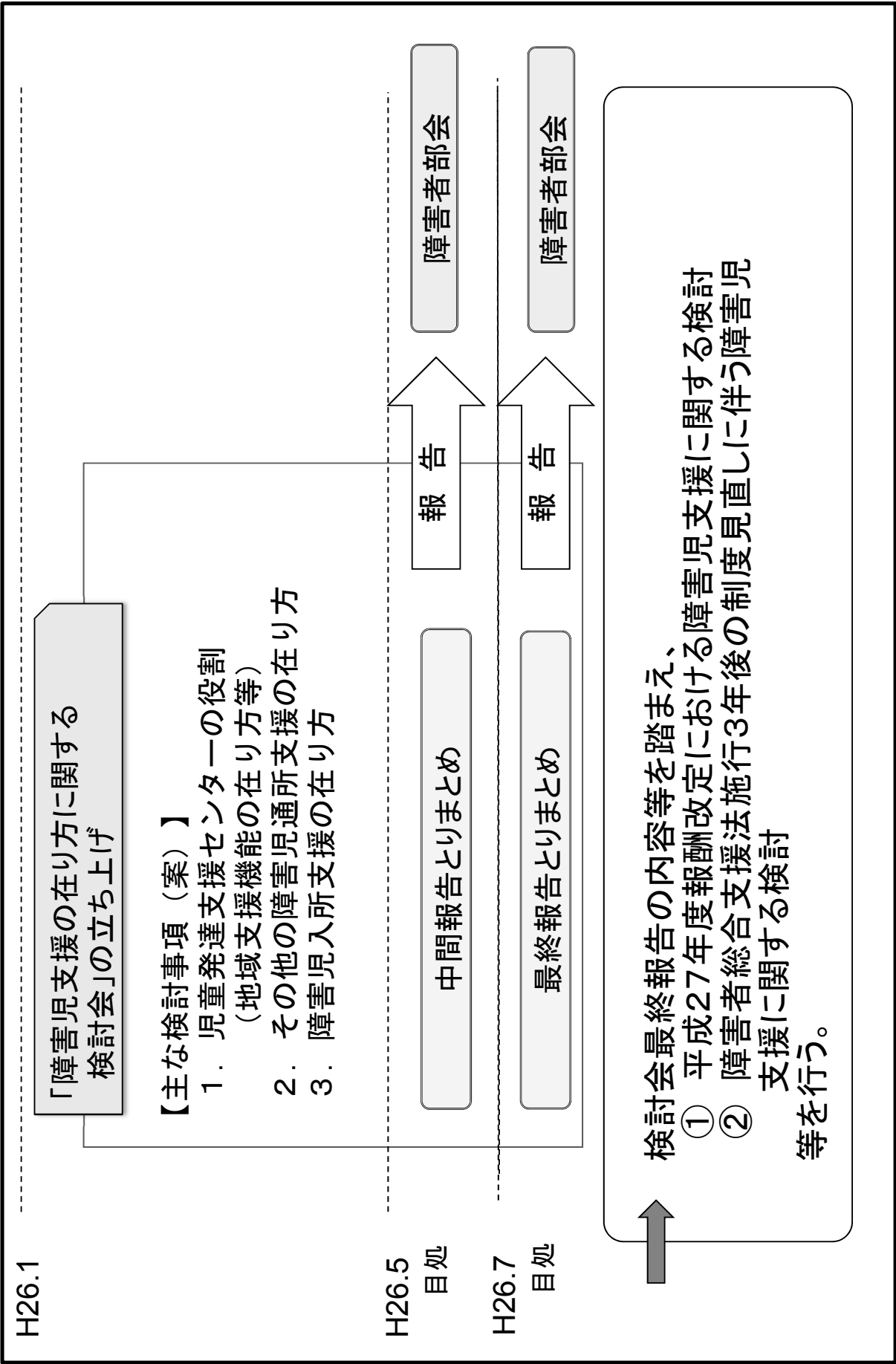
- ★1 『重症心身障害児者のアセスメントシート』（甲山福祉センター）
- ★2 『重症心身障害児者のライフサイクル別検討シート』（全国重症心身障害児（者）を守る会）
- ★3 『NICUから地域移行に向けての支援ガイド』（甲山福祉センター）

* 平成24年度採択

団体

- ・北海道療育園
- ・国立病院機構（下志津病院）
- ・全国重症心身障害児（者）を守る会
- ・甲山福祉センター
- ・久留米市介護福祉サービス事業者協議会

今後の障害児支援の在り方に関する検討の進め方について



障害児支援の在り方に関する検討会 構成員名簿

朝貝 芳美	全国肢体不自由児施設運営協議会副会長
石橋 吉章	一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会理事
市川 宏伸	一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長
大塚 晃	上智大学総合人間科学部教授
大南 英明	全国特別支援教育推進連盟理事長
岡田 喜篤	公益社団法人日本重症心身障害福祉協会理事長
柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
片桐 公彦	特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク事務局長
加藤 正仁	一般社団法人全国児童発達支援協議会会長
佐藤 進	埼玉県立大学名誉教授
高木 正三	社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会理事
田中 齋	公益財団法人日本知的障害者福祉協会副会長
田中 正博	社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会常務理事
田畑 寿明	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会事務局次長
柘植 雅義	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所教育情報部上席総括研究員
辻井 正次	中京大学現代社会学部教授
松浦 加代子	滋賀県湖南市健康福祉部社会福祉課発達支援室長
宮田 広善	一般社団法人全国児童発達支援協議会副会長
渡辺 顕一郎	日本福祉大学子ども発達学部教授

(50音順、敬称略)

平成 26 年 1 月 24 日開催 社会保障審議会障害者部会（第 55 回）資料

⑦ 障害児支援：基本指針への記述のポイント（案）

- * 現行指針では、根拠法が異なることから、児童福祉法に基づく障害児支援（児童発達支援センター、障害児入所支援等）への言及は限られている。一方、今後、子育て支援全体に関して子ども・子育て支援法に基づく都道府県・市町村の計画が作成され、その中で障害児支援について言及されること等も踏まえ、新しい指針では障害児支援についても言及し、利用児童数の見込み等を定めることとしたい。

1. 第一「基本的事項」において記載する事項

- (1) 子ども・子育て支援法に定められている「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」という基本理念を記載する。
- (2) 障害児について、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等の利用状況も考慮しつつ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援を確保することを記載する。
- (3) 共生社会の形成促進の観点から、教育・保育等とも連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を障害児及びその家族に対して身近な場所で提供する体制の構築が重要であることを記載する。

2. 障害児支援の体制整備の方向性等として記載する事項

- (1) 障害児支援についての記載は義務的な形にはならないこと（*後述）、子育て支援そのものを取り巻く状況について地域によって大きな違いあることを踏まえ、基本指針において一律に「成果目標」を示すことは行わない。
- (2) 一方、児童福祉法に定める次の 6 つの支援類型及び障害児相談支援の利用児童数等を「活動指標」とし、各市町村において、地域における児童数の推移等を踏まえて見込みをたてるよう努めるものとする。各市町村及び各市町村の状況を集約した都道府県においては、必要に応じて各支援の確保策を定めるよう努めるものとする。

サービスの種類	現に利用 している障 害児の数	障害児等 のニーズ (*1)	平均的な 一人当た り利用日 数	地域にお ける児童 数の推移	保育所等 での障害 児の受入 状況	入所施設か ら退所後に 利用が見込 まれる障害 児の数
児童発達支援、放課後 等デイサービス、保育 所等訪問支援、医療型 児童発達支援の利用児 童数、利用日数	○	○	○	○	○	○
障害児相談支援の利用 児童数		○(*2)				
障害児入所施設(福祉 型、医療型)の利用児 童数	○	○		○		

(※1) 各都道府県・市町村においては、障害児支援に関するニーズ調査についても、障害福祉計画の作成に先立ち、障害福祉サービス等へのニーズ調査に併せるなどして実施することが望ましいことを記載

(※2) 障害児通所支援の利用児童数を見込む

(3) その他、障害児支援のための基盤整備を進める上で重視すべき事項について、各都道府県・市町村は次のとおりのポイントで定めるよう努めるものとする。

- ① 児童発達支援センター・障害児入所施設を中核とした地域支援体制の整備
 - ・ 児童発達支援センター・障害児入所施設の専門的機能の強化、地域における中核的支援施設として位置づけ、児童発達支援事業所等との連携等について記載する。
 - ・ 児童発達支援センターにおける保育所等訪問支援等の実施、障害児入所施設におけるショートステイや親子入所の実施等について記載する。
- ② 子育て支援に係る施策との連携
 - ・ 障害児支援の体制整備にあたっては子ども・子育て支援法に基づく施策や母子保健等との十分な連携を図ること、このために各都道府県・市町村内で障害児支援担当部局と子育て支援担当部局との連携体制を確保することについて記載する。
- ③ 教育との連携
 - ・ 就学時及び卒業時における支援体制の円滑な移行、学校と障害児通所支援事業所等の緊密な連携等を図ること、このため各都道府県・市町村内で障害児支援担当部局と教育委員会との連携体制を確保することについて記載する。

- ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
 - ・ 重症心身障害児など医療的ケアが必要な障害児に対する支援の基盤整備強化、福祉、医療、教育などの協働による総合的な支援体制の構築等について記載する。
 - ・ 虐待を受けた障害児等に対しては、障害児入所施設において小規模なグループによる療育や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を推進することについて記載する。
- ⑤ 障害児通所支援・入所支援の一体的な方針策定
 - ・ 都道府県が、通所支援の広域的な調整と入所支援の体制整備の双方の視点から、障害児入所支援の必要な量の見込及びその量の確保策を含めた一体的な方針策定を行う必要があること等について記載する。

3. その他

(1) 障害福祉計画における位置づけ

- ① 障害児から障害者へと切れ目の無い支援体制の構築が重要であること、障害児についても一部の障害福祉サービス（居宅介護、短期入所等）を利用することができること等を踏まえると、障害福祉サービスの提供体制を確保する上では、障害児支援の体制についてもあわせて検討することが重要である。
- ② したがって、障害福祉計画において定めるよう努めるものとされている「その他の関係機関との連携（法第88条第3項第2号又は法第89条第3項第4号）」の一環として、児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援の体制整備に関する方向性等を障害福祉計画と一体のものとして都道府県・市町村において作成することを想定し、関係する事項を基本指針に記載する。

(2) 子ども・子育て事業計画との関係

- ① 都道府県及び市町村が障害福祉計画を定めるに当たっては、現在定められている障害者計画、地域福祉計画等に加えて、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」とも調和が保たれたものとする必要がある旨を追記する。

都道府県・指定都市・児相設置市	福祉型障害児入所施設											医療型障害児入所施設													
	(1)施設の移行の方向性が決定					(2)施設の移行の方向性が未定		(3)施設の移行が終了している(新設含む)				(1)施設の移行の方向性が決定					(2)施設の移行の方向性が未定		(3)施設の移行が終了している(新設含む)						
	施設数 総数(A)	施設の移行予定状況			定員数 (人)	施設数 総数(A)	定員数 (人)	施設数 総数(A)	施設の移行予定状況			定員数 (人)	施設数 総数(A)	施設の移行予定状況			定員数 (人)	施設数 総数(A)	定員数 (人)	施設数 総数(A)	施設の移行予定状況			定員数 (人)	
		(A)のうち障害児入所施設として継続	(A)のうち障害児及び障害児支援施設に転換	(A)のうち障害児及び障害児支援施設を併設					(A)のうち障害児入所施設として継続	(A)のうち障害児支援施設に転換	(A)のうち障害児及び障害児支援施設を併設			(A)のうち障害児入所施設として継続	(A)のうち障害児支援施設に転換	(A)のうち障害児及び障害児支援施設を併設									
1 北海道	6	4	1	1	241			7	5	1	1	207	4				4	736	2	360	1	1			80
2 青森県	3	3			80	4	210						4	1		3	212			2				2	168
3 岩手県	1	1			40	4	160						5	1		4	370			5	1			4	370
4 宮城県						1	10														1			1	120
5 秋田県	5	2	2	1	190	1	10						2	2			260								
6 山形県	3	3			90								1	1			60								
7 福島県	1			1	80			8	8			260	2		2	92			3	1			2	2	280
8 茨城県	9	8	1		300								4		4	270	1	160							
9 栃木県	4			4	130								5	1		4	380			1	1				30
10 群馬県	4	3	1		144			1	1			40	4		4	381	2	110	4				4		381
11 埼玉県	5	3	2		245	1	25												8	1			7		743
12 千葉県	7	7			351	2	50												2	1			1		190
13 東京都	8	7		1	596	1	30						8		8	1,051	3	310	1				1		40
14 神奈川県	5	5			290			2	2			60	3		3	160									
15 新潟県	3	3			45	3	95	2	1		1	71	3		3	325									
16 富山県	2	2			100			2	2			100	4	1	3	327			4	1			3		327
17 石川県	1	1			10								1		1	50									
18 福井県								2	1		1	35	3	1	2	250									
19 山梨県						1	70										2	206							
20 長野県								1			1	30							5				5		453
21 岐阜県	2	2			90								2	2		268									
22 静岡県	7	7			292								2		2	130									
23 愛知県	9	4		5	461			9	4		5	461	3	2	1	470			3	2			1		470
24 三重県	1	1			30	3	123						5	2		306									
25 滋賀県	2	2			160								3		3	326									
26 京都府	1			1	40								3	1	2	330									
27 大阪府	7	7			326								4	1	3	630	1	100							
28 兵庫県	3	2		1	96	4	160						3		3	290			3				3		540
29 奈良県	5	5			159								5	1	4	363									
30 和歌山県	2	2			80			1	1			30	5	1	4	412			4				4		394
31 鳥取県								2	2			85							2	1			1		210
32 島根県	3	2		1	100	1	30	1			1	10						3	3						210
33 岡山県	1	1			40													1					1		120
34 広島県	5	3		2	111								6		6	415	3	192	1				1		120
35 山口県	3	1	1	1	120								3		3	300									
36 徳島県	2	2			80	1	50												3	1			2		308
37 香川県								2	2			56							2	1			1		240
38 愛媛県						5	140										4	320							
39 高知県	1			1	30	2	50						3	2	1	311									
40 福岡県	5	3		2	150			2	1		1	100	3	1	2	285			5	2			3		488
41 佐賀県	2	2			70			1	1			40							4				4		480
42 長崎県	3	3			120								1	1		60			4				4		510
43 熊本県	4	4			130			1			1	50	4	1	3	510			1				1		80
44 大分県	5	1		4	182								4		4	234									
45 宮崎県	3			3	85	2	110						3	1	2	305									
46 鹿児島県	4			4	170			4			4	52	2		2	28			2				2		420
47 沖縄県	3	3			62	1	40						6	2	4	560									
都道府県 計	150	109	8	33	6,116	37	1,363	48	31	1	16	1,687	123	26	0	97	11,457	18	1,758	75	17	0	58	7,772	
48 札幌市	1	1			45			1	1			60					1	32	3	1			2		454
49 仙台市	1	1			60					1	1	65		3	1	2	310								
50 さいたま市																									
51 千葉市													2		2	182									
52 横浜市	5	5			180								2		2	130									
53 川崎市	1	1			50												1	100							
54 相模原市								1	1			40	1		1	60									
55 新潟市													1		1	120			1	1					50
56 静岡市								1	1			27							3	1			2		280
57 浜松市	2	2			70								2		2	262									
58 名古屋市	2	2			114			1	1			30	1	1		170									
59 京都市	3	1		2	120								2	1	1	125									
60 大阪市	6	6			315								4		4	160									
61 堺市																			1				1		50
62 神戸市	1	1			20	3	118						1		1	78									
63 岡山市	1	1			60	1	50	1			1	40	3	1	2	387									
64 広島市	1	1			45	3	100										1	100							
65 北九州市	2	2			90								1	1		80									
66 福岡市								3	3			102													
67 熊本市								3	2		1	170					1	1							86
68 横須賀市						1	40																		
69 金沢市								2	2			60							4	1			3		260
指定都市等 計	26	24	0	2	1,189	8	308	14	12	0	2	594	23	5	0	18	2,064	4	233	12	4	0	8	1,180	
全国 計	176	133	8	35	7,285	45	1,071	62	43	1	18	2,281	146	31	0	115	13,521	22	1,991	87	21	0	66	8,952	

障害児入所施設の利用状況

		総 数																							
		うち福祉型障害児入所施設						うち医療型障害児入所施設						うち指定医療機関											
		利用児 童数	特例 (18～19 歳)	障害福 祉サー ビス利 用者	その他	定員数 (人)	施設数 (か所)	利用児 童数	特例 (18～19 歳)	障害福 祉サー ビス利 用者	その他	定員数 (人)	施設数 (か所)	利用児 童数	特例 (18～19 歳)	障害福 祉サー ビス利 用者	その他	定員数 (人)	施設数 (か所)						
1	北海道	1,431	26	1,066	0	1,564	20	345	19	85	0	388	12	754	6	672	0	816	5	332	1	309	0	360	3
2	青森県	508	9	265	5	670	14	216	9	34	5	290	7	124	0	67	0	212	5	168	0	164	0	168	2
3	岩手県	523	189	334	0	570	10	193	153	40	0	200	5	75	29	46	0	110	2	255	7	248	0	260	3
4	宮城県	129	0	124	0	130	2	10	0	8	0	10	1	0	0	0	0	0	0	119	0	116	0	120	1
5	秋田県	390	22	99	0	460	8	183	21	94	0	200	6	50	0	5	0	100	2	157	1	0	0	160	0
6	山形県	87	0	5	0	150	6	54	0	5	0	90	3	30	0	0	0	60	1	3	0	0	0	0	2
7	福島県	496	46	217	0	712	14	204	35	0	0	340	9	94	5	38	0	172	3	198	6	179	0	200	2
8	茨城県	586	10	341	0	730	14	291	7	118	0	300	9	175	2	124	0	310	4	120	1	99	0	120	1
9	栃木県	504	14	351	0	510	9	130	7	66	0	130	4	296	7	217	0	300	4	78	0	68	0	80	1
10	群馬県	493	9	324	0	635	10	133	1	34	0	144	4	296	8	227	0	411	5	64	0	63	0	80	1
11	埼玉県	879	10	695	0	1,013	14	202	8	103	0	270	6	603	2	531	0	663	7	74	0	61	0	80	1
12	千葉県	593	14	230	0	541	10	258	8	17	0	351	8	123	5	36	0	50	1	212	1	177	0	140	1
13	東京都	1,163	75	648	47	2,137	23	502	67	133	0	626	9	576	5	442	47	1,401	12	85	3	73	0	110	2
14	神奈川県	439	20	267	0	550	9	210	15	66	0	290	5	137	1	131	0	160	3	92	4	70	0	100	1
15	新潟県	461	10	347	6	536	12	158	4	62	6	211	8	140	2	133	0	140	1	163	4	152	0	185	3
16	富山県	361	8	235	0	427	6	61	3	0	0	100	2	100	3	56	0	127	2	200	2	179	0	200	2
17	石川県	55	4	0	0	60	2	5	0	0	0	10	1	50	4	0	0	50	1	0	0	0	0	0	0
18	福井県	79	7	0	0	290	4	40	5	0	0	40	1	20	1	0	0	50	1	19	1	0	0	200	2
19	山梨県	240	16	152	0	276	4	55	6	7	0	70	1	65	2	40	0	80	2	120	8	105	0	126	1
20	長野県	459	3	287	19	500	8	29	2	2	0	30	1	158	0	39	0	190	4	272	1	246	19	280	3
21	岐阜県	113	7	0	0	358	4	79	6	0	0	90	2	34	1	0	0	268	2	0	0	0	0	0	0
22	静岡県	328	15	79	0	415	9	218	7	6	0	292	7	31	6	15	0	43	1	79	2	58	0	80	1
23	愛知県	604	26	252	0	817	10	273	22	3	0	347	7	331	4	249	0	470	3	0	0	0	0	0	0
24	三重県	351	17	161	0	459	9	131	15	12	0	153	4	75	1	18	0	136	3	145	1	131	0	170	2
25	滋賀県	455	8	290	0	486	5	142	7	5	0	160	2	229	1	221	0	236	2	84	0	64	0	90	1
26	京都府	332	11	262	0	370	4	40	4	17	0	40	1	175	6	146	0	210	2	117	1	99	0	120	1
27	大阪府	1,040	17	719	2	1,116	13	270	4	89	0	326	7	712	13	574	0	730	5	58	0	56	2	60	1
28	兵庫県	1,068	25	810	1	1,086	13	257	16	67	1	256	7	605	8	548	0	620	4	206	1	195	0	210	2
29	奈良県	381	13	227	0	522	10	93	11	0	0	159	5	129	2	79	0	203	3	159	0	148	0	160	2
30	和歌山県	362	6	263	0	492	7	72	4	8	0	80	2	216	1	187	0	252	4	74	1	68	0	160	1
31	鳥取県	231	9	139	0	295	5	66	7	0	0	85	2	18	2	0	0	50	2	147	0	139	0	160	1
32	島根県	164	9	17	0	540	11	122	7	17	0	140	5	29	2	0	0	380	4	13	0	0	0	20	2
33	岡山県	151	18	102	0	160	2	35	3	1	0	40	1	0	0	0	0	0	0	116	15	101	0	120	1
34	広島県	782	11	597	0	838	15	112	5	41	0	111	5	367	6	271	0	387	7	303	0	285	0	340	3
35	山口県	388	5	285	0	420	6	109	4	47	0	120	3	81	0	57	0	100	1	198	1	181	0	200	2
36	徳島県	422	3	235	0	438	6	129	3	3	0	130	3	139	0	99	0	140	1	154	0	133	0	168	2
37	香川県	275	1	186	0	296	4	49	0	0	0	56	2	22	0	0	0	25	1	204	1	186	0	215	1
38	愛媛県	281	13	182	0	300	8	131	11	91	0	140	5	150	2	91	0	160	3	0	0	0	0	0	0
39	高知県	375	1	197	0	391	6	75	1	27	0	80	3	181	0	170	0	191	2	119	0	0	0	120	1
40	福岡県	711	38	419	0	1,023	15	196	26	41	0	250	7	447	2	378	0	573	6	68	10	0	0	200	2
41	佐賀県	536	118	412	3	550	6	60	54	6	0	70	2	238	45	190	0	240	2	238	19	216	3	240	2
42	長崎県	623	1	497	0	690	8	100	0	0	0	120	3	441	1	427	0	490	4	82	0	70	0	80	1
43	熊本県	763	7	426	0	770	10	134	4	6	0	180	5	397	3	340	0	430	3	232	0	80	0	160	2
44	大分県	565	19	359	0	616	10	160	16	59	0	182	5	208	0	106	0	234	4	197	3	194	0	200	1
45	宮崎県	411	10	246	0	500	8	143	6	37	0	195	5	148	3	98	0	185	2	120	1	111	0	120	1
46	鹿児島県	871	241	630	0	972	12	313	142	171	0	352	8	364	76	288	0	420	2	194	23	171	0	200	2
47	沖縄県	574	7	428	0	662	10	88	4	17	0	102	4	351	3	278	0	400	4	135	0	133	0	160	2
都道府県 計		23,033	1,148	14,407	83	28,043	425	8,676	759	1,645	12	8,346	214	9,984	270	7,634	47	12,975	142	6,173	119	5,128	24	6,722	69
48	札幌市	516	9	320	0	606	6	108	5	0	0	120	2	408	4	320	0	486	4	0	0	0	0	0	0
49	仙台市	121	5	75	0	430	5	25	4	7	0	120	2	66	0	42	0	230	2	30	1	26	0	80	1
50	さいたま市	61	4	0	0	65	1	61	4	0	0	65	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51	千葉市	171	3	83	0	182	2	0	0	0	0	0	0	171	3	83	0	182	2	0	0	0	0	0	0
52	横浜市	285	16	129	0	310	7																		

障害児通所支援事業所の利用状況等

	都道府県・指定都市・政令指定市	数 数				福祉型児童発達支援センター				児童発達支援事業所				医療型児童発達支援センター				放課後等デイサービス				保育所等訪問支援						
		契約児童数(人)	利用児童数	定員数(人)	施設数(か所)	契約児童数(人)	利用児童数	定員数(人)	施設数(か所)	契約児童数(人)	利用児童数	定員数(人)	施設数(か所)	契約児童数(人)	利用児童数	定員数(人)	施設数(か所)	契約児童数(人)	利用児童数	定員数(人)	施設数(か所)	契約児童数(人)	利用児童数	定員数(人)	施設数(か所)			
1	北海道	9,163	2,844	5,067	348	384	240	332	10	4,473	1,236	2,107	132	81	27	60	2	4,131	1,335	2,568	173	94	6				31	
2	青森県	1,849	1,041	997	90	211	125	110	5	133	95	125	14	48	21	80	2	1,449	799	682	64	8	1				5	
3	岩手県	1,970	796	785	80	88	84	80	2	505	118	250	24	20	16	20	1	1,241	575	435	45	116	3				8	
4	宮城県	1,039	744	658	59	65	65	65	3	177	140	156	18					769	533	337	34	28	6				4	
5	秋田県	872	682	285	29	232	198	35	2	142	117	95	8	26	26	30	1	379	304	125	13	93	37				5	
6	山形県	1,444	603	867	71	125	94	120	4	292	75	262	25	24	11	30	1	1,001	423	455	40	2					1	
7	福島県	2,222	749	1,200	112	130	83	90	3	747	266	490	46	27	5	60	2	1,245	395	560	51	73					10	
8	茨城県	1,778	1,778	1,771	157	70	70	70	2	708	708	708	56					993	993	993	93	7	7				6	
9	栃木県	2,150	600	930	63	107	66	100	2	1,067	225	360	25	40	14	50	2	912	295	420	31	24					3	
10	群馬県	1,598	823	980	95	139	111	145	6	265	155	190	18					1,180	552	645	62	14	5				9	
11	埼玉県	3,864	1,638	2,129	181	542	327	490	14	871	332	549	52					2,451	979	1,090	106						9	
12	千葉県	3,685	2,396	1,347	106	594	469	375	13	882	516	327	25	59	50		3	2,117	1,343	645	61	33	18				4	
13	東京都	16,104	4,195	5,478	448	1,343	570	847	21	6,376	1,394	1,837	146	206	92	180	5	8,069	2,136	2,614	267	110	3				9	
14	神奈川県	5,206	1,326	1,535	160	473	334	320	9	1,346	294	435	51					3,251	696	780	84	136	2				16	
15	新潟県	1,575	264	517	37	82	44	70	3	843	91	207	12					646	128	240	20	4	1				2	
16	富山県	1,184	724	1,276	117	187	171	146	5	396	144	525	52	44	41	60	2	531	364	545	54	26	4				4	
17	石川県	950	218	516	50	75	22	40	2	57	7	228	22				0	806	185	248	24	12	4				2	
18	福井県	1,042	382	486	48	129	71	74	4	211	76	125	13					646	234	287	25	56	1				6	
19	山梨県	835	395	430	38	92	91	80	3	103	28	65	8	11	11	15	1	602	238	270	24	27	27				2	
20	長野県	1,941	873	1,028	103	330	215	196	11	418	198	264	30	26	19	40	1	1,103	422	528	51	64	19				10	
21	岐阜県	4,457	1,123	1,904	111	619	162	208	6	2,542	569	1,044	52	127	41	125	3	896	244	527	41	273	107				9	
22	静岡県	2,256	2,064	1,154	89	470	463	374	11	463	435	276	20					1,278	1,129	504	47	45	37				11	
23	愛知県	9,959	8,224	6,719	612	670	670	572	17	2,356	1,771	2,435	228	169	169	152	5	6,764	5,614	3,560	344						18	
24	三重県	1,746	640	811	70	129	77	86	3	581	156	295	23					922	302	430	40	114	105				4	
25	滋賀県	1,556	384	550	36	127	67	100	3	939	177	280	18	34	9	40	1	411	129	130	11	45	2				3	
26	京都府	1,928	1,105	750	65	64	29	35	2	905	483	345	27	17	6	30	1	898	586	340	30	44	1				5	
27	大阪府	13,495	10,414	4,749	346	1,578	1,435	914	19	3,090	2,376	1,200	104	890	523	530	13	7,698	5,921	2,105	187	239	159				23	
28	兵庫県	7,131	1,606	2,837	308	552	342	393	12	2,133	405	873	117	240	97	290	7	4,017	751	1,281	153	189	11				19	
29	奈良県	2,528	657	1,724	155	264	150	180	7	888	168	519	50	17	11	60	1	1,359	328	965	95						2	
30	和歌山県	2,223	969	1,422	121	335	227	230	10	469	242	511	43	38	13	40	1	1,336	482	641	59	45	5				8	
31	鳥取県	806	211	485	42	80	55	70	3	146	17	155	16	74	16	90	3	437	123	170	17	69					3	
32	島根県	1,030	265	478	59	140	53	90	6	205	23	130	13					533	184	258	29	152	5				11	
33	岡山県	2,836	793	1,284	118	344	273	278	8	1,532	330	482	51	27	12	40	2	929	178	484	53	4					4	
34	広島県	5,078	1,310	1,506	151	469	297	285	9	1,750	354	478	47	43	13	30	2	2,650	620	713	78	166	26				15	
35	山口県	2,250	683	895	84	195	124	150	5	485	125	250	25					1,544	429	495	46	26	5				8	
36	徳島県	1,919	514	811	85	347	143	165	6	484	81	219	26					1,019	289	427	46	69	1				7	
37	香川県	1,482	301	755	83	84	38	40	2	192	42	215	27	16	10	35	1	1,177	211	465	50	13					3	
38	愛媛県	1,796	413	623	44	306	160	150	4	894	144	303	24					581	106	170	12	15	3				4	
39	高知県	817	90	320	40	152	27	60	4	217	28	80	10	11		20	1	354	31	160	18	83	4				7	
40	福岡県	3,471	1,066	1,322	129	642	361	301	13	775	166	385	41					1,853	502	636	60	201	37				15	
41	佐賀県	1,003	873	435	53	97	87	70	4	326	294	150	17					575	488	215	25	5	4				7	
42	長崎県	2,289	811	1,373	130	209	114	135	6	585	120	476	45					1,404	567	762	68	91	10				11	
43	熊本県	2,363	554	845	93	113	38	55	3	881	171	340	35	16	4	20	1	1,219	332	430	42	134	9				12	
44	大分県	1,617	541	800	84	186	80	116	5	249	91	175	22	31	6	30	1	1,122	363	479	46	29	1				10	
45	宮崎県	1,303	704	781	74	393	257	216	7	227	127	216	24	4	4	10	1	624	310	339	32	55	6				10	
46	鹿児島県	4,688	1,419	1,799	167	577	254	255	10	2,102	598	702	67					1,939	564	842	78	70	3				12	
47	沖縄県	3,685	2,726	2,153	250	0	0	0	0	944	661	705	93	86	75	70	2	2,637	1,984	1,378	150	18	6				5	
都道府県 計		146,183	63,531	67,467	5,991	14,540	9,433	9,313	300	46,372	16,380	22,544	2,042	2,452	1,342	2,237	69	79,696	35,696	33,373	3,170	3,121	691	0				392
48	札幌市	6,058	1,922	3,847	352	227	155	176	6	2,256	769	1,595	153	66	27	70	2	3,395	969	2,006	180	114	2				11	
49	仙台市	1,635	735	787																								

15 発達障害支援施策について

発達障害児（者）支援については、平成 17 年 4 月に施行された「発達障害者支援法」に基づき、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した支援の推進を図ってきたところである。

各自治体においては、同法に基づき、発達障害児（者）支援についてご尽力いただいていたところであるが、引き続き、発達障害児（者）支援体制の整備状況の把握・検証について取り組んでいただくようお願いする。

また、自閉症者等の中にみられる行動障害を有する者に対する支援については、今年度より、適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的とした「強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修）」を都道府県地域生活支援事業に盛り込んでいるところであるが、来年度からは重度訪問介護の対象が拡大され、強度行動障害を有する者がその対象となる。発達障害児（者）支援体制の整備に際しては、これら関連施策間とも連携を図り、地域におけるサービスの質的な向上に取り組んでいただくようお願いする。

（1）平成 26 年度予算案における発達障害児（者）支援について

①平成 26 年度予算案の概要

ア．「発達障害者支援開発事業」（以下「開発事業」という。）について

開発事業は関連のある事業の効率化・重点化を図る観点から「重症心身障害児者の地域生活モデル事業」と統合し、新たに「発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業」として実施する。

従来、開発事業は、都道府県・指定都市において「発達障害者支援試行事業」を、市町村において「発達障害者等支援都市システム事業」を実施してきたところであるが、来年度からは「発達障害児者支援開発事業」として一本化し、一定のテーマ設定（例えば、中長期的な課題設定として「発達障害児（者）のうち既存の保健や福祉等の支援では対応が困難な行動障害・二次的障害の予防・改善のための支援手法の開発」（予定））をした上で、都道府県・市町村のいずれも応募可能なモデル事業とすることとしている。（関連資料①（110 頁））

イ．「発達障害者支援者実地研修事業」（以下「実地研修事業」という。）について

これまで実地研修事業は、強度行動障害研修、成人期支援研修及び早期支援研修を実施してきたところであるが、来年度からは、これまでの事業実績等を踏まえ、研修により得られる知見の効果的な浸透を図る観点から、成人期支援研修及び早期支援研修について、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて主に発達障害者支援センター（以下「センター」という。）職員を対象として行うこととしている。また、強度行動障害研修については廃止となるが、強度行動障害を有する者に対応する職員の人材育成については、各都道府県地域生活支援事業で位置づけられた「強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修）」（平 25 年度から）及び「強

度行動障害支援者養成研修事業（実践研修）」（平成 26 年度予算案）を活用願いたい。（関連資料②（111 頁））

ウ．「発達障害者支援体制整備」（以下「体制整備」という。）について

体制整備は、既存のメニューであるペアレント・メンターの養成や発達障害特有のアセスメントツールの導入促進などを含め引き続き「地域生活支援事業」において実施する。

平成 26 年度は、これまでに実施されたモデル事業において成果のあった家族の対応力向上を支援するペアレント・トレーニング及び当事者の適応力向上を支援するソーシャル・スキル・トレーニング（SST）について、既に一定程度知見が蓄積されてきていることから、新たに体制整備のメニューに追加し、全国的な普及を図ることとしている。

また、従来からセンター等に地域支援体制サポートコーチを配置し市町村支援を行ってきたところであるが、平成 26 年度予算案においては、センター等に「発達障害者地域支援マネジャー」（以下「マネジャー」という。）を配置し、市町村支援に加え、事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等の地域支援機能の強化を図る場合に地域生活支援事業の対象とすることとしている。体制整備の実施主体である都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）においては、センターとの十分な連携を図り、都道府県等内における発達障害支援の状況、例えば、発達障害児（者）の数、市町村の個別支援ファイルの作成状況や支援を行う事業所の数、診断・治療を行う医療機関の数などについて、発達障害者支援体制整備検討委員会を必要に応じて障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に定める協議会等と合同で開催するなどにより総合的に検証した上で、積極的にマネジャーを配置していただきたい。

さらに、マネジャーについては、高度に専門的な知識が必要であるとともに、地域における関係機関・施設間の調整等を行う役割が重要となることから、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、新たに発達障害者地域支援マネジャー研修を実施することとしているので、積極的な受講をお願いする。

なお、平成 26 年度から、重度訪問介護の対象として強度行動障害を有する者が加わることから、在宅の行動障害を有する者の支援に携わる相談支援、行動援護、重度訪問介護等の事業所間の連携やセンターによるこれらの事業者に対するコンサルテーション等も重要となる。都道府県等におかれては、上記の強度行動障害における指導者の養成研修にセンター職員を積極的に派遣するなど、これらを念頭に置いた体制整備を検討願いたい。（関連資料③（113 頁））

（２）「世界自閉症啓発デー」について

毎年 4 月 2 日は、平成 19 年 12 月に国連が制定した「世界自閉症啓発デー」である。厚生労働省においては、この日を自閉症を始めとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図る機会として捉え、引き続き、関係団体等と連携して、広く一般国民への普及啓発を実施することとしている。

平成 26 年の取組については、以下のとおり予定しているので、各自治体におかれては関連イベント等の開催に当たりご留意願いたい。

- ・世界自閉症啓発デー2014・シンポジウム（平成 26 年 3 月 29 日（土））
- ・東京タワーブルーライトアップ（平成 26 年 4 月 2 日（水））

また、民間団体においても、各自治体の協力をいただき全国各地のシンボルタワー等でライトアップの啓発に取り組んでおり、厚生労働省においても、こうした取組に対し後援を行うとともに、東京タワーブルーライトアップにおいて NPO 法人が行うイベントに協力するなど、発達障害の普及啓発に更に取り組んでいくこととしている。

ついでには、このようなシンボルタワー等ライトアップのほか、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、広く一般の方への関心を高め、地域住民への発達障害の理解が促進されるような啓発イベント、シンポジウムやセミナーの開催等、地域の実情に応じた創意工夫による普及啓発を積極的に実施されたい。

なお、これまでの普及啓発の取組や地方における取組については、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会の公式サイト等に掲載され、広く周知されているので参考とされたい。（関連資料④（115 頁））

◆世界自閉症啓発デー・日本実行委員会（公式サイト）

(<http://www.worldautismawarenessday.jp/>)

世界自閉症啓発デーの制定や、地域における取組等に関する情報を提供

発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業

発達障害児者や重症心身障害児者及びその家族が地域で安心して暮らしていただけるよう、支援手法の開発、関係する分野との協働による支援や切れ目のない支援等を整備するためにモデル事業を実施し、これにより地域生活支援の向上を図る。

1 発達障害児者支援開発事業

発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル検討委員会（国）
発達障害児者支援開発事業分科会

審査・指導・助言・総括

（都道府県・市町村）

企画・推進委員会
（モデル事業の企画・推進等）

発達障害児者支援マネージャー
（モデル事業の進行管理、情報収集等）

中長期的な課題設定

発達障害児（者）のうち既存の保健や福祉等の支援では対応が困難な行動障害・二次的障害の予防・改善のための支援手法の開発
テーマの設定例

- ① 行動障害、二次的障害の「予防」における効果的な支援手法の開発
（例 成人期支援の知見を児童期の支援に反映させる方法 など）
- ② 行動障害、二次的障害の「改善」に関する効果的な支援手法の開発
（例 関係者が一貫した支援を行えるようにするための方法 など）
- ③ その他、発達障害者の地域生活支援において重要と考えられるもの

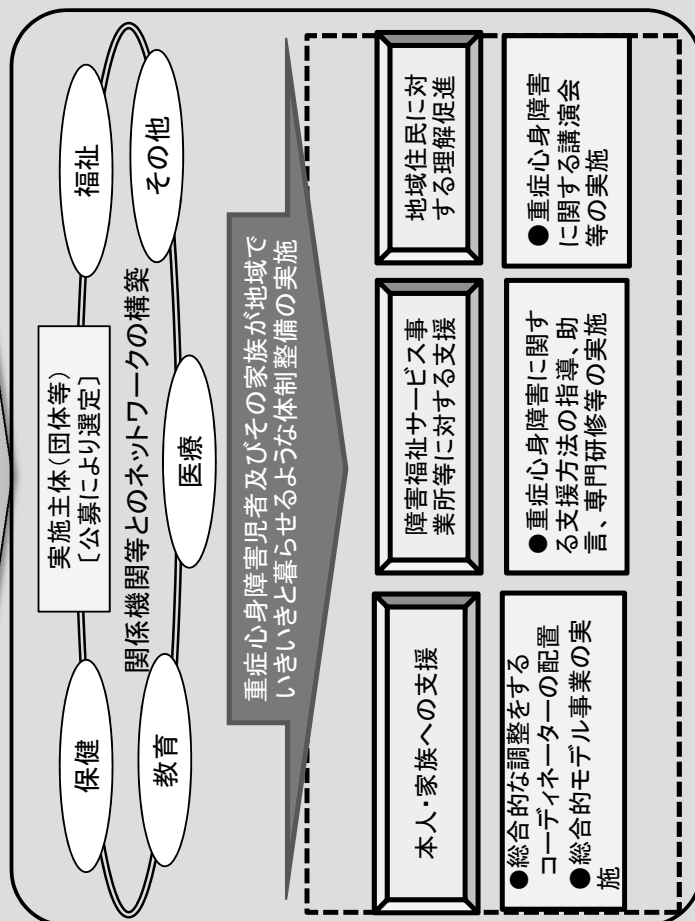
課題については、今後の検討において変更があり得る。

2 重症心身障害児者の地域生活モデル事業

発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル検討委員会（国）

重症心身障害児者の地域生活モデル事業分科会

審査・指導・助言・総括



（関連資料①）

発達障害支援について国が行う研修

発達障害者支援センター職員や医師等の発達障害施策に携わる職員を対象に、国立機関等において研修を実施し、各支援現場等における対応の充実を図る。

<国立障害者リハビリテーションセンター>

1 発達障害者支援センター職員研修

発達障害者やその家族に対する相談・発達支援、就労支援、普及啓発等に関する専門的な知識・技術に精通するための研修
 期間 3日間1回、2日間1回
 対象 **発達障害者支援センター職員**

2 発達障害支援者研修

国の研究やモデル事業により効果が確認されたアセスメントや支援手法の知識を習得するための研修
 期間 3日間1回
 対象 **巡回支援専門員、児童発達支援事業所の職員など**

3 発達障害者地域支援マネジャー研修

市町村の支援体制構築、事業所等の対応困難事例への対応、医療機関との連携等に関するマネジメントに精通するための研修
 期間 3日間1回
 対象 **発達障害者地域支援マネジャー**

4 発達障害就労移行支援者研修

発達障害者の特性に応じた**就労移行支援事業の進め方**を習得するための研修
 期間 3日間1回
 対象 **就労移行支援事業所職員など**

<国立精神・神経医療研究センター>

5 発達障害早期総合支援研修

幼児期における発達障害の早期発見・早期支援について最新の知識を習得するための研修
 期間 2日間1回
 対象 **乳幼児健診に携わる医師、保健師など**

6 発達障害精神医療研修

一般精神医療現場や精神保健領域における発達障害者の診断や治療、他領域との連携に関する最新の知識を習得するための研修
 期間 2日間1回
 対象 **精神科医療機関、精神保健福祉センターの医師など**

7 発達障害支援医学研修

発達障害支援のアセスメントや治療など、幅広い分野の最新の知識を習得するための研修
 期間 2日間2回
 対象 **保健所、小児医療機関、発達障害者支援センターの医師など**

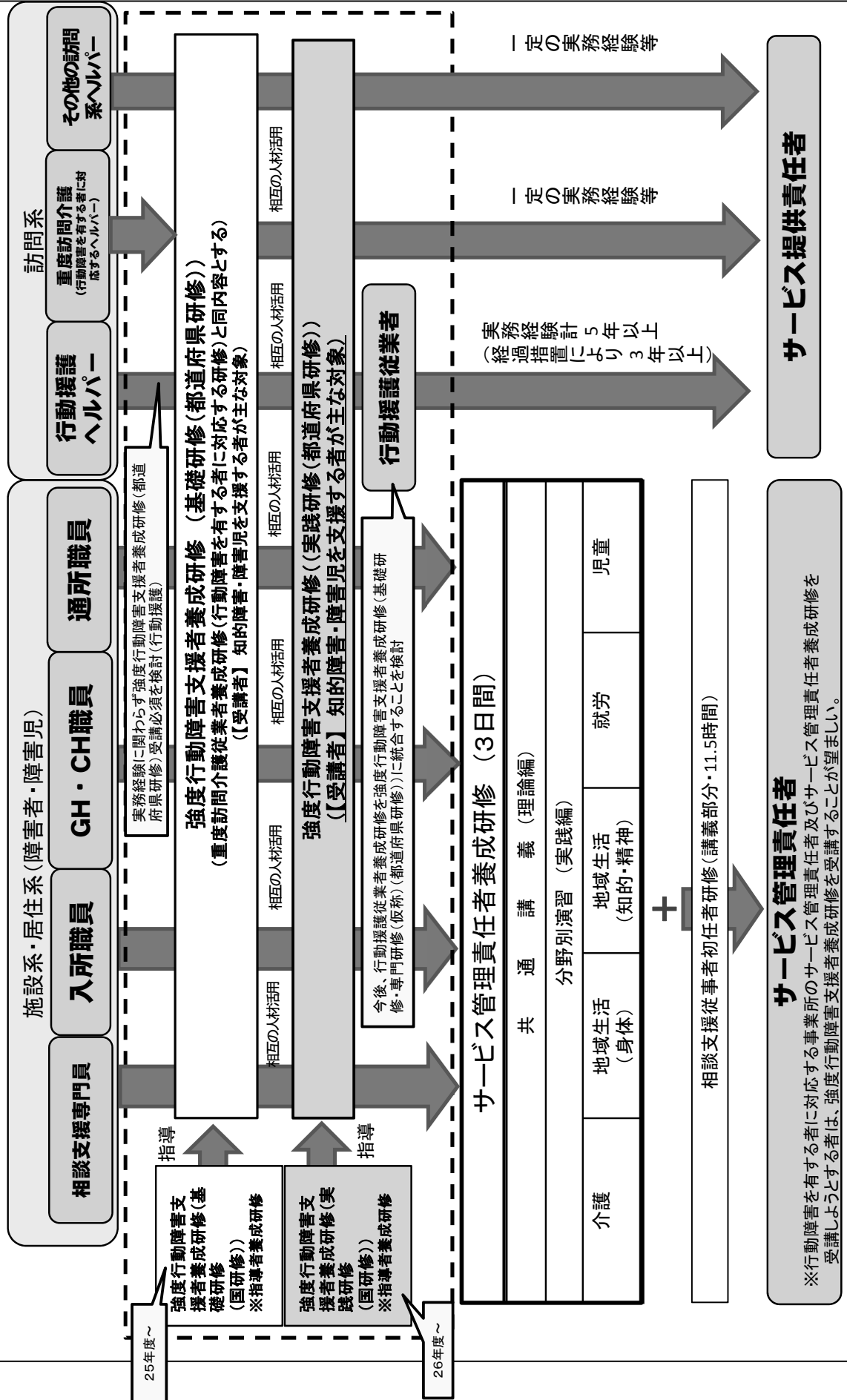
上記以外にも関係する研修として自閉症支援ステップ研修(国立障害者リハビリテーションセンター)、強度行動障害支援者養成研修(国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)なども実施

*これらの研修に関する情報は発達障害情報・支援センターのサイトにおいて公開
<http://www.rehab.go.jp/ddis/イベント情報/>

(関連資料②)

強度行動障害に対応する職員の人材育成の充実について

※ 内容は現時点検討案のため、今後変更の可能性あり。



発達障害者支援体制整備

平成25年度より地域生活事業において実施

乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、関係機関等によるネットワークを構築し、支援体制を整備するとともに、ペアレント・メンターの養成等により、発達障害児(者)及びその家族に対する支援の強化を図る。

さらに、平成26年度から、家族支援及び当事者支援としてペアレント・トレーニングとソーシャル・スキル・トレーニングを新たにメニューに追加するとともに、発達障害者支援センター等に「発達障害者地域支援マネジャー」を配置するなど、地域支援機能の強化を図る。

【都道府県・指定都市】

●検討委員会 ← 文部科学省
連携 特別支援教育関連事業

●発達障害者地域支援マネジャーの配置
(平成26年度～市町村・事業所等支援、医療機関との連携及び困難ケースへの対応等の地域支援機能強化)

●家族支援等

・ペアレント・トレーニング
(平成26年度～家族の対応力向上)

・ソーシャル・スキル・トレーニング
(平成26年度～当事者の適応力向上)

・ペアレント・メンターの養成

・ペアレント・メンター・コーディネーターの配置
(平成23年度～)

●調査・評価
(市町村の支援体制の状況調査・評価)

●発達障害特有のアセスメントツールの導入促進
(M-CHATやPARS等の導入を促進する研修の実施)

助言・指導等

助言・指導等

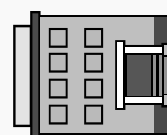
連携

【市町村】

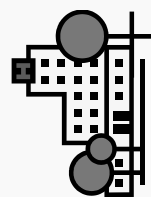
保健 医療 福祉
関係機関等のネットワークの構築
教育 労働 その他

◆早期発見・早期発達支援体制の構築(巡回による支援)
◆個別支援ファイルの作成(アセスメントツールの導入)
◆ペアレント・メンター等の活用による家族支援 等

支援



発達障害者
支援センター



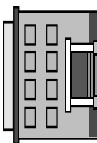
医療機関等

発達障害者支援センターの地域支援機能強化

地域生活事業費補助金462億円の内数

発達障害については、支援のためのノウハウの普及が十分に行われていないため、各地域における支援体制の確立が喫緊の課題となっていることから、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制を整備する。

発達障害者支援センター（地活事業）職員配置：4名程度



- 相談支援（来所、訪問、電話等）による相談
- 発達支援（個別支援計画の作成・実施等）
- 就労支援（発達障害児（者）への就労相談）● その他研修、普及啓発、機関支援

（課題）

中核機関としてセンターに求められる市町村・事業所等のバックアップや困難事例への対応等が、センターへの直接の相談の増加等により十分に発揮されていない。

都道府県等 発達障害者支援体制整備（地活事業）

- 発達障害者支援体制整備検討委員会 ● 市町村・関係機関及び関係施設への研修
- アセスメントツールの導入促進 ● ペアレントメンター（コーディネーター）



（新規）地域支援体制マネジメントチーム

発達障害者地域支援マネジャーの配置：6名程度
・原則として、センターの事業として実施
・地域の実情に応じ、その他機関等に委託可

地域支援機能の強化へ

（現行）地域支援体制サポート ※サポートコートチャ2名分を積算

一部新規
（4名分）

再編・拡充

市町村（継続）

体制整備支援（2名）

全年代を対象とした支援体制の構築（求められる市町村の取組）

- ① アセスメントツールの導入
- ② 個別支援ファイルの活用・普及



事業所等

（新規）困難ケース支援（2名）

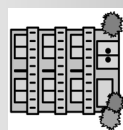
困難事例の対応能力の向上（求められる事業所等の取組）
対応困難ケースを含めた支援を的確に実施



医療機関（新規）医療機関との連携（2名）

身近な地域で発達障害に関する適切な医療の提供（求められる医療機関の取組）

- ① 専門的な診断評価
- ② 行動障害等の入院治療



「世界自閉症啓発デー」(4月2日)、「発達障害啓発週間」(4月2～8日)について

【背景】

平成19年12月、国連総会においてカタルーニの提出した議題である4月2日を世界自閉症啓発デーに定める決議をコンセンサス(無投票)採択。

○決議事項

- ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
- ・それぞれの加盟国が、自閉症の子どもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
- ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。

平成20年 4月以降国連事務総長がメッセージを発出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

平成24年12月 第67回国連総会において、バングラデシュが主提案国である「自閉症スペクトラム障害、発達障害」決議がコンセンサスにより採択。

【啓発活動】(平成26年 開催案)

【国における取組】

○世界自閉症啓発デー2014・シンポジウム(作品展示等)

- ・日時 平成26年3月29日(土) 10:00～16:30
- ・場所 灘尾ホール(千代田区)
- ・主催 厚生労働省、日本自閉症協会
- ・共催 日本発達障害ネットワーク他 (大会実行組織:世界自閉症啓発デー・日本実行委員会)

○東京タワーブルーライトアップ

- ・平成26年4月2日(水) 18:15～(予定) 点灯式
- ※同日、併せて作品展示等を実施予定(15:00～)



○各都道府県等において、関係機関や関係団体等と連携しながら、名所旧跡のブルーライトアップ、シンポジウムやセミナーの開催等、地域の実情に応じて創意工夫を図りながら、広く一般市民への関心を高めるような普及啓発を実施することにより、地域住民への発達障害の理解を促進。

○これらの取組内容について、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会WEBサイトに掲載予定。

<http://www.worldautismawarenessday.jp>

(関連資料④)

16 障害者の地域生活への移行等について

(1) ケアホームとグループホームの一元化について

① 指定及び支給決定事務等について

ケアホームとグループホームの一元化に伴う指定及び支給決定事務等について留意すべき事項については、別添①（118 頁）の平成 26 年 2 月 28 日付け事務連絡（「共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の一元化に伴う指定及び支給決定事務等に係る留意事項について」）によりお示したところであるが、各都道府県等におかれては、当該事務連絡の内容について、ご了知の上、管内市町村、関係団体及びグループホーム・ケアホーム事業者等へ周知されたい。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号）のうち、一元化後のグループホームに関する規定については、別添②（127 頁）のとおり改正することを予定しているので、その内容についてご了知いただくとともに、平成 26 年 4 月の円滑な施行に向けた準備をお願いしたい。

(受託居宅介護サービスの支給標準時間)

市町村が受託居宅介護サービスの支給量の決定に際して参酌すべき『受託居宅介護サービスの支給標準時間』については、介護サービス包括型グループホームの報酬水準や在宅の障害者の標準的な居宅介護サービスの利用実績等を勘案の上、障害支援区分ごとに下表のとおりとすることを考えているので留意されたい。

(参考) 参酌すべき受託居宅介護サービスの支給標準時間（案）

障害支援区分	支給標準時間
区分 2	150 分／月
区分 3	600 分／月
区分 4	900 分／月
区分 5	1,300 分／月
区分 6	1,900 分／月

② 一元化後のグループホームの報酬等について

一元化後の新たなグループホームの報酬等を盛り込んだ平成 26 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示の一部改正等に関しては、別添③（142 頁）により、2 月 25 日までを期限としてパブリックコメントを実施したところである。今後、具体的な算定要件等を規定した「障

害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号。以下「報酬の留意事項通知」という。)の一部改正通知も併せて、できるだけ早い時期に告示する予定である。

なお、別添③の第 3 の 2. の (2) の②に記載の「夜間支援体制の評価の充実」については、パブリックコメント期間において、夜勤の配置体制が整うまでの間に一定の期間を要するとの意見が多くあったこと等を踏まえ、現在、以下の運用を検討しているので、留意されたい。

ア 夜間支援等体制加算の届出を事業所単位ではなく住居単位とすることにより、1 の事業所であっても、住居単位で夜勤体制を評価する加算(夜間支援等体制加算(Ⅰ))と宿直体制を評価する加算(夜間支援等体制加算(Ⅱ))を併算定できるようにする。

イ 平成 27 年 3 月 31 日までの経過措置として、1 の住居において夜勤の配置以外に宿直配置の日が一定程度あっても、夜勤体制を評価する加算(夜間支援等体制加算(Ⅰ))を算定できるようにする。

※ この場合の宿直配置の日数については、「1 月に夜勤は壱の日数を超えない範囲内」とする方向で検討(算定可能な例:毎週、月～木の 4 日間を夜勤、金～日の 3 日間を宿直配置とした場合等)。

(加算等に係る届出)

加算等に係る届出については、毎月 15 日までに行わなければ翌月から算定できないこととされているが、一元化後のグループホームの加算等に係る届出については、平成 26 年 4 月 1 日から加算等の対象となるサービス提供や体制の整備が適切になされている場合であって、4 月中に届出が受理された場合に限り、4 月 1 日に遡って加算を算定できるものとする。

(別添①)

事 務 連 絡

平成26年2月28日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室

共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の
一元化に伴う指定及び支給決定事務等に係る留意事項について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（平成24年法律第51号。以下「整備法」という。）の一部施行により、平成26年4月から、共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）が一元化されるのですが、その一元化に伴う指定及び支給決定事務等について、留意すべき事項を別添のとおりまとめましたので、送付いたします。

各自治体におかれましては、別添の内容についてご了知の上、管内市（区）町村のほか、事業者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただくとともに、平成26年4月の円滑な施行に向けて特段のご配慮をお願いいたします。

なお、別添の内容は、現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、関係通知等を改正する過程において、運用面での変更等があり得ることに留意願います。

(担当)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域生活支援推進室 地域移行支援係

安蒜、中山

T E L : 03-5253-1111 (内線 3045)

I 事業所の指定

1 経過措置について

(1) 整備法による経過措置

① 整備法附則第7条による経過措置

ア 基本的な取扱い

平成26年4月1日において、現に共同生活介護に係る指定を受けている者は、整備法附則第7条により、共同生活援助に係る指定を受けているものとみなされる（以下「みなし指定」という。）ものであること。

イ みなし指定の有効期間について

平成26年4月1日において現にその事業者が受けている指定の有効期間の残存期間と同一の期間とし、当該有効期間満了後も引き続き共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業を行うためには、指定の更新を行う必要があること。

ウ みなし指定に係る手続き等について

(ア) 指定について

みなし指定については、整備法附則第7条により、共同生活援助に係る指定を受けたものとみなされるため、事業者からの指定の申請等の手続きは不要である。ただし、みなし指定に際して、運営規程の変更など障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）第34条の23に定める事項（以下「届出事項」という。）に変更がある場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第46条に基づき、10日以内に都道府県知事（指定都市及び中核市の市長を含む。以下同じ。）へ届け出る必要があること。

(イ) 公示について

みなし指定であっても、事業者の指定であり、また、どの事業所が共同生活援助に係る指定を受けているのかについて利用を希望する障害者等が確認できるよう、都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）においては、必要な手続きが整い次第、速やかに公示すること。

(2) 整備省令による経過措置

① 整備省令附則第3条による経過措置（事業所指定関係）

ア 基本的な取扱い

平成26年4月1日において現に指定共同生活介護の事業を行う事業所又は指定共同生活援助の事業を行う事業所については、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（平成25年厚生労働省令第124号。以下「整備省令」という。）附則第3条によ

り、下表の左欄の事業所の種類ごとに右欄の事業所とみなされる（以下「みなし事業所」という。）ものであること。

平成 26 年 4 月 1 日時点の事業所の種類	みなし事業所の種類
指定共同生活介護事業所	指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所
指定共同生活援助事業所	外部サービス利用型指定共同生活援助事業所
一体型指定共同生活介護事業所 一体型指定共同生活援助事業所	指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所 ※

※ 平成 26 年 4 月 1 日以降は、原則として、一の指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所に移行するものであるため、障害者総合支援法第 46 条第 2 項及び第 79 条第 4 項の規定に基づき、共同生活援助の事業の廃止を都道府県知事に届け出る必要があること。

イ みなし事業所に係る手続き等について

整備省令附則第 3 条によるみなし事業所に該当する場合は、事業者からの指定の申請等の手続きは不要であるが、利用者の適切な事業所の選択に資するため、運営規程に規定する事業の目的等において、事業所の種類（指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の別）を記載する必要があることから、障害者総合支援法第 46 条に基づき、運営規程その他届出事項の変更を 10 日以内に都道府県知事へ届け出る必要があること。

ウ みなし事業所以外の種類の事業所に移行する場合の手続きについて

平成 26 年 4 月 1 日以降、現にある指定共同生活介護事業所が外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に移行する場合又は現にある指定共同生活援助事業所が指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所に移行する場合は、事業者からの指定の申請等の手続きは不要であるが、少なくとも、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第 211 条の 3 又は第 213 条の 9 に規定する運営規程に定めるべき重要事項のうち、

- ・ 「事業の目的及び運営の方針（指定障害福祉サービス基準第 211 条の 3 第 1 号又は第 213 条の 9 第 1 号）」、
- ・ 「従業者の職種、員数及び職務の内容（指定障害福祉サービス基準第 211 条の 3 第 2 号又は第 213 条の 9 第 2 号）」、
- ・ 「受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地（指定障害福祉サービス基準第 213 条の 9 第 5 号）」

の規定内容に変更等が生じることが想定されることから、障害者総合支援法第 46 条に基づき、運営規程その他届出事項の変更を 10 日以内に都道府県知事へ届け出る必要があること。

都道府県知事は当該変更の届出があった場合には、当該届出の内容が指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所に移行した場合にあっては、指定障害福祉サービス基準第 14 章第

1 節から第 4 節、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に移行した場合にあっては、指定障害福祉サービス基準第 14 章第 5 節に定める規準に適合しているか否かを速やかに確認すること。

なお、これらの事業所の移行が円滑に行われるよう、事業所の協力の下、平成 26 年 3 月 31 日までの間に、各都道府県において、当該届出の内容を予め確認することは差し支えないこと。

（経過的家介護利用型指定共同生活介護事業所の場合）

現にある経過的家介護利用型指定共同生活介護事業所（経過的家介護利用型一体型指定共同生活援助事業所を含む。）については、当該経過措置が設けられてから一定期間が経過していることを踏まえ、各都道府県において、当該事業者に対して、平成 26 年 3 月 31 日までの間に、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所等への移行の意思を確認することが望ましいこと。外部サービス利用型指定共同生活援助事業所等への移行が困難であるか、又は、移行を希望しない事業所であって、指定障害福祉サービス基準附則第 13 条に定める基準に適合している事業所については、引き続き、経過的家介護利用型指定共同生活援助事業所として共同生活援助の事業を行うことが可能であるが、この場合であっても、移行に際して、届出事項に変更がある場合には、障害者総合支援法第 46 条に基づき、10 日以内に都道府県知事に届け出る必要があること。

（3）平成 26 年 3 月 31 日で指定の有効期間が満了する事業者の指定等の手続きについて

平成 26 年 3 月 31 日で指定の有効期間が満了する共同生活介護の事業を行う事業所又は共同生活援助の事業を行う事業所については、当該指定の有効期間の満了日までの間に、障害者総合支援法第 40 条に基づき、当該事業の指定の更新の申請を行うことが考えられる。

その場合は、（1）及び（2）により、必要な手続き等を行うこと。

（4）整備省令附則第 4 条による経過措置（人員に関する基準関係）

外部サービス利用型指定共同生活援助事業所については、世話人の配置基準を常勤換算で 6 : 1 以上としているところであるが、平成 26 年 4 月 1 日において現に存する指定共同生活援助事業所が外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に移行した場合については、当分の間、世話人の配置基準を常勤換算で 10 : 1 以上とする。

（5）整備省令第 5 条による経過措置（設備・運営に関する基準関係）

外部サービス利用型指定共同生活援助事業者については、事業の開始に当たって、予め指定居宅介護事業者と受託居宅介護サービスの提供に関する委託契約を締結する必要があるが、整備省令附則第 3 条により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについては、整備省令の施行後最初の指定の更新までの間は、必ずしも指定居宅介護事業者と契約を締結している必要はなく、受託居宅介護サービスの提供の開始までに契約を締結すればよいものとする。

Ⅱ 支給決定事務について

1 みなし支給決定

(1) 対象者及びみなし支給決定の内容

整備法附則第5条により、平成26年4月1日において、現に共同生活介護に係る介護給付費の支給決定を受けている利用者は、支給決定の有効期間の残存期間の間は、共同生活援助の支給決定を受けているものとみなされること。

(2) みなし支給決定に関する手続き

みなし支給決定は、法律上何らの手続きを要せずに支給決定があったものとみなされるが、各市町村の判断で、みなし支給決定された利用者に対して、実務上、みなし支給決定されたことの通知や障害福祉サービス受給者証の交付等の手続きを行うことは差し支えない。

なお、みなし支給決定されたことを通知する場合は、次の事項を記載することが考えられる。

- (ア) みなし支給決定された旨
- (イ) みなし支給決定された障害福祉サービスの種類（共同生活援助）
- (ウ) みなし支給決定された障害福祉サービスの支給量
- (エ) みなし支給決定の有効期間
- (オ) 負担上限月額
- (カ) その他必要な事項

2 一元化後の共同生活援助に係る訓練等給付費の支給決定業務について

(1) 基本的な取扱いについて

共同生活援助に係る支給申請を受理した市町村は、申請者が指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所と外部サービス利用型指定共同生活援助事業所のいずれの事業所の利用を希望する場合であっても、「共同生活援助」の支給決定を行うものとする。なお、「共同生活援助」の支給量や有効期間の考え方は、後述する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において受託居宅介護サービスの提供を受ける場合の取扱いを除き、基本的に現行の共同生活介護及び共同生活援助と同様のものであること。

(2) 障害支援区分の認定手続について

共同生活援助の利用を希望する障害者のうち、入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望しない障害者については、必ずしも障害支援区分の認定手続を要しないものとする（下表参照）。

市町村は、適切なアセスメント及びマネジメントにより、申請者本人の意向や障害の種類及び程度その他の心身の状況等を勘案して、障害支援区分の認定手続の要否を判断すること。

なお、障害支援区分の認定手続を受けずに指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所を利用する場合は、当該利用者の障害支援区分を「非該当」とみなして基準を適用するものとする。

また、現に障害程度区分の認定手続を受けずに指定共同生活援助事業所を利用している利用者については、支給決定の変更や更新を行う際に、介護の提供に関する意向を確認すること。

※ 平成26年4月以降の訓練等給付費の支給申請書の様式については、追って、お示しするが、共同生活援助（グループホーム）の支給申請を行う場合には、「申請するサービス」欄の「申請に関する具体的内容」欄に①希望する事業所の種類（指定共同生活援助事業所と外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の別）及び②入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望するか否かを記載するよう、現行様式を改正する予定である。

	認定手続が必要な者	認定手続が不要な者
指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所	入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望する障害者	入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望しない障害者であって、申請者本人の意向や障害の種類及び程度その他の心身の状況等を勘案して、障害支援区分の認定手続は不要であると判断された障害者
外部サービス利用型指定共同生活援助事業所	日常生活上の援助など基本サービスに加えて、受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望する障害者	日常生活上の援助など基本サービスのみを受ける障害者（受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望しない障害者）であって、申請者本人の意向や障害の種類及び程度その他の心身の状況等を勘案して、障害支援区分の認定手続は不要であると判断された障害者

（３）受託居宅介護サービスの提供を受ける場合の取扱いについて

外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に入居し、受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望する障害者からの支給申請を受理した市町村は、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成手続を経た上で、共同生活住居の支給量として、各月における『日数（暦日数）／月』に加えて『受託居宅介護サービスの支給量（時間（15分単位）／月）』を決定するものとする。なお、体験利用の場合の取扱いも同様とする。

ア 受託居宅介護サービスの対象者

指定居宅介護事業所と受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結し、受託居宅介護サービスの提供体制を整えている外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を利用する障害者（障害支援区分2以上に該当する障害者に限る。）については、市町村が決定する受託居宅介護サービスの支給量の範囲内で、受託居宅介護サービスの提供を受けることができるものとする。

イ 受託居宅介護サービスの種類

受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定障害福祉サービス基準第 213 条の 10 第 3 項に規定のとおり、指定居宅介護（身体介護を伴う場合に限る。）とする。

ウ 受託居宅介護サービスの支給量の決定

（ア）受託居宅介護サービスの支給標準時間

市町村は、受託居宅介護サービスの支給量の決定に当たっては、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案を勘案した上で、別途お示しする市町村が支給決定を行うに当たって参酌すべき受託居宅介護サービスの支給標準時間（分／月）（以下、「支給標準時間」という。）の範囲内で支給量を決定することを基本とする。

ただし、以下に掲げる場合であって、支給標準時間の範囲内では必要な受託居宅介護サービスの支給量が確保されないと認められる場合には、支給標準時間を超える支給量の決定を行うこととして差し支えないものとする。

- ① 当該支給申請を行う者が利用する外部サービス利用型指定共同生活援助を行う事業所に、当該支給申請を行う者以外に受託居宅介護サービスの提供を現に受けている、若しくは、希望する利用者がいない場合又は受託居宅介護サービスを受けている、若しくは、希望する利用者のすべてが障害支援区分 2 以下である場合
- ② 障害支援区分 4 以上であって、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画案を勘案した上で、支給標準時間を超えた支給決定が必要であると市町村が認めた場合

（イ）市町村審査会の活用

市町村は、支給標準時間を超えて支給量を決定する場合は、必要に応じて、市町村審査会に諮ることが望ましいこと。また、障害者本人がセルフプランを作成する場合など指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成を受けない場合には、市町村審査会の意見を聞くものとする。支給決定の更新の場合の取扱いも同様とする。

エ 支給決定通知及び障害福祉サービス受給者証

受託居宅介護サービスの支給量については、支給決定通知及び障害福祉サービス受給者証に記載する必要があること。この場合、指定居宅介護のように 1 回当たり利用可能時間数の記載は必要ないこと。

（４）個人単位の居宅介護等の利用について

現行、平成 27 年 3 月 31 日までの間、経過的に認められている重度者の個人単位の居宅介護等の利用については、平成 26 年 4 月 1 日以降においても、指定共同生活援助事業所（介護サービス包括型）の利用者であって、指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 に規定する要件を満たす

ものについては、新規の場合を含め、引き続き利用することが可能であること。

Ⅲ 指定申請書の様式の改正について

共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の一元化に伴い、各都道府県等で使用している指定申請に係る様式の一部を改正する必要があるが、少なくとも以下に掲げる事項の改正が必要となるので、別紙を参考に各都道府県等において必要な様式の改正を行うこと。

1. 各様式の「共同生活介護（ケアホーム）」に係る項目の削除
2. 指定に係る記載事項に「サービスの提供形態に関する確認欄」及び「受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称等に関する確認欄」の追加
3. 共同生活住居に係る様式に「サテライト型住居に関する確認欄」を追加
4. 「サテライト型住居に係る様式」を追加

(別紙)

付表7 ~~共同生活介護事業所(ケアホーム)~~ 共同生活援助事業所(グループホーム)
の指定に係る記載事項 その1

		受付番号		
主たる事業所	フリガナ			
	名 称			
	所在地	(郵便番号 ー)		
		県 郡・市		
連絡先	電話番号		FAX番号	

サービスの提供形態(該当部分に○)	介護サービス包括型	生活支援員の業務の外部委託の予定 有 (月 時間) ・ 無
	外部サービス利用型	受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地 別紙のとおり

(付表7) その2

共同生活 住居 ①	フリガナ				
	名 称				
	所在地	(郵便番号 ー)			
		県 郡・市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	グループホーム ケアホーム に供する建物形態				
	①住居区分:一戸建て、アパート、マンション、その他()				
	②建物所有者名:				
	③賃貸借契約の内容: ア 敷金 イ 礼金 ウ 家賃 (月額) エ 契約期間 オ 賃貸料がない理由				
	④住居の利用定員数 人				
	⑤居室数 室(うち個室 室)				
	⑥入居者1人当たりの居室の最小床面積 m ²				
	一体的に運営するサテライト型住居 か所				
	一体的に運営するサテライト型住居の利用者から連絡を受ける通信機器				
主たる対象者 身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 ・ 難病等対象者					
利用料					
その他の費用					

(付表7) その3

サテ ライ ト 型 住 居 ①	フリガナ			
	名 称			
	所在地	(郵便番号 ー)		
		県 郡・市		
	サテライト型住居に供する建物形態			
	①住居区分:アパート、マンション、その他()			
	②建物所有者名:			
	③賃貸借契約の内容: ア 敷金 イ 礼金 ウ 家賃 (月額) エ 契約期間 オ 賃貸料がない理由			
	④住居の利用定員数 人			
	⑤居室の最小床面積 m ²			
	本体住居の名称			
	本体住居との距離 km			
	利用者が本体住居への連絡に使用する通信機器			
	主たる対象者 身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 ・ 難病等対象者			
利用料				
その他の費用				

◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） 新旧対照表（案）（第十四 共同生活援助に限る）

※ 平成 26 年 3 月 7 日現在での案であり、今後変更することがある

（下線部が改正部分）

改正案	現行
<u>第十三 共同生活援助</u> 1 人員に関する基準 （１）世話人（基準第 208 条第 1 項第 1 号） 指定共同生活援助事業所における世話人の員数については、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助事業所の利用者の数を <u>6</u> で除して得た数以上とする。 <u>（例）利用者を 12 人とし、当該指定共同生活援助事業所における常勤の勤務時間を 1 週間 40 時間とした場合、当該事業所における指定共同生活援助の提供に従事する勤務時間の延べ数を、1 週間の間に、40 時間×（12÷6）人＝延べ 80 時間以上確保する必要がある。</u> <u>（２）生活支援員（基準第 208 条第 1 項第 2 号）</u> <u>生活支援員の員数については、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助事業所の利用者の障害支援区分ごとに、次のとおり算定</u>	<u>第十四 共同生活援助</u> 1 人員に関する基準 （１）世話人（基準第 208 条第 1 項第 1 号） 指定共同生活援助事業所における世話人の員数については、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助事業所の利用者の数を <u>10</u> で除して得た数以上とする。 <u>なお、世話人は障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。</u>

改正案	現行
<u>して得た数の合計数以上とする。</u> <u>① 障害支援区分 3 に該当する利用者の数を 9 で除して得た数</u> <u>② 障害支援区分 4 に該当する利用者の数を 6 で除して得た数</u> <u>③ 障害支援区分 5 に該当する利用者の数を 4 で除して得た数</u> <u>④ 障害支援区分 6 に該当する利用者の数を 2.5 で除して得た数</u> <u>（例）利用者を 12 人（区分 6 が 2 人、区分 5 が 4 人、区分 4 が 6 人）とし、常勤の勤務時間を 1 週間 40 時間とした場合、当該事業所における指定共同生活援助の提供に従事する勤務時間の延べ数を、1 週間の間に、</u> <u>・ 区分 6：40 時間×（2÷2.5）人＝32 時間</u> <u>・ 区分 5：40 時間×（4÷4）人＝40 時間</u> <u>・ 区分 4：40 時間×（6÷6）人＝40 時間</u> <u>延べ合計 112 時間以上確保する必要がある。</u> <u>（３）世話人及び生活支援員の要件等</u> <u>① 世話人及び生活支援員は障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。</u> <u>② 世話人及び生活支援員については、指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間時間帯を設定するものとし、当該夜間時間帯以外の指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保するものとする。</u>	

改正案	現行
<u>(4) サービス管理責任者（基準第 208 条第 1 項第 3 号）</u> <u>指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があること。</u> <u>(5) サービス管理責任者和其他の職務との兼務について（基準第 208 条第 3 項）</u> <u>指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、当該指定共同生活援助事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えない。ただし、当該指定共同生活援助事業所における入居定員が 20 人以上である場合については、できる限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努めるものとする。</u> <u>(6) 管理者（基準第 209 条）</u> <u>指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の 1 の（7）の①を参照されたい。</u> 2 設備に関する基準（基準第 210 条） <u>(1) 立地（基準第 210 条第 1 項）</u> <u>指定共同生活援助事業所の立地については、利用者に対して、</u>	<u>(2) サービス管理責任者（基準第 208 条第 1 項第 2 号）</u> <u>指定共同生活介護の場合と同趣旨であるため、第八の 1 の（4）及び（5）を参照されたい。</u> <u>(3) 準用（基準第 209 条）</u> <u>指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の 1 の（7）の①を参照されたい。</u> 2 設備に関する基準（基準第 210 条） <u>基準第 140 条については、指定共同生活援助について準用されるものであることから、第八の 2 を参照されたい。</u>

改正案	現行
<u>家庭的な雰囲気の下、指定共同生活援助を提供するとともに、地域との交流を図ることによる社会との連帯を確保する観点から、入所施設や病院の敷地内に立地されるのではなく、住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中に立地されることについて、都道府県知事が確認することを求めたものである。</u> <u>この場合、開設及び指定申請時においては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）その他の法令の規定や、土地の所有関係により一律に判断するのではなく、指定共同生活援助事業所を開設しようとする場所の現地調査等により、周辺の環境を踏まえ、地域の実情に応じて適切に判断されるべきものである。なお、この規定は、平成 18 年 9 月 30 日において現に存する旧指定共同生活援助事業所の調査を改めて行う必要があることを示したものではないこと。</u> <u>(2) 事業所の単位（基準第 210 条第 2 項）</u> <u>指定共同生活援助事業所については、個々の共同生活住居ごとに指定を行うのではなく、一定の地域の範囲内に所在する 1 以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住</u>	

改正案	現行
居をいう。以下同じ。)を除く。以下、(2)、(3)の①及び(3)の③から(4)までにおいて同じ。)を指定共同生活援助事業所として指定することとし、当該指定共同生活援助事業所における共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計が4人以上でなければならないものとする。 なお、この場合の「一定の地域の範囲」とは、いずれの共同生活住居及びサテライト型住居についても、主たる事務所から概ね30分程度で移動できる範囲に所在する場合であって、サービス管理責任者の業務を遂行する上で支障がないなど、指定共同生活援助事業所としての一体的なサービス提供に支障がない範囲をいうものである。 (3) 共同生活住居（基準210条第3項・第4項・第5項） ① 「共同生活住居」とは、複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する1つの建物をいう。 ただし、マンション等の建物において、複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有する住戸については、当該住戸を共同生活住居として捉え、ワンルームタイプなど、これに該当しない住戸については、建物内の複数の住戸を共同生活住居として定めるものとする。 なお、マンション等の建物内の全ての住戸を共同生活住居とすることは認められないこと（マンション等の建物内の共同生活住居の入居定員の合計数が、基準第210条第4項及び第5項に規定	

改正案	現行
する共同生活住居の入居定員を超える場合に限る。)。また、特にワンルームタイプなどの複数の住戸を共同生活住居として認める場合には、共同生活住居の趣旨を踏まえ、利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境作りなどに配慮されたい。 ② 共同生活住居の配置、構造及び設備については、例えば、車いすの利用者がいる場合は必要な廊下幅の確保や段差の解消を行う等、利用者の障害特性に応じて工夫されたものでなければならない。 ③ ①及び②の規定にかかわらず、都市部など土地の取得が極めて困難な地域等であって、次のア～エのいずれにも該当するものとして、都道府県知事が特に必要と認めた場合においては、1つの建物の中に複数の共同生活住居を設置することができるものとする。なお、この場合の一のユニットの入居定員は6人以下とすることが望ましいこと。 ア 地域で生活している障害者等との常時の連絡体制の確保、緊急一時的な宿泊の場の提供など地域で暮らしている障害者等を支援するための事業又は地域の関係機関と連絡調整を行うコーディネート事業を行うこと。具体的には、指定地域定着支援事業や指定短期入所事業、若しくは、「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号）の別紙「地域生活支援事業実施要綱」の別記11の(8)イの(イ)のコ	

改正案	現行
<u>ーディネート事業又はこれらに準ずるものを指定共同生活援助事業と併せて実施することが考えられる。</u> <u>イ アの機能を当該共同生活住居に付加的に集約して整備することが障害福祉計画に地域生活支援拠点の整備の一環として位置づけられていること</u> <u>ウ 1つの建物であっても、入り口（玄関）が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されていること</u> <u>エ 1つの建物に設置する共同生活住居の入居定員の合計数が20人以下（短期入所（空床利用型を除く。）を行う場合、当該短期入所の利用定員数を含む。）であること</u> <u>④ サテライト型住居と一体として運営される本体住居及びサテライト型住居については、サテライト型住居の入居者から適切に通報を受けることができるよう、それぞれの住居に必要な通信機器を設けるものとする。なお、当該通信機器については、必ずしも当該本体住居に設置され固定されている必要はなく、携帯電話等であっても差し支えないこと。</u> <u>⑤ 一の共同生活住居の入居定員は、次のとおりとする。</u> <u>ア 平成18年10月1日以降新規に設置する場合</u> <u>2人以上10人以下</u> <u>イ 既存の建物を共同生活住居として利用する場合</u> <u>2人以上20人以下</u>	

改正案	現行
<u>ウ 都道府県における指定共同生活援助及び外部サービス利用型指定共同生活援助の量が、都道府県障害福祉計画において定める量に満たない地域であって、都道府県知事が特に必要と認めた場合</u> <u>21人以上30人以下</u> <u>エ 都市部等土地の取得が極めて困難な地域において、入居定員が10人以上の既存の共同生活住居を改築する場合であって、近隣の住宅地等に新たに土地を確保できないなど改築後に共同生活住居を複数に分けて設置することが極めて困難であると都道府県知事が認めた場合</u> <u>2人以上30人以下（ただし、改築後の共同生活住居の入居定員は、改築する時点の当該共同生活住居の入居定員と同数を上限とする）</u> <u>（4）ユニット（基準第210条第6項から第8項まで）</u> <u>「ユニット」とは、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位をいい、共同生活住居については、1以上のユニットを設けるものとし、当該ユニットごとに、原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならないものとするが、利用者に対して、適切な指定共同生活援助の提供に支障がない場合は、この限りではない。なお、この場合の留意点は次のとおりである。</u>	

改正案	現行
① ユニットの入居定員は、<u>2人以上10人以下とする。</u> ② ユニットには、<u>居室のほか、居間、食堂等の利用者が相互交流を図ることができる設備を設けるものとする。また、その広さについても原則として利用者（サテライト型住居を設置する場合は当該サテライト型住居の利用者を含む。）及び従業員が一堂に会するのに十分な広さを確保するものとする。</u> ③ 居室の定員については、<u>1人とする。</u> <u>ただし、夫婦で居室を利用する場合等、利用者の希望を踏まえ、一の居室を2人で利用することは差し支えないが、指定共同生活援助事業者の都合により一方的に2人部屋とすることは認められないものであること。</u> <u>なお、2人部屋については、特に居室面積の基準は示していないが、十分な広さを確保しなければならないものとする。</u> ④ 居室の面積は、<u>7.43平方メートル（和室であれば4.5畳）以上とされているが、生活の場であることを基本に、収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有するものとする。</u> ⑤ 居室とは、<u>廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区分されているものをいい、単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけと認められるものは含まれないこと。ただし、一般の住宅を改修している場合など、建物の構造上、各居室間がふすま等で仕切られている場合は、この限</u>	

改正案	現行
<u>りではない。</u> <u>（5）サテライト型住居（基準第210条第9項）</u> ① <u>サテライト型住居は、本体住居とサテライト型住居の入居者が、日常的に相互に交流を図ることができるよう、サテライト型住居の入居者が通常の交通手段を利用して、概ね20分以内で移動することが可能な距離に設置することを基本とする。なお、当該距離要件については、移動に要する時間により一律に判断するのではなく、交通基盤の整備状況や気候・地理的な条件等を踏まえつつ、地域の実情に応じて適切に判断すること。</u> ② <u>サテライト型住居は、一の本体住居に2か所の設置を限度とする。</u> <u>ただし、本体住居の入居定員が4人以下の場合は、1か所の設置を限度とする。なお、一定の地域の範囲内に所在する複数の共同生活住居を本体住居として、1つの建物に複数のサテライト型住居を集約して設置することは認められないこと。</u> ③ <u>サテライト型住居については、当該サテライト型住居ごとに、原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならないものとする。なお、この場合の留意点は次のとおりである。</u> <u>ア サテライト型住居の入居定員は、1人とする。</u> <u>イ サテライト型住居の居室の面積は、7.43平方メートル（和室であれば4.5畳）以上とされているが、生活の場であるこ</u>	

改正案	現行
<u>とを基本に、収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有するものとする。</u> 3 運営に関する基準 <u>(1) 入退居（基準第 210 条の 2）</u> <u>指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとし、入居及び退居に際しての必要な事項を定めたものである。</u> <u>(2) 入退居の記録の記載（基準第 210 条の 3）</u> <u>指定共同生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載するとともに、遅滞なく市町村に対し報告しなければならないこととしたものである。</u> <u>(3) 利用者負担額等の受領（基準第 210 条の 4）</u> ① <u>利用者負担額の受領等</u> <u>指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の 3 の（11）の①、②、④及び⑤を参照されたい。</u> ② <u>その他受領が可能な費用の範囲</u> <u>基準第 210 条の 4 第 3 項は、指定共同生活援助事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、</u>	3 運営に関する基準

改正案	現行
<u>ア 食材料費</u> <u>イ 家賃</u> <u>ウ 光熱水費</u> <u>エ 日用品費</u> <u>オ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</u> <u>の支払を受けることができることとし、訓練等給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</u> <u>なお、オの具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206002 号当職通知）によるものとする。</u> <u>また、入居前の体験的な利用（以下「体験利用」という。）に係る利用者については、利用日数に合わせて按分する等の方法により適切な額の支払を受けることとする。</u> <u>(4) サービス管理責任者の責務（基準第 210 条の 6）</u> <u>指定共同生活援助は主として夜間においてサービスを提供するものであるが、指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者は、利用者が充実した日常生活を営むことができるよう、共同生活援助計画の作成及び第四の 3 の（8）の①から③までに掲げる業務のほか、日中活動サービス等に関する情報提供や日中</u>	

改正案	現行
<u>活動サービス事業所等との連絡調整など、特に、利用者が円滑に日中活動サービス等を利用するための支援を行わなければならないこととしたものである。</u> <u>(5) 介護及び家事等（第 211 条）</u> <u>① 支援の基本方針</u> <u>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たって、利用者の状態に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるように指定共同生活援助を提供し又は必要な支援を行うものとする。</u> <u>また、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の人格に十分に配慮しなければならない。</u> <u>② 家事等の実施の方法</u> <u>基準第 211 条第 2 項は、利用者が従業者と調理や洗濯、掃除、買物、レクリエーション、行事等を共同で行うことにより、良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにしなければならないこととしたものである。</u> <u>③ 居宅介護等の利用の制限</u> <u>同条第 3 項は、指定共同生活援助は、当該指定共同生活援助事業所の従業者でない、いわゆる付添者による介護や居宅介護等の他の障害福祉サービスによる介護を、利用者の負担によつ</u>	<u>(1) 家事等（第 211 条）</u> <u>指定共同生活介護の場合と同趣旨であるため、第八の 3 の (6) の②及び③を参照されたい。</u>

改正案	現行
<u>て利用させることができないこととしたものである。ただし、指定共同生活援助事業者の負担により、居宅介護等のサービスを利用させることは差し支えない。</u> <u>なお、指定重度障害者等包括支援として提供される指定共同生活援助については、この限りではない。</u> <u>④ サテライト型住居の入居者への支援</u> <u>サテライト型住居の入居者に対しては、共同生活援助計画に基づき、定期的な巡回等により、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うものとする。</u> <u>なお、この場合の「定期的な巡回等」とは、原則として 1 日複数回の訪問を行うことを想定しているが、訪問回数及び訪問時間等については適切なアセスメント及びマネジメントに基づき、利用者との合意の下に決定されるべきものであり、サテライト型住居の入居者が本体住居で過ごす時間やその心身の状況等に応じて訪問を行わない日があることを必ずしも妨げるものではないこと。また、訪問時間については短時間に限らず、必要なケアの内容に応じ柔軟に設定すること。</u> <u>サテライト型住居を設置する指定共同生活援助事業者は、サテライト型住居の入居者が、当該サテライト型住居を退去し、一般住宅等において、安心して日常生活を営むことができるかどうか、他の障害福祉サービス事業者等の関係者を含め、定期的に検討を行うとともに、当該サテライト型住居に入居してから原則と</u>	

改正案	現行
<u>して3年の間に、一般住宅等へ移行できるよう、他の障害福祉サービス事業者等との十分な連携を図りつつ、計画的な支援を行うものとする。ただし、サテライト型住居に入居してから3年を超える場合であっても、引き続き当該住居を利用することにより単身生活への移行が具体的に見込まれる場合等については、市町村審査会における個別の判断により、3年を超える利用を認めること。また、指定共同生活援助が不要になっても、当該サテライト型住居の契約を事業者からサテライト型住居の入居者個人に切り替えることでそのまま住み慣れた住居で生活し続けることができるようにするなど、柔軟な運用や配慮を行うこと。</u> <u>(6) 社会生活上の便宜の供与（基準第211条の2）</u> <u>① 他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整等</u> <u>指定共同生活援助事業者は、利用者が充実した日常生活が営めるよう、利用者の就労先や利用する他の日中活動サービス等との連絡調整や、余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならないこととしたものである。</u> <u>② 手続等の代行</u> <u>指定共同生活援助事業者は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭に係るものについては書面等をもって事前に同意を得る</u>	

改正案	現行
<u>とともに、代行した後はその都度、本人に確認を得るものとする。</u> <u>③ 家族との連携</u> <u>指定共同生活援助事業者は、利用者の家族に対し、利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。</u> <u>(7) 運営規程（基準第211条の3）</u> <u>指定共同生活援助事業所の適正な運営及び利用者に対する適切な指定共同生活援助の提供を確保するため、基準第211条の3第1号から第10号までに掲げる事項を内容とする運営規程を定めることとしたものである。</u> <u>① 事業の目的及び運営の方針（第1号）</u> <u>利用者の適切な事業所の選択に資するため、指定共同生活援助事業所であることを明記しておくこと。</u> <u>② 入居定員（第3号）</u> <u>入居定員とは、ユニットごとの入居定員、共同生活住居ごとの入居定員（サテライト型住居を設置している場合は当該サテライト型住居の入居定員を別掲する。）及び指定共同生活援助事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計数をいうものであり、それぞれ運営規程に定めなければならないものであること。</u> <u>なお、入居定員には体験利用に係る利用者も含むものである</u>	

改正案	現行
<u>ので、今まで使用していない居室等を活用して体験利用を行う場合は、新たに届け出ること。</u> ③ <u>指定共同生活援助の内容（第4号）</u> <u>指定共同生活援助の内容とは、利用者に対する相談援助、入浴、排せつ及び食事の介護、健康管理、金銭の管理に係る支援、余暇活動の支援、緊急時の対応、就労先又は他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整等の日常生活を営む上で必要な支援をいうものであり、体験利用を提供する際には、その旨明記しておくこと。</u> <u>（8）勤務体制の確保等（基準第212条）</u> ① <u>従業者の勤務体制</u> <u>利用者に対する適切な指定共同生活援助の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、世話人、生活支援員及びサービス管理責任者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者等との兼務関係等を事業所ごとに明確にすること。</u> <u>また、基準第212条第2項は、指定共同生活援助の利用者の安定した日常生活を確保する観点から、共同生活住居ごとに担当の世話人を定めるなど、支援の継続性を重視した指定共同生</u>	<u>（2）勤務体制の確保等（基準第212条）</u> <u>指定共同生活介護の場合と同趣旨であるため、第八の3の（9）の①及び③を参照されたい。</u>

改正案	現行
<u>活援助の提供に配慮すべきこととしたものである。</u> ② <u>生活支援員の業務の外部委託</u> <u>同条第3項は、指定共同生活援助事業者は原則として、指定共同生活援助事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならないが、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を他の事業者（以下「受託者」という。）に委託することができることを定めたものである。この場合において、受託者が、受託した業務の全部又は一部を再委託することは認められない。なお、警備等の指定共同生活援助に含まれない業務については、同条の規定は適用されない。</u> <u>同条第4項の規定は、当該委託を行う指定共同生活援助事業者（以下「委託者」という。）は、当該受託者に対する当該業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、その業務の実施状況を定期的に確認、記録しなければならないことを定めたものである。指定共同生活援助事業者は、同条の規定による業務の実施状況の確認、記録を行うため、当該委託に係る契約を締結するに当たって、次に掲げる事項を文書により取り決めておくとともに、イ（Ⅰ）及び（Ⅲ）の確認の結果を記録しなければならない。</u> <u>ア 委託に係る業務（以下この②において「委託業務」という。）</u>	

改正案	現行
<u>の範囲</u> <u>イ 委託業務の実施に当たり遵守すべき条件</u> <u>(Ⅰ) 受託者の従業者により、当該委託業務が基準第十四章第四節の運営に関する基準に従って、適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨</u> <u>(Ⅱ) 委託者が当該委託業務に関し、受託者に対し、指示を行い得る旨。なお、当該指示については、文書により行わなければならないこと。</u> <u>(Ⅲ) 委託者が当該委託業務に関し、改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう (Ⅱ) の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨</u> <u>(Ⅳ) 受託者が実施した当該委託業務により、入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</u> <u>(Ⅴ) その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</u> <u>③ 研修への参加</u> <u>同条第 5 項は、当該指定共同生活援助事業所の従業者の質の向上を図るため、研修への参加の機会を計画的に確保することを規定したものである。</u> <u>(9) 支援体制の確保 (基準第 212 条の 2)</u> <u>指定共同生活援助事業所は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、地方公共団体や社会福祉法人等</u>	

改正案	現行
<u>であって、障害福祉サービス等を経営する者や他の関係施設の機能を活用すること等により、支援体制が確立できると見込まれる者との間の連携及び支援の体制を整えなければならない旨を規定したものである。</u> <u>(10) 定員の遵守 (基準第 212 条の 3)</u> <u>運営規程において定められた居室、ユニット及び共同生活住居の入居定員を超えて、利用者を入居させてはならないこととしたものである。</u> <u>(11) 協力医療機関等 (基準第 212 条の 4)</u> <u>基準第 212 条の 4 第 1 項及び第 2 項の協力医療機関及び協力歯科医療機関は、共同生活住居から近距離にあることが望ましい。</u> <u>(12) 準用 (基準第 213 条)</u> 基準第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 17 条まで、第 20 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 53 条の 2、第 58 条、第 60 条、第 66 条、第 70 条、第 73 条から第 75 条まで、第 88 条、第 90 条、第 92 条及び第 170 条の 2 の規定は、指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の 3 の (1)、(3) (②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17) 及び (24) から (28) まで並びに第四の 3 の (2)、(7)、(9)、(15)、(19) 及び (21) から (23) まで並びに第五の 3 の (7) 及び (9) 並びに<u>第九の 3 の (3)</u>を参照されたい。<u>この場合において、第九の 3 の (3) の「当該月における利用者</u>	<u>(3) 準用 (基準第 213 条)</u> 基準第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 17 条まで、第 20 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 53 条の 2、第 58 条、第 60 条、第 66 条、第 70 条、第 73 条から第 75 条まで、第 88 条、第 90 条、第 92 条、<u>第 141 条から第 146 条まで、第 148 条、第 149 条及び第 151 条から第 153 条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の 3 の (1)、(3) (②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17) 及び (24) から (28) まで並びに第四の 3 の (2)、(7)、(9)、(15)、(19) 及び (21) から (23) まで並びに第五の 3 の (7) 及び (9) 並びに<u>第八の 3 の (1) から (5) まで、</u></u>

改正案	現行
<u>負担額合計額を算定しなければならない（ただし、指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者以外の者である場合は、支給決定障害者の依頼を受けて算定する。）とあるのは、「当該月における利用者負担額合計額を算定しなければならない（ただし、体験利用の場合は、支給決定障害者の依頼を受けて算定する）」と読み替えるものとする。</u> <u>なお、指定共同生活援助の事業について準用される基準第 74 条については、指定共同生活援助事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものであるが、さらにサービスの質の確保や夜間における防火安全体制の構築の必要性にかんがみ、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定共同生活援助事業所が所在する市町村の職員又は法第 89 条の 3 に規定する協議会の委員、共同生活援助について知見を有する者等により構成される協議会を設置し、構成員から必要な要望、助言等を聴く機会を設けることが望ましい。</u> 5 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針、人員、設備及び運営に関する基準 (1) 人員に関する基準 ① 世話人（基準第 213 条の 4 第 1 号）	(7)、(8)、(10) から (12) までを参照されたい。

改正案	現行
<u>指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、第十三の 1 の (1) 及び (3) を参照されたい。ただし、平成 26 年 4 月 1 日に現に存する指定共同生活援助事業所における世話人の員数については、当分の間、常勤換算方法で、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者の数を 10 で除して得た数以上とする。</u> ② サービス管理責任者（基準第 213 条の 4 第 2 号） <u>指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、第十三の 1 の (4) 及び (5) を参照されたい。</u> ③ 準用（基準第 213 条の 5） <u>指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の 1 の (7) の①を参照されたい。</u> (2) 設備に関する基準（基準第 213 条の 6） <u>基準第 210 条については、外部サービス利用型指定共同生活援助について準用されるものであることから、第十三の 2 を参照されたい。</u> (3) 運営に関する基準 ① 内容及び手続きの説明及び同意（基準第 213 条の 7） <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の運営規程</u>	

改正案	現行
<u>の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所の名称、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。</u> <u>なお、利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</u> <u>また、利用者との間で当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第 77 条第 1 項の規定に基づき、</u> <u>ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</u> <u>イ 当該事業の経営者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助の内容</u> <u>ウ 当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供につき</u>	

改正案	現行
<u>利用者が支払うべき額に関する事項</u> <u>エ 外部サービス利用型指定共同生活援助の提供開始年月日</u> <u>オ 外部サービス利用型指定共同生活援助に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。</u> <u>なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</u> <u>② 受託居宅介護サービスの提供（基準 213 条の 8）</u> <u>ア 適切かつ円滑な受託居宅介護サービス提供のための必要な措置</u> <u>基準第 213 条の 8 第 1 項は、利用者に対し、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供するため、必要な措置を講じなければならないこととしたものである。</u> <u>「必要な措置」とは、例えば、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者による会議を開催し、利用者への受託居宅介護サービスの提供等に関する情報伝達、外部サービス利用型共同生活援助計画と居宅介護計画が整合を図りつつ作成されるよう、協議等を行うことである。</u> <u>イ 受託居宅介護サービス提供に係る文書による報告</u> <u>基準第 213 条の 8 第 2 項は、外部サービス利用型指定共同生</u>	

改正案	現行
<u>活援助事業者が受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービス提供の実施状況を把握するため、受託居宅介護サービス提供の日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させることとしたものである。</u> ③ <u>運営規程（基準 213 条の 9）</u> <u>指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、第十三の 3 の（7）を参照されたい。なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業者が運営規程に定める事項に加えて、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地に関する事項を運営規程に定めることが必要である（第 5 号）。</u> ④ <u>受託居宅介護サービス事業者への委託（基準第 213 条の 10）</u> <u>基準第 213 条の 10 は、利用者に対する適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保するため、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービス事業者に受託居宅介護サービスの提供に係る業務を委託する方法等を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。</u> <u>ア 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅サービス事業者に対する委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。この場合におい</u>	

改正案	現行
<u>て、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は受託居宅介護サービス事業者に委託した業務を再委託させてはならない。</u> <u>a 当該委託の範囲</u> <u>b 当該委託に係る業務（以下この④において「委託業務」という。）の実施に当たり遵守すべき条件</u> <u>c 受託居宅介護サービス事業者の従業者により当該委託業務が基準第 14 章第 5 節第 4 款の運営に関する基準に従って適切に行われていることを外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が定期的に確認する旨</u> <u>d 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が当該委託業務に関し受託居宅介護サービス事業者に対し指示を行い得る旨</u> <u>e 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう d の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が確認する旨</u> <u>f 受託居宅介護サービス事業者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</u> <u>g その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</u> <u>イ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者はアの c 及び e</u>	

改正案	現行
<u>の確認の結果の記録を作成しなければならないこと。</u> <u>ウ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が行うアのdの指示は、文書により行わなければならないこと。</u> <u>エ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、基準第213条の12において準用する基準第75条第2項の規定に基づき、アのc及びeの確認の結果の記録を5年間保存しなければならないこと。</u> <u>オ 1の受託居宅介護サービスを提供する受託居宅介護サービス事業者は、複数の事業者とすることも可能であること。</u> <u>なお、この場合、居宅介護サービス事業者ごとにその役割分担を明確にしておくこと。</u> <u>カ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、居宅介護サービス事業者と予め契約し、法第36条第1項及び施行規則第34条の19の規定に基づき、当該受託居宅介護サービス事業者及び当該受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならないこと。</u> <u>ただし、平成26年4月1日に現に存する指定共同生活援助事業所であって、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成25年厚生労働省令第124号。)附則第3条第2項の規定により、</u>	

改正案	現行
<u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについては、「事業」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供」と読み替えるものとする。</u> <u>キ 基準第213条の10第5項は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な指揮命令をすることを規定しているが、当該指揮命令には、基準第213条の12により準用される第28条の緊急時の対応、第36条の秘密保持等、第40条の事故発生時の対応及び第73条の身体拘束等の禁止の規定において求められている内容が、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たる受託居宅介護サービス事業者の従業者によっても遵守されることを確保する旨が含まれていること。</u> <u>⑤ 勤務体制の確保等（基準第213条の11）</u> <u>指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、第十三の3の（8）の①及び③を参照されたい。</u> <u>⑥ 準用（基準第213条の12）</u> <u>基準第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第53条の2、第58条、第60条、第66条、第70条、第73条から第75条まで、第88条、第90条、第92条、第170条の2、第210条の2から第210条の6まで、第211条、第211条の2及び第212条の2から第212条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活</u>	

改正案	現行
<u>援助の事業について準用されるものであることから、第三の３の（３）（②を除く。）、（４）、（６）、（７）、（１０）、（１３）、（１７）及び（２４）から（２８）まで並びに第四の３の（２）、（７）、（９）、（１５）、（１９）及び（２１）から（２３）まで並びに第五の３の（７）及び（９）並びに第九の３の（３）並びに第十三の３の（１）から（６）まで及び（９）から（１１）までを参照されたい。この場合において、第九の３の（３）の「当該月における利用者負担額合計額を算定しなければならない（ただし、指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者以外の者である場合は、支給決定障害者の依頼を受けて算定する。）」とあるのは、「当該月における利用者負担額合計額を算定しなければならない（ただし、体験利用の場合は、支給決定障害者の依頼を受けて算定する）」と読み替えるものとする。</u> <u>なお、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用される基準第 74 条については、指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、第十三の３の（１２）を参照されたい。</u>	

平成26年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示の
一部改正等に関する意見の募集について

第1 趣旨

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号。以下「整備法」という。）の一部の施行（平成26年4月1日）及び本年4月1日に予定されている消費税率引上げに伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「障害福祉サービス等報酬告示」という。）その他の関係告示の改正を行うもの。

第2 消費税率引上げに係る障害福祉サービス報酬等の取扱いについて

平成26年4月に予定されている消費税率引上げ（5%→8%）に係る障害福祉サービス等報酬告示における対応は、診療報酬及び介護報酬の対応を踏まえ、以下のとおりとし、具体的な報酬単価の算出に当たっては、「平成23年度障害福祉サービス等経営実態調査」の結果等を踏まえ、施設・事業所の課税割合を適切に把握した上で、消費税率引上げに伴う影響分について必要な手当てを行うこととする。

1. 基本報酬における対応（別紙1）

- 基本報酬単位数への上乗せ率については、人件費その他の非課税品目を除いた課税費用率を算出し、これに消費税率引上げ分を乗ずることにより基本報酬単位数への上乗せ率を算出する。

2. 加算の取扱いについて（別紙1）

- 基本報酬単位数の割合で設定されている加算については、基本報酬単位数への上乗せで手当てされることから、当該加算に係る直接の上乗せ対応は行わない。
- それ以外の障害福祉サービス等報酬に係る加算については、
 - ・ 加算内容に占める課税費用の割合が軽微であると想定される、
 - ・ 現行の単位数の設定が小さく、仮に上乗せ率を乗じても、上乗せ単位数が1単位に満たないなどの理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難である。

そのため、基本報酬単位数の割合で設定されている加算以外の加算の消費税率引き上げに係る対応については、基本報酬単位数への上乗せにあたって、当該加算に係る消費税負担分も勘案して算定を行うことで対応する。

障害福祉サービス等報酬全体の平均上乗せ率 0.69%

3. 国庫負担基準額について（別紙2）

- 基本報酬単位数の上乗せに連動して、国庫負担基準額についても併せて上乗せ対応を行う。

第3 グループホームとケアホームの一元化に伴う新たなグループホームの報酬の概要について（別紙1）**1. 基本報酬について****(1) 介護サービス包括型グループホーム**

- 介護サービス包括型グループホームについては、当該グループホームの従業者が介護サービスも含めて包括的なサービス提供を行うことから、現行ケアホームに係る報酬と同様、障害支援区分、人員配置に応じた包括的な報酬（基本サービス+介護サービス）として設定する。
- 現行のケアホームが円滑に介護サービス包括型グループホームに移行できるよう、障害支援区分2以上の報酬については現行のケアホームの報酬水準を基本とした上で、区分1以下の報酬を新設する。
- なお、現行のケアホームにおいて経過的に認められている重度者の個人単位のホームヘルプサービス利用については、必要な支援の質・量を担保する観点から、新規の利用も含め、当分の間、当該サービスを利用できるよう、報酬を設定する。

● 共同生活援助サービス費（１日につき）

イ 共同生活援助サービス費（Ⅰ）（４：１）

（１）区分６	645 単位
（２）区分５	528 単位
（３）区分４	449 単位
（４）区分３	383 単位
（５）区分２	294 単位
（６）区分１以下	257 単位

ロ 共同生活援助サービス費（Ⅱ）（５：１）

（１）区分６	594 単位
（２）区分５	477 単位
（３）区分４	398 単位
（４）区分３	332 単位
（５）区分２	243 単位
（６）区分１以下	211 単位

ハ 共同生活援助サービス費（Ⅲ）（６：１）

（１）区分６	561 単位
（２）区分５	444 単位
（３）区分４	365 単位
（４）区分３	299 単位
（５）区分２	210 単位
（６）区分１以下	181 単位

ニ 共同生活援助サービス費（Ⅳ）（体験利用）

（１）区分６	675 単位
（２）区分５	558 単位
（３）区分４	479 単位
（４）区分３	413 単位
（５）区分２	324 単位
（６）区分１以下	287 単位

（２）外部サービス利用型グループホーム

- 外部サービス利用型グループホームについては、介護を必要としない者も利用するため、
 - ・ 利用者全員に必要な基本サービス（日常生活上の援助や個別支援計画の作成等）については報酬を包括的に評価し、
 - ・ 利用者ごとに必要性や利用頻度等が異なる介護サービスについては個々の利用者ごとにその利用量に応じて報酬を算定する
 仕組みとする。
- 基本サービス（外部サービス利用型共同生活援助サービス費）の報酬は、現行のグループホームが円滑に外部サービス利用型グループホームに移行できるよう、現行のグループホームの報酬水準を基本とする。
- 介護サービス（受託居宅介護サービス費）の報酬は、介護保険の外部サービス利用型特定施設入居者生活介護における外部の事業者へ委託する訪問系サービスの仕組み・水準を参考に、移動コスト等の節減に

より効率的なサービスの提供が可能であるということ等を考慮して設定する。

- なお、受託居宅介護サービスの利用量については、利用者間・市町村間の不均衡をなくす観点から、介護サービス包括型グループホームの報酬水準や在宅の障害者の標準的な居宅介護サービスの利用実績等を勘案の上、別途、市町村が支給決定を行うに当たって参酌すべき受託居宅介護サービスの標準量を設定することとして報酬の算定を行う。

● 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（１日につき）		
イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ）	（４：１）	257 単位
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅱ）	（５：１）	211 単位
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅲ）	（６：１）	181 単位
ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅳ）	（10：１）	120 単位
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅴ）	（体験利用）	287 単位
● 受託居宅介護サービス費		
（１）所要時間 15 分未満の場合		99 単位
（２）所要時間 15 分以上 30 分未満の場合		199 単位
（３）所要時間 30 分以上 1 時間 30 分未満の場合		
271 単位に、所要時間 30 分から計算して 15 分を増すごとに 90 単位を加算した単位数		
（４）所要時間 1 時間 30 分以上の場合		
580 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して 15 分を増すごとに 37 単位を加算した単位数		

2. 加算について

（１）基本的な考え方

現行のケアホーム及びグループホームが一元化後のグループホームに円滑に移行できるよう、現行のケアホーム及びグループホームに設けられている加算は、基本的にケアホームとグループホームの一元化後のグループホームにおいても算定できるようにする。

その上で、障害者の高齢化・重度化に対応する観点等から、障害者の地域生活の推進に関する検討会の結論（平成25 年10 月11 日取りまとめ）等も踏まえつつ、以下の見直しを行う。

（２）見直しの概要

① 日中支援体制の評価の充実

- 高齢又は重度の障害者（※）であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、個別支援計画に基づいて行う昼間の時間帯における支援を評価する加算を創設する。
なお、当該支援の対象者が複数人いる場合の加算単位数は2人目から半額に設定する。

※65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者

- 心身の状況等により予定していた日中活動サービス等を利用できなかった利用者に対する昼間の時間帯における支援を評価する現行の日中支援加算については、日中支援加算（Ⅱ）に名称変更する。
なお、支援対象者が複数人いる場合の加算単位数は2人目から半額に設定する。

● 日中支援加算（Ⅰ）【新設】		
・支援対象者が1 人の場合		539単位/日
・支援対象者が2 人以上の場合	1 人当たり	270単位/日
● 日中支援加算（Ⅱ）【現行の日中支援加算】		

・ 支援対象者が 1 人の場合		
区分 4 以上		539単位/日
区分 3 以下		270単位/日
・ 支援対象者が 2 人以上の場合		
区分 4 以上	1 人当たり	270単位/日
区分 3 以下	1 人当たり	135単位/日

② 夜間支援体制の評価の充実

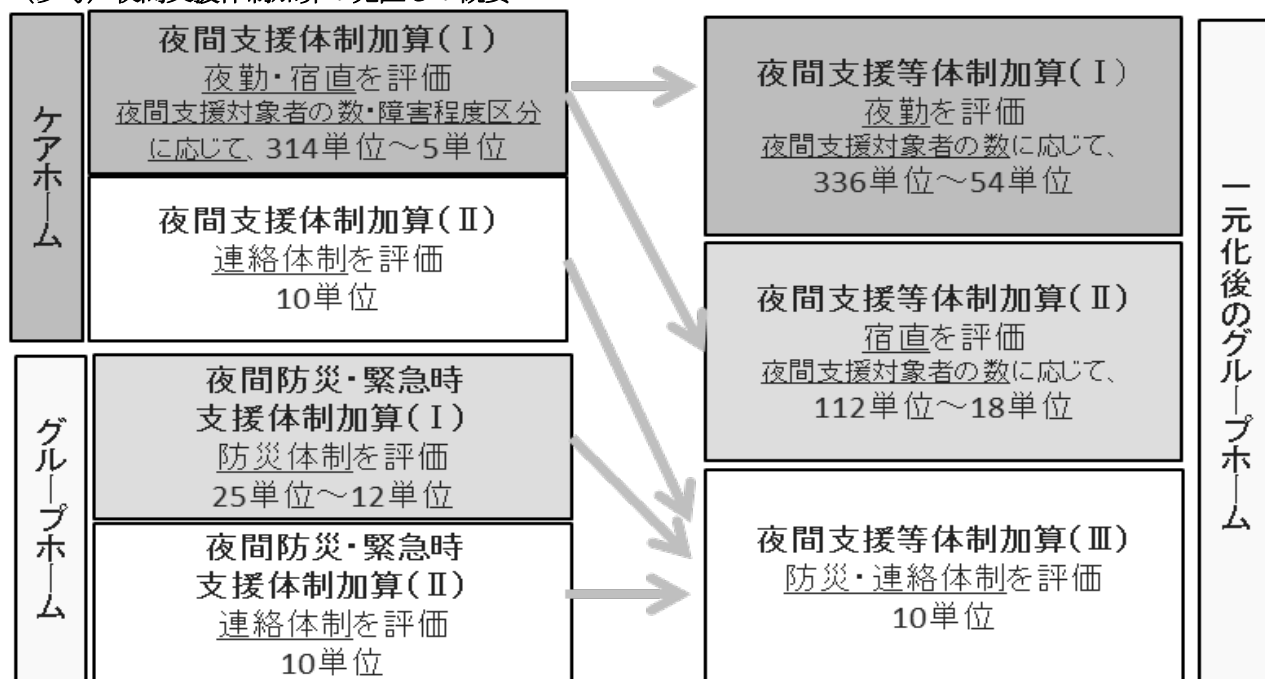
- 障害福祉サービス等に従事する職員の夜勤と宿直の勤務態様や賃金の取扱い等を踏まえ、夜勤職員を配置している事業所への加算を、現行のケアホームの夜間支援体制加算の単位数から引き上げるとともに、宿直を配置している事業所への加算の適正化を図る。

なお、現行の夜間支援体制加算は、夜間の支援対象者の数及び障害程度区分に応じた加算単位数の設定であるが、夜間の支援体制を適切に評価する観点から、夜間の支援対象者の数に応じた一律の加算単位数の設定に見直す。

- また、現行のグループホームにおける警備会社との警備業務の委託契約等を評価する夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）については、警備業務の委託契約の実勢価格も踏まえつつ、夜間の連絡体制・支援体制を評価する加算（夜間支援体制加算（Ⅱ）及び夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ））と統合した上で適正化を図る。

● 夜間支援等体制加算（Ⅰ）【新設】		
夜勤を行う夜間支援従事者を配置している場合に算定		
[支援対象者が 4 人以下の場合]		336単位/日
[支援対象者が 5 人の場合]		269単位/日
[支援対象者が 6 人の場合]		224単位/日
[支援対象者が 7 人の場合]		192単位/日
[支援対象者が 8 人～10 人の場合]		149単位/日
[支援対象者が 11 人～13 人の場合]		112単位/日
[支援対象者が 14 人～16 人の場合]		90単位/日
[支援対象者が 17 人～20 人の場合]		75単位/日
[支援対象者が 21 人以上 30 人以下の場合]		54単位/日
● 夜間支援等体制加算（Ⅱ）【新設】		
宿直を行う夜間支援従事者を配置している場合に算定		
[支援対象者が 4 人以下の場合]		112単位/日
[支援対象者が 5 人の場合]		90単位/日
[支援対象者が 6 人の場合]		75単位/日
[支援対象者が 7 人の場合]		64単位/日
[支援対象者が 8 人～10 人の場合]		50単位/日
[支援対象者が 11 人～13 人の場合]		37単位/日
[支援対象者が 14 人～16 人の場合]		30単位/日
[支援対象者が 17 人～20 人の場合]		25単位/日
[支援対象者が 21 人以上 30 人以下の場合]		18単位/日
● 夜間支援等体制加算（Ⅲ）【新設】		
常時の連絡体制・防災体制を確保している場合に算定		
		10単位/日

(参考) 夜間支援体制加算の見直しの概要



③ 医療が必要な者に対する支援体制の評価の充実

- 高齢の障害者や医療ニーズのある者であっても可能な限り継続してグループホームに住み続けられるよう、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価する加算を、介護保険制度における認知症高齢者グループホームの例を参考に新設する。

● 医療連携体制加算(Ⅴ)【新設】

39単位/日

④ 自立生活支援加算の算定要件の緩和

- サテライト型住居の創設も踏まえつつ、グループホームで行う退居後の居住の場の確保など单身生活等への移行に向けた支援をより拡充する観点から、施設入所支援の地域移行加算等を参考に、現行の自立生活支援加算の算定要件を緩和するとともに加算単位数の見直しを行う。

● 自立生活支援加算の算定要件等の見直し

[現行]

(算定要件)

次の要件を満たしている事業所において、单身生活等への移行に向けた相談支援等を行った場合

- ① 過去2年間に单身生活等に移行した者が定員の5割以上であり、かつ、そのうち移行後の生活が6か月以上継続している者が5割以上

- ② 対象者ごとに6か月以内の移行に関する個別支援計画について市町村の承認を得る

(加算単位数)

14単位/日(180日を上限)

[見直し後]

(算定要件)

退居する利用者に対し、退居後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合

(加算単位数)

500単位(退去前、退去後各1回)

第4 生活介護における医師配置の見直しについて

- 生活介護を実施する施設においては、指定基準等により、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数の医師を配置することとしている。
- このうち、当該施設において看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じ医療機関への通院等により対応することを条件として医師配置しないこととした場合、本体報酬から一定の減算を行う。

● 医師配置をしないことに伴う減算【新設】

12単位/日（減算）

第5 その他

整備法の一部の施行（平成26年4月1日）等に伴う条項ずれの手当等所要の規定の整備を行う。

第6 根拠条文

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第3項第1号及び第30条第3項第1号

第7 告示日・適用期日（予定）

告示日：3月下旬

適用期日：平成26年4月1日

(2) 地域生活支援拠点等の整備について（関連資料①（149 頁））

平成 24 年 6 月に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉障害施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」における衆参両院の附帯決議においては、「障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住支援の在り方について、早急に検討を行うこと」とされているところである。

これに関し、平成 25 年 10 月に取りまとめられた障害者の地域生活の推進に関する議論の整理（障害者の地域生活の推進に関する検討会）においては、地域における居住支援に求められる機能として、

- ・ 相談（地域移行、親元からの自立等）
- ・ 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ・ 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- ・ 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ・ 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

が挙げられ、これらの機能強化を地域レベルでの取組、制度面での取組の両面から推進することとされた。

これを踏まえ、第 4 期障害福祉計画（平成 27 年度～29 年度）において、障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等を各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つ整備することを成果目標として設定することとしている。

拠点等の整備に当たっては、各市町村において、協議会等の場も活用し、各地域の状況を把握した上で整備の在り方を検討していただくとともに、各都道府県においては、各市町村を包括する広域的な見地から、都道府県計画との調整及び必要な支援をお願いしたい。

また、当該拠点等の整備を推進する観点から、平成 26 年度より、グループホーム等に併設してコーディネーターの配置（地域生活支援事業における地域移行のための安心生活支援の活用）及び地域相談支援により地域生活支援を実施する場合に、当該グループホーム等の社会福祉施設整備費による施設整備補助を優先的に採択することとしている。国庫補助協議における採択方針等については別途お示しすることとしているのでご留意願いたい。

さらに、都市部など土地の取得が困難な地域等において、各都道府県の判断で地域の居住支援体制を柔軟に整備できるよう、一定の条件を満たすものとして都道府県が認めた場合は、1 の建物の中に複数の共同生活住居の設置を認めることとするので必要に応じ活用されたい。

なお、第 4 期障害福祉計画においては、これまでの障害福祉計画同様、施設入所者数の削減を目標としていくこととしており、拠点を障害者支援施設に併設する場合の当該障害者支援施設の入所定員は、都道府県障害福祉計画における必要入所定員総数に計上されることにご留意願いたい。

地域における居住支援に関するニーズについて

- 関係団体からのヒアリングにおいては、障害者の地域生活を支えるために必要な支援・資源について様々な意見が出された。これらを整理すると、おおむね以下のようなニーズが挙げられるのではないか。

ヒアリングにおいて挙げられたニーズ

- 地域での暮らしの安心感の担保
- 親元からの自立を希望する者に対する支援
- 施設・病院等からの退所・退院等、地域移行の推進
- 医療的ケア、行動障害支援等、専門的な対応を必要とする者への支援
- 医療との連携等、地域資源の活用
- 夜間も利用可能なサービス、緊急対応体制
- 障害特性に応じた施設整備

(関連資料①)

地域における居住支援に求められる機能について

- これらのニーズから、どのような機能が求められているのかという点について検討すると、おおむね以下のように分類できるのではないか。

求められる機能

- 相談（地域移行、親元からの自立）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- 専門性（人材の確保・養成、連携）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーデイネーターの配置等）



- ・ 障害者の地域生活の支援については、障害福祉計画等に基づき取り組を進めているところ。
- ・ 今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、上記のような機能をさらに強化していく必要がある。
- ・ その際、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの独立等、生活環境が変化する節目を見据えた中長期的視点に立った継続した支援が必要である。

第4期(H27～H29)計画に係る基本指針(案):主なポイント

＜計画の作成プロセスに関する事項＞

PDCAサイクルの導入

「成果目標」「活動指標」の見直しと明確化、各年度の
中間評価、評価結果の公表 等

＜個別施策分野①:成果目標に関する事項＞

福祉施設から
地域生活へ
の移行促進
(継続)

精神科病院か
ら地域生活へ
の移行促進
(成果目標の
変更)

地域生活支
援拠点等の
整備
(新規)

福祉から一般
就労への移
行促進
(整理・拡充)

＜個別施策分野②:その他＞

障害児支援体制の整備
(新規)

計画相談の連携強化、研修、虐
待防止 等

③障害者の地域生活の支援：基本指針への記述のポイント(案)

2. 地域生活支援の機能強化のための体制整備の方向性等として記載する事項

(1)現行指針第一の二の「障害福祉サービス提供体制確保の基本的な考え方」の3でグループホームの充実等について書かれている部分を拡充し、

- ・都道府県及び市町村が、上記1. による障害者の地域生活支援の機能をさらに強化するために、各地域内で、それらの機能の集約又はグループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点の整備を図ること、その際、当該障害者支援施設は、一層の小規模化等を進めること及び地域に開かれたものとする必要があること
 - ・拠点の整備としてではなく、地域において既存の施設・事業者が機能を分担して担う面的な機能整備によることも可能であるが、その際には、個々の機能の有機的な連携により効果的な支援が確保されていることが必要であること
- 等を記載する。

(2)また、上記(1)を踏まえて、障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等について、平成29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点を整備することを障害福祉計画の成果目標として新たに設定する。

(3)さらに、現行指針第三の二(市町村計画)及び第三の三(都道府県計画)において、上記に関して計画に定める事項として次の内容を記載する。

(市町村計画における地域生活支援拠点の整備)

- ・地域レベルでの取組の基礎とするため、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかについて、各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況や基幹相談支援センターの設置の有無等、各地域の個別の状況に応じ、協議会等の場を用いて、関係者や障害当事者が参画して検討する。検討に当たっては、都道府県の計画とも調和が保たれたものとする。

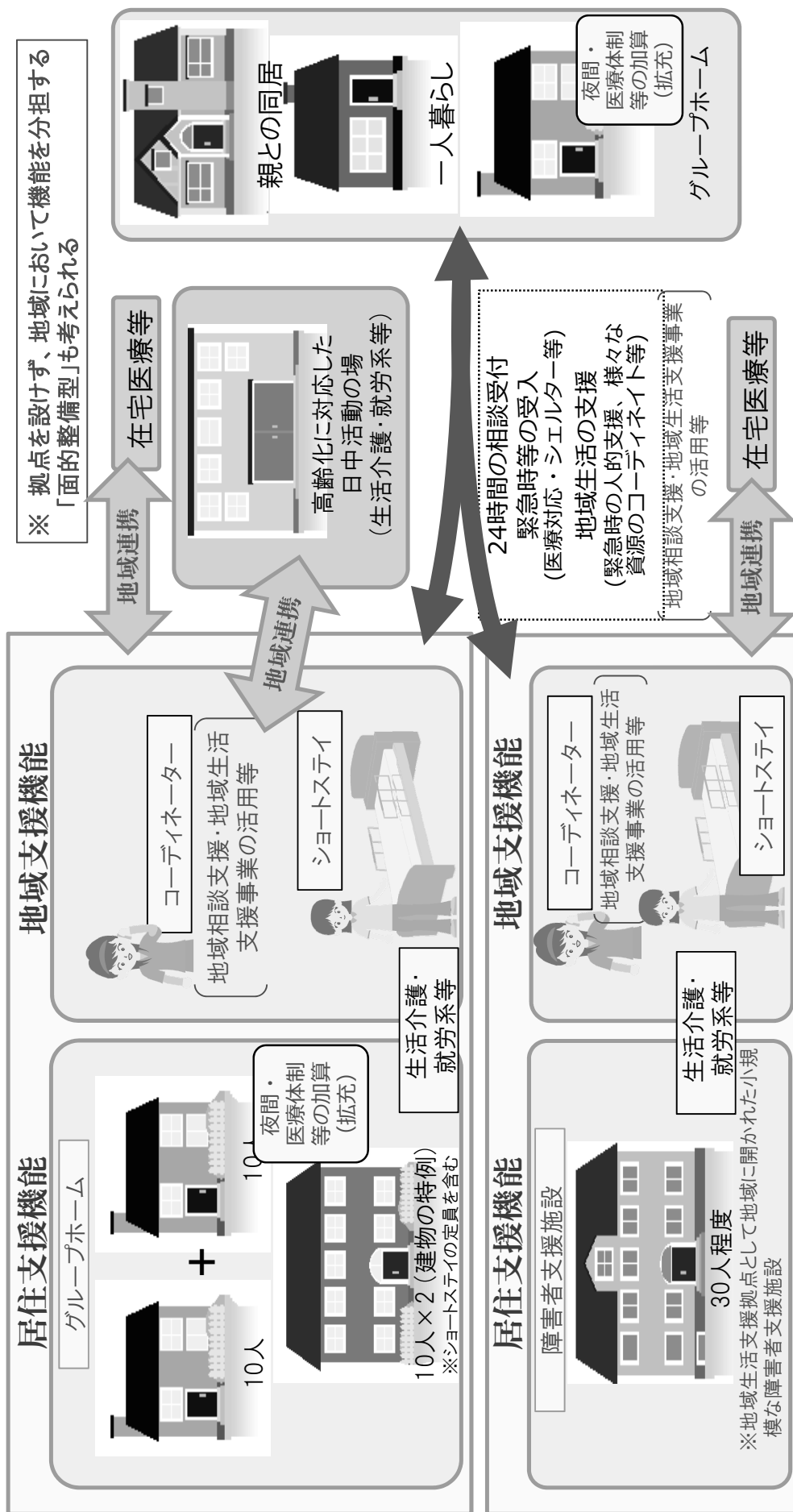
(都道府県計画における地域生活支援拠点の整備及び市町村の支援等)

- ・上記における各市町村の検討について、各市町村を包括する広域的な見地から、施設入所支援の利用者見込み等を集約することにあわせて各市町村から聞き取りを行い、都道府県の計画との調整を図る。また、各地域における整備を進めるにあたって必要な支援を行う。

障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想 (地域生活支援拠点)

社会保障審議会障害者部会
第54回(H25.12.26)資料

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進



※安心生活支援事業(地域生活支援事業)によるコーディネイトや、個別給付による地域定着支援の実施を必須として、施設整備に対する補助について優先的に採択することを検討

地域における居住支援のための機能強化

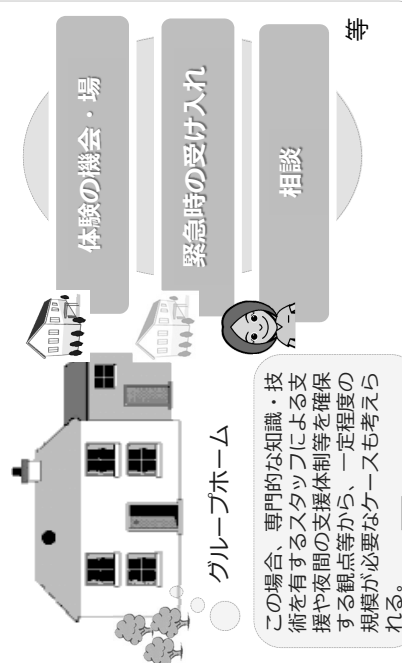
障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の抱える課題に応じて、**居住支援のための機能（相談、体験の機会、緊急時の受け入れ、対応、専門性、地域の体制づくり）**を地域に整備していく手法としては、① これらの機能を集約して整備する「**多機能拠点整備型**」（グループホーム併設型、単独型）、② 地域において機能を分担して担う「**面的整備型**」等が考えられる。

（参考）居住支援のための機能強化の整備手法のイメージ

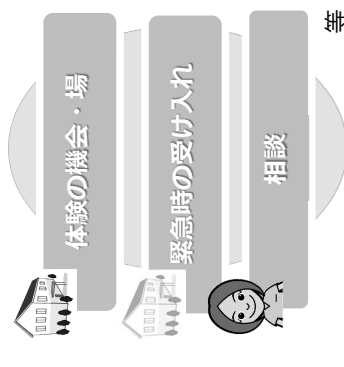
各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、関係者や障害当事者が参画して検討

多機能拠点整備型

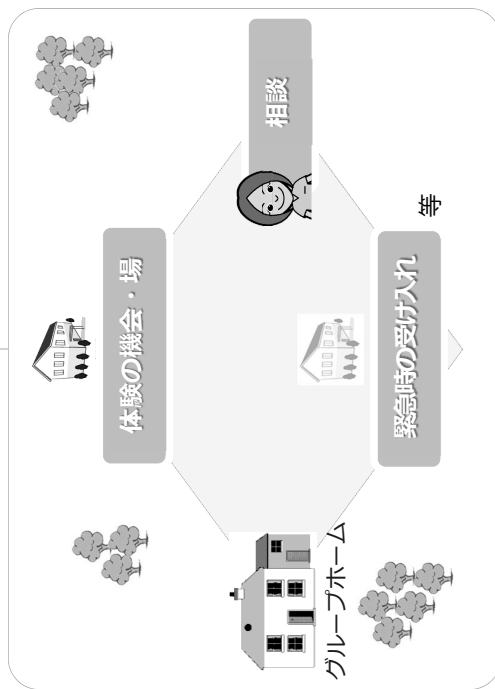
GH併設型



単独型



面的整備型



1の建物における共同生活住居の設置数に関する特例

都市部など土地の取得が困難な地域等においても、各都道府県の判断で地域の居住支援体制を柔軟に整備できるよう、次のいずれにも該当するものとして都道府県が認めた場合は、1の建物の中に複数の共同生活住居の設置を認めることとする。

- ① 地域で生活している障害者等との常時の連絡体制の確保、緊急一時的な宿泊の場の提供など地域で暮らしている障害者等を支援するための事業や地域の関係機関と連絡調整を行うコーディネート事業を行うこと
- ② ①の機能をグループホームに付加的に集約して整備することが障害福祉計画に地域居住支援の一環として位置づけられていること
- ③ 1つの建物であっても、入り口（玄関）が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されていること
- ④ 1つの建物に設置する共同生活住居の入居定員の合計数が20人以下（短期入所（空床利用型を除く。）を行う場合、当該短期入所の利用定員数を含む。）であること

(3) グループホームの整備の促進について

障害者の地域生活への移行を促進するためには、地域における住まいの場であるグループホームを確保することが重要である。

グループホーム、ケアホームの利用者数については、各都道府県の国民健康保険団体連合会による介護給付費等の支払実績によれば、平成 25 年 10 月時点で 8.7 万人となっており、障害者自立支援法施行前の平成 17 年度の 3.4 万人から着実に増加してきているところである。

各自治体が定める第 3 期障害福祉計画では、平成 26 年度に全国で 10.0 万人がグループホームを利用することが見込まれており、今後、更に整備を進めていくことが求められているところである。

各都道府県等におかれては、社会福祉施設等施設整備費補助金など国の助成制度も活用しながらその計画的な整備の促進に努められたい。

(4) グループホームの体験利用等について（関連資料②（157 頁））

入所施設や精神科病院等に入所又は入院している障害者の地域生活への移行を円滑に進めるためには、それらの者が移行後に利用するサービス内容に納得感を持ちつつ、地域での生活に徐々に慣れていくプロセスが重要である。このため、入所又は入院中の段階から宿泊やサービス利用等を通じた地域生活の体験ができるよう、平成 21 年 4 月の報酬改定において、グループホーム、ケアホームの体験入居の仕組みを創設したところである。

(利用実績の推移等)

グループホーム、ケアホームの体験入居の利用状況については、各都道府県の国民健康保険団体連合会による介護給付費等の支払実績によれば、下表のとおり毎年着実な利用者数の増加が認められるところである。

また、このグループホームの体験入居については、入所又は入院している障害者が地域生活に移行する場合だけでなく、家族と同居して自宅で生活している障害者が利用することも可能であるので、今後とも各都道府県等におかれては、本制度の周知などその利用の促進に努められたい。

(参考) 体験入居の利用者数実績の推移

	平成 22 年 10 月	平成 23 年 10 月	平成 24 年 10 月	平成 25 年 10 月
グループホーム	156 人	190 人	225 人	285 人
ケアホーム	362 人	480 人	762 人	905 人
合計	518 人	670 人	987 人	1,190 人

(地域移行支援の体験利用、体験宿泊の活用)

平成 22 年 12 月に成立した障害者自立支援法等の一部改正法の施行に伴い、平成 24 年 4 月から個別給付として実施している地域移行支援にお

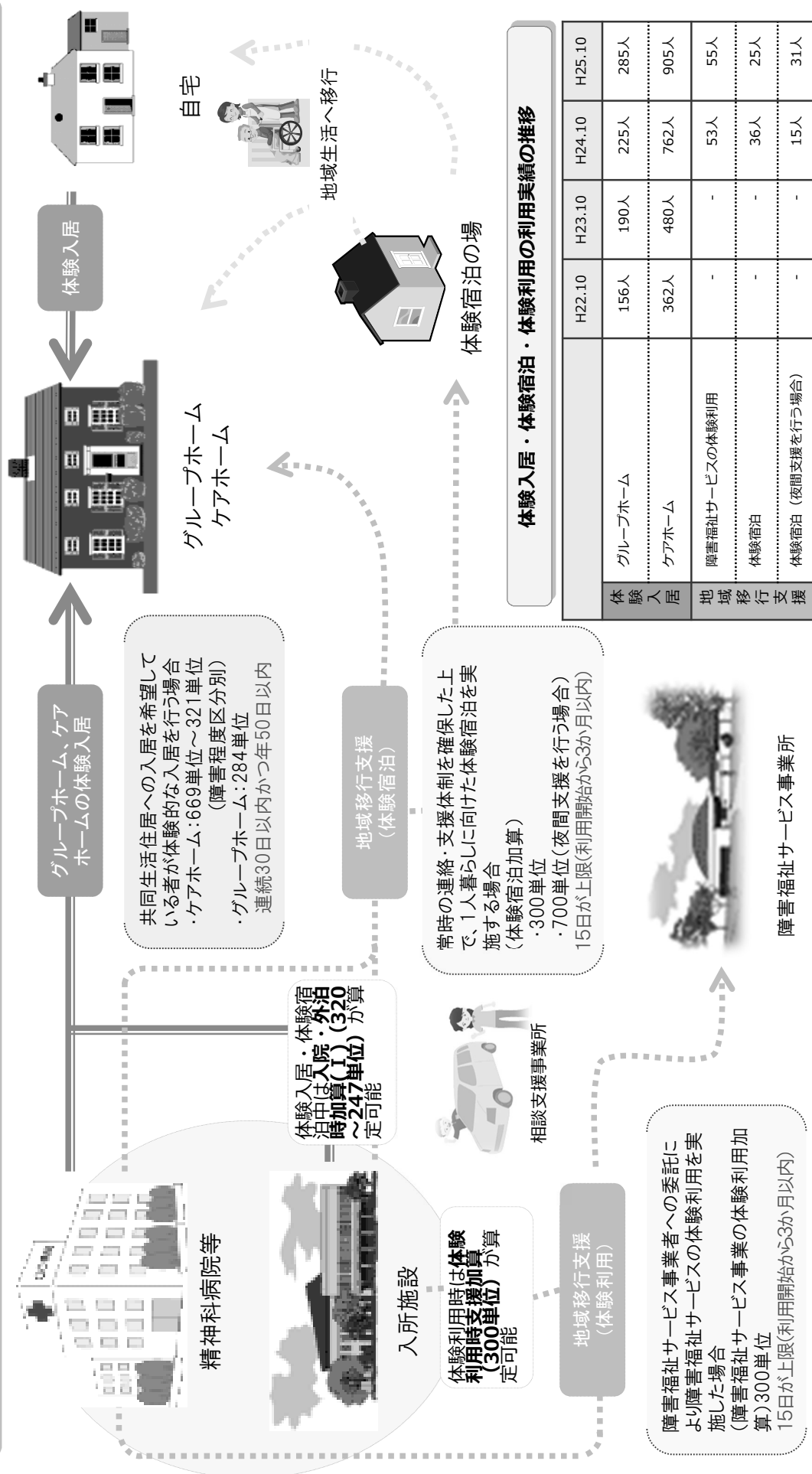
いても、入所施設や精神科病院等に入所又は入院している障害者を対象として、日中活動サービスや1人暮らしに向けた宿泊等の地域生活の体験利用について報酬上評価しているので、地域移行支援を利用する障害者の意向等も勘案しつつ、積極的な活用を図られたい。

(参考) 地域移行支援の体験利用、体験宿泊の利用者数実績の推移

	平成 24 年 10 月	平成 25 年 3 月	平成 25 年 10 月
障害福祉サービスの体験利用	53 人	52 人	55 人
体験宿泊	36 人	30 人	25 人
体験宿泊（夜間支援を行う場合）	15 人	25 人	31 人
合計	104 人	107 人	111 人

施設入所者等の地域生活の体験に関する仕組み

施設入所者等の地域生活への移行を円滑に進めるためには、地域での生活に徐々に慣れていくことが重要であると考えられることから、**入所・入院中の段階から宿泊等の地域生活の体験ができるようグループホーム等の体験入居や体験宿泊、障害福祉サービスの体験利用を促進。**また、グループホーム等の体験入居については、家族と同居しながら自宅で生活する障害者も利用可能。



(関連資料②)

		H22.10	H23.10	H24.10	H25.10
体験 入居	グループホーム	156人	190人	225人	285人
	ケアホーム	362人	480人	762人	905人
地域 移行 支援	障害福祉サービスの体験利用	-	-	53人	55人
	体験宿泊	-	-	36人	25人
	体験宿泊（夜間支援を行う場合）	-	-	15人	31人

（５）グループホーム等の防火安全対策について（関連資料③（163 頁））

平成25年２月に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム及び新潟県新潟市のグループホームにおける火災を受け、総務省消防庁において「障害者施設等火災対策検討部会」（以下「火災対策検討部会」という。）がこれまで４回開催され、近く報告書がとりまとめられる予定となっている。

この火災対策検討部会の議論等を踏まえ、総務省消防庁において、消防法施行令や消防法施行規則等の一部改正が行われているところであるが、その主な内容は以下のとおりであるので、ご了知の上、管内市町村、関係団体及び関係する障害福祉サービス事業所等に対して周知徹底をお願いしたい。

① スプリンクラー設備の設置義務について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 368 号。以下「改正令」という。）の施行により、消防法施行令別表第 1（６）項ロに掲げる障害者グループホームなど障害者施設等（「参考 1」参照。以下、「（６）項ロに該当する障害者施設等」という。）については、従来の面積要件（延べ面積 275 ㎡以上）が撤廃され、原則として、スプリンクラー設備の設置が義務付けられることになる（②のスプリンクラー設備の設置義務の免除要件に該当する場合を除く。）。

この設置基準は、平成 27 年 4 月 1 日（既存施設の場合は平成 30 年 4 月 1 日）から適用されるものであるが、各自治体においては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、今後、総務省消防庁から正式に示されるスプリンクラー設備の設置義務の免除要件を踏まえた上で、スプリンクラー設備の設置が新たに義務付けられる施設に対しては、改正令の施行時期にかかわらず、早期の設置促進に努められたい。

（参考 1）消防法施行令別表第 1（６）項ロに掲げる施設

- ・ 障害児入所施設
- ・ 障害者支援施設（※ 1）
- ・ 短期入所を行う施設（※ 1）
- ・ 共同生活援助を行う施設（※ 1）

※ 1 避難が困難な障害者等を主として入所させる施設（※ 2）に限る。

※ 2 消防庁において、障害支援区分（平成26年 3 月31日までは「障害程度区分」）4 以上の者が 8 割を超えることを目安とし、（６）項ロとして取り扱う旨を消防機関へ周知することを検討

② スプリンクラー設備の設置義務の免除について

（６）項ロに該当する障害者施設等であっても、「火災発生時の延焼を

抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの」(関連資料③の別紙参照のこと)又は「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のものであって、延べ面積275㎡未満のもの」については、スプリンクラー設備の設置義務が免除されることになる。

このうち「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のもの」の具体的な要件については、2月6日に開催された第4回火災対策検討部会において、以下のとおり取り扱う方針が示されているので留意されたい。

ア 障害者施設等（障害児入所施設を除く）

障害支援区分(平成26年3月31日までは「障害程度区分」。以下同じ。)4以上の者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち、「移乗」「移動」「危険の認識」「説明の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の6項目のいずれの項目も、「全面的な支援が必要」「理解できない」「判断できない」等に該当しない者の数と障害支援区分3以下の者の数との合計が利用者の2割以上の施設は、(6)項口に該当する障害者施設等であっても、スプリンクラー設備の設置を要しないものとして取り扱う方針が示されている。

当該認定調査項目の確認は、障害者本人又はその委任を受けた者(障害者の代理人又は当該障害者が利用する障害福祉サービス事業者を想定。)が市町村へ開示請求することにより行う必要があるため、各市町村においては、これらの者から開示請求があった場合には必要な協力をお願いしたい。

イ 障害児入所施設

障害支援区分の設定がない障害児にあつては、認定調査項目に代わるものとして、「学齢期以上で、介助なしで通学又は日中活動支援への参加等のための外出ができていのかどうか」の判断基準によって、次のとおり確認を行う方針が示されている。このため、各都道府県等(都道府県、指定都市、児童相談所設置市をいう。以下、イにおいて同じ。)においては、障害児入所施設から以下の確認依頼があった場合には必要な協力をお願いしたい。

(確認の流れ)

- ① 各施設で判断基準にする入所者リストを作成し、都道府県等に提出する。
- ② 報告を受けた都道府県等は、提出されたリストの内容について、必要に応じ児童相談所にも協力を求めた上で立入調査等を行って確認し、自力避難が可能な児童数を記載した書面を施設に交付する(リストの内容と確認結果が異なる場合は、リストを修正させ再

確認後に書面を交付）。

※ 上記確認は、未就学児はもとより、すべての入所児童に対して確認を行わなければならないものではなく、消防庁から示す基準（2割が介助がなければ避難が困難な者に該当しないこと）に沿って、当該施設ではスプリンクラー設備が必要ないということを証明するのに必要な人数の確認で足りるものとすることを想定している。一方、入所者のほとんどが重症心身障害児であるようなケースでは、スプリンクラー設備の設置は必須と考えられるため、当該確認作業を要さない。

（参考2）認定調査項目に係る判断のイメージ（障害者施設等火災対策検討部会資料抜粋）

説明の理解	危険の認識	移乗	移動	多動 行動停止	不安定な 行動
理解できる	支援が不要	支援が不要	支援が不要	支援が不要	支援が不要
	部分的な支援が必要	見守り等の支援が必要	見守り等の支援が必要		
理解できない	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	部分的な支援が必要	希に支援が必要	希に支援が必要
				月に1回以上の支援が必要	月に1回以上の支援が必要
				週に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要
理解できているか判断できない		全面的な支援が必要	全面的な支援が必要	ほぼ毎日（週に6日以上）の支援が必要	ほぼ毎日（週に6日以上）の支援が必要

いずれか1項目でも該当していれば、「火災報知時に避難が認知できない者、火災報知時にパニックで行動が不安定になる者、運動機能障害等により自力ではほとんど移動できない者」に相当する。

③ 自動火災報知設備と火災通報装置の連動について

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第126号。以下「改正省令」という。）の施行により、（6）項ロに該当する障害者施設等に設ける消防機関へ通報する火災報知設備については、自動火災報知

設備の感知器の作動と連動して起動するようにすることが義務付けられることになる。

この設置基準は、平成27年4月1日から（既存施設の場合は平成30年4月1日から）適用されるものであるが、障害者施設等の従業員は、自動火災報知設備や消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて習熟していることや非火災報対策を行うことが求められる（※）ため、各自治体においては、消防部局からの障害者施設等に対する十分な技術的指導等が行われるよう、必要な協力をお願いしたい。

（※）第4回火災対策検討部会においては、施設側において次により非火災報対策を行うことが求められている。

- ・ 誤操作による出動を防止するため、従業員等に対して自動火災報知設備及び火災通報装置の取扱いについて習熟させておくこと。
- ・ 非火災報又は誤作動と判明したときは、直ちに消防機関にその旨を通報すること。
- ・ 自衛消防訓練において通報訓練を実施する場合は、事前に消防機関にその旨を通報した上で、連動停止スイッチ箱等を操作し、必ず非連動として、自動火災報知設備が作動したことを知らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施すること。
- ・ 非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等必要な非火災報防止対策を講じること。

④ 自動火災報知設備の設置義務について

改正令の施行により、消防法施行令別表第1（6）項ハに掲げる障害者グループホームなど障害者施設等（「参考3」参照のこと。）のうち、利用者を入居又は宿泊させるものについては、従来の面積基準（延べ面積300㎡以上）が撤廃され、全ての施設に自動火災報知設備の設置が義務付けられることになる。

この設置基準は、平成27年4月1日から（既存施設の場合は平成30年4月1日から）適用されるものであるが、各自治体においては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、改正令の施行を待たずに、現在未設置の施設に対して自動火災報知設備の早期の設置促進に努められたい。

（参考3）消防法施行令別表第1（6）項ハに掲げる施設

- ・ 身体障害者福祉センター
- ・ 障害者支援施設（※）
- ・ 地域活動支援センター

- ・福祉ホーム
- ・生活介護を行う施設
- ・短期入所を行う施設（※）
- ・自立訓練を行う施設
- ・就労移行支援を行う施設
- ・就労継続支援を行う施設
- ・共同生活援助を行う施設（※）

※ 避難が困難な障害者等を主として入所させる施設（参考１の※２を参照）を除く。

⑤ 助成制度の活用について(関連資料④(170 頁))

スプリンクラー設備など消防用設備の設置義務のあるグループホームなど障害者施設等のもとより、構造等により設置義務のない場合であっても、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、社会福祉施設等施設整備費補助金や平成 25 年度補正予算において平成 26 年度着手事業まで延長された社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の助成対象（※後者についてはスプリンクラー整備のみ）としているので、これらの助成制度を積極的に活用すること等により、その設置の促進に努められたい。

なお、消防用設備を賃貸物件に設置する場合についても、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金は従前から、社会福祉施設等施設整備費補助金は平成 25 年度から助成対象としているので、ご了知の上、管内の障害福祉サービス事業所や関係団体等に周知されたい。

グループホーム等における消防設備の設置義務

【（新設）平成27年4月～（既設※¹）平成30年4月～】

対象施設	スプリンクラー設備 ※ 3		自動火災報知設備		消防機関へ通報する火災報知設備	
	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～
【入所施設（障害児・重度障害者）、グループホーム（重度）】 ※消防法施行令別表第1（6）項関係 ①障害児施設（入所） ②障害者支援施設・短期入所・グループホーム（障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものに限る。）	275㎡以上	全ての施設 ※2を除く。	全ての施設	全ての施設	★平成27年4月から基準を変更 消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものとするよう基準を変更	
【上記以外（通所施設等）】 ※消防法施行令別表第1（6）項ハ関係 ①障害児施設（通所） ②障害者支援施設・短期入所・グループホーム（障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものを除く。） ③身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）	6000㎡以上 （平屋建てを除く）	300㎡以上	利用者を入居させ、若しくは宿泊させるもの、又は、延べ面積が300㎡以上のもの	500㎡以上		

※1 既存のグループホーム（新築、増築、改装、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む）については、平成30年3月末までの猶予期間あり。
※2 障害支援区分の認定調査項目のうち、障害支援区分4以上で「移乗」「移動」「危険の認識」「説明の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の6項目のいずれの項目も「全般的な支援が必要」「理解できない」「判断できない」等に該当しない者の数と障害支援区分3以下の者の数との合計が利用者の2割以上であって、延べ面積が275㎡未満のもの
※3 防火区画を設けること等による構造上の免除要件あり（別紙）

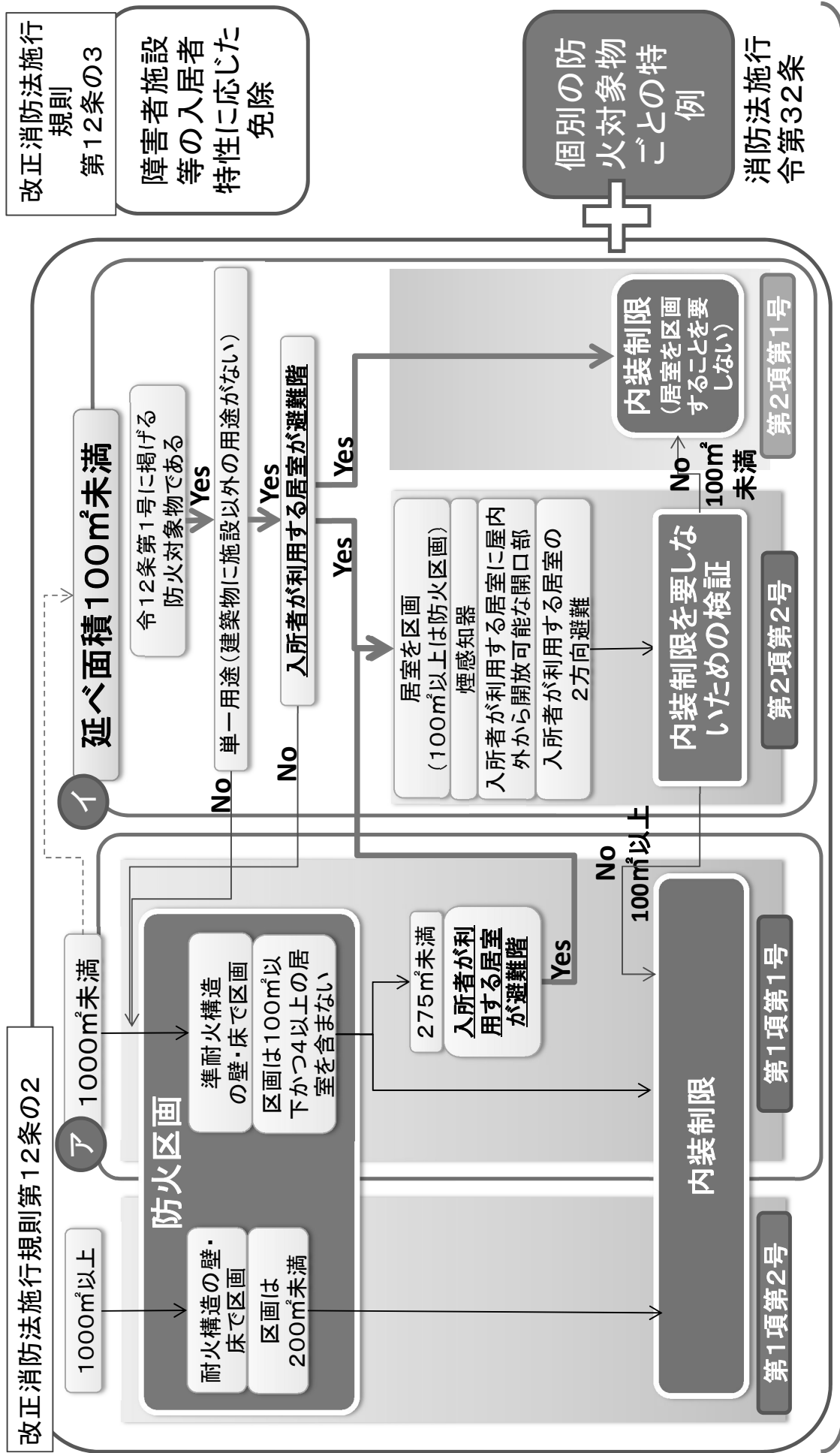
（関連資料③）

(別紙)スプリンクラー設備の設置に係る例外について

H26.2.6 障害者施設等火災対策検討
部会(第4回)資料4-4

1. スプリンクラー設備を設置することを要しない構造等の全体像

改正消防法施行規則第12条の2

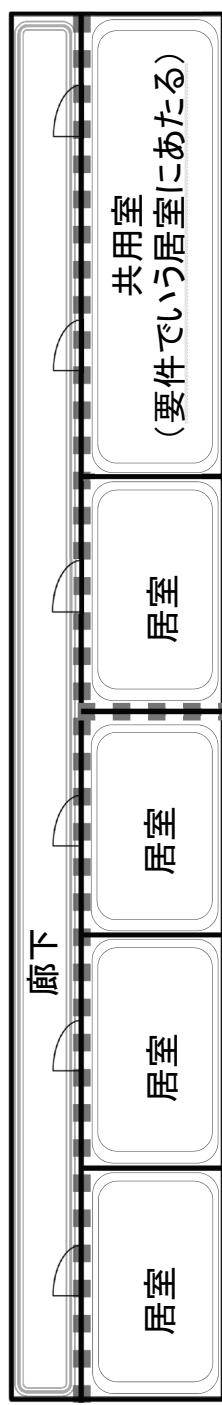


(関連資料③別紙)

いずれにも該当しないものはスプリンクラー設備を設置

構造要件 (消防法施行規則第12条の2 (施設面積1000㎡未満の場合))

- 準耐火構造の防火区画を形成すること (図 ■ ■ ■ 線)
- 防火区画は100㎡以下で4以上の居室を含まないこと
- 内装 (避難経路は 準不燃材料、その他の部分 (居室を含む) は 難燃材料)
- 扉は防火設備で自動的に閉鎖すること



例1) 平面

他の用途	居室	他の用途	居室	階段
居室	居室	他の用途	居室	階段
他の用途	他の用途	他の用途	他の用途	
他の用途	他の用途	他の用途	他の用途	

例2) 立面

内装不燃化の部分



新たにスプリンクラー設備設置対象となる「100㎡以上 (275㎡未満)」及び「100㎡未満かつ単体用途以外」でスプリンクラー設備を設置しない場合には、防火区画を設置する必要がある。

イ 改正案消防法施行規則第12条の2「第2項第1号、第2号」(100㎡未満)の構造

第2項
柱書

- 100㎡未満であること
- 入所者が利用する居室が避難階のみ
- 単一用途

平屋建

1F(避難階)			
居室	居室	共用室	従業員室
平屋建以外(傾斜地)			
居室	居室	居室	2F(避難階)
1F(避難階)			
共用室	従業員室		

防火区画を要さない+居室(共用室を含む)の数を問わない

I 内装不燃化

- 避難経路を準不燃材料
- その他の部分を難燃材料

第2項
第1号

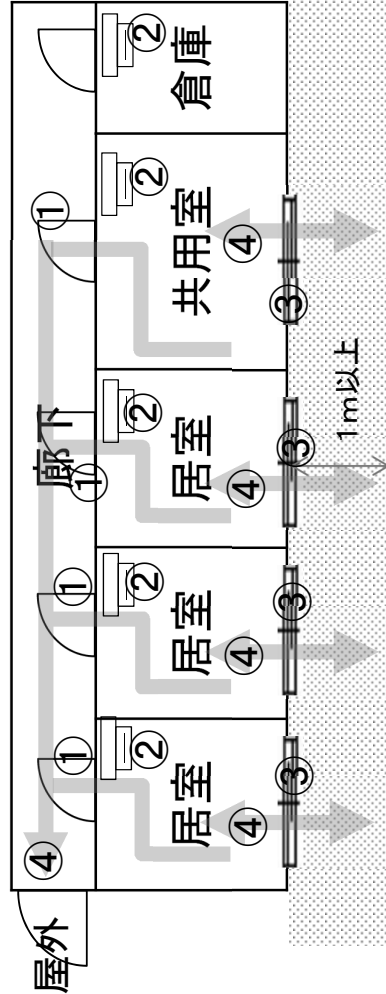
廊下



II 内装不燃化を要しない

- ①居室区画(扉は自動閉鎖)
- ②煙感知器
- ③各居室の開口部
 - ・屋内外から容易に開放
 - ・幅員1メートル以上の空地に面する
 - ・避難できる大きさ等
- ④2方向避難が確保されている
- ⑤火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること

第2項
第2号



「避難階」、「火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること」の各要件については、個別の防火対象物の状況に応じて消防法施行令第32条を適用することができるのではないかな。

2. 消防法施行令第32条による個別の防火対象物ごとの特例の検討

(1) 「避難階」であることと同等の要件

避難階：「直接地上へ通ずる出入口のある階」(消防法施行令第4条の2の2第2号(建築基準法施行令第13条第1号))

「地上」⇒『救出されるまで火災の影響を受けずに留まることができる場所』

相当する一定の一時避難が可能で陸屋根が認められるのではない

- ① 居室は2階以下の階のみ
- ② 一時避難場所は、一定の地上スペースに面する
- ③ 一時避難場所は、一定の大きさであること

救出

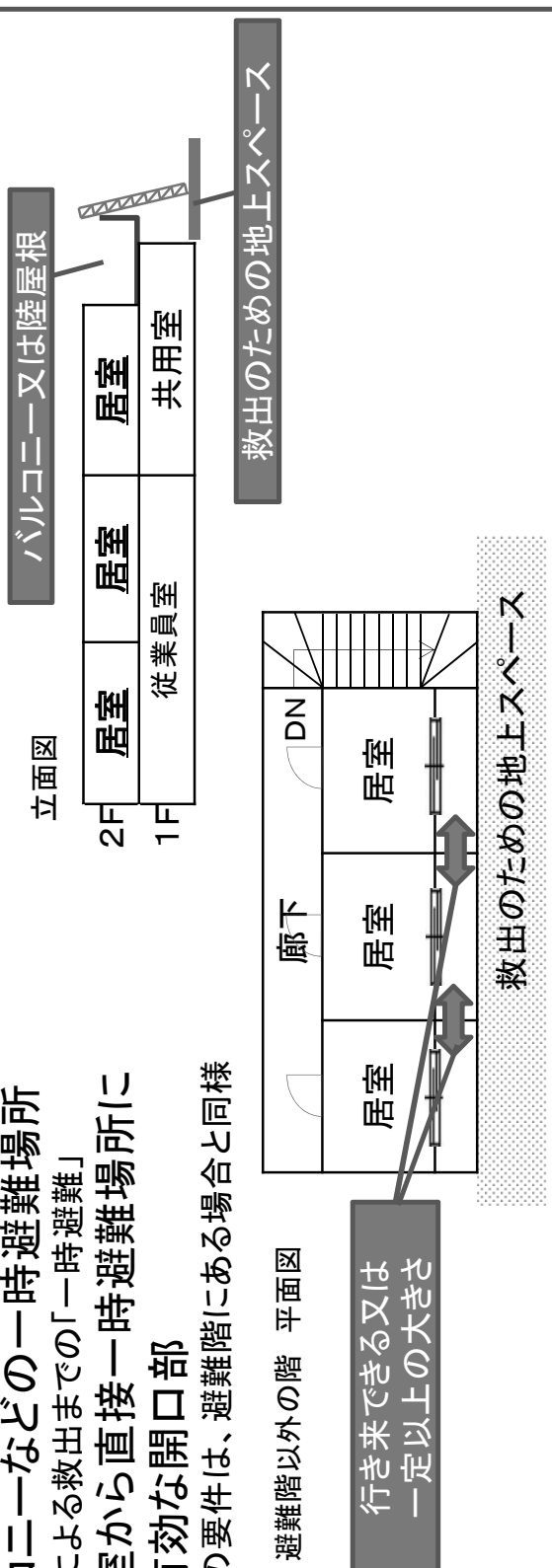
火災の影響を受けずに留まる

「避難階」を前提としている「2方向避難」「火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難」「居室の数」の適用が可能と考えられる。

<①～③を適用する例>

- バルコニーなどの一時避難場所
消防隊による救出までの「一時避難」
- 各居室から直接一時避難場所に
通ずる有効な開口部

開口部の要件は、避難階にある場合と同様



(2) 「火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること」の時間の延伸

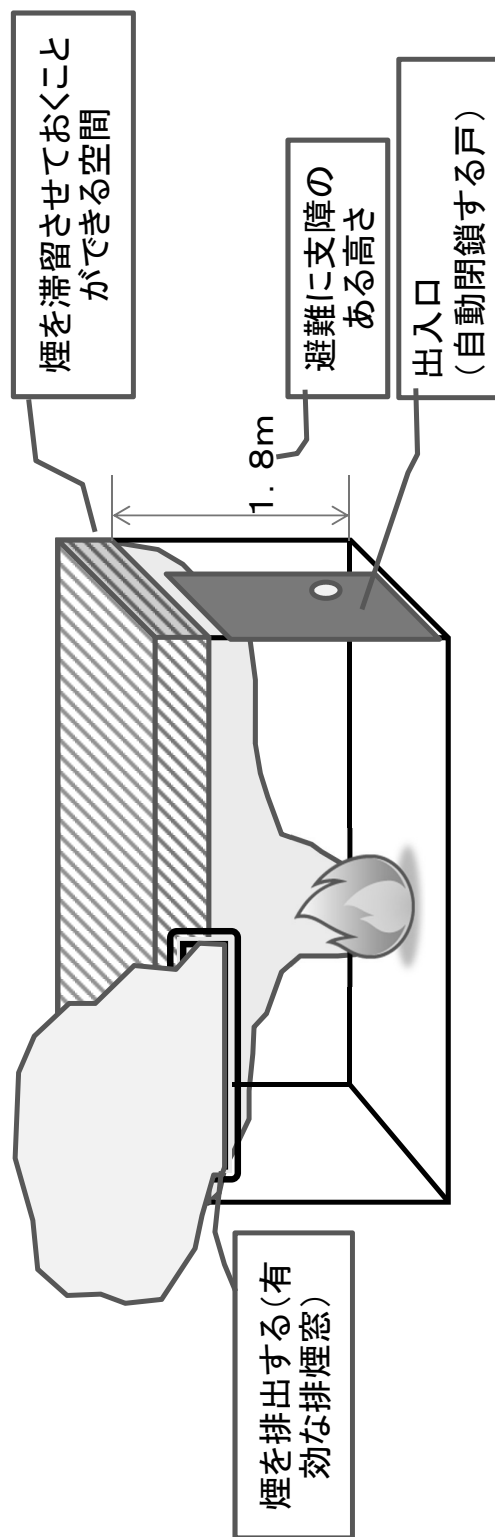
火災の影響の少ない時間(避難限界時間)を確保する

$$\text{避難開始時間} + \text{移動時間} < \text{避難限界時間}$$

排煙上有効な構造を有する場合

- 各居室に、部屋の面積の50分の1以上の面積(天井面から80センチメートル以内の部分の面積)の有効な排煙窓があること
- 排煙窓は火災時に容易に開放できること

避難限界時間の原則3分を4分と取り扱う



改正案において、大空間の場合に限界時間を4分とする事ができることへの代替え措置

3. 構造要件と同等と考えられる対応策のまとめ

消防法施行令第32条の防火対象物の位置、構造又は設備の状況から火災による被害を最小限に止めることができると認められる基本的な要件について検討

	消防法施行規則で定める要件	同等と考えられる要件
要件1	入所者が利用する居室が「避難階」 入所者が利用する居室の2方向避難 内装制限を要しない検証 屋外への避難	外気に開放された一時避難場所 一定要件のバルコニー、陸屋根を想定し、要件の詳細を検討
要件2	「火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること」	排煙口の設置 避難の支障のある高さまで煙りが降下しないための有効な排煙口の設置について検討

グループホーム・ケアホームの消防設備に対する助成制度

グループホーム、ケアホームのスプリンクラー設備など消防用設備の設置費用に対しては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、建物の所有形態(自己所有、賃貸)や消防用設備の設置義務の有無にかかわらず、助成対象としている。

	社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金 (～平成26年度着手事業まで)
対象要件	特になし	障害程度区分4以上の者 (又は同様の者)が利用する場合
対象法人	社会福祉法人、医療法人、公益法人、NPO法人 等	
基準単価 (事業費ベース)	スプリンクラー	【1㎡当たり】 1,000㎡未満 18,000円以内 1,000㎡以上 34,000円以内
	自動火災報知設備	—
	消防機関への通報装置	—
負担割合	国 都道府県・指定都市・中核市 事業者 1/2 1/4 1/4	

(関連資料④)

（６）障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について

障害者が入所施設等から地域において生活を送るためには、まずは住まいの場を確保することが重要である。

このため、厚生労働省と国土交通省が協力し、両省における住まいの場の確保策をまとめた「障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について」（平成 21 年 11 月 12 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長連名通知）を発出し、福祉部局と住宅部局の連携による障害者の住まいの場の確保の取組をお願いしている。

障害者の住まいの場の確保のためには、公営住宅のグループホームとしての活用や公的賃貸住宅、民間賃貸住宅への入居促進等が重要であるため、各種会議・研修等を通じて、当該通知の周知に努めるなど、引き続き、福祉部局と住宅部局との連携による取組の強化をお願いする。

また、高齢者、障害者、子育て世帯等のように、居住や福祉に関する支援ニーズの高い方々に対する居住支援の強化を図ることを目的として、①厚生労働省及び国土交通省における居住・福祉に関する施策や、②各地の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 10 条第 1 項に規定する「居住支援協議会」で行っている先進的な取組に関する情報提供の場として、平成 24 年度・25 年度に、地方公共団体の実務者を対象とした連絡会議を開催したところである。平成 26 年度の開催は現段階では未定であるが、開催される場合には住宅部局の担当職員とともに積極的な参加をお願いする。

（７）矯正施設を退所した障害者の地域生活への移行支援策について

矯正施設を退所した障害者については、福祉的支援が必要であるにもかかわらず必要とする福祉サービス等を受けていない者が少なくない状況が明らかになっている。

このため、矯正施設を退所した障害者の地域生活への移行を支援するため、平成 21 年度から地域生活定着支援センターと保護観察所が協働し、グループホームなど福祉施設等への受入れ調整等を行っているところである。

また、平成 24 年 6 月に成立した障害者総合支援法では、地域移行支援の対象に新たに「その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるもの」が追加されたところであるが、この「厚生労働省令で定めるもの」として、保護施設のほか矯正施設及び更生保護施設に入所等している障害者が加えられたところである。地域移行支援の対象となる矯正施設に入所している障害者等の具体的な範囲、地域相談支援給付決定の実施主体の考え方など施行に当たって留意すべき事

項は以下のとおりであるので、ご了知の上、管内市町村、関係団体及び地域相談支援事業者等への周知など平成 26 年 4 月の円滑な施行に向けた準備をお願いしたい。

なお、今回示している内容に関しては、主に現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、関係通知等を改正する過程において運用面での変更等があり得ることに留意願いたい。

① 地域移行支援の対象となる矯正施設入所者の範囲

地域移行支援の対象とする矯正施設の種別は、刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院であるが、これらの施設に入所している障害者（以下「矯正施設入所者」という。）に対する面談、支援計画の作成など矯正施設入所中の段階において行う支援については、現在も保護観察所、地域生活定着支援センターとの連携により行われているところである。これらの機関が行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、地域移行支援については、特別調整の対象となった障害者（「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について（通達）」（平成 21 年 4 月 17 日法務省保観第 244 号。法務省矯正局長、保護局長連名通知）に基づき、特別調整対象者に選定された障害者をいう。以下「特別調整対象障害者」という。）のうち、矯正施設から退所するまでの間に指定地域移行支援の事業を行う指定一般相談支援事業者（以下、「指定地域移行支援事業者」という。）が実施する障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれる障害者を中心に支援することが考えられる。

なお、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）に基づき、指定入院医療機関に入院している精神障害者については、従前から地域移行支援の給付対象となっているので、留意されたい。

② 地域移行支援の支援内容

指定地域移行支援事業者は、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターと連携して、主として、以下の支援を行うものとする。

- ア 利用申込者に対する地域相談支援給付決定の申請に関する必要な援助
- イ 地域移行支援計画の作成
- ウ 障害福祉サービスの体験的な利用支援や 1 人暮らしの体験的な宿泊支援、公的機関等への同行支援

エ 福祉サービス等利用の受入れ調整、住居の確保

なお、指定地域移行支援事業者の事業所所在地と退所予定者の帰住予定地が遠隔地にある場合には、エの業務の一部を当該帰住予定地の指定地域移行支援事業者に委託することも可能である。

③ 矯正施設を退所する障害者に対する支援イメージ

矯正施設を退所する障害者に対する支援のイメージは、以下のとおりである。

① 福祉サービス等のニーズ把握

- ・ 特別調整対象障害者について、保護観察所からの依頼に基づき、地域生活定着支援センターが中心となって、福祉サービス等のニーズ把握を行う。

② 関係機関の間で支援方法等を共有

- ・ 地域生活定着支援センターは本人との面接等により、助言その他の退所に向けた支援を行いながら、本人の犯罪歴・非行歴、心身の状況、過去に受けてきた福祉サービス等の内容、福祉サービス等に係る本人のニーズ、家族の状況等についてアセスメントを行う。当該アセスメントの結果、退所までの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など『矯正施設外で行う支援』の提供が可能であると見込まれるなど指定地域移行支援事業者による効果的な支援が期待されると地域生活定着支援センターが認めた障害者の支援に関して、指定特定相談支援事業者や指定地域移行支援事業者も含めた関係機関等からなる会議を開催することにより、支援方法等の共有を進める。

③ 地域移行支援の提供開始

- ・ 指定地域移行支援事業者は、支援方法等が共有され、また、当該障害者の地域移行支援の利用の意思が明確になった段階で、地域相談支援給付決定の申請手続の支援を行い、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案の作成、市町村の給付決定を経て、地域移行支援のサービス提供を開始する。指定地域移行支援事業者は矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センターなど関係機関の担当者等を招集して行う計画作成会議を開催し、地域移行支援の支援の方針や課題、目標及びその達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画を作成する。

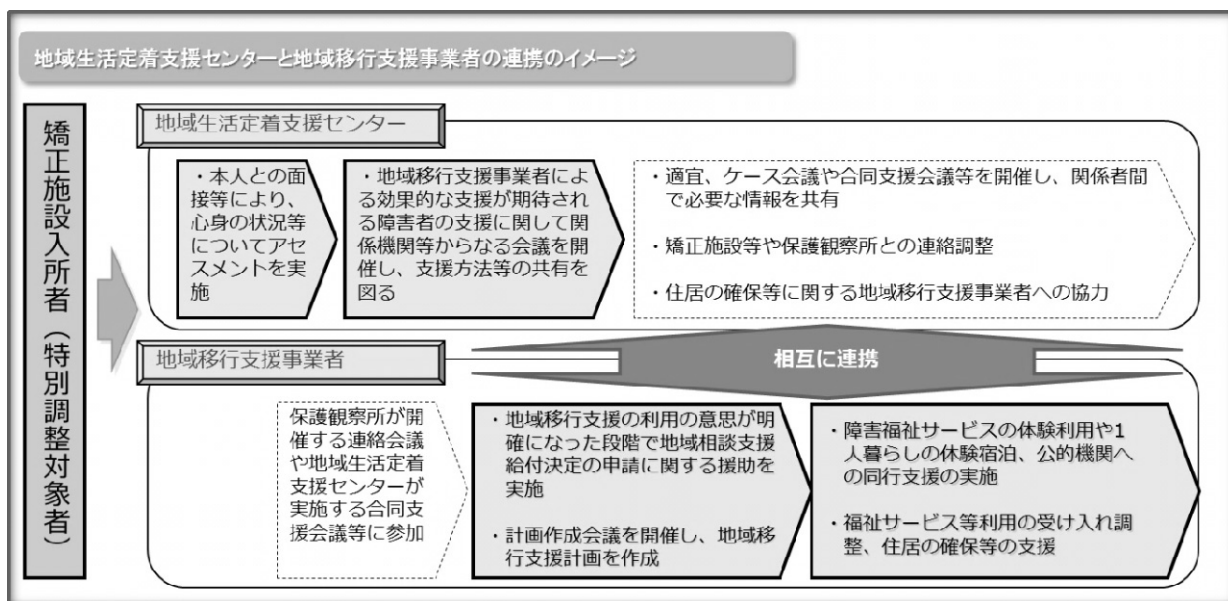
④ 入所中から退所後まで一貫性のある支援の提供

- ・ 指定地域移行支援事業者は、保護観察所が開催する連絡協議会や地域生活定着支援センターが実施するケース会議、合同支援会議等に参加するなど関係機関と連携しながら、それぞれの役割分担を明確にしつつ、関係者間で必要な情報を共有し、矯正施設入所中から退所後まで③の地域移行支援計画に沿った一貫性のある支援を行う。

（更生保護施設に入所した障害者等に対する支援）

矯正施設を退所後に更生保護施設、自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホームに入所等した障害者（特別調整対象障害者に限らない。）についても、平成 26 年 4 月以降、地域移行支援の給付対象としていところである。これらの施設に入所等した障害者に対して地域移行支援を行う場合は、上記の関係機関に加えて、当該更生保護施設等とも連携するものとする。

（参考）地域生活定着支援センターと地域移行支援事業者の連携のイメージ



④ 矯正施設等入所者の地域移行支援給付費の給付決定等及び給付の実施主体について

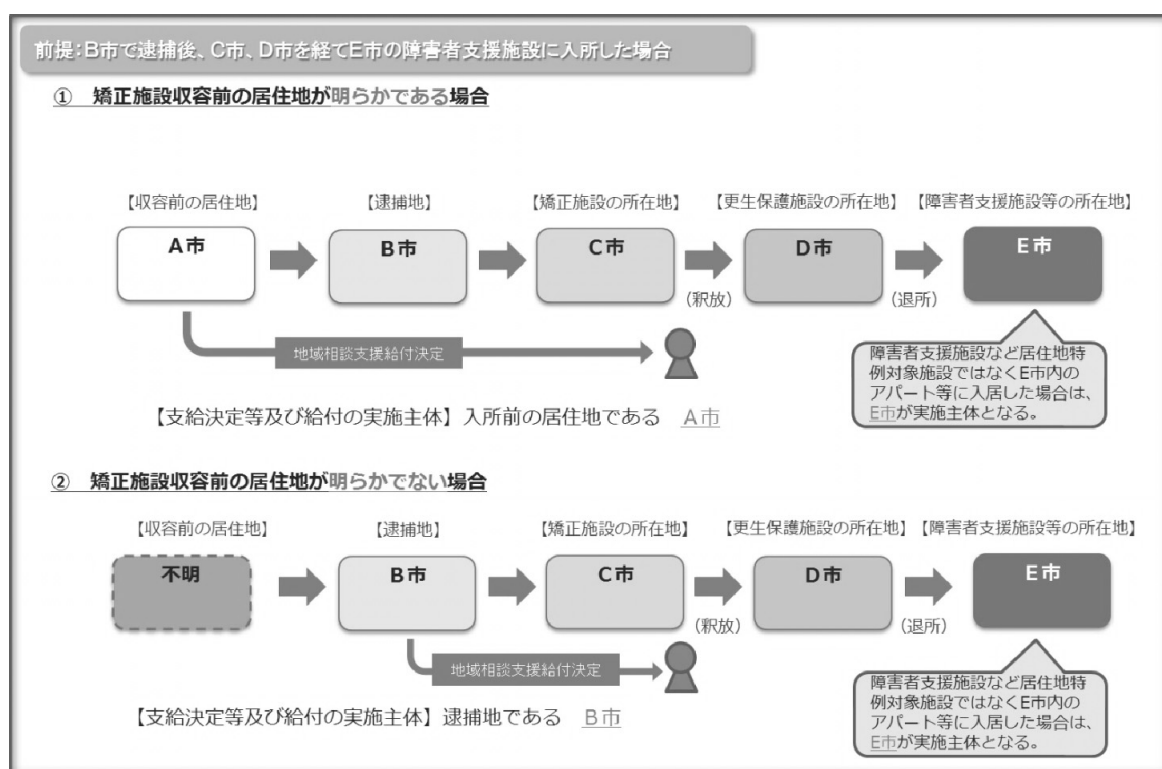
矯正施設所在地の介護給付費の支給決定や地域移行支援給付費の支給（給付）決定事務及び費用負担が過大とならないよう、矯正施設及び更生保護施設等を障害者支援施設など障害者総合支援法第 19 条に規定する特定施設（居住地特例対象施設）に準じた取扱いとすることとする。したがって、矯正施設等に入所している者の地域移行支援給付費の給付決定等及び給付の

実施主体は、以下の市町村が行うものとする。なお、矯正施設等を退所し、居住地が定まった後の介護給付費等の支給決定及び給付の実施主体については、入所施設等を退所した障害者と同様の取扱いとする。

ア 矯正施設収容前に居住地を有していた障害者は、当該居住地の市町村とする。

イ 矯正施設収容前に居住地を有しないか又は明らかでない者については、収容前におけるその者の所在地に当たる逮捕地の市町村とする。

(参考) 矯正施設等入所者に対する地域相談支援給付決定等の実施主体



⑤ 助成制度等の活用について（関連資料⑤（178頁））

矯正施設に入所している障害者に対する面談、支援計画の作成、住居の確保など障害者支援施設やグループホーム等で矯正施設等を退所した障害者を受け入れ、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合には、報酬上、加算（地域生活移行個別支援特別加算）として評価している。

その算定実績をみると、地域生活定着支援センターの設置数の増加等に比例して、下表のとおり算定対象者数の着実な増加が認められるところであるが、一部に算定実績の全くない府県があるなど地域によってその取組状況に差が認められるところである。

(参考) 地域生活移行個別支援特別加算の対象者数実績の推移

	平成 23 年 10 月	平成 24 年 10 月	平成 25 年 10 月
グループホーム	39 人	71 人	110 人
ケアホーム	56 人	88 人	134 人
障害者支援施設※	27 人	40 人	42 人
宿泊型自立訓練	8 人	31 人	41 人
合計	130 人	230 人	327 人

※ 障害者支援施設については、個人加算の算定利用者数を計上

こうした状況も踏まえ、障害福祉サービス事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修の実施等に必要な費用について、平成 25 年度から地域生活支援事業のメニュー（「矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業」）として支援を行っているところである。

罪を犯した障害者が矯正施設等を退所した後に地域で生活できるようにするためには、多様な福祉サービス等を確保するとともに、地域や福祉施設等での理解を深めることが重要であるので、各都道府県等におかれては、保護観察所や地域生活定着支援センターなど関係機関とも緊密に連携の上、これらの助成制度等の積極的な活用に努められたい。

(参考) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業の概要

ア 事業の目的

障害福祉サービス事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修等を実施することにより、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行・定着を推進することを目的とする。

イ 事業の内容

(ア) 研修事業

障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修を実施

(イ) 普及啓発事業

地域住民をはじめとする関係機関等に対して罪を犯した障害者等に関するシンポジウムの開催やパンフレットの作成等により広報その他の啓発活動を実施

(ウ) 受入促進事業

障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所又はグループホームが実施

する矯正施設等を退所した障害者の受け入れ促進のために有効な取組への支援

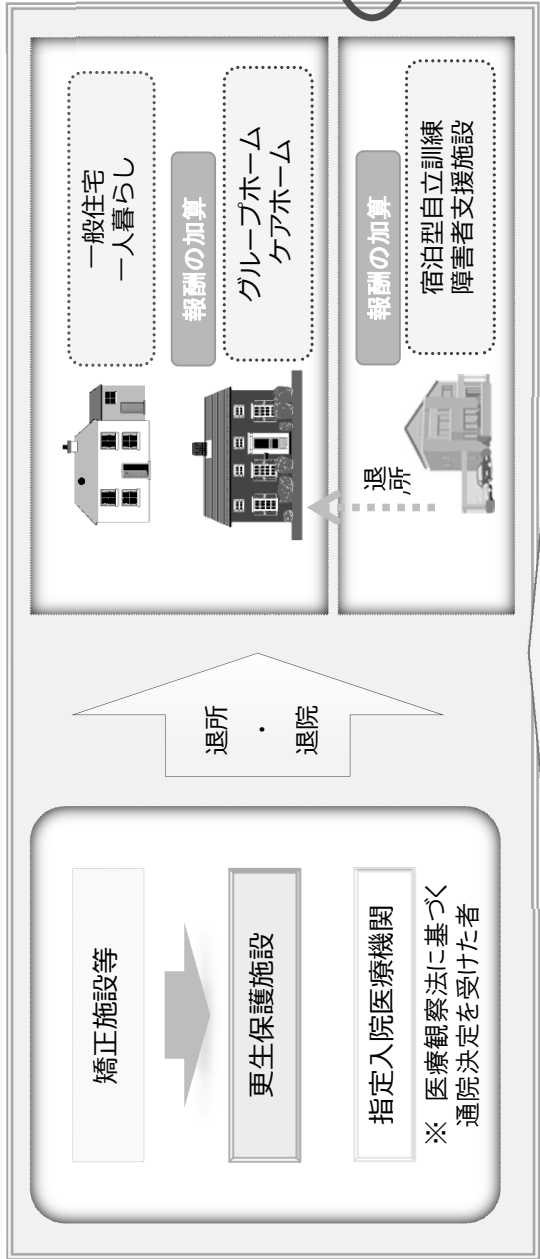
【取組の例示】

- ・ 受け入れ前の求人その他の体制確保
- ・ 従事者研修の開催 等

※ 事業の一部又は全部を団体等に委託することが可能

矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援

矯正施設等を退所した障害者等の地域生活への移行を支援するため、グループホーム等で矯正施設等を退所した障害者を受け入れ、支援を行った場合には、報酬上の加算（「地域生活移行個別支援特別加算」）で評価している。また、都道府県が実施する罪を犯した障害者等の特性や支援方法など障害福祉サービス事業所等の従事者の専門性の強化を図るための研修等の開催を地域生活支援事業により支援。



報酬の加算

（地域生活個別支援特別加算）

矯正施設等を退所した者等に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合に加算を算定

（加算単価）

ア 障害者支援施設

i 12単位/日（体制加算）

ii 306単位/日（個人加算）

イ 障害者支援施設以外

670単位/日（個人加算）

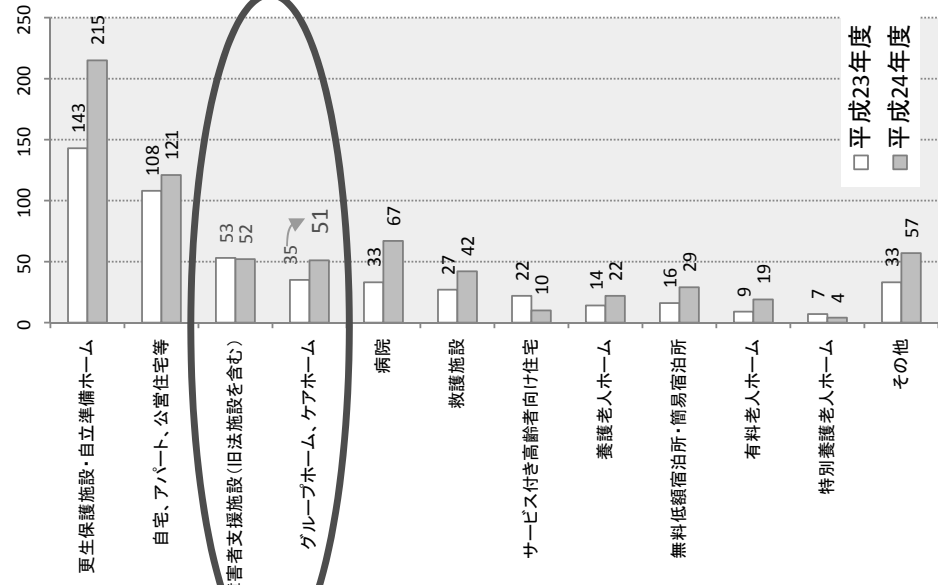
地域生活支援事業

（矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業）

矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行・定着を推進することを目的に実施する以下の事業を支援

- 研修事業・・・障害福祉サービス事業所等の職員等向けの研修の実施
- 普及啓発事業・・・広報その他の啓発活動
- 受入促進事業・・・求人、体制確保など事業所の取組への支援

（参考）地域生活定着支援センターの支援を受けた者の帰住先実績



（関連資料⑤）

（８）地域相談支援の着実な実施等について

① 地域相談支援の提供体制の整備について（関連資料⑥、⑦（181 頁））

平成 24 年 4 月 1 日から創設された地域移行支援、地域定着支援については、各自治体が定める第 3 期障害福祉計画において、平成 25 年度にそれぞれ 1 か月平均で地域移行支援は 7, 634 人、地域定着支援は 11, 129 人が利用することが見込まれていたところである。

しかしながら、その利用実績については、各都道府県の国民健康保険団体連合会による介護給付費等の支払実績によれば、直近の平成 25 年 10 月でも地域移行支援が 511 人、地域定着支援が 1, 567 人と計画値に対して極めて低調となっており、都道府県別にみても大きな格差が生じているところである。また、障害種別ごとにみると特に地域移行支援はその利用者の 8 割以上が精神障害者となっており、知的障害者及び身体障害者の利用は進んでいない状況である。

このため、特にこれらの利用が進んでいない自治体におかれては、障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行及び地域移行後の地域生活への定着を着実に進めるため、必要に応じて障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会を積極的に活用しながら、今年度の利用実績の分析や課題の整理、対応方策等の検討、障害者向けの地域移行に関するパンフレットの作成等の取組を推進するなど計画的な地域相談支援の提供体制の整備の推進に取り組むよう、よろしくお願いします。

なお、地域定着支援の給付決定に際して、地域移行支援を利用していない障害者や家族と同居している障害者を一律に給付対象外として運用している自治体が見受けられるが、いずれのケースも地域移行支援の給付対象となり得るため、各自治体においては、本人の意向や心身の状況、同居家族の状況等を十分に勘案の上、適切な運用に努められたい。

② 精神障害者の退院支援体制の整備等について（関連資料⑧（183 頁））

平成 25 年 6 月に成立した精神保健福祉法の一部改正法により、医療保護入院者の地域生活への移行を促進する観点から、精神科病院の管理者に対する相談支援事業者等の紹介努力義務規定が設けられ、平成 26 年 4 月から施行することになっている。

これを受け、相談支援事業者等（地域援助事業者）において、通常必要となる職員に加えて退院支援に関する業務等を行うための職員の配置に必要な費用等について、地域生活支援事業費補助金のメニュー（「相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保」）として財政支援を行うことを予定しているので、当該助成制度の積極的な活用に努められたい。

（参考）相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保の概要

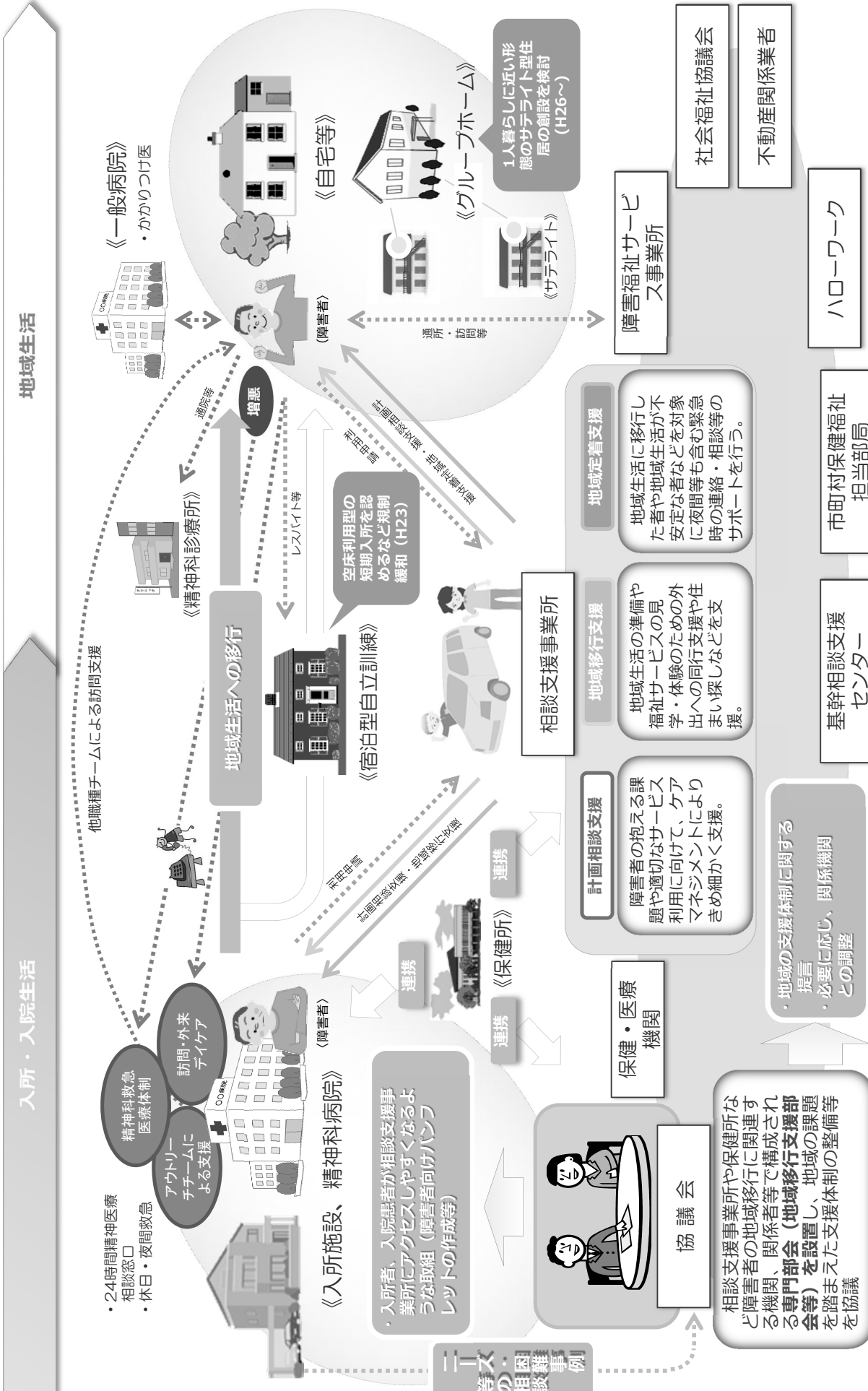
ア 目的

精神保健及び精神障害福祉に関する法律第 33 条の 5 の規定に基づく地域援助事業者が退院支援体制の確保に要する費用の一部について補助を行い、医療保護入院者の地域生活への移行を促進することを目的とする。

イ 事業内容

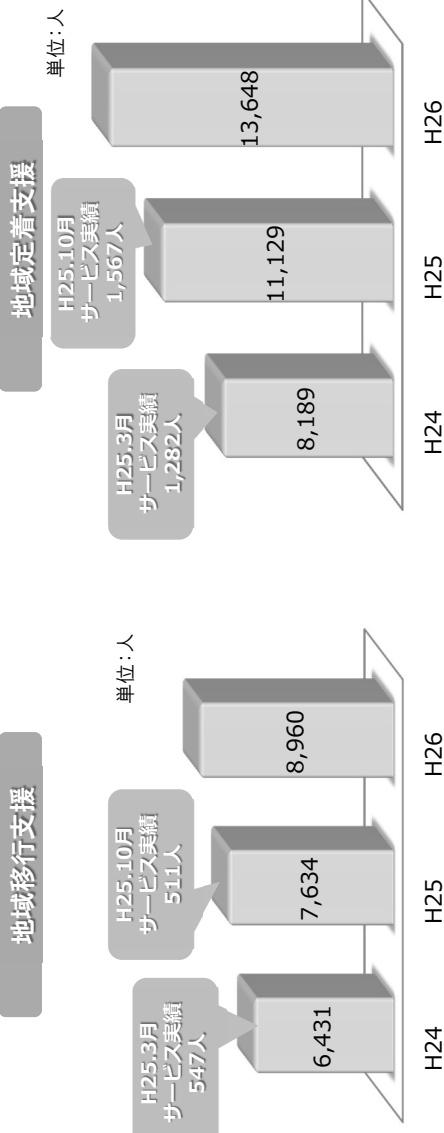
相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制を確保するため、必置職員以外の職員を配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。

障害者の地域移行・地域生活を支える体制整備の着実な推進

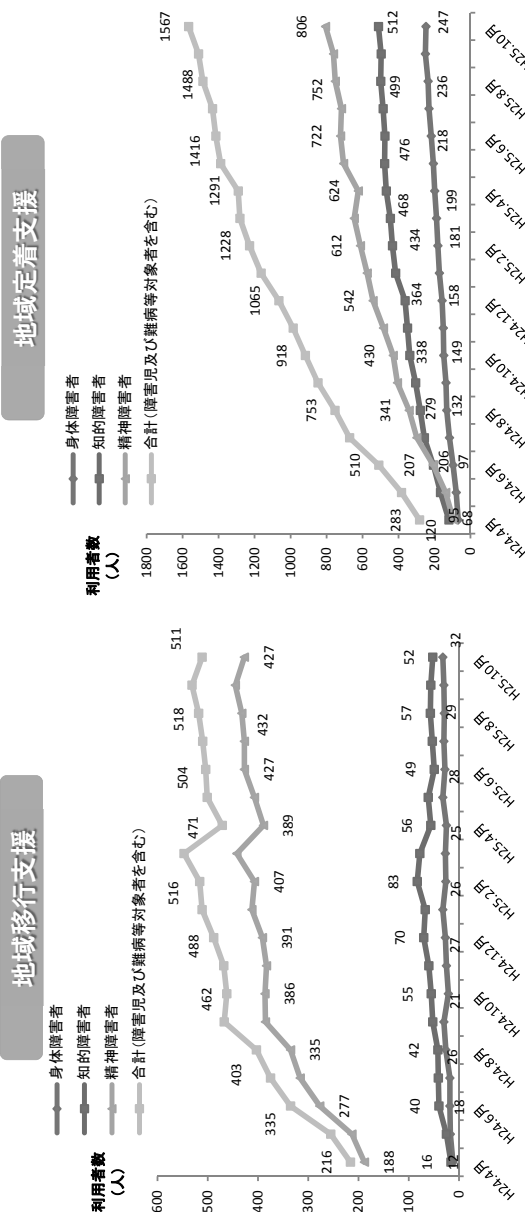


地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数実績等

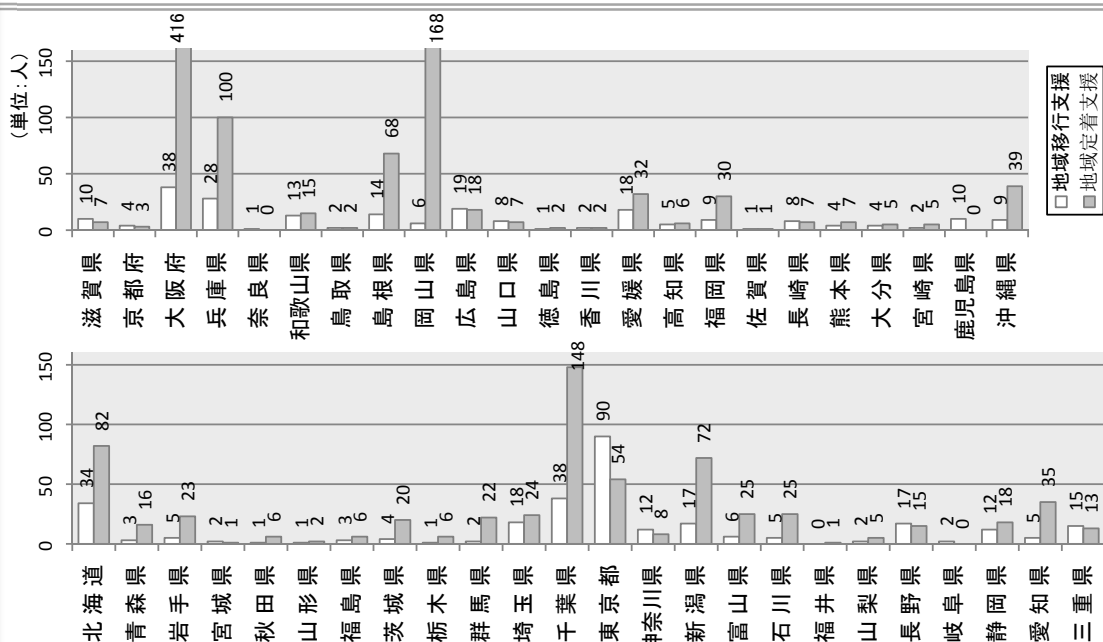
◆ 第3期障害福祉計画における見込量



◆ 障害別利用者数の推移 (H24.4～H25.10)



◆ 都道府県別利用者数 (H25.10)



(関連資料⑦)

改正精神保健福祉法の施行事項 《地域援助事業者》

平成25年6月に成立した精神保健福祉法の一部改正法により、医療保護入院者の地域生活への移行を促進する観点から、精神科病院の管理者に対する相談支援事業者等の紹介努力義務規定が設けられ、平成26年4月から施行することとされた

(参考) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(抄)

第33条の5 医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者は、医療保護入院者又はその家族等から求めがあった場合その他医療保護入院者の退院による地域生活への移行を促進するために必要があると認められる場合には、これらの者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、一般相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第16項に規定する特定相談支援事業（第49条第1項において「特定相談支援事業」という。）を行う者、介護保険法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業を行う者その他の地域の精神障害者の保健又は福祉に関する各般の問題につき精神障害者又はその家族等からの相談に応じ必要な情報の提供、助言その他の援助を行う事業を行うことができると認められる者として厚生労働省令で定めるもの（次条において「地域援助事業者」という。）を紹介するよう努めなければならない。

【地域生活支援事業費補助金】

相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保

1. 事業概要

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の5の規定に基づく地域援助事業者が退院支援体制の確保に要する費用の一部について、補助を行い、医療保護入院者の地域生活への移行を促進する。

(参考) 医療保護入院者数

133,096人（平成23年6月30日現在）

1ヶ月の新規医療保護入院者数

12,484人（平成22年6月実績）

（出典：精神保健福祉資料平成23年度6月30日調査）

2. 補助内容

相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制を確保するため、通常必要となる職員以外の職員の配置に必要となる賃金や諸経費等について助成

3. 創設年度 平成26年度

4. 実施主体 市町村

5. 補助率（負担割合） 1／2以内（国1／2以内、都道府県1／4以内）

(関連資料⑧)

17 計画相談支援・障害児相談支援の推進について

(1) 計画相談支援・障害児相談支援の推進について

利用者への計画相談支援・障害児相談支援の提供に当たっては、平成24年4月に施行された障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）等関係法令の改正により、平成27年度からは、障害福祉サービス、地域相談支援や障害児通所支援の利用者に対する支援の一環として、支給決定を行う市区町村は、それらに係る申請があった全ての事例において申請者に対してサービス等利用計画案・障害児支援利用計画案（以下「サービス等利用計画案等」という。）の提出を求めるものとされた。これを踏まえ、平成24年度から平成26年度までの3年間でそのための体制整備を進める必要があるが、法令改正の施行から2年が経とうとしている現時点での進捗をみると、都道府県・市区町村によっては順調に体制整備が進んでいるところもある一方、全体としては障害福祉計画における見込み等と比べて非常に低い水準にとどまっている状況である。

そのため、当初の予定どおり体制整備が進んでいない都道府県及び管内市区町村におかれては、準備期間の最終年度である平成26年度においては、障害福祉サービス、地域相談支援や障害児通所支援の利用者等の期待に応えるためにも、体制整備に係る取組のより一層の推進を図っていただくようお願いする。

既に、「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」（平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡）を発出しているところであるが、改めて以下のとおり周知する。（関連資料①（194頁））

特に、「計画相談支援等の完全実施に向けた体制整備の加速化策として考えられる手法」については、管内市区町村を通じて、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所を招集の上、必ず周知するとともに、そのような機会をきっかけとして、定期的に進捗状況、管内の課題を共有するような仕組みを構築されたい。また、別添資料として、宮崎県が行っている取組を掲載しているので、各都道府県の取組の参考とされたい。（関連資料②（198頁））

○ 「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」（平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡）（抄）

1. 全ての利用者について計画相談支援等が行われることを原則とした趣旨

地域において計画相談支援を進めるに当たっては、都道府県、市区町村及び事業者が計画相談支援の必要性について認識を共有し、利用者に対しても分かりやすく説明することが重要である。参考までに、社会保障審議会障害者部会

報告書（平成 20 年 12 月 26 日）における記載事項を整理すると、次のとおりである。

- （１） 障害児者の自立した生活を支えるためには、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かく継続的な支援が必要であり、そのためには定期的なケアマネジメントを行う体制が求められること
- （２） 障害児者にとって、専門的な知見を持った担当者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせて利用することが、選択肢の拡大につながる
- （３） 可能な限り中立的な者が、専門的な観点から一貫してケアマネジメントを行うことにより、市区町村の支給決定の裏付け又は個別のサービス・支援の内容の評価を第三者的な観点から行うことが可能となること

2. 計画相談支援等の進捗状況

第 3 期障害福祉計画（平成 24 年度～平成 26 年度）において各都道府県・市区町村が立てた見込値に基づくと、平成 27 年度から支給決定する全ての利用者に対応するためには、平成 26 年度には支給決定の更新及びモニタリングを合わせて毎月平均で 18.9 万件に対応できるような体制になっていなければならないが、平成 25 年 10 月分の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）データでは、計画相談支援の提供件数は 4.3 万件となっている。また、障害児相談支援の提供件数は 0.8 万件となっており、障害福祉計画上、位置づけられていないため見込値との比較はできないが、障害福祉サービス・地域相談支援と障害児通所支援の利用者数の比率から見れば、同様に進捗が遅れている状況であることが分かる。

一方、都道府県ごとの進捗状況を確認すると、非常に大きな乖離があり、最も進んでいるところでは既にサービス利用者一万人あたり 1,500 件に近い支給実績があるが、最も進んでいないところではその約 5.9 分の 1 にとどまっている状況である（平成 25 年 10 月国保連データ）。

また、全市区町村に対し、サービス等利用計画等の作成済み者数の実態把握を各都道府県経由で調査したところ、全国ベースでは、サービス等利用計画については全利用者の 23.9%、障害児支援利用計画については 25.2%が作成済みという状況であった。さらに、これについても都道府県ごと・市区町村ごとに非常に大きな乖離があり、最も進んでいるところでは既に全利用者の半分以上で計画が作成済みとなっているが、最も進んでいないところではその約 6.2 分の 1 にとどまっている状況である（平成 25 年 12 月厚生労働省調べ）。

このような状況の中、取組が進んでいないところの底上げを行うことが今後の重要な課題であり、そのためには、特に都道府県・市区町村が一体となって体制整備に取り組むことが極めて重要である。

3. 計画相談支援等の体制整備を進めるために

（１）基本的考え方

計画相談支援等の体制整備を進めるためには、既に障害保健福祉関係主管課長会議等の場で繰り返し説明してきているように、次の３段階が必要である。

- ・ まず、支給決定を行う各市区町村が管内の利用者等の状況を把握して体制整備の見通しを立てること
- ・ その上で、各都道府県が、管内市区町村の状況を集約した上で、相談支援専門員の必要数の見込みを立て、養成研修を進めること
- ・ さらに、都道府県・市区町村において、特定相談支援事業所等の設置に向けた関係者への働きかけや、各事業所が必要な相談支援専門員の確保を行うための支援を行うこと

（２）市区町村の役割

市区町村は、支給決定を行う立場であり、計画相談支援等の体制整備に関して一義的な責任を果たすことが求められる。障害福祉計画の策定に当たってサービス利用者数等について見込みを立てるのは以前から行われてきた業務であるが、その見込みに応じてサービス等利用計画の作成やモニタリング等の件数を適切に見込むことが求められる。また、それに当たっては、障害児通所支援の利用者数についても併せて考慮することが必要である。

その上で、管内又は近隣のサービス事業所に対して、特定相談支援事業所等の開設の働きかけを行うことが必要である。その際には、例えば半年後・１年後にどの程度の件数が見込まれるのか等の情報を適切に事業所側に提供し、事業所側として将来的な業務計画等を立てることができる環境づくりを行うことが極めて重要である。

さらに、適切な計画相談支援等が実施されるように特定相談支援事業所等のバックアップの体制づくりを行うことも重要である。そのため、基幹相談支援センターの設置等を通じて、研修の実施による人材育成や特定相談支援事業所等からの困難事例等に関する相談、当該事例等について地域の関係機関へのフィードバック等の体制を作ることが望まれる。

また、協議会を活用し、障害福祉サービス事業者等とのサービス等利用計画等の作成の必要性の共有、計画的なサービス等利用計画等の対象者の選定等の取組を進めていただきたい。

（３）都道府県の役割

都道府県の役割は、管内市区町村の支援である。特に、相談支援専門員

の養成確保により、各特定相談支援事業所等が十分に業務を行うことができる体制を作ることが求められる。

また、そのためには、管内市区町村における計画相談支援等の進捗の見込みを集約して、当該都道府県内における相談支援専門員の必要数を見極めた上で、その確保のために十分な規模の養成研修を行うことが求められる。特に、体制整備がまだ十分に進んでいない現時点においては、養成研修の実施の体制が整った管内市区町村や法人等にその実施を委託・指定するなどして、相談支援専門員として業務を行うことが確実な研修受講希望者が研修を受けられないような事態にならないように対応する必要がある。

さらに、計画相談支援等の進捗率を定期的に把握して市区町村に還元するとともに、進捗率の低い市区町村の課題の把握や適切な支援を行うことも都道府県の重要な役割の一つである。都道府県が計画相談支援等の体制整備に主体的・積極的に取り組んでいるかどうかという点が、当該都道府県における体制整備の進捗状況を決める大きな要素の一つになっている。

(4) 国の支援策等

厚生労働省としては、上記のような市区町村・都道府県の取組を支援するために、次のような支援を実施又は検討しているところである。各市区町村・都道府県においては、下記についても活用を積極的に検討の上で、計画相談支援等の体制整備を進めていただきたい。

① 雇用創出基金事業「地域人づくり事業」(平成 25 年度補正予算)

- ・ 特定相談支援事業所等が、都道府県又は市区町村からの委託を受け、地域の無業者（新卒者等を含む。）を、特定相談支援事業所等で雇用し、サービス等利用計画等の作成補助、地域の障害福祉サービス事業所や学校等の関係機関との意見交換等のサポート業務等を行わせる場合、その費用について都道府県の基金から補助することが可能となる。各都道府県担当部局におかれては、基金の実施担当部局とも連携の上、本事業を有効に活用願いたい。

② 基幹相談支援センター等機能強化事業（平成 26 年度予算案）

- ・ 基幹相談支援センター（委託相談支援事業所）が、障害児者の卒業を控えた時期等に、学校等の現場に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言を行う等、現行の事業を柔軟に運用し、利用者のライフステージの移行に合わせた総合的なサービス提供を円滑にするための人員を配置する場合に、その費用について地域生活支援事業において国からも財政支援を行う予定であり、その活用を検討願いたい。

③ 個々の利用者の給付実績データの集計・分析機能（平成 25 年度補正予

算)

- ・ 国保連から市区町村に提供される給付実績データについては、通常は事業所単位での利用実績のみしか把握できないが、利用者単位での集計・分析を行う機能を付加することによって、例えば障害福祉サービスの利用に係る利用者単位の情報を指定特定相談支援事業所に提供する等、サービス等利用計画の内容の向上等に寄与することが可能となる。

平成 25 年度補正予算に計上された「障害者自立支援給付支払等システム事業」において、集計・分析機能を付加するためのシステム改修等を行う市区町村においては、これを有効に活用して計画相談支援等の推進に努められたい。

④ 計画相談支援等に関する調査研究事業による各種テキストの活用

- ・ 標記については、障害者総合福祉推進事業（厚生労働省助成事業）において、これまで以下のとおりとりまとめられているところである。当省や研究実施団体のホームページに掲載されているので、特に新規に相談支援事業所を立ち上げる場合の体制整備に関連して活用を検討されたい。

【特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会】

●平成 24 年度

「サービス等利用計画の評価指標に関する調査について」

- ・サービス等利用計画評価サポートブック <http://nsk09.org/pg57.html>

●平成 23 年度

「サービス利用計画の実態と今後のあり方に関する研究」

- ・サービス等利用計画作成サポートブック 修正版 6 月 Ver

http://nsk09.org/_src/sc476/keikaku_130617.pdf

※ 上記サポートブックでは、モニタリング時の様式は全て市区町村に提出する前提となっているが、『「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（以下「基準省令」という。）』ではそこまでは義務づけておらず、以前発出した相談支援関係 Q & A でも義務づけられていない旨は明示している。本事務連絡においても引き続き同様の方針であるので、ご了解願いたい。

【特定非営利活動法人埼玉県障害者相談支援専門員協会】

●平成 23 年度

「相談支援事業の業務評価指標策定とソフトウェア開発事業」

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/cyousajigyousougoufukushi/dl/h23_seikabutsu-08.pdf

●平成 22 年度

特定非営利活動法人埼玉県障害者相談支援専門員協会

「障害者相談支援ガイドライン作成とその効果的な普及・活用方策のあり方検討事業」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/cyousajigyoku/dl/seikabutsu7-1.pdf>

別添 1

計画相談支援等の完全実施に向けた体制整備の加速化策として考えられる手法

(1) 基本的考え方

計画相談支援等の完全実施に向けた体制整備の加速化を図るため、より効率的な手続ができるような環境整備、相談支援専門員の省力化が図られるような計画相談支援等の実施プロセスの再精査が求められているところである。

そのような中、可能な限り現場の相談支援専門員の観点を踏まえた上で、計画相談支援等のプロセスの中で、

- ・ 一般的に行われている手続よりも柔軟な対応が可能と考えられるポイントと工夫の例
- ・ 体制整備の加速化を図るために市区町村として積極的に検討していただきたいポイント

を次のとおりまとめたので、今後、市区町村におかれては、各特定相談支援事業所等の意見も十分に聴取した上で、当該市区町村における計画相談支援等のプロセス全体の見直しを行っていただくようお願いしたい。特に、基準省令や『「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」（以下「解釈通知」という。）』の範囲内で、各事業所等が効率的に業務を行うためにどうすればよいかという視点に立って柔軟にプロセスを見直すことが重要であり、各地域における計画相談支援プロセスの中で効率的な業務の実施を妨げているのは何かという点を見極めた上でそれらの改善を進めていただきたい。

(2) 計画相談支援等プロセスの効率化・省力化を進めるための留意事項

① 市区町村に求められる配慮の例

- (a) 特定の特定相談支援事業所等に業務が集中しないように配慮することが必要である。そのためには、市区町村や基幹相談支援センター、委託相談支援事業所が、各特定相談支援事業所等の業務の繁忙状況を確認

の上で、対応が可能な事業所へ紹介すること等の配慮が必要である。

(b) 支給決定・受給者証発行に当たって、次のような配慮を検討することが必要である。

- ・受給者証の発行や支給決定の変更通知について、利用者等の同意の上、直接市区町村から特定相談支援事業所等にも写しを送付するよう配慮すること。
- ・4月から新たに児童発達支援を利用する障害児等、支給決定や支給決定の更新が予め把握できる利用者については、支給決定月よりも早期に特定相談支援事業所等に情報を提供し、十分な時間的余裕を持って業務を進める状態とすること。
- ・計画相談支援等の業務量を分散させるため、例えば支給決定に当たって、期限を利用者の次の誕生日等までとすることも考えられる。

(c) 計画相談支援等において、必ず相談支援専門員が自ら行わなければならない業務は、

- ・居宅等への訪問による利用者等に対するアセスメントの実施
- ・利用者等へのサービス等利用計画案等やサービス等利用計画等の説明
- ・サービス担当者会議におけるサービス担当者への説明・意見の聴取であるが、その他の補助業務（例：面談のためのスケジュール調整、記録のワープロ打ち、書類整理等）については、各業務に対する習熟度等も勘案した上で、管理者の判断に基づき各事業所において補助職員に行わせることも可能である。市区町村においては、必要に応じて平成25年度補正予算による国の財政支援も活用しつつ、補助職員の確保について積極的に検討することが必要である。なお、モニタリングについても同様である。

② 柔軟な対応の工夫の例

(a) 初回面談

アセスメントについて、基準省令では、相談支援専門員が利用者等の居宅等に訪問して行うことを必須としているが、相談支援専門員の訪問の結果、再度利用者等へ確認する事項が生じた場合等には、内容が軽微であれば訪問せず、電話や郵送、電子メール等による確認でも差し支えない。

(b) サービス等利用計画案等の作成

基準省令や解釈通知では、サービス等利用計画案等に対する同意を得

るに当たって「居宅等への訪問」を要件としていない。利用者等の意向が正確に確認できることを前提として、郵送によるやりとりや補助職員の代行等により同意を得る方法でも差し支えない。なお、郵送等による同意の場合においても、サービス等利用計画案等の内容を利用者等に対して説明し、理解していただく必要があるので、状況に応じて相談支援専門員が電話や電子メール等で利用者等とやりとりを行うこと。

(c) サービス事業所の調整・サービス担当者会議

基準省令では、サービス等利用計画等に位置づけた障害福祉サービス等の担当者を「招集」することとなっており、原則としては関係者全員の参加を得た上で開催することとなるが、サービス担当者に参加を求めても業務の都合等で欠席となる場合には、会議を開き直す必要はなく、出席できなかった担当者からは別途、意見を求め、それらを必要に応じてサービス等利用計画等に反映させる形で差し支えない。

なお、上記の方法で意見を求める場合は、意見交換を行った記録を文書で残すこと。

(d) サービス等利用計画等の作成・提出

上記(b)と同様に、基準省令や解釈通知では、サービス等利用計画等に対する同意を得るに当たって「居宅等への訪問」を要件としていない。利用者等の意向が正確に確認できることを前提として、郵送によるやりとりや補助職員の代行等により同意を得る方法でも差し支えない。なお、郵送等による同意の場合においても、利用計画の内容を利用者等に対して説明し、理解していただく必要があるので、状況に応じて相談支援専門員が電話や電子メール等で利用者等とやりとりを行うこと。

(e) モニタリング

モニタリングの一環として行うアセスメントについて上記(a)と同様に、基準省令では相談支援専門員が利用者等の居宅等に訪問して行うことを必須としているが、相談支援専門員の訪問の結果、再度利用者等へ確認する事項が生じた場合等には、内容が軽微であれば訪問せず、電話や郵送、電子メール等による確認でも差し支えない。

また、モニタリングの結果として、サービス等利用計画等に変更がある場合は、再度居宅等への「訪問」は必須ではなく、電話や郵送等による確認でも差し支えない。

なお、サービス提供日時の変更等軽微な変更又は変更がない場合は、利用者等への同意及びサービス担当者会議の開催は不要である。

③ その他

障害者総合福祉推進事業において、計画相談支援等の業務を行うに当たって、様式の記入、情報の管理を容易にするためのソフトウェアを開発している。本ソフトウェアは、以下の URL において無料配布している。

<http://www.muse.dti.ne.jp/ssa/temp.html>

別添 2

いわゆる「セルフプラン」を受け付けるに当たっての留意事項

(1) 基本的考え方

障害者総合支援法第 22 条第 5 項や児童福祉法第 21 条の 5 の 7 第 5 項では、市区町村からサービス等利用計画案等の提出を求められた障害者又は障害児の保護者は、相談支援事業所以外において作成されるサービス等利用計画案等（セルフプラン）を提出することができるものとされている。

この「セルフプラン」自体は、障害者本人（又は保護者）のエンパワメントの観点からは望ましいものである。一方、一部の市区町村では、計画相談支援等の体制整備に十分に力を入れないまま安易に「セルフプラン」を提出させるよう誘導しているとの指摘もなされているものと承知している。

については、各市区町村が「セルフプラン」を受け付けるに当たっての留意事項を下記に示すので、ご参照いただき、専門的な知見のもとで適切なサービス等利用計画・障害児支援利用計画が作成される体制を進めていただきたい。

(2) 「セルフプラン」を受け付けるに当たっての留意事項

① 「セルフプラン」は、障害者総合支援法施行規則第 12 条の 4 及び児童福祉法施行規則第 18 条の 14 において「身近な地域に指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）がない場合又は申請者が希望する場合」に申請者が市区町村に提出できることとされているが、このうち「申請者が希望する場合」については申請者の自由な意思決定が担保されていることが前提であること。また、「身近な地域に指定特定相談支援事業者等がない場合」については市区町村（都道府県）が必要な数・規模の事業所の誘致に向けた努力を行ってもなお体制が確保されない場合が前提であること。

② 各市区町村は、平成 27 年度に向けた体制整備を各市区町村・都道府県が進めている中で、体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者を「セルフプラン」に誘導するようなことは厳に慎むべきであること。

- ③ 指定特定相談支援事業者等がないことによる「セルフプラン」については、申請者が可能な限り速やかに適切な支援を受けられるように、日頃から指定特定相談支援事業者等の充足に向けた支援を図るべきであること。また、当該市区町村として管内の障害福祉サービス事業所等の状況に関する情報提供や記載方法に関する説明や相談等十分な支援を行うとともに、モニタリングに代わるものとして、市区町村が本人の状況を定期的に把握すべきであること。さらに、必ずしも利用者等が希望して作成したものではないことを踏まえ、支給決定の更新時には、指定特定相談支援事業者等においてサービス等利用計画等を作成すべきであること。

（２）平成 26 年度における国研修の開催予定について

平成 26 年度における相談支援専門員及びサービス管理責任者に係る国研修については、受講者要件を平成 25 年度から変更することなく、以下の日程で実施する予定であるので、都道府県におかれては、適任者を推薦していただく等、ご協力をお願いする。

相談支援従事者指導者養成研修会（国研修）

- 日時：平成 26 年 5 月 21 日（水）～23 日（金）
- 場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院
（埼玉県所沢市並木 4 丁目 1 番地）

サービス管理責任者指導者養成研修会（国研修）

- 日時：平成 26 年 10 月 1 日（水）～3 日（金）
- 場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院
（埼玉県所沢市並木 4 丁目 1 番地）

障害者自立支援法施行後3年の見直しについての論点 (平成20年社会保障審議会障害者部会資料より一部編集)

障害者の自立した生活を支えていくためには……

- 契約制度の下で障害福祉サービスを組み合わせることを継続的に支援していくこと。
- 個々の障害者の支援を通じて明らかになった地域の課題への対応について、地域全体で連携して検討し、支援体制を整えていくこと。



① 地域における相談体制

- 総合的な相談支援を行う拠点的な機関の設置(基幹相談支援センター)
研修事業の充実

② ケアマネジメントの在り方

- ・ 定期的にケアマネジメントを行い、本人及び本人を取り巻く状況の変化に応じて、継続して課題の解決や適切なサービス利用を支援していく必要がある。
- ・ 専門的な者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせて利用することは、障害者にとって選択肢の拡大につながる。
- ・ 施設入所者についても日中活動を適切に組み合わせることが重要。

→ サービス利用計画作成費の対象を拡大することが必要 (従来の計画作成が普及しなかった反省を踏まえて)

- 従来の市町村が支給決定した後に計画を作成するのではなく、支給決定に先立ち計画を作成することが適切なサービスの提供につながる。
- サービスの利用が、利用者のニーズや課題の解消に適合しているか確認するため、一定期間ごとにモニタリングを実施。
- 可能な限り中立的な者が、専門的な視点で一貫して行うことや、ノウハウの蓄積、専門的・専属的に対応できる人材の確保により質の向上を図る。

③ 自立支援協議会の活性化

- ・ 設置状況が低調
- 法律上の位置づけの明確化
- ・ 運営の取り組み状況について市町村ごとに差が大きい
- 好事例の周知、国・都道府県における設置・運営の支援

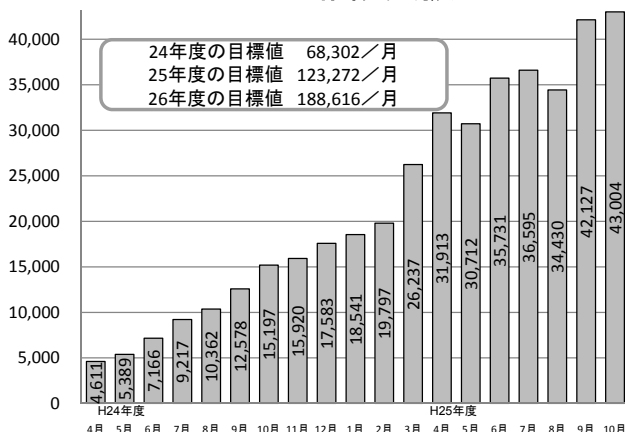
計画作成件数の見込みと実際の推移

○ 平成27年度から利用者全員について計画が適切に作られるための体制づくりが必要。

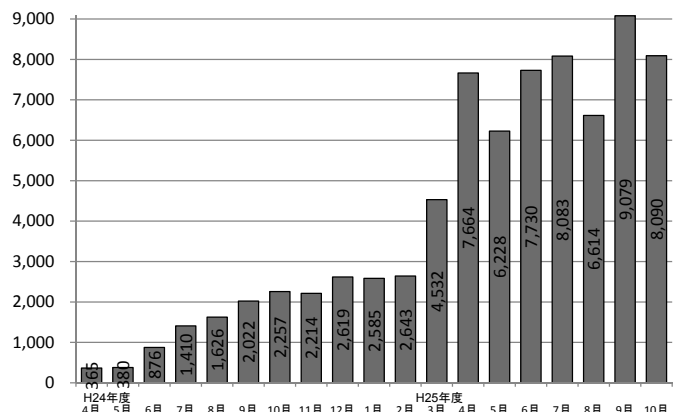
- 障害福祉サービス利用者 68.3万人、障害児支援利用者 13.6万人(H25.10月)
- 障害福祉計画(H24～H26)では、支給決定の更新及びモニタリングも合わせて平成27年度から支給決定を行うすべての利用者に対応するためには、平成26年度は平均して毎月18.9万件に対応できるような体制になっている必要があると見込んでいる。

○ 一方、平成25年10月を見ても月4.3万件にとどまっており、平成27年度から全例に対応できるような体制を作るためにはさらに取組を進める必要がある。

計画相談支援



障害児相談支援



※新規作成のほか、支給決定の更新時及びモニタリングを合わせた件数

都道府県別 計画相談実績（平成25年12月末時点）

※1 調査時点での障害福祉サービス又は地域相談支援の受給者数（なければ直近の数字）

※2 調査時点での「サービス等利用計画案」作成者数（市町村に「サービス等利用計画案」が提出された実績数）

なお、障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用している場合は、それぞれに計上。

※3 平成25年12月時点の実績のうち、三重県は平成25年11月分を報告。

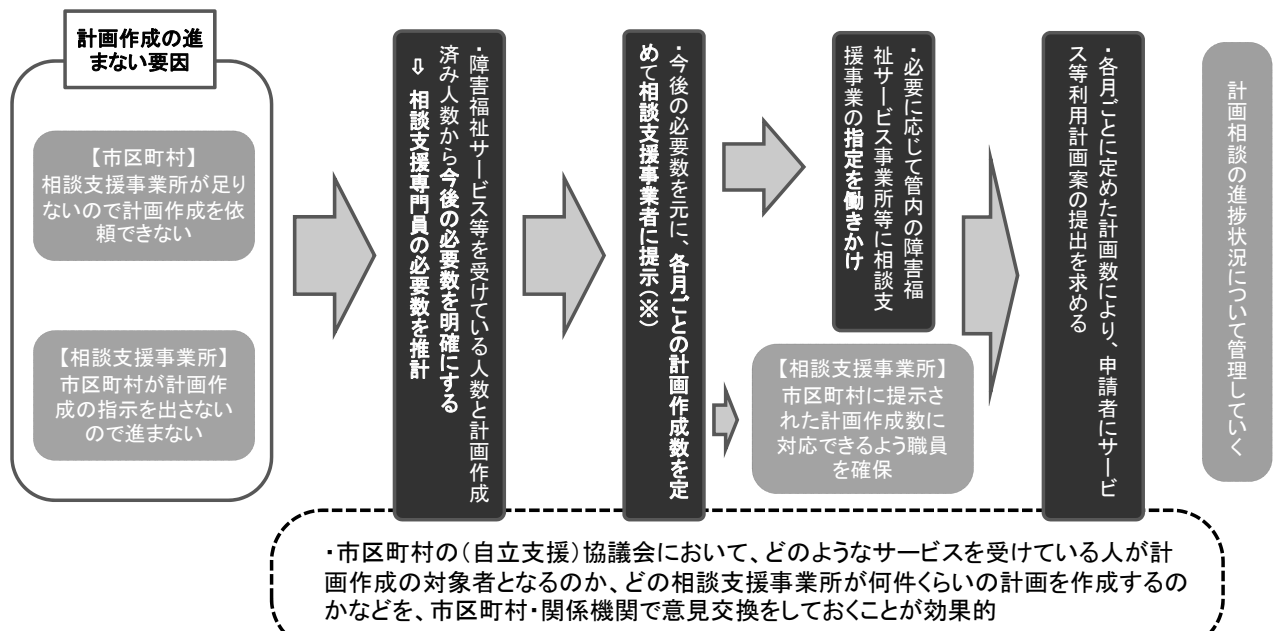
No.	都道府県名	障害者総合支援法分(※3)			児童福祉法分(※3)			No.	都道府県名	障害者総合支援法分(※3)			児童福祉法分(※3)		
		障害福祉サービス等受給者数 a (※1)	計画作成済人数 b (※2)	達成率 b/a (%)	障害福祉サービス等受給者数 a (※1)	計画作成済人数 b (※2)	達成率 b/a (%)			障害福祉サービス等受給者数 a (※1)	計画作成済人数 b (※2)	達成率 b/a (%)	障害福祉サービス等受給者数 a (※1)	計画作成済人数 b (※2)	達成率 b/a (%)
1	北海道	50,893	10,012	19.7%	14,179	3,213	22.7%	25	滋賀県	9,609	2,020	21.0%	1,570	153	9.7%
2	青森県	11,223	4,431	39.5%	1,488	694	46.6%	26	京都府	18,340	1,534	8.4%	3,738	368	9.8%
3	岩手県	10,282	2,822	27.4%	1,721	365	21.2%	27	大阪府	64,177	8,362	13.0%	12,633	1,881	14.9%
4	宮城県	13,809	2,081	15.1%	2,528	202	8.0%	28	兵庫県	34,945	5,561	15.9%	7,436	1,352	18.2%
5	秋田県	7,860	3,035	38.6%	659	339	51.4%	29	奈良県	8,844	1,319	14.9%	2,684	710	26.5%
6	山形県	7,192	2,990	41.6%	1,308	593	45.3%	30	和歌山県	8,106	3,311	40.8%	1,991	207	10.4%
7	福島県	12,240	3,664	29.9%	2,236	1,054	47.1%	31	鳥取県	5,613	1,876	33.4%	642	81	12.6%
8	茨城県	16,272	3,503	21.5%	3,781	731	19.3%	32	島根県	6,982	2,410	34.5%	869	491	56.5%
9	栃木県	11,149	2,619	23.5%	2,048	565	27.6%	33	岡山県	14,079	1,554	11.0%	5,258	584	11.1%
10	群馬県	10,110	4,027	39.8%	1,481	701	47.3%	34	広島県	19,409	5,324	27.4%	6,543	1,626	24.9%
11	埼玉県	30,679	7,764	25.3%	5,998	1,260	21.0%	35	山口県	9,969	4,543	45.6%	1,824	1,044	57.2%
12	千葉県	28,793	7,678	26.7%	7,665	2,051	26.8%	36	徳島県	7,033	2,874	40.9%	1,844	814	44.1%
13	東京都	71,940	10,259	14.3%	14,370	2,106	14.7%	37	香川県	5,938	2,046	34.5%	1,172	461	39.3%
14	神奈川県	44,824	5,887	13.1%	10,239	2,881	28.1%	38	愛媛県	11,025	3,205	29.1%	2,283	1,095	48.0%
15	新潟県	14,539	4,918	33.8%	1,902	609	32.0%	39	高知県	5,715	1,293	22.6%	829	169	20.4%
16	富山県	6,121	2,198	35.9%	1,166	412	35.3%	40	福岡県	36,555	3,070	8.4%	5,833	854	14.6%
17	石川県	7,742	1,895	24.5%	1,186	472	39.8%	41	佐賀県	6,373	935	14.7%	853	195	22.9%
18	福井県	6,283	2,159	34.4%	929	193	20.8%	42	長崎県	12,567	3,259	25.9%	1,953	666	34.1%
19	山梨県	5,401	1,458	27.0%	869	283	32.6%	43	熊本県	14,670	5,141	35.0%	3,208	1,472	45.9%
20	長野県	13,789	5,019	36.4%	2,015	750	37.2%	44	大分県	9,891	3,678	37.2%	1,344	545	40.6%
21	岐阜県	11,982	4,141	34.6%	4,416	1,566	35.5%	45	宮崎県	9,187	2,760	30.0%	1,331	629	47.3%
22	静岡県	20,184	3,994	19.8%	4,156	1,233	29.7%	46	鹿児島県	15,311	5,903	38.6%	4,217	1,784	42.3%
23	愛知県	39,357	20,271	51.5%	10,158	2,518	24.8%	47	沖縄県	12,851	3,264	25.4%	2,987	843	28.2%
24	三重県	11,606	2,081	17.9%	2,118	431	20.3%		(合計)	811,459	194,148	23.9%	171,658	43,246	25.2%

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ

◎1,738箇所中、40%以上：463箇所 / 30%以上～40%未満：288箇所 / 20%以上～30%未満：315箇所

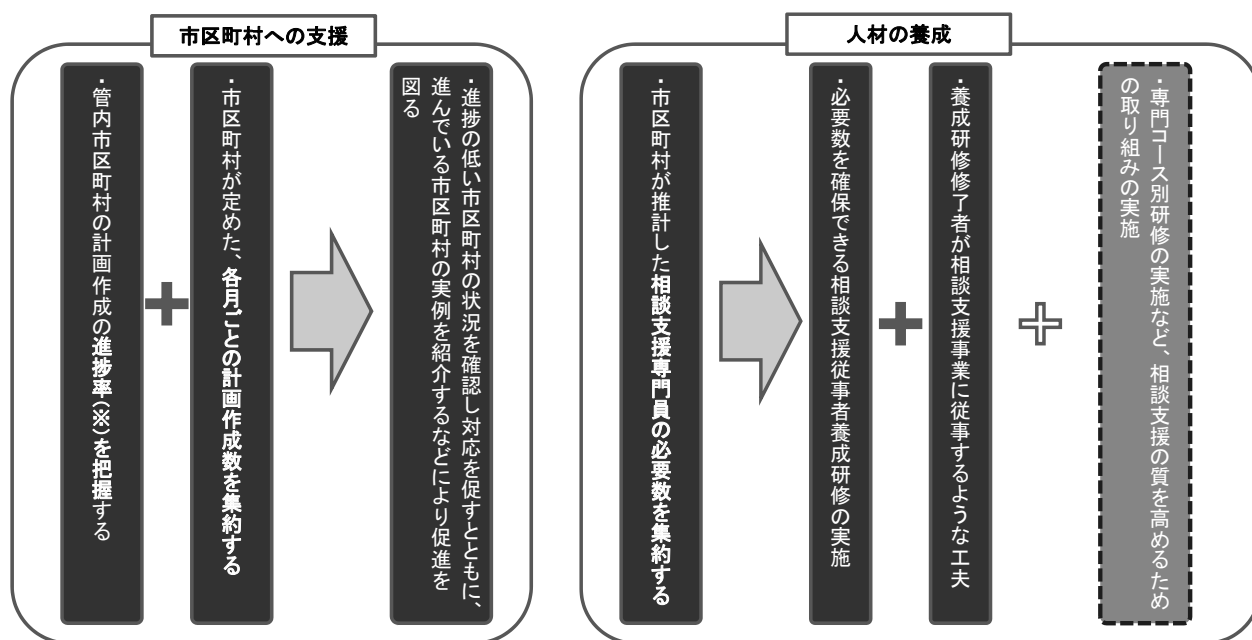
10%以上～20%未満：313箇所 / 10%未満：355箇所 / 対象者なし：4箇所

計画相談を促進するための対応（市区町村）



※ 各月が困難であれば四半期など適切な期間を設定

計画相談を促進するための対応(都道府県)



都道府県(自立支援)協議会において、人材養成の方針などについて協議する場を設けることが望ましい

※ 進捗率=(計画が作成されている人数) / (サービス等利用計画案作成対象者)

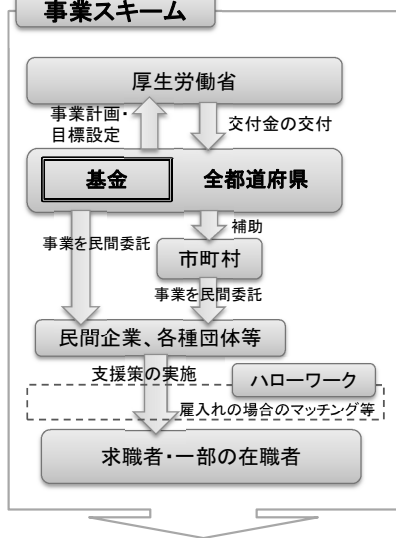
地域人づくり事業の概要(雇用創出基金事業)

平成25年度補正予算
1,020億円

趣旨

- 地域経済を活性化し、「日本再興戦略」による経済成長を確実なものとするために、地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大など「全員参加」を可能とする環境を整備するとともに、賃金の上昇や、家計所得の増大等処遇改善に向けた取組を推進。
- 都道府県に造成している基金を積み増し、「地域人づくり事業」を創設し、民間企業等の活力を用い、雇用の拡大及び処遇の改善に取り組む。

事業スキーム



地域の多様な「人づくり」を通じた
雇用拡大 賃上げ促進

概要

- 事業期間は、事業開始(平成25年度補正予算成立)から、平成26年度末まで。(ただし、平成26年度までに開始した事業は平成27年度末まで。)
- 都道府県は、予め雇用拡大及び処遇改善に関する事業の到達目標を立て、その進捗を管理することが必要。

事業内容

地域のニーズに応じて、以下の雇用対策事業を計画・実施。受託事業主は、予め計画を立てて取り組むことが必要。

雇用拡大プロセス

…失業者(無業者)の就職に向けた支援

(例)

【雇入れを伴うもの】

- ① 未就職卒業者・出産により離職した女性を雇い入れての座学研修・企業実習／
- ② 高齢者等を雇い入れての介護補助事業 等 (支弁費用) 人件費、研修費、企業実習受入経費

【雇入れを伴わないもの】

- ③ 人手不足分野のミスマッチ解消のための合同採用説明会／
- ④ 中小企業の情報発信／
- ⑤ 地域の実情に応じた就職支援セミナー
- ⑥ 生涯現役社会実現に向けた高齢者就業機会の掘り起こしとマッチング 等 (支弁費用) 説明会経費、情報発信費、セミナー経費等

処遇改善プロセス

…在職者に対する処遇改善に向けた支援

(例)

- ① 【定着支援】に向けたメンタルトレーニング (若手社員向け)・雇用管理研修(管理者向け)／
- ② 非正規雇用労働者の【正社員化】に向けた生産性拡大に関するコンサルティング／
- ③ 【賃金上昇】を目的とした、海外販路拡大・グローバル人材育成のための国内外派遣 等 (支弁費用) 研修費(講師謝金、アドバイス費用) 等

※ 実施都道府県は、両プロセスの実施が必要。

地域人づくり事業の活用例

雇用拡大プロセス ～障害者福祉領域の人材育成を支援～

障害者相談支援事業所サポート事業

(概要)

地域の無業者を、障害者総合支援法に基づく相談支援事業所等で雇用し、サービス等利用計画の作成補助、地域の障害福祉サービス事業所や学校等の関係機関との意見交換等のサポート業務等を行わせることを通じて、それら無業者の当該事業所への就業に結びつけ、また、障害福祉サービスに関する経験を積ませることで同分野他事業所での就業にも結びつける。

(効果)

若者の人材育成、障害者総合支援法に基づく相談支援事業所等での人材確保

(委託先のイメージ)

・障害者総合支援法に基づく相談支援事業所等



※ 本資料はあくまで想定し得る事業のイメージを示したものです。実際に実施される事業は、各自治体により異なりますのでご注意ください。

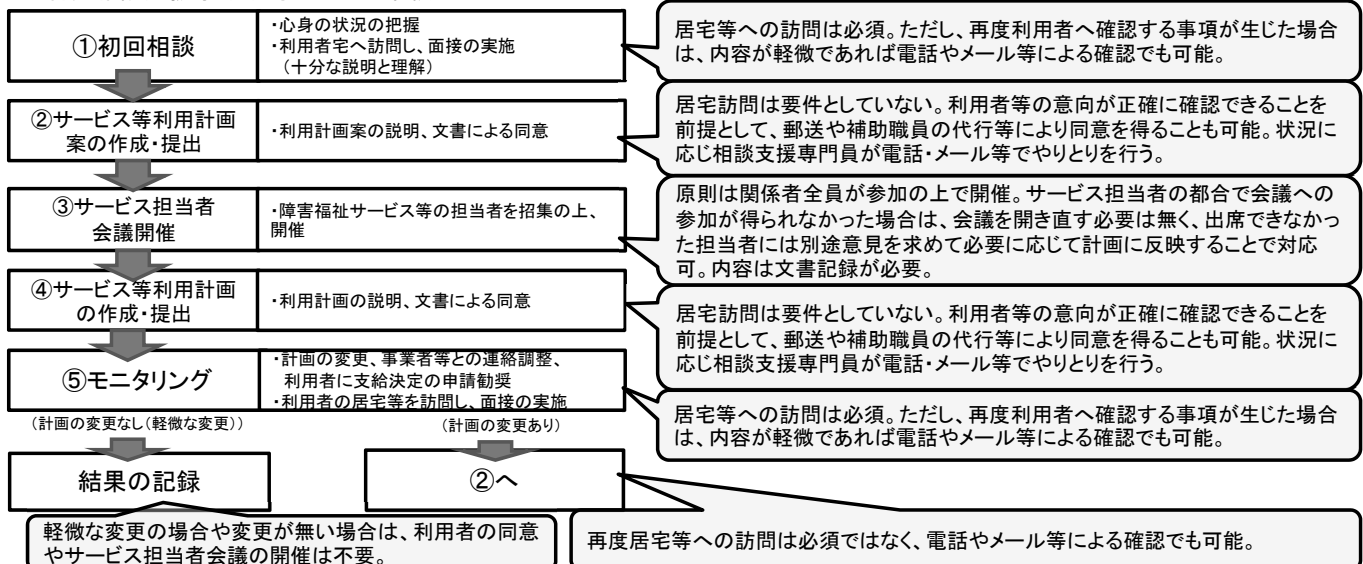
計画相談支援等の完全実施に向けた体制整備の加速化策(ポイント)

* 「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」(平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡)より抜粋

(市区町村に求められる配慮の例)

- 基幹相談支援センターや委託相談支援事業所と連携し、各相談支援事業所の繁忙状況を確認の上、特定の相談支援事業所に業務が集中しないよう配慮
- 支給決定・受給者証発行に当たって、
 - ・利用者の同意の上、受給者証や支給決定の変更通知の写しを、直接市町村から相談支援事業所等に送付
 - ・支給決定の予定日より早期に相談支援事業所に情報提供し、十分な時間的余裕を確保
 - ・支給決定に当たって、期限を利用者の次の誕生日等までとして計画相談支援の業務量を分散

○ 特定相談支援事業所等における柔軟な対応の工夫例



宮崎県の計画相談支援に対する取組みの全体像

○宮崎県では、平成24年4月の利用者1万人当たりの計画作成件数が全国47位(最下位)でしたが、平成24年度後半から徐々に計画作成件数が伸び始め、平成25年8月サービス提供時点では全国20位にまで上昇しました。

○宮崎県では、平成25年度にサービス等利用計画の作成を進めるため様々な取り組みを行ってきました。

○平成25年度における計画相談支援に対する宮崎県の取り組み

4月	市町村担当者説明会での周知
5月	9市1町の担当者との意見交換の実施
6月	障害者総合支援法に基づく集団指導での事業者への周知
7月	法人向け相談支援事業開設支援研修(県内3ブロック)の開催(※) 計画相談支援に係る実態調査の実施 宮崎県障がい者自立支援協議会相談支援部会の開催
9月	潜在的有資格者向けフォローアップ研修(県内3ブロック)の開催(※)
10月	計画相談支援に係る市町村担当者会議の開催 相談支援従事者初任者研修の開催 ⇒1年以内に事業所の新設・拡充を行う法人から優先的に受け入れ
12月	相談支援従事者現任研修を開催
26年 1～3月	相談支援体制スタートアップ研修の実施(※) インターンシップの実施(※) 相談支援事業所パンフレットの作成(※)

(※)障害福祉に係る相談支援に携わる人材確保事業 700万円

(委託先:宮崎県障がい者相談支援事業連絡協議会)

①計画相談支援に係る実態調査(H25. 7)

○計画相談支援の現状を把握するために、「計画相談支援に係る実態調査」を実施しました。この調査は、3つの調査で構成されています。

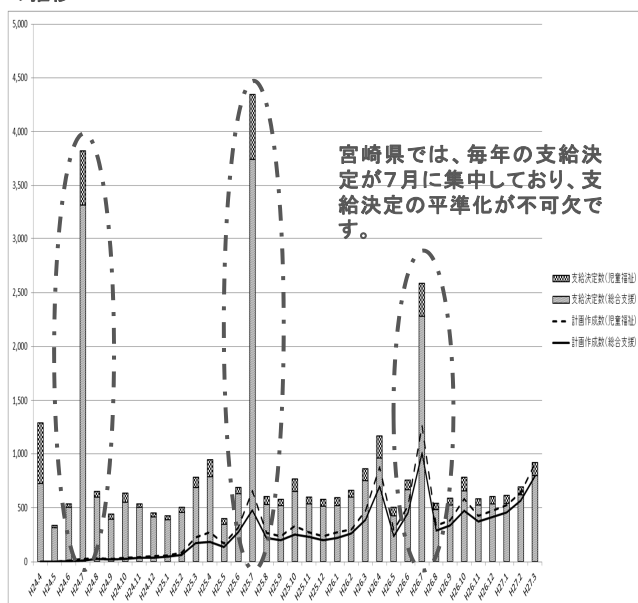
①平成27年3月末までの毎月の支給決定者数、計画作成数及びモニタリング数の見込みを調べる「需要量調査」

②事業所数と相談支援専門員の配置状況(専任、兼務、主に何の業務を担当しているのか等)を調べる「供給量調査」

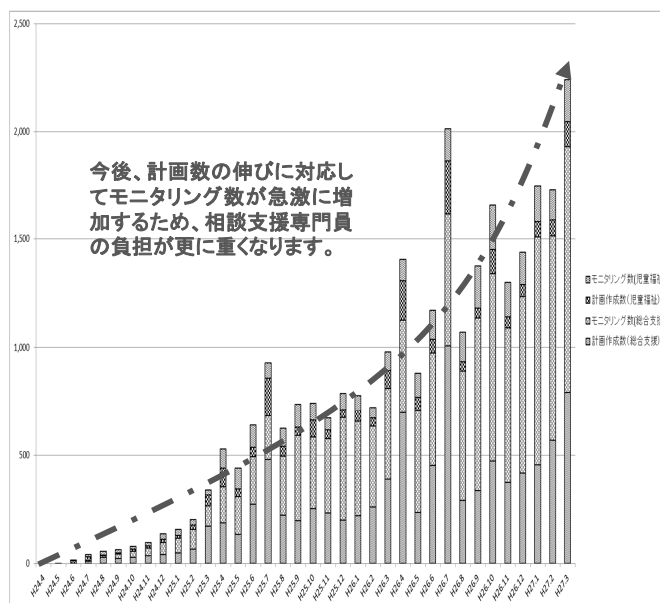
③市町村の様々な取り組みの状況を調べる「取り組み状況調査」

○調査結果は、圏域単位で集計した上で、市町村にフィードバックしました。

○本県の毎月の支給決定者数(棒グラフ)と計画作成数(折れ線グラフ)の推移



○計画作成数とモニタリング数の伸び(積み上げグラフ)



②市町村・サービス事業所等への周知・連携の取り組み等

各種の説明会・研修会で市町村職員やサービス事業所関係者に周知

○各種の説明会や研修会等においてサービス等利用計画について改めて周知を行いました。

9市1町との意見交換の実施（5月）

○年度当初に県内9市（大規模施設を抱える）1町と意見交換を行いました。

県自立支援協議会相談支援部会の開催（7月）

○県自立支援協議会相談支援部会において、計画相談の進捗状況等について報告・議論を行いました。

計画相談支援に係る市町村担当者会議の開催（10月）

○県内26市町村の担当者を集めて、市町村担当者会議を実施しました。会議では、以下の2つを行いました。

- ①「計画相談支援に係る実態調査」（7月）の調査結果等を説明し、県から、今後、市町村に期待される取り組みの例を示しました。
- ② 圏域単位のグループに分かれて、市町村担当者と相談支援専門員（県自立支援協議会相談支援部会構成員）で意見交換を行いました。

指定特定相談支援事業所の開設に必要な指定基準、報酬などの基本的な知識や、申請書の記載例やQ&Aも収録したテキストです。

指定特定相談支援事業所の開設支援テキスト
—計画相談支援の仕組みと申請について—
平成25年7月
宮崎県障害福祉課



更新申請を行う利用者を対象とした市町村窓口用のチラシです。

③障害福祉サービスに係る相談支援に携わる人材確保事業

- 平成25年4月時点における宮崎県の相談支援従事者初任者研修の修了者は延べ650名ですが、実際に相談支援の業務に従事しているのは123名（平成25年7月時点）に止まっています。そのため、平成25年度の新規事業として「障害福祉サービスに係る相談支援に携わる人材確保事業」を実施し、相談支援事業所の新設・拡充に取り組みました。
- この事業は、県内の相談支援事業所等で作る「宮崎県障がい者相談支援事業連絡協議会」に委託し、現場を熟知した相談支援専門員によって企画・運営されています。

法人向け相談支援事業所開設支援研修（7月）

県内3ブロックで法人の経営者等を対象に、相談支援事業の魅力、事業内容、開設の手続きに関する研修を実施しました（297名が参加。うち、新設検討中の71法人からは114名が参加）。

相談支援体制スタートアップ研修（2月）

平成25年度の取り組みを振り返りながら、相談支援の先進地「長野県」を視察した6名の相談支援専門員からの視察報告と、平成26年4月施行に係る障害者総合支援法の内容についての研修を実施しました（151名が参加）。

潜在的有資格者向けフォローアップ研修（9月）

県内3ブロックで相談支援従事者研修を修了し実務経験を満たしているものの、現に相談支援従事していない「潜在的有資格者」を対象としたフォローアップのための研修を実施しました（194名が参加。うち、潜在的有資格者が92名参加）。

インターンシップ研修（2～3月）

潜在的有資格者等を相談支援事業所の即戦力へと育成するため、県内の相談支援事業所へのインターンシップ（3日間）を行いました（35名を19事業所で受入れ）。

学生を対象とした説明会

福祉系の大学・専門学校に通う学生に相談支援専門員の魅力・キャリアパスを紹介しました。（平成27年1月末までに、3校141名が参加）

相談支援事業所パンフレット作成

県内の相談支援事業所等のパンフレットを作成し市町村窓口等への配布や説明会等での活用を行います。

→本事業により、平成25年7月から平成26年1月までに10事業所が新設され、今後も更に相談支援事業所の新設が予定されています。また、本事業により、市町村や関係者の計画作成に対する理解が深まりました。

18 障害者虐待防止対策について

(1) 障害者虐待の未然防止・早期発見の推進について

虐待は障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要である。そのため、厚生労働省では、これまで様々な機会を通じて、障害者の虐待防止・早期発見に向けた取組として、通報義務の周知徹底、都道府県障害者権利擁護センターや市町村障害者虐待防止センターの整備等を通じた相談体制の充実、虐待防止を進める上での人材育成・研修開催等についてお願いしてきているところである。

しかし、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成 24 年 10 月に施行されて以降、深刻な虐待報道が相次いでおり、特に、昨年、千葉県の県立施設で発生した虐待事案については、厚生労働省としても深刻に受け止めている。

厚生労働省では、当該事案を踏まえ各都道府県に対して発出した通知「障害福祉施設従事者等による障害者虐待の防止について」（平成 26 年 1 月 16 日付障害福祉課長通知）において、管内障害者福祉施設等が虐待防止に当たって自己点検を実施しているか確認するよう一層の指導・助言をお願いしているところであるが、確認が未実施のところにおいては至急、対応いただくようお願いする。

なお、確認済みの都道府県においても、更なる再発防止の徹底のため、障害者福祉施設等における

- ・虐待防止に関する定期的な研修の開催状況（研修未受講者の有無）
- ・やむを得ない場合の身体拘束がある場合の記録の有無
- ・虐待防止委員会の設置・開催状況

等を確認いただき、その取組が不十分であれば、自治体で開催する研修の受講を促す等指導・助言をお願いする。

一方、都道府県・市町村における虐待防止に向けた体制の状況については、昨年 11 月 11 日に「平成 24 年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）」において公表しているところであるが、「障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保」、「独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成」、「虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク」等取組が十分でない項目が見受けられたところである。

そのため、都道府県や管内市町村においては、被虐待者への適切な対応や再発防止に向けた取組として、障害者虐待防止法の施行後から蓄積されている事例の分析や評価等を行い、都道府県権利擁護センター・市町村虐待防止センター職員の専門性の強化や関係機関だけでなく外部の有識者も交えたチェック機能の強化等体制の整備・充実を図られたい。

厚生労働省としても、事例集を作成している都道府県から情報を収集の上、

今後、各都道府県に情報提供する予定であるので、マニュアル等が未作成であれば、その参考とされたい。

なお、都道府県や市町村における取組の支援として、これまで「障害者虐待防止対策支援事業」を実施してきたが、平成 26 年度は「地域生活支援事業」において実施する予定である。各都道府県や管内市町村においては、例えば高齢者、児童及びDVの虐待防止分野との横断的な連携や成年後見制度の利用支援を含めた一体的な虐待防止の研修の実施等地域の実情に応じた体制の整備が可能となったことから、柔軟な実施体制の構築を進められたい。
(関連資料 (202 頁))

(2) 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施について

障害者虐待や権利擁護に関する研修については、これまで各都道府県で指導的役割を担う者を養成することを目的とした障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修を行うこととしているが、平成 26 年度においても引き続き実施する予定である。また、強度行動障害を有する者においては、身体拘束や行動制限が行われやすく、虐待につながる可能性も懸念されるため、障害者福祉施設従事者等が強度行動障害を有する者に対して適切に支援できるよう、今年度より強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を独立行政法人のぞみの園において実施しているところである。さらに、来年度は実践研修も加えて、各都道府県における指導者を養成するための研修を開催する予定であり、追ってこれらの開催日程等について連絡することとしている。

(※詳細は、「1 強度行動障害を有する者に対する支援について」(P 1～参照))

なお、平成 26 年度予算案においては、各都道府県が支援者に対する研修を実施するため、「地域生活支援事業」において「障害者虐待防止対策支援」、「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業」、「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業」として盛り込むこととしているので、各都道府県においては積極的な取組に努められたい。

(3) 虐待の対応状況等に関する全国調査と都道府県における公表について

各都道府県及び市町村の障害者虐待の対応状況等に関する全国調査については、調査結果を平成 25 年 11 月 11 日に公表したところであるが、来年度においても引き続き実施の予定である。障害者虐待防止法では、施行後 3 年を目途に必要な措置を講ずることとされており、制度改正も含めた今後の障害者虐待防止施策を検討するに当たっての基礎資料とするため、ご協力をお願いします。

なお、各都道府県においては、毎年度、同法第 20 条の規定に基づき、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況等について公表することとされているが、情報の公表に当たっては、ホームページや広報を活用するなどした上で、その情報が広く利用されて障害者虐待の防止の意識向上及び取組の推進につながるよう配慮願いたい。

市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

表1 市区町村における体制整備等に関する状況（平成24年度末）

		実施済み	未実施
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	市町村数	1,509	229
	構成割合	86.8%	13.2%
障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	市町村数	493	1,245
	構成割合	28.4%	71.6%
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	市町村数	1,250	488
	構成割合	71.9%	28.1%
障害者虐待防止について、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発活動	市町村数	1,118	620
	構成割合	64.3%	35.7%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	市町村数	980	758
	構成割合	56.4%	43.6%
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	市町村数	708	1,030
	構成割合	40.7%	59.3%
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク	市町村数	770	968
	構成割合	44.3%	55.7%
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市町村数	751	987
	構成割合	43.2%	56.8%
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	市町村数	549	1,189
	構成割合	31.6%	68.4%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	市町村数	800	938
	構成割合	46.0%	54.0%
虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言	市町村数	656	1,082
	構成割合	37.7%	62.3%
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	市町村数	577	1,161
	構成割合	33.2%	66.8%
障害者虐待防止法に定める障害者虐待以外、例えば「学校」「保育所」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	市町村数	548	1,190
	構成割合	31.5%	68.5%

注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,738。

市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

表2 都道府県における体制整備等に関する状況（平成24年度末）

		実施済み	未実施
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	都道府県数	46	1
	構成割合	97.9%	2.1%
障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	都道府県数	26	21
	構成割合	55.3%	44.7%
障害者権利擁護センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	都道府県数	46	1
	構成割合	97.9%	2.1%
障害者虐待防止について、講演会や都道府県広報紙等による、住民への啓発活動	都道府県数	39	8
	構成割合	83.0%	17.0%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	都道府県数	46	1
	構成割合	97.9%	2.1%
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	都道府県数	30	17
	構成割合	63.8%	36.2%
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組（新たなネットワーク構築に限らず、既存の自立支援協議会等の組織、ネットワークを活用している場合も含む。）	都道府県数	36	11
	構成割合	76.6%	23.4%
都道府県警との障害者虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	都道府県数	28	19
	構成割合	59.6%	40.4%
都道府県労働局との障害者虐待に関する予防、対応手順、連携に関する協議	都道府県数	43	4
	構成割合	91.5%	8.5%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための市区町村、関係機関との事前の調整	都道府県数	21	26
	構成割合	44.7%	55.3%
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者に関する問題及び養護者に対する支援に関する相談対応及び相談を行う機関の紹介を行える体制の整備	都道府県数	38	9
	構成割合	80.9%	19.1%
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行える体制の整備	都道府県数	41	6
	構成割合	87.2%	12.8%
権利擁護センターによる障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報の収集、分析及び提供	都道府県数	33	14
	構成割合	70.2%	29.8%
障害者虐待防止法に定める障害者虐待以外、例えば「学校」「保育所」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	都道府県数	25	22
	構成割合	53.2%	46.8%

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き(平成24年9月)

I 障害者福祉施設における障害者虐待とは

1. 障害者虐待防止法の施行
2. 「障害者虐待」の定義
3. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

II 施設・事業所の虐待防止と対応

1. 施設・事業所における虐待防止の責務
2. 自立支援協議会などを通じた地域の連携
3. 通報義務
4. 障害者や家族が置かれている立場の理解
5. 障害者虐待の未然の防止について
6. 虐待を防止するための体制について
7. 人権意識、知識や技術の向上のための研修
8. 虐待を防止するための取組について

III 虐待が起きてしまった場合の対応

1. 職員から虐待の相談があった場合の対応
2. 通報者の保護
3. 市町村・都道府県による事実確認への協力
4. 虐待を受けた障害者や家族への対応
5. 原因の分析と再発の防止
6. 虐待した職員や役職者への処分など

IV 市町村・都道府県による施設・事業所への指導等

1. 市町村・都道府県による事実確認と権限の行使
2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況の公表

V 虐待を受けた障害者の保護に対する協力について

1. 居室の確保に対する協力
2. 保護された障害者への対応

VI 身体拘束の廃止と支援の質の向上に向けて

1. 身体拘束の廃止に向けて
2. 身体拘束としての行動制限について
3. 行動障害のある利用者への適切な支援

平成26年度障害者虐待防止対策関係予算案

○ 地域生活支援事業（障害者虐待防止対策支援） 予算額：462億円の内数

1. 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

2. 事業内容

以下のような取組について、地域の実情に応じて都道府県・市町村の判断により実施する。

① 虐待対応のための体制整備

例：24時間・365日の相談窓口の体制整備、虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保等、虐待を受けた障害者等に対するカウンセリング、過去に虐待のあった障害者の家庭等に対する訪問の実施

② 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施

例：障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修の実施

③ 専門性の強化

例：医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保するとともに、有識者から構成されるチームを設置し、虐待事例の分析

④ 連携協力体制の整備

例：地域における関係機関等の協力体制の整備・充実

⑤ 普及啓発

例：障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動の実施

3. 実施主体 都道府県及び市町村

4. 負担率 市町村実施事業：負担割合 国 1／2、都道府県 1／4 都道府県実施事業：負担割合 国 1／2

○ 障害者虐待防止・権利擁護事業費 予算額：3,802千円

1. 事業内容

障害者の虐待防止や権利擁護に関して、各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修の実施

2. 実施主体 国（民間団体へ委託予定）

